

平成22年第1回(3月)坂城町議会定例会会期日程

平成22年3月3日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	3月 3日	水	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 (一般会計予算案詳細説明) (特別会計予算案詳細説明)
2	3月 4日	木		○休 会 (一般質問通告午前11時まで)
3	3月 5日	金		○休 会
4	3月 6日	土		○休 会
5	3月 7日	日		○休 会
6	3月 8日	月		○休 会
7	3月 9日	火		○休 会
8	3月10日	水	午前10時	○本会議 ・一般質問
9	3月11日	木	午前10時	○本会議 ・一般質問
10	3月12日	金	午前10時	○本会議 ・一般質問 ・条例案等質疑 討論 採決 ・一般会計予算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計予算案総括質疑 委員会付託
11	3月13日	土		○休 会
12	3月14日	日		○休 会
13	3月15日	月	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
14	3月16日	火	午前9時30分	○委員会 (総務産業、社会文教)
15	3月17日	水		○休 会
16	3月18日	木		○休 会
17	3月19日	金		○休 会
18	3月20日	土		○休 会
19	3月21日	日		○休 会
20	3月22日	月		○休 会
21	3月23日	火	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

3月3日上程

発委第 1号	坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について	3月 3日	可決
議案第 3号	長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について	3月 3日	可決
議案第 4号	長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について	3月 3日	可決
議案第 5号	長野広域連合規約の変更について	3月 3日	可決
議案第 6号	長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について	3月 3日	可決
議案第 7号	坂城町積立基金条例の制定について	3月12日	可決
議案第 8号	坂城町地域活性化・公共投資臨時基金条例の制定について	3月12日	可決
議案第 9号	坂城町国民健康保険高額療養費、介護保険高額介護サービス費、老人保健高額医療費及び福祉医療費貸付基金の設置及び管理並びに貸付けに関する条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第10号	坂城町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第11号	坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について	3月12日	可決
議案第12号	坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について	3月23日	可決
議案第13号	平成22年度坂城町一般会計予算について	3月23日	可決
議案第14号	平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算について	3月23日	可決
議案第15号	平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について	3月23日	可決
議案第16号	平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金		

	等貸付事業特別会計予算について	3月23日	可決
議案第17号	平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について	3月23日	可決
議案第18号	平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算について	3月23日	可決
議案第19号	平成22年度坂城町介護保険特別会計予算について	3月23日	可決
議案第20号	平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について	3月23日	可決

3月23日上程

議案第21号	平成21年度国補公共下水道事業坂城1号幹線1工区管路工事変更請負契約の締結について	3月23日	可決
議案第22号	平成21年度安全・安心な学校づくり事業坂城小学校改修工事変更請負契約の締結について	3月23日	可決
議案第23号	平成21年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について	3月23日	可決
議案第24号	平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について	3月23日	可決
議案第25号	平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	3月23日	可決
議案第26号	平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について	3月23日	可決
議案第27号	平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について	3月23日	可決
発委第2号	保育所給食の外部調理に対し、規制緩和を行わないことを求める意見書について	3月23日	可決
発委第3号	子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書について	3月23日	可決

発委第 4号	後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について	3月23日	可決
発委第 5号	市町村国保の改善を求める意見書について	3月23日	可決
発委第 6号	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について	3月23日	可決

平成22年第1回坂城町議会定例会

目 次

第1日	3月3日(水)	
○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○発委第1号、議案第3号～議案第6号の上程、提案理由の説明、採決	9
○議案第7号～議案第20号の上程、提案理由の説明	11
第2日	3月10日(水)	
○議事日程	46
○一般質問	中嶋 登 議員.....	46
	大森 茂彦 議員.....	58
	田中 邦義 議員.....	70
	入日 時子 議員.....	83
	安島ふみ子 議員.....	97
第3日	3月11日(木)	
○議事日程	110
○一般質問	宮島 祐夫 議員.....	110
	林 春江 議員.....	123
	塚田 忠 議員.....	137
	円尾美津子 議員.....	144

第4日 3月12日(金)

○議事日程	160
○一般質問 山城 賢一 議員	160
柳澤 澄 議員	172
○発委第1号、議案第7号～議案第12号の質疑、採決	185
○議案第13号～議案第20号総括質疑、委員会付託	188

第5日 3月23日(火)

○議事日程	228
○請願・陳情採決	229
○議案第13号～議案第20号委員長報告、質疑、採決	229
○追加議案上程、提案理由の説明	261
○議案第21号～議案第27号、発委第2号～発委第6号の質疑、採決	266
○町長閉会あいさつ	269

平成22年第1回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成22年3月3日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 3月3日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	田 中 邦 義 君	8 番議員	林 春 江 君
2 〃	中 嶋 登 君	9 〃	宮 島 祐 夫 君
3 〃	塚 田 忠 君	10 〃	池 田 博 武 君
4 〃	大 森 茂 彦 君	11 〃	円 尾 美 津 子 君
5 〃	山 城 賢 一 君	12 〃	柳 沢 昌 雄 君
6 〃	入 日 時 子 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	安 島 ふみ子 君	14 〃	春 日 武 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 沢 一 君
副 町 長	柳 澤 哲 君
教 育 長	長谷川 臣 君
会 計 管 理 者	中 村 忠比古 君
総 務 課 長	宮 下 和 久 君
企 画 政 策 課 長	片 桐 有 君
まちづくり推進室長	塚 田 陽 一 君
住 民 環 境 課 長	塩 澤 健 一 君
福 祉 健 康 課 長	中 村 清 子 君
子 育 て 推 進 室 長	中 沢 恵 三 君
産 業 振 興 課 長	宮 崎 義 也 君
建 設 課 長	村 田 茂 康 君
教 育 次 長	塚 田 好 一 君
収 納 対 策 推 進 幹	春 日 英 次 君
総 務 課 長 補 佐	青 木 知 之 君
総 務 係 長	
総 務 課 長 補 佐	柳 澤 博 君
財 政 係 長	
企 画 政 策 課 長 補 佐	山 崎 金 一 君
企 画 調 整 係 長	
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	吾 妻 忠 明 君
議 会 書 記	金 丸 恵 子 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 発委第 1 号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 3 号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
- 第 7 議案第 4 号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
- 第 8 議案第 5 号 長野広域連合規約の変更について
- 第 9 議案第 6 号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について
- 第 10 議案第 7 号 坂城町積立基金条例の制定について
- 第 11 議案第 8 号 坂城町地域活性化・公共投資臨時基金条例の制定について
- 第 12 議案第 9 号 坂城町国民健康保険高額療養費、介護保険高額介護サービス費、老人保健高額医療費及び福祉医療費貸付基金の設置及び管理並びに貸付けに関する条例の一部を改正する条例について
- 第 13 議案第 10 号 坂城町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について
- 第 14 議案第 11 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について
- 第 15 議案第 12 号 坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について
- 第 16 議案第 13 号 平成 22 年度坂城町一般会計予算について
- 第 17 議案第 14 号 平成 22 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 18 議案第 15 号 平成 22 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 19 議案第 16 号 平成 22 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 20 議案第 17 号 平成 22 年度坂城町老人保健特別会計予算について
- 第 21 議案第 18 号 平成 22 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 22 議案第 19 号 平成 22 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 23 議案第 20 号 平成 22 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成22年第1回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届出がなされており、これを許可してあります。

ただちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者をはじめ各課等の長であります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（春日君） 会議規則第120条の規定により、12番 柳沢昌雄君、13番 柳澤澄君、1番 田中邦義君を会議録署名議員に指名いたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（春日君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月23日までの21日間といたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から3月23日までの21日間とすることに決定いたしました。

なお、一般質問の通告は4日午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め1人1時間以内とし、発言順位は抽選で行いますのでご承知願います。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（春日君） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（中沢君） おはようございます。

本日ここに平成22年第1回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては全員のご出席をいただき、開会できますことを心から御礼申し上げます。

2月13日、カナダのバンクーバーで開催されました冬季オリンピックが3月1日に閉会となりました。国民の大きな期待を受ける中で選手たちが自分の記録に挑戦する姿は美しく、そして厳しいものであったと感ずるのは私だけではないと思えます。

先週はお休みを1日いただきまして、町国際交流協会の皆さんと中国広州地域に行っていました。経済の著しい発展と力あふれる国勢を感ずるとともに複雑な国情や住民生活の

格差というものもかいま見る思いでした。田園風景と数多くの西洋建物が存在する開平の世界遺産は中国の歴史と西洋の交流がうかがえ、感慨深いものでした。

さて、平成22年度の一般会計予算につきましては、世界的な景気後退の長期化に伴い、町税の減収という大変厳しい財政状況を踏まえ、前年度比9.8%減の総額54億6,300万円といたしました。町の財政の歳入の根幹である町税につきましては、個人町民税が21.2%減の6億500万円、法人町民税におきましては、31.9%減の1億6千万円、固定資産税も3.1%減の13億9千万円でありまして、町の税全体では、前年対比11.2%の大幅な減額となる22億7,600万円を見込んでおります。

財源不足を補うための財政調整基金からの繰り入れは3億8千万円で、21年度末の基金残高は約8億円となる見込みです。自主財源の構成比率は5.9ポイントの減で、63.1%となった次第です。

一方、地方交付税は97.3%の増の7億3千万円を見込み、普通交付税の振替分として発行する臨時財政対策債を合わせると10億2千万円で、前年度比70%、4億2千万円の大幅な増額となっております。

次に歳出ですが、投資的経費につきましては、5年計画のまちづくり交付金が21年度で終了したことから、72.6%減の2億3,700万円を計上しております。

義務的経費といたしましては、職員の削減で人件費が3.0%、3,600万円の減となっております。子ども手当の支給や町の乳幼児・児童の医療費補助拡大などで扶助費におきましては、50.2%、2億300万円の増額を計上しております。また補助費につきましては、前年度は法人町民税の還付金を相当見込んだところではありますが、本年度の納税状況を勘案し、10.8%、1億100万円減という予算編成をしております。

新年度の主な事業について申し上げます。

厳しい財政事情を克服すべくソフト的な事業を創意工夫を凝らしてもり込んでおります。新たなまちづくりの基本方針となる第5次長期総合計画策定に向けて各種事業の進捗状況の検証や人口減等の社会状況の変化等をとらえ、将来の方向を見定めてまいります。

自治区や地区の素材を生かして活動する地域活動支援は、再延長して3年目を迎えます。自律と協働のまちづくりに向けて地域の元気のある取り組みを引き続き支援してまいります。また老人クラブが組織されていない地区の組織設立にも取り組む団体への支援も行ってまいります。住民と行政をつなぐパイプとして広報活動を強化してまいります。小中学生の児童生徒や映像に関心をお持ちのボランティアグループの皆さんの協力を得ながら、上田ケーブルテレビを利用した映像による情報発信事業に取り組んでまいります。

2月12日、財団法人さかきテクノセンターとともに埼玉工業大学と連携に関する協定を締結いたしました。産業、教育、情報等の分野で相互に協力し、まちづくりや地域活性化、

産業振興等を促し、大学生の町内企業見学会やインターンシップ、ふれあい大学での講座等が予定されております。

また坂城高校は同大学と教育連携協定を締結し、高校生の大学講座の受講や大学の出前講座などの実施も予定され、町としても支援してまいります。坂城高校は創立100周年を迎えます。記念イベントを支援するとともに坂城高校の発展を願う懇話会などを通じ、さらなる発展を期待しております。

次に、町を支える産業施策について申し上げます。

日銀松本支店が2月に発表しました県内金融経済動向によりますと「総括的に県内の経済は依然として厳しい状態が続いているが、全体として持ち直しつつある。労働需給が厳しい状況にあり、雇用所得は大幅に減少している」との指摘であります。

町内におきましても、状況にばらつきがあり、自動車関連業種は生産の持ち直しも見られるものの、生産設備等については依然と厳しく、小規模事業所などは、より困難な状況下にあると言えます。新年度新たな事業としてテクノセンターを中心に学校、大学関係団体と行政の産学連携のもとものづくりをキーワードに坂城WAZAパワーアップ事業を展開いたします。

2012年、長野県で開かれる技能オリンピックなど将来を見据え、これまで当町で培われた技能・技術の継承と高度化、若手技術者の奨励と熟達者の技能・技術の顕彰をする表彰制度の創立、特許取得への奨励助成、坂城高校を対象としたものづくりの実践教育の促進、小中学生のものづくり体験教育の支援など、子どもから熟達者までもものづくりに向けての人材養成と啓発を総合的に推進してまいります。このためテクノセンターの指導体制を強化いたします。

また農業においては、生産から販売までの組織づくりが必要であります。農産物のブランド化と農産物販売所の開設などを進めてまいります。

昨年度の「全国辛味大根フォーラム」の開催は、諸々の体験と教訓を与えてくれました。ねずみ大根祭りは新たな発信でもあります。継続的に発信していることこそ地域力をつけるものと言えると思います。

懸案でありました六ヶ郷用水の改修事業が県営灌がい排水事業として22年度から8年間の実施計画を立て、各地区での説明会を開催し、事務手続を進めております。総事業費は約7億円を予定しております。

郷土の原風景である千曲川に、ばらの花、ばらの香りが定着しております。昨年第4回ばら祭りでは、約4万人の来園者を数えました。本年度も薔薇人の会や企業オーナーの皆さんのお力をおかりして町全体の観光、そして歴史・文化、中心市街地の活性化との連携がとれるような工夫をしてまいります。

戦国時代の武将が若者に受け入れられております。鉄の展示館では城山三郎の著書「秀吉と武吉」でも知られるように、村上水軍の村上武吉と村上義清を中心とした企画展「歴史が蘇るのろしの伝達」等のイベントを展開し、郷土の歴史に関心を寄せ、郷土愛を育む取り組みを進めてまいります。

東京坂城会の協力のもとに首都圏等県外で活躍されている坂城町縁の方々を坂城ふるさとサポーターにご委嘱する制度を設けます。サポーターの皆さんの豊かな経験、広い人脈、専門知識等を生かし、坂城町を応援していただこうと考えております。

次に、少子高齢化に対する福祉施策について申し上げます。

初めに、子育て支援について3つの柱立てを行いました。

第1は、国が制度を創設しました子ども手当であります。中学生修了時までの児童1人に対し、月額1万3千円を支給するというものであり、事業費は約3億円、適正な事務執行に努めてまいります。

第2は、乳幼児医療費については、これまで小学校入学前の乳幼児の入院・通院の医療費の対象としておりましたが、22年4月から県が小学校3年生までの入院制度改正に改めるということに鑑み、町は独自の施策といたしまして、さらに中学3年生の入院までの範囲拡大を行い、子育ての支援を充実してまいります。

第3は、安心な子ども基金事業を導入し、地域の公園の遊び場を設置する安全基準に満たさない遊具の撤去や新設を図り、子どもたちが安心して遊べる環境づくりに努めてまいります。また児童の遊び場環境改善事業といたしましては、千曲川の自然に触れながら学ぶ千曲川水辺の教室の開催や千曲川に関する資料や坂城縁の漫画家、矢口高雄氏の図書をそろえ、子どもたちが自由に閲覧したり、異なる世代が交流できる地域に根ざした施設を整備し、次代を担う子どもの健やかな成長を願ってまいります。

視覚に障害のある方々によるブラインドサッカーが活動場や練習場を求めています。びんぐし公園の屋内ゲートボール場の施設整備をすることにより、視覚障害者の皆さんのスポーツを通じた地域社会参加を促進する活動をお手伝いしてまいりたいと思います。

昨年は世界、そして日本を新型インフルエンザの嵐が吹き荒れました。町においても、行動計画に基づき、小・中学校、保育園の学級閉鎖措置など対応マニュアルに従いまして感染拡大防止に努めたところでございます。今後も引き続き感染予防対策に努めてまいります。

高齢者の医療につきましては、保険料を2年ごとに見直しを行うことになっております。22年度、23年度につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合におきまして、所得割率6.9%、均等割額3万6,225円が決定いたしました。歯は私たちにとってとても大切な体の一部でございます。新たに歯周疾患の検査を40歳、50歳、60歳、70歳の節目の方を対象に実施いたします。

次に、地域医療機能の確保と健康づくりです。このたび国の地域医療再生臨時交付金を原資に県に設置される地域医療再生基金を活用し、国立長野病院での機能回復や緊急医療、周産期医療の再構築の核として、上小医療圏地域医療再生計画が策定され、坂城町も参画いたしております。信州大学との連携により医師の安定的な確保を図る上田医療教育センターの設置に向けた取り組み等医療の充実に努めてまいります。明後日5日には、県庁におきまして県信州大学医学部、長野病院、関係市町村、上田広域連合で協定書を取り交わすこととしております。

次に、ごみ処理などの環境対策でございます。

4月から実施しますごみ処理手数料の有料化につきましては、町内4地区で8回の説明会を開催し、約500名の皆さんがご参加いただきました。循環型社会の構築、地球温暖化対策の一環として、さらなるごみの減量化が求められております。長野広域連合で整備されるごみ処理施設に係る町の負担金等の軽減にも直接影響を及ぼす広域な課題でもございます。

手数料の導入につきましては、生活保護世帯等に対する手数料の援助制度を設けるとともに、指定袋の販売場所の拡大、常時販売できる体制など利便性を図ってまいります。

また、ごみ処理機等の購入助成金の限度額は2倍の4万円に引き上げ、さらに地区のごみ収集庫に整備に対する補助金限度額も拡充することとしております。

段ボールコンポストによる生ごみ堆肥化を推進するために、推進グループの育成支援を行い、全庁的な取り組みとしてまいります。

毎週第3日曜日に実施しております粗大ごみの回収にあわせ、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック容器包装など資源物の回収を行うサンデーリサイクルを開始いたします。

また町の新エネルギービジョンに基づき、4月以降の個人住宅の太陽光発電システムを設置に要する経費に対しましても補助してまいります。最大出力値1キロ当たり1万5千円を乗じた額とし、限度額は7万5千円といたすものであります。

次に、教育文化の向上についてでございます。

ふれあい大学の各種講演・講座や公民館活動を通じての町民のさまざまな生涯学習を支援するとともに、参加団体の自力や地域の教育向上に努めてまいります。

小学校の耐震化事業につきましては、2次診断において、特に耐震指標が低い南条小学校体育館について実施設計をし、耐震化事業を進めてまいります。

学校支援地域本部事業に、22年度は、ものづくり支援を加えました。工業の町坂城ならではの技術・科学を学ぶ心、こういったものを育ててまいります。

国際感覚を持つ子どもたちの育成と中国上海嘉定区実験小学校の相互交流を行います。交流を通じて異文化や国際情勢の視野を広げ、国際社会に生きる人間養成に役立ててまいります。

健康で明るい活力ある生活を送ることは、すべての方の願いでもあります。文部科学省が進めております世代間を超えての誰でもがスポーツにかかわれることのできるクラブ運営を目指し、総合型地域スポーツクラブを設立に向けて、スポーツ少年団クラブを主体として、仮称坂城スポーツクラブが発足されます。地域スポーツの推進と利用しやすい施設の充実に努めてまいります。

また、この秋、オリンピックスタジアムにおきまして開催される信濃グランセローズの公式戦開会日に坂城の日を設定し、町の少年野球チームが野球教室やオープニングセレモニーに参加できるような機会と町の特産物のPRをあわせ、そして究極的には青少年に夢を与える事業に結びつけてまいりたいと考えています。

食育・学校給食センターが完成し、この25日に竣工式が予定されております。小中学生の皆さんに、すばらしい学校給食はもとより、子育て世代、町民の皆さんの食の大切さ、関心を持っていただく体験施設として、食育推進、健康づくりの拠点として活用されることを期待しております。また屋根に太陽光発電設備を設置いたしました。環境教育の一環を担えればとも考えております。

次に、快適な生活基盤の整備であります。

A01号線、坂都1号線につきましては、引き続き事業に取り組んでまいります。通学路でもありますので、歩道整備事業等に歩行者の安全確保に十分配慮してまいります。

地権者等の多くの皆さんの協力をいただきました主要地方道、長野上田線力石バイパスの開通式が6日、国道18号バイパス上田坂城バイパスが14日に行われ、それぞれ供用が開始されます。これによりまして、千曲川右岸の仮設道路は河川の構造上、通行止めがやむを得ないとされております。鼠橋以北、力石バイパスまでの3.1kmの事業化につきましては、さらに強い要望活動を実施してまいります。上室賀坂城停車場線の坂城地区の拡幅工事は、本年度に完成する予定であります。

下水道事業につきましては、21年度事業で中之条、月見、網掛地区の面的整備、南条への幹線管渠が延長され、普及率は6割を超えることとなりました。22年度も最重点施策と位置づけ、網掛の県道西側地区、中之条から町横尾地区へ、上五明区から上平地区へと面的整備を進めてまいります。今後10年間の目途に完成を目指してまいりたいと思います。

以上この1年間を振り返り、新年度の主な事業展開を申し上げます。

今議会に審査をお願いする案件は、3月31日に松本市に波田町が編入合併することに伴い、一部事務組合等の組織する市町村の変更3件、長野広域連合の規約改正1件、以上4件につきましては先議をお願いし、条例の制定2件、条例の一部改正4件、22年度一般会計特別会計予算8件の計18件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のごあいさつといたします。

◎日程第4「諸報告について」

議長（春日君） 監査委員から例月現金出納検査報告書が提出されております。また株式会社まちづくり坂城から第8期経営状況報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

本日までに受理した請願及び陳情は、お手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託いたしましたので、報告いたします。

議長（春日君） 日程第5「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第9「議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について」までの5件を一括議題とし、議決の運びまで行います。職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

趣旨説明及び提案理由の説明を求めます。

8番（林さん） 発委第1号「坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」趣旨説明をいたします。

本案は、現況下の厳しい社会経済情勢等を鑑み、町議会議員の議員報酬の額を引き続き平成23年4月30日まで減額するため改正するものです。

減額の内容は、議長が5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長、議員が4%をそれぞれの月額から減ずるものでございます。

つきましては、減額の趣旨をご理解いただき、雇用対策等に活用していただけることを要望いたします。

議員各位におかれましては、本案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

町長（中沢君） 議案第3号「長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について」ご説明いたします。

本案は、本町が加入しております長野県市町村総合事務組合を組織する市町村の合併に伴い、同一部事務組合を組織する市町村数が減少することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第4号「長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について」でご

ございます。

本町が加盟する長野県市町村自治振興組合を組織する市町村の合併に伴い、同一部組合を組織する市町村数が減少することについて、地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第5号「長野広域連合規約の変更について」申し上げます。

本案は、国の広域行政圏計画策定要綱及びふるさと市町村圏推進要綱の廃止に伴い、長野広域連合の処理する事務、広域計画の項目及び基金の名称を変更すること、また特別養護老人ホーム七二会荘を社会福祉法人へ移管することに伴い、特別養護老人ホーム七二会荘に係る関係市町の負担割合に関する規定を削除するための規定変更でございます。

議案第6号「長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について」申し上げます。

本町が加入しております長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村の合併に伴い、同広域連合を組織する市町村数が減少することについて、地方自治法第291条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

以上よろしくご審議の上決定賜りますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 趣旨説明及び提案理由の説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時40分～再開 午前10時56分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎日程第5「発委第1号 坂城町の議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第3号 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第4号 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第8「議案第5号 長野広域連合規約の変更について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第9「議案第6号 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について」

て」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 日程第10「議案第7号 坂城町積立基金条例の制定について」から日程第23「議案第20号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」までの14件を一括議題とし、提案理由の説明までを行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（中沢君） 議案第7号「坂城町積立基金条例の制定について」申し上げます。

本案につきましては、基金の有効活用と財源の確保を図るため、基金の統廃合など見直しを行い、新たに積立基金条例として制定するものであります。

主な統廃合の内容ですが、老人福祉センター設備基金を社会福祉基金に統合し、環境美化基金と坂城駅周辺整備基金につきましては、ふるさとまちづくり基金に統合、また水資源対策基金と、ふるさと農業集落活動基金については、水資源対策営農推進基金として活用を図るものであります。

あわせて財源を積み立てて運用する基金については、ひとつの条例で設置し、管理及び処分が規定できることから、積立基金条例として整備するものであります。

議案第8号「坂城町地域活性化・公共投資臨時基金条例の制定について」であります。

本案につきましては、今年度中に国から交付される地域活性化・公共投資臨時交付金を基金に積み立て、平成22年度以降についても、活用を図るため、基金条例を定めるものであります。

国の経済対策により、平成21年度補正予算（第1号）で公共事業等が追加されましたが、地域活性化・公共投資臨時交付金は追加事業に伴う地域負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて地域における公共投資が円滑に行われるように交付されるものであります。

この交付金は、国の定める補助事業や地方単独事業の町負担に充当するほか、翌年度以降の公共投資が円滑に行われるような基金に積み立てて利用するという制度でもあります。

条例の主な内容ですが、積み立ての基金は予算に定める額とし、処分については、公共事業のうち町単独事業で建設地方債の発行対象経費に該当する場合に限り取り崩しができる規定になっております。

なお、この基金の活用は平成23年までとされておりますが、終期についても附則で規定

をいたすものであります。

次に、議案第9号「坂城町国民健康保険高額療養費、介護保険高額介護サービス費、老人保健高額医療費及び福祉医療費貸付基金の設置及び管理並びに貸付けに関する条例の一部を改正する条例について」であります。

高齢者の医療の確保に関する法律の施行により老人福祉法が廃止され、従来の老人保健制度に変わり、後期高齢者医療制度が創設されたことに伴い、新制度の保険者として長野県後期高齢者医療広域連合が発足し、75歳以上の高額医療費の支給についても同広域連合で行っているところであります。このことから本条例の貸付対象となる医療費から従来の老人保健制度における高額医療費を除くことについて所要の改正を行うものであります。

議案第10号「坂城町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について」でございます。

本案は、食育・学校給食センターの設置に伴い、本条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、題名、給食センターの名称及び位置の変更と給食センターの業務、児童生徒、保護者等の食育の推進を新たに追加するものであります。

議案第11号「坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」であります。本案は、子育て支援のさらなる充実を図るため、子どもの福祉医療費について、その給付範囲を拡充するものであります。

主な改正内容ですが、小学校就学前までの乳幼児の入院・通院に係る医療費を対象にしておりましたが、平成22年4月診療分より小学校1年生から中学校3年生までの入院に係る医療費につきましても対象とするものであります。

議案第12号「坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について」であります。本案は、平均寿命が伸びて高齢化社会を迎える中で、継続的である敬老慶祝事業を行っていくために敬老慶祝事業について改正を行うものであります。

その内容は、支給基準日については国の基準日にあわせて9月1日とし、支給日を9月1日から9月21日の間といたします。

また支給する額につきましては、77歳に達した者は5千円、88歳に到達した者は1万円、89歳から98歳までの者は3千円に改めるものであります。

次に、議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」でございます。

新年度の予算編成にあたりましては、大変厳しい財政状況を踏まえながらも、第4次長期総合5カ年計画の後期計画を念頭に、ものづくりと安らぎのまちづくり、効果的で質の高い行政サービスの提供、そして住民、企業との協働のまちづくりを推進するため、限られた財源を計画的・重点的に配分に努めた次第であります。現在厳しい社会情勢のもとで将来にわたって個性ある自律のまちづくりを構築するために行財政改革を持続的に進め、経常経費の

抑制、定員管理の適正化、さらに行政サービスの向上等に努めたところでもあります。

歳入歳出予算の総額は、54億6,300万円でありまして、不況の影響による町税の減収を見込み、前年対比マイナス9.8%、5億9,580万円の減額といたしたところでもあります。

歳入につきましては、自主財源の根幹である町税収入については、個人町民税は所得の低下等により21.2%の減、法人町民税が企業業績の悪化等により31.9%の大幅な減、固定資産税は3.1%の減、町税全体では、前年度と比較してマイナス11.2%、2億8,700万円の減で、22億7,600万円を見込んだ次第であります。

地方交付税につきましては、特別枠として地域活性化・雇用等臨時特例費の創設等もあって、国の総額ではプラス6.8%の16兆9千億円程度が確保されており、基準財政需要額等の増加により97.3%増の7億3千万円を見込んだ次第でございます。

繰入金については、今後の財政運営を考慮して、財政調整基金、減債基金及び文教施設整備基金を合わせてマイナス48.8%、4億2,800万円の減額計上といたしたところ です。

次に歳出でございますが、投資的経費につきましては、平成17年から21年度までの計画期間であるまちづくり交付金事業が終了したことから、普通建設事業費全体では前年度対比マイナス72.6%の2億3,700万円を計上しております。

重点事業としては、公共の下水道の普及につきましては、引き続き南条地区の幹線整備と網掛地区における面的整備の推進、小網地区の合併浄化槽の整備を進めるとともに、学校の耐震化として南条小学校体育館の実施設計に取り組んでまいります。また子どもが野外に元気で遊べる各公園の遊具の整備も進めております。

義務的経費のうち人件費につきましては、職員数の削減等により前年対比3%の減、扶助費については、町における乳幼児・児童の福祉医療費制度の拡充や子ども手当の支給が始まることから、50.2%の増額となっております。投資的経費を抑える一方、各分野のソフト事業の展開を図っております。

子育て健康づくり施策では、子どもたちの福祉医療制度の拡大や子ども手当の支給、町民の食育健康づくりの推進、環境対策では太陽光発電システム設置に係る補助金制度の導入や、ごみ減量化を推進するための制度拡充を行っております。

ものづくりについては、技能熟練者への表彰や若年者におけるものづくり教育の推進などの事業展開を図っております。

また例年多くの方々が訪れるばら祭りやねずみ大根祭りについても開催し、特産物の志向と相まって進めてまいりたいと思います。そして地域コミュニティの醸成を図る地域づくり活動支援事業、小中学生の国際交流事業、学力向上事業や関係大学との連携を強化する中で

産学官連携による産業振興など継続的な取り組みも進めております。

安心・安全な地域づくりに配慮するとともに、障害者の自立支援サービスの充実、介護保険制度、後期高齢者医療制度への適正な対応など、福祉を取り巻く諸施策についての確に対応するよう努めてまいります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させます。

議案第14号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」でございます。

歳入歳出の総額は、それぞれ4,241万4千円で、前年度比1,648万3千円、28%の減であります。

歳入の内容でございますが、有線放送電話使用料3,800万円、加入金工事費等の負担金130万円、それと歳出でございますが、電柱共架料及び電柱敷地等借上料300万円、有線柱等の支障移転工事等で900万円、それと基金積立800万円等でございます。

次に、議案第15号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」申し上げます。

国民健康保険は、65歳以上の加入者が1月末、1,647人と全体の37.5%を占める加入者の高齢化による医療費増加に加え、長引く経済情勢の悪化により収納環境が大変深刻に出しております。国保といたしましても、保健事業を通じた健康づくりの疾病と重度化予防による医療費の抑制を図るとともに、保険料の適正な賦課、計画的な徴収を推進し、安定した制度運営を図ってまいります。

本予算の総額は15億7,910万9千円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税3億8,600万円、国庫支出金3億5,600万円、県支出金6,600万円、療養給付費交付金1億800万円、前期高齢者交付金4億400万円、共同事業交付金1億5,900万円、繰入金9,800万円であります。

歳出ですが、保険給付費11億3,700万円、後期高齢者支援金1億7,700万円、介護納付金7,200万円、共同事業拠出金1億5,900万円、保健事業費1,800万円であります。

議案第16号「平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」でございますが、本案は、歳入歳出それぞれ499万5千円で、前年度比260万円の減であります。

内容でございますが、歳入は貸付金元利収入が500万円、歳出は公債費が330万円余でございます。

次に、議案第17号「平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について」申し上げます。

高齢者の医療制度については、高齢者の進展に伴い、安定的運営を確保するために平成20年度4月に老人保健制度から後期高齢者医療制度に引き継がれたところであります。平成20年3月診療までの医療費につきましては、引き続き支払義務があることから、平成

22年の予算を計上するものであります。

歳入歳出予算は309万3千円でございます。

歳入でございますが、支払基金交付金が162万7千円、国庫負担金が97万5千円、県負担金、町負担金がそれぞれ24万4千円、歳出では医療給付金と医療支給費が309万円でございます。

次に議案第18号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算について」申し上げます。

本予算は、千曲川流域下水道及び坂城公共下水道の整備及び管理を行う会計でもございます。

本予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億11万2千円で、昨年度比2,611万1千円の増であります。

歳入の主なものは、国庫補助金が1億円、一般会計繰入金が3億5千万円、下水道事業費が2億1,400万円、下水道使用料が8,700万円、下水道負担金が4,900万円。

歳出の主なものは、公共下水道事業が3億4,700万円、流域下水道事業費が3千万円、長期債の償還費が3億3,400万円、施設整備費が7,200万円、一般管理費が1,600万円であります。

次に、議案第19号「平成22年度坂城町介護保険特別会計予算について」申し上げます。

高齢者人口の増加、要介護の増加、介護給付費等の増大が見込まれ、第4期事業計画の2年目として、平成22年度の予算は総額で11億1,246万6千円、前年対比4,096万2千円、3.8%の増であります。

歳入の主なものですが、介護保険料が2億300万円、国庫支出金が2億5,500万円、支払基金交付金が3億2,700万円、県支出金が1億5,900万円、町繰入金が1億5,200万円。主な歳出でございますが、保険給付費が10億8千万円、地域支援事業が1,800万円等でございます。

次に、議案第20号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」申し上げます。

平成20年4月から後期高齢者医療制度が実施され、制度の運営につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合が行っておりますが、町におきましても保険料の徴収及び通知書の引き渡し、あるいは療養申請の受付などの窓口業務を担っております。保険料の徴収につきましては、特別会計を設置し、収納業務を行い、広域連合に納付するとされており、平成22年度の予算を計上するものであります。

本予算は、歳入歳出総額が1億4,818万3千円、これは前年度比1,410万7千円、10.5%の増であります。

歳入の主なものですが、後期高齢者医療保険金が1億1,500万円、繰入金が3,300

万円。

歳出でございますが、後期高齢者医療広域連合納付金が1億4,700万円でございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なご決定をいただきますようお願い申し上げます。

議長（春日君） 続いて、議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」各課長等の詳細説明を求めます。

まず、歳入について。

財政係長（柳澤君） 平成22年度坂城町一般会計予算につきまして、最初に歳入についての詳細説明を申し上げます。

予算書の第1表、歳入歳出予算のうち2ページから4ページ、飛びまして8ページの第2表と第3表、並びに附属の当初予算資料1ページから2ページの内訳表により款別にてご説明申し上げます。

最初に、款1の町税についてでございます。

最近の景気動向等から、個人町民税については所得の低下により前年度対比マイナス21.2%、1億6,300万円の減額、法人町民税についても企業業績の悪化等によりマイナス31.9%、7,500万円の減額、町民税全体ではマイナス23.7%、2億3,800万円の減を見込んだところです。固定資産税については、主に償却分について減額が見込まれ、マイナス3.1%、町たばこ税については、税制改正を考慮してマイナス8.8%、また軽自動車税、入湯税については、それぞれ実績額を考慮しての予算計上といたしました。町税全体では22億7,601万6千円で、前年度と比較してマイナス11.2%、2億8,742万5千円の減額となった次第でございます。

続きまして、款2の地方譲与税でございますが、21年度から道路特定財源の一般財源化がなされ、地方揮発油譲与税として交付されることとなり、従来からの地方道路譲与税の項がなくなります。地方揮発油譲与税と自動車重量譲与税を合わせた地方譲与税全体では、前年度対比マイナス21.4%、1,500万円の減額で、5,500万円を計上いたしております。

次に款3の利子割交付金は、前年度対比26.1%の減、款4の配当割交付金は同じく30.1%の減、款5の株式等譲渡所得割交付金も同じく0.7%の減、款6の地方消費税交付金については、マイナス3.1%、500万円減額の1億5,500万円でありまして、それぞれ昨今の金融経済情勢、交付実績を踏まえての予算計上といたしましたところでございます。

続いて款7の自動車取得税交付金でございます。

自動車取得税につきましても、用途制限がなくなったことから旧法による自動車取得税の目がなくなります。21年度の交付実績を踏まえまして、前年度対比マイナス30%、

1, 400万円を計上いたしております。

次に3ページになりますが、款8の地方特例交付金につきましては、21年度までで定額減税の影響から経過措置として交付された特別交付金が終了いたします。22年度は児童手当の拡充と子ども手当に係る特例交付金と住宅借入金等特別税額控除などの減収を補てんするための交付金を合わせまして、地方特例交付金全体では、前年度対比マイナス53.6%、1,800万円を見込んでおります。

続いて款9の地方交付税でございます。

国の総額では、地域雇用創出推進費にかわりまして地域活性化雇用等臨時特例費の創設等により、前年度対比6.8%増の1兆6千9億9千億円程度が確保される見通しとなっております。また臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税額は17.3%増の2兆4千6億9千億円程度となっております。

町におきましては、基準財政需要額の増加等を考慮しまして、前年度対比97.3%、3億6千万円の増額で、特別交付税を含めて7億3千万円を見込んだ次第です。これに普通交付税の振り替え措置として発行する臨時財政対策債の2億9千万円を合わせますと、10億2千万円になりまして、実質的には70%、4億2千万円の増といった状況でございます。

次に、款10の交通安全対策特別交付金につきましては、交付実績を踏まえ、25万円の減額といたしました。

款11の分担金及び負担金については、主に保育料等に係る児童福祉費負担金であります。一時保育などの減、農林水産業費に係る補助事業負担金の減少によりまして、3.3%の減となっております。

款12の使用料及び手数料については、主に町営住宅や公園施設の使用料、戸籍住民基本台帳の手数料でありまして、22年度から家庭系一般廃棄物処理手数料の納付が始まることから8.7%の増を見込んでおります。

続いて、款13の国庫支出金につきましては、主に障害者の自立支援給付や子ども手当に係る民生費負担金と道路建設に係る土木費の補助金等でございます。前年度との比較では、食育・給食センター建設の教育費に係るまちづくり交付金や安全・安心な学校づくり交付金が減る一方、子ども手当の支給が開始されることにより、国庫支出金全体では3億9,035万4千円の計上でありまして、65%、1億5,383万6千円の増額となっております。

次に、款14の県支出金につきましては、民生費に係る負担金及び補助金、農林水産業費に係る補助金、県民税徴収委託金などが主なものでございます。前年度との比較では、子どもたちの遊び場の環境向上を図る安心子ども基金事業補助金や現在の雇用情勢に対応したふるさと雇用再生特別交付金事業補助金、または緊急雇用創出事業補助金などにより、全体では3億704万円でありまして、12.2%、3,336万8千円の増額となっております。

款15の財産収入につきましては、主に普通財産の貸付料と土地売払収入でございますが、前年対比では46.3%の増で、1,448万6千円を計上しております。

続いて4ページの款16寄附金につきましては、社会福祉関係並びにふるさと寄附金について、それぞれ最少額の計上により科目出しをいたしてございます。

次に款17の繰入金につきましては、主に財政調整基金と減債基金からの繰り入れであります。前年度との比較では、まちづくり交付金事業や食育・給食センターの建設事業が終了したことにより、財政調整基金や文教施設整備基金からの繰り入れが減少したところであり、繰入金全体ではマイナス48.8%、4億2,671万8千円の減で、計上額は4億4,828万円となっております。

なお、繰り入れた後の財政調整基金の残高は、約8億円となる見込みです。

1つ飛びまして款19諸収入の内容につきましては、中小企業振興資金貸付預託金の元利収入、学校給食費の入金、町振興公社納付金などが主なものでありまして、昨年度の県道拡幅に伴う移転補償等の減などによりまして、前年度対比4.6%減で、4億9,537万8千円の計上となっております。

最後に、款20の町債につきましては、まちづくり交付金事業による土木債や食育・給食センターの建設に係る教育債が大幅に減り、財源不足の拡大に伴い、臨時財政対策債の発行可能額が増加する見込みでございます。町債全体では3億3,240万円を計上いたしてありまして、前年度対比マイナス52%、3億6,060万円の減となっております。22年度末の町債残高は71億1,900万円になる見込みとなっております。

以上、歳入総額は54億6,300万円で、前年度と比較してマイナス9.8%、金額で5億9,580万円の減額予算となりました。また自主財源比率につきましては、63.1%で、5.9ポイント減少いたしてあります。

次に8ページの第2表、債務負担行為につきましては、農山漁村活性化支援交付金事業、県営灌がい排水事業に係る農林漁業資金借入金について、その期間と限度額を定めたものでございます。

第3表地方債につきましては、款20の地方債の内容に関するものでありまして、記載の内容、限度額、起債の方法、利率及び償還方法を定めたものでございます。

これにて歳入の説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 次に歳出について。

議会費は省略いたします。

総務課長（宮下君） 歳出につきまして、順次ご説明を申し上げます。

説明書26ページからでございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職2名、総務課、企画政策課、会

計室分といたしまして、一般職24名分を想定した人件費や一般会計に係る職員全体の退職手当負担金、また役場全体の臨時職員の雇用にかかわる社会保険等経常経費と全体の職員研修費、厚生事業費でございます。

なお、新年度から子ども手当が創設されましたことにより、公務員につきましては、それぞれの自治体が支払い、交付税措置がなされるとのことです。今年度につきましては、児童手当との併給という形になります。

以下、人件費のあるそれぞれの目におきまして、職員、子ども手当の説明項目がついておりますので、よろしくお願いいたします。

29ページ、目2文書費、文書一般経費は町から発送いたします文書に係る通信費、文書配達の委託料等でございます。印刷製本費は例規集の加除に要するものでございます。

30ページにかけまして、目3財政管理費、財政一般経費、印刷製本費は当初予算書の印刷が主なものであり、有料道路通行料は町全体の使用料でございます。

会計管理者（中村君） 目4会計管理費でございますが、この目につきましては、役場全体で使用いたします事務的経費を計上いたしております。消耗品費は事務用品類、印刷製本費は封筒、決算書の印刷等であります。役務費で口座振替、公金収納の手数料、派出業務手数料などでございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、目5財産管理費でございますけれども、これにつきましては、町の公有財産の維持管理に要する需用費、測量等の委託料でございます。

次に目6企画費でございますけれども、30ページから32ページにわたりますけれども、企画政策推進経費の中で、ふるさとサポーターの謝礼のほか、長野広域連合及び上田地域広域連合の総務管理費に係る負担金、また坂城高校100周年記念事業補助金、今年度より新たに創設する住宅用太陽光発電システム設置事業補助金でございます。温泉管理事業につきましては、備品購入費及びびんぐし湯さん館の施設整備等基金への積み立てであります。総合計画策定事業につきましては、策定委員さんへの報酬、印刷製本費及び調査業務に係る委託料等でございます。まちづくり推進事業につきましては、行政協力員さん及び地域づくり活動支援事業選考委員への報酬、委託料につきましては、町からの配付物等、区にお願いしております行政事務委託料であります。また地域づくり活動支援事業補助金といたしまして330万円の計上でありまして、また国際交流事業につきましては、町の国際交流協会への補助金が主なものでございます。

次に33ページから34ページにわたります目7広報広聴費であります。広報広聴一般経費につきましては、情報系システムのサーバー等機器の保守料、リース料、インターネット回線使用料が主なものであります。有線放送電話特別会計繰出金事業では、有線特別会計への繰出金、電子自治体事業ではL G W A N総合行政ネットワークに係る機器の保守、使用料、

県高速情報通信ネットワーク負担金等であります。

次に34ページ、目8電算費につきましては、住民基本台帳システム、税業務など基幹業務にかかわる電算費、サーバーや端末等機器の保守料、リース料、ソフトウェア保守料及び使用料であります。

総務課長（宮下君） 35ページにかけまして、目10業務管理費は庁舎全体の光熱費、修繕、電話料金、総務課で管理しております庁用車17台分の点検料や町全体74台分の庁用車自賠責保険等維持管理費、全体的な経費でございます。庁用車賃借料はマイクロバスでございます。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして、35ページから36ページにかけて、目11防犯対策費でございますが、節11の需用費の主なもの、防犯灯の蛍光管等の消耗品、電気料、修繕料でございます。節15工事請負費は防犯灯の設置工事費でございますが、工事費の一部につきまして、建設課関係の補助事業を導入いたし、道路新設改良費の方に一部予算計上をいたしております。節19負担金補助及び交付金は、町防犯協会等への補助金でございます。

36ページ、目12交通安全対策費は、交通指導員9名の報酬、新入学児童用ヘルメット等の消耗品、千曲交通安全協会坂城支部への補助金が主なものでございます。

続いて37ページ、目13消費生活費では、新年度から消費生活指導員の見直しをいたしますけれども、これまで同様、消費者の会と協力をいたし、消費生活展の開催等によりまして活発な消費生活推進活動に努めてまいります。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、37ページから38ページでございますが、目14男女共同参画推進費の内容であります。報酬につきましては、女性専門相談員2名分、報償費は講演会の講師等謝礼でございます。また負担金補助及び交付金につきましては、女性団体連絡会及び男女共同みんなの会への補助でございます。

総務課長（宮下君） 38ページ、項2町税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員3名分の報酬、職員人件費、地方税電子化協議会等負担金の経常的経費でございます。

39ページ、目2賦課徴収費は、固定資産税の前納報奨金、各税務項目に係ります電算委託費、固定資産の評価替えに向けての基礎資料調査委託費等でございます。税償還金、還付加算金につきましては、本年度の納税状況から前年比7千万円の減といたしました。

なお、電算委託費につきましては、昨年比で約1,200万円ほどの増となっております。これは国税と町がデータを共有することを可能にし、申告者の手間を省き、事務の効率化を図り、紙ベースでのやりとりをなくすことにより省力化を図るという国税連携や企業から町への給報をオンラインで受けられるシステム構築にかかわる委託料が主なものでございます。

住民環境課長（塩澤君） 40ページでございます。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費ですが、人件費等経常的経費が主なも

のでございます。節11需用費は、各種届出に係る用紙等の消耗品、印刷費です。そのほか戸籍、住基、外国人登録等のシステム使用料、保守点検に係る委託料でございます。住基カードの発行状況ですが、2月末現在で231枚でございます。また外国人登録につきましては、2月末現在、376人で、昨年同期と比べて115人の減少でございます。

議長（春日君） 説明の途中ですが、昼食のため、午後1時まで休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午後1時00分）

議長（春日君） 再開いたします。

午前に引き続き、詳細説明を行います。

総務課長（宮下君） それでは41ページからでございます。

款2総務費、項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、選挙管理委員さん4名分の報酬等経常的経費でございます。

目3参議院議員選挙費、42ページ、目4長野県知事選挙費は、7月に予定されます参議院議員選挙、8月上旬に予定されます知事選挙に係る経費でございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、44ページでございますけれども、項5統計調査費、目1統計調査総務費でございますが、これにつきましては、統計にかかわる一般的な経費でございます。目2委託統計調査費でございますけれども、指定統計など5つの調査にかかわる経費であります。主なものにつきましては、5年に1度実施されます国勢調査、工業統計調査ということでございます。

総務課長（宮下君） 45ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬が主なものでございます。

福祉健康課長（中村さん） 45ページから46ページの款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費のうち社会福祉一般経費でございますが、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、民生委員活動費交付金などがございます。

47ページ、社会福祉協議会補助事業では、ヤングヒューマンネットワーク事業のほか、社会福祉協議会への運営補助金が主なものでございます。国保特別会計繰出金事業は、保険基盤安定繰出金など一般会計から国保特別会計への繰出金でございます。

住民環境課長（塩澤君） 同じく47ページ、目2国民年金事務費は、国民年金の新規加入、住所変更、氏名変更等の手続にかかわる事務経費でございます。国においては、本年1月に社会保険庁にかわって日本年金機構が発足をいたしました。

福祉健康課長（中村さん） 続きまして、48ページからでございますが、目3老人福祉費の老人福祉一般経費では、更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブ補助金、デイサービスセンター建設償還補助などがございます。老人福祉町単事業は老人福祉増進のための町単独で実施するもので、高齢者祝賀行事への補助金、敬老祝金の支給事業でございます。

49ページ、移動が困難な方の医療機関等への移動を支援する高齢者生活支援事業、老人保健特別会計繰出金事業、介護保険特別会計繰出金事業は、特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業につきましては、長野県後期高齢者医療広域連合への給付費等の負担金、特別会計への繰出金でございます。

50ページ、介護予防施設運営事業につきましては、ふれあいセンター運営費でございます。

続きまして、目4心身障害者福祉費につきましては、心身、知的、精神といった障害の種類にかかわらず、障害者の自立支援を目的とした共通の福祉サービスを提供する障害者自立支援法に基づく事業でございます。心身障害者福祉一般事業費でございますが、委託料では難病患者等の支援委託、負担金補助及び交付金で長野広域連合への障害程度区分認定審査会負担金、視覚障害者支援事業補助金、ブラインドサッカーの練習場とするためのびんぐし公園の屋内ゲートボール場の施設整備補助金が主なものでございます。

51ページ、重度障害者介護慰労金支給事業につきましては、在宅介護者への介護慰労金で、14人分の計上をいたしました。このほか福祉タクシー委託事業は、重度の心身障害者を対象とした外出等の費用の軽減の一助として、障害者タクシー利用券の交付事業でございます。心身障害者町単事業は、腎機能障害者の通院費や希望の旅事業、知的障害者の施設等への通園・通学の負担軽減の補助金のほか、視覚障害者の方の支援として、障害者補助犬飼育費補助がございます。扶助費では重度心身障害者福祉年金、難病の特定疾患の方への見舞金が主なものでございます。

52ページ、福祉医療費給付事業は、国保連等への給付事業に関する電算委託、扶助費では重度障害者に対する福祉医療給付金でございます。自立支援給付一般事業は、障害者の自立支援の給付に係る事務的経費が主なものであります。そのほか日常生活の介護を中心に援助を行う介護給付と障害者の就労を支援する介護訓練等給付事業費を初めとし、53ページ、障害を軽くするために必要な医療などを給付する自立支援医療事業費、障害の内容や程度により自立更生に必要な義歯、車椅子等の補装具の交付、修理を補助する補装具支給等支援事業費、地域活動支援センター委託や日常生活用具の給付などを行う地域生活支援事業費。

54ページですが、障害者の日常生活の自立支援を目的とした県単補助としての自立支援対策特別対策事業費などがございます。いずれの事業も心身障害者の自立や家族の福祉の向上に努めてまいるのでございます。

企画政策課長（片桐君） 続きまして、目5人権同和推進費でございますが、報酬につきましては、差別撤廃人権擁護審議会及び人権同和啓発推進会議の委員さんの報酬でございます。節8報償費につきましては、懇談会等の講師の謝礼、節13委託料では集会所の管理委託料等でありまして、節19団体運営補助金につきましては、前年度比14.3%の減額といたしました。

ところでございます。目6 隣保館運営費でございますけれども、人権啓発活動の推進、ふれあい講座、ふれあい交流フェスティバルなど地域交流事業、文化教養活動事業でございます。予算の内容につきましては、報酬につきまして隣保館運営委員の報酬及び職員の人件費等隣保館の運営にかかわる経常的な経費が主なものでございます。

福祉健康課長（中村さん） 56ページからの目7 高齢者対策費では、扶助費が主であり、養護老人ホームの入所措置に伴う費用でございます。

57ページ、目8 地域包括支援センター費の一般経費は、委託料でケアマネジメント業務委託、介護給付システム保守委託が主であり、センターの運営等の経費でございます。老人福祉センター委託事業につきましては、高齢者の健康増進、介護予防など社会福祉協議会へ管理運営を委託するものでございます。

58ページ、住宅整備事業につきましては、要介護3、4、5の方と重度障害者を対象とした住宅整備補助でございます。生きがい活動支援事業は高齢者の寝たきり予防として夢の湯ふれあいセンターで開催する機能回復事業委託、家族介護支援事業では要介護3、4、5の在宅介護者の慰労金、負担金補助及び交付金では、介護用品購入費補助などがございます。また緊急通報体制整備事業では、独り暮らし老人訪問員の報酬107人分、委託料では190台の安心電話の保守管理料であり、高齢者の緊急時の体制整備を行っております。

次に59ページ、項2 児童福祉費、目1 児童福祉総務費では、扶助費の子ども手当が主なものでございます。また乳幼児等医療給付事業では、福祉医療費として小学校入学前までの通院・入院に本年度から中学校修了までの入院について給付範囲を拡大し、自己負担の助成を行うものでございます。少子化対策事業として出産祝金でございます。

60ページから目2 母子福祉費では家庭の自立育成のため、報償費及び扶助費として小学校入学と中学校、高校卒業者の母子家庭等激励祝金と母子・父子福祉医療費給付事業として母子家庭、父子家庭への福祉医療費を計上してございます。

61ページ、目3 保育園総務費では、主なものは人件費を初め義務的経費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、他市町村への広域入所に係る負担金が主なものでございます。

子育て推進室長（中沢君） 62ページ、目4 南条保育園費から63ページ、目6 坂城保育園費、64ページ、目7 村上保育園費まで、それぞれ保育園の運営に係る経常的経費でございます。主なものといたしましては、臨時保育士、調理員等の賃金、電気料、水道料等光熱水費及び給食の賄材料費でございます。新年度3園で保育する乳幼児数は381名を予定しております。

教育次長（塚田君） 65ページ、目8 児童館運営費と66ページになりますが、目9 放課後児童健全育成費につきましては、町内3児童館の運営に係る費用で、各館長の報酬及び厚生員

等の賃金、そのほか経常的経費でございます。3館の児童館とも年間250日の開館を現在、予定しております。

子育て推進室長（中沢君） 目10子育て支援センター事業費でございます。主なものといたしましては、家庭児童相談員の報酬、所長及び保育士の賃金、保育教材等の消耗品、電気料でございます。また赤ちゃんに絵本を贈るブックスタート事業も実施いたします。

福祉健康課長（中村さん） 続きまして、68ページ、項3災害救助費では、火災等による見舞金及び食料費を計上してございます。

次に款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費でございますが、保健衛生一般経費では、人件費など経常的な経費でございます。

69ページ、精神保健福祉等事業では、精神障害者の支援に関する学習会などのほか、精神保健協会、県家族会連合会への負担金でございます。

70ページ、目2予防費一般経費の委託料では休日等の緊急医療に対応するため、医師、歯科医師に当番による医療体制をお願いしたものでございます。また負担金補助及び交付金では、休日・夜間における救急医療体制として長野広域による輪番制病院運営事業、上田地域における2市2町1村で共同運営をいたします上田市小児初期救急センター運営への負担金でございます。結核関係一般経費は、感染症法に基づく結核レントゲン検診の実施でございます。

71ページ、乳幼児健診事業は乳幼児の身体・精神の発達及び歯科検診における医師への健診手数料、妊婦一般検診委託料でございますが、母子の医学的管理と保健指導を14回、本年度は超音波検査を4回実施する経費が主なものでございます。予防接種事業でございますが、予防接種法に基づくもので、伝染病の発生及び蔓延防止のため、乳幼児、小中学生、一般を対象とした各種予防接種に係る費用で、需用費の医薬材料費はワクチン等の購入、委託料ではインフルエンザ、麻疹、風疹等の予防接種の医療機関への委託料となっております。

目4健康増進事業費でございますが、72ページ、健康増進法に基づき、一般健康診査、年齢により胃検診、大腸検診、乳房、肺がん、子宮がん、前立腺がん、C型肝炎、骨検診などの健診検査を行い、町民の健康増進を図ってまいるのでございます。昨年に引き続いて実施いたします女性特有のがん検診費用もでございます。また本年度新たに40歳、50歳、60歳、70歳の方を対象に実施いたします歯周疾患検診の費用でございます。いきいきヘルスアップ事業として町民の健康に関するフォローアップといたしまして、生活習慣病、糖尿病、心疾患などの健康相談、家庭訪問、糖尿病や高血圧治療のための学習会、ストレッチ体操教室などを継続実施し、治療の必要性や生活習慣病の改善について対応してまいるのでございます。

73ページ、後期高齢者健康推進事業は、長野県後期高齢者医療広域連合が保険者として

75歳以上の被保険者を対象に人間ドックの補助及び町が委託事業として行います特定健康診査にあわせて健康診断を実施するものでございます。食育・健康づくり推進事業は、健康づくり講演会、親子の料理教室、小学生食育健康教室などを開催し、健康維持増進のための食育の推進を図るものでございます。目5保健センター管理費は、保健センター管理に要する経常的な経費であります。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして、73ページから74ページにかけて、目6環境衛生費では、雑排水浄化槽の汚泥処理に係る運搬処理委託料、各自治区において毎年6月の環境保護月間に合わせて実施をいただいております環境美化事業に対する補助金、狂犬病予防注射に係る消耗品やマナー啓発看板、獣医師会への委託料でございます。また緊急雇用創出事業を活用いたし、不法投棄ゼロ作戦としてシルバー人材センターへの委託により不法投棄防止パトロールを強化いたします。

同じく74ページ、目7公害対策費は河川の定点水質調査、地下水調査の委託料でございます。河川の調査結果につきましては、広報で引き続きお知らせをいたし、環境保全の啓発に努めていきたいと存じます。

75ページ、目8環境保全対策費の主なものは、生活環境保全審議会の委員報酬と不法投棄防止を呼びかける看板等の作成委託料でございます。

建設課長（村田君） 75ページ、目10合併処理浄化槽設置事業につきましては、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、対象区域における合併処理浄化槽の設置に要する経費に対し、国、県、町の負担による補助金交付が主なものでございまして、22年度は29基を見込んでおります。

住民環境課長（塩澤君） 続きまして、76ページの項2清掃費、目1清掃総務費では、ごみ分別収集の計画表の印刷、資源物収集庫の修繕料、生ごみの堆肥化推進を図るためのごみ減量化推進事業補助金、各区のごみ収集所整備補助金が主なものでございます。

なお、ごみ分別収集計画表は日本語、ポルトガル語、中国語、英語のものを作成をいたします。

同じく76ページ、目2塵芥処理費は可燃ごみ及び不燃ごみの指定袋等の消耗品、一般廃棄物の収集運搬に係る委託料、長野広域連合の環境推進費負担金、葛尾組合負担金、リサイクルを推進する資源物回収奨励金、ごみの減量化・堆肥化を推進するための生ごみ処理機等設置補助金が主なものでございます。

なお、葛尾組合の負担金については、前年度対比6.1%の減でございます。

77ページ、目3し尿処理費は千曲衛生施設組合の負担金でございますが、前年度対比2%の減となっております。

産業振興課長（宮崎君） 続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費からご説明いた

します。

なお、21年まで設置いたしておりました労務対策費については整理をさせていただきまして、この労政費に含ませていただいております。

主なものは78ページにかけて労政一般経費として職員の人件費と21年まで、昨年まで労務対策一般経費として計上してきたところの更埴職業安定協会や町労務管理協議会、テクノハート坂城協同組合運営の補助金等の予算を計上しております。また中小企業人材確保推進事業補助金につきましては、テクノハート坂城協同組合が国庫補助を得て昨年から3年間で取り組みを行う企業の人材確保や職場定着に関するマニュアルづくり等を行う事業でございまして、町としても補助をするもので、新年度で2年目となる事業でございます。勤労者福祉対策事業といたしまして、中小企業退職金共済掛金補助、財団法人更埴地域勤労者共済会補助金、勤労者生活資金貸付預託金などを計上しております。

次に79ページにかけまして、勤労者総合福祉センター管理一般経費は、財団法人更埴地域勤労者共済会へ建物等施設管理委託にかかわるものでございます。

次に款6農林水産業費、項1農業費ですけれども、目1農業委員会費として農業委員会一般経費で委員16名分の人件費等の経費、次の80ページの農業者年金業務では、加入推進に向けた経費や農業者年金協議会への補助金を計上いたしました。続いて目2農業総務費につきましては、有害鳥獣駆除対策協議会の委員報酬と職員の人件費などを計上しております。

81ページには農業用廃プラスチック処理にかかわる補助金を計上してございます。目3農業振興費、農業振興一般経費の主なものは、有害鳥獣にかかわる委託料や予防施設設置に対する補助金、82ページで農業を営むのに厳しい条件であると認められた5地区について営農を支援する中山間地直接支払事業補助金などを計上いたしました。地域営農推進事業では、アグリサポート事業などを行う農業支援センターへの補助や味ロジックわくわくさかきへの特産品振興事業補助金を計上しております。

続いて需給調整推進対策事業につきましては、昨年まで生産調整推進対策事業として計上していた事業ですけれども、米の戸別所得補償制度の導入等、民主党政権による米政策の大幅な転換により町においても事業名を変更させていただきました。米政策は大きく変わりますけれども、予算組み立てにおいては今までの数量調整円滑化推進事業補助金も新年度から行う水田経営確立推進事業補助金も町の水田農業推進協議会への事務費を補助するという内容でございまして、変わりがないところでございます。農振地域整備促進事業は必要に応じて年2回を目途に開催する農業振興地域の除外にかかわる経常的な予算となっております。

83ページにかけて農地銀行活動促進事業では、ファミリー農園の農地借上料、次の農産物加工施設管理費では光熱水費が主な計上内容でございます。次のふるさと雇用特産品振興

事業は、昨年からの雇用機会の創出を図るための3年間の事業の2年目ということで、町としては、ふるさと緊急雇用再生特別基金事業として3事業、緊急雇用創出事業として10事業を選定し、予算化しているところです。

なお、ふるさと雇用特産品振興事業に戻りますけれども、本予算は特産品の普及宣伝、販路開拓や坂城ブランドの確立に向けた事業推進を坂城町振興公社に委託するものでございます。

次のねずみ大根祭り事業につきましては、昨年開催した「全国辛味大根フォーラム」の成功を踏まえ、継続することにより辛味大根の一層の発信とブランド化を推進すべく2日目に実施いたしました大根祭りを行うため、大根祭りを中心とした予算を計上させていただきました。目4畜産業費は、東信農業共済組合が運営する家畜診療所に係る分担金及び北信地方の市町村、獣医師会、JA、県で運営する北信家畜畜産物衛生指導協会の運営負担金でございます。

84ページ、目5農地費、農地一般経費では、六ヶ郷用水組合負担金、土地改良事業償還金77件、埴科郡土地改良区の負担金、上沖土地改良区のポンプの自動化に対する土地改良区修繕補助金などとなっております。

85ページにかけた農道等基盤整備町単事業は、農道等の整備、維持補修費でございます。町単補助事業は地域で実施する農道等の整備に対する補助金、原材料費を計上しております。農地水環境保全対策事業費は、国の補助事業で地域ぐるみで農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた活動への支援を行うもので、5年事業でございまして、19年からスタートし、4年目を迎え、これの活動組織、上平みどりの里を対象として交付金を計上しているものでございます。

85ページに移りまして、農山漁村活性化支援交付金事業でございますが、20年度から3年間で実施する事業でございます。3周年の事業として、清水踏切から千曲川に向けた中之条用水、バイパス路工事の舗装の部分と鉄道の近接工事を予定してございます。次の県営灌がい排水事業につきましては、現時点で考えております総事業費7億円、平成28年を完成目標として六ヶ郷用水の改修に向けた県への事業負担金として計上させていただいております。

86ページ、項2林業費、目1林業総務費、林業総務一般経費でございますが、2目の林業振興費にあった林業振興一般経費をここに含めて一緒にさせて計上させていただいております。主な内容につきましては、職員の給与等の経費と干ばつ対策事業補助金等森林整備に対する補助金の経費を計上させていただいております。

87ページの目2林業振興費の松くい虫防除対策事業につきましては、伐倒駆除に要する経費を計上し、ヘリコプターによる空中散布の特別防除に係る経費は、健康被害等に対する

因果関係が本年度と変わらない状況の中で計上を控えさせていただきました。町有林管理事業は林業委員10名の報酬、作業員の賃金などでございます。

88ページ、特用林産振興事業は、中之条の新幹線横杭入口に整備した原木きのこ栽培施設の光熱水費と、お〜い原木会へ交付する特用林産振興補助金等でございます。目3林道事業費、林道事業一般経費は作業員の賃金や重機借上、補修工事費などとなっています。また次の緊急雇用林道作業道環境整備事業、清掃等作業委託も、さきの緊急雇用の事業のひとつでございます。林道及び作業道の路肩や法面の草刈り、側溝や横断溝の清掃作業を委託する経費でございます。

89ページ、款7商工費、項1商工費、目1商工総務費、商工総務一般経費ですが、これは人件費と中小企業能力開発学院、テクノセンターへの職員派遣補助が主なものでございます。

90ページ、目2商工振興費ですが、商工振興一般経費で中小企業の設備投資等に対する商工業振興補助金、また商工会経営改善普及事業補助金とまちづくり事業補助金、緊急雇用対策事業補助金は商工会への補助として計上しております。このうち緊急雇用対策事業補助金につきましては、従業員を解雇しないよう、国から給付される雇用調整助成金等の上乗せ給付となる教育訓練費を自ら開講できない小規模企業でも、できるだけ受給していただくということで、商工会が講座を開講するのに対して町として支援をするものでございます。また報償費として、ものづくりの表彰記念品と同教育講師謝金を計上させていただいておりますが、24年度に長野県で開催される技能オリンピックを契機として町内企業等において技能や発明に対する重要性を再認識し、これらへの認識や取り組みを進めるよう、表彰制度を設けたり、関係団体と連携し、ものづくり塾の開催や小・中、高校生へのものづくり体験や支援など坂城WAZAパワーアップ事業として展開していきたいと考えております。次の中小企業対策事業では、保証料補給金や中小企業振興資金貸付預託金を計上させていただきました。

91ページの中心市街地活性化事業でございますが、株式会社まちづくり坂城へ委託する管理業務委託など中心市街地コミュニティセンター及びけやき横丁に係る経費が主なものとなっております。

次に92ページにかけまして、目3観光費、観光一般経費では、観光パンフレットの印刷、各地域の桜並木の維持管理作業への謝金や葛尾遊歩道や弧落城遊歩道の整備委託、観光推進団体への負担金を計上しております。また今年度も町民祭りを実施すべく予算を計上させていただいておりますが、9月に鉄の展示館で行う坂城町の遺産、信濃村上氏再発見事業と連携して村上氏をひとつのテーマに企画を進めたいと今考えているところでございます。

次に目4商工企画費でございます。商工企画一般経費では、信州大学繊維学部と取り交わ

している産学官連携を進めるコーディネート事業委託、次の93ページには、テクノさかき工業団地組合産学官連携研究会や国際産業研究推進協議会への補助金を計上しております。工業団地整備事業では、テクノさかき工業団地内の街灯の電気料、さかきテクノセンター支援事業では運営補助と建設費償還補助金を計上いたしました。鉄の展示館管理一般経費では、経常的な経費のほか、企画にかかわる展示物の保険料、広告料、展示品の運搬委託料となっています。そういう中で備前長船博物館等と共同で開催した刀工の作刀技術等の高度化に資するお守り刀展、今年やったわけですが、副賞につきましては引き続き予算を計上させていただきます。また、企画展として4月17日から7月19日まで「人間国宝宮入行平とその高弟たち」、9月11日から11月28日まで坂城町の遺産、信濃村上氏再発見事業として「信濃村上氏と村上水軍、戦国の勇将たち、義清、国清、武吉、景親」、こんな企画展を予定してございます。また23年の2月5日から4月10日まで、第5回古雛祭りを展示館においても開催する予定でございます。また坂城町の遺産、信濃村上氏再発見事業につきましては、さきの鉄の展示館の企画展と町民祭りにあわせたのろしりレーや甲冑隊の着付け等の経費を計上させていただきます。

建設課長（村田君） 続きまして、95ページから96ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主なものでございまして、節19負担金補助及び交付金につきましては、河川協会などの関係団体への負担金でございます。

96ページから97ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費でございますが、節11需用費の光熱水費につきましては、道路橋梁の照明灯の電気料、修繕料につきましては、交通安全施設の修繕料でございます。節13委託料は、町道の認定、廃止、改良などに伴います道路台帳の保守管理業務の委託費でございます。節15工事請負費につきましては、交通安全施設設置工事費でございます。節19負担金補助及び交付金につきましては、町単補助事業でございまして、前年度と同額の1,400万円でございます。

97ページ、目2道路維持費につきましては、町道の維持管理にかかわる経費でございまして、節13委託料につきましては、A01号線、鼠橋通り、逆木通りなどの街路の清掃、街路樹の剪定にかかわる委託料でございます。節15工事請負費は町道の補修及び水路側溝の改修工事費でありまして、節16原材料につきましては、アスファルト補修用材料等でございます。

97ページから98ページ、目3道路新設改良費につきましては、A01号線道路改良事業にかかわるものでございます。

98ページ、項3河川費、目1河川総務費につきましては、河川愛護月間に河川清掃、草刈りなどを行っていただいております河川愛護団体への補助金が主なものでございます。

99ページ、目2河川改良費につきましては、水路等の補修費、水路のしゅんせつ工事費

でございます。

99ページから100ページ、項4住宅費、目1住宅管理費につきましては、職員2名分の人件費と町営住宅改良住宅の維持管理にかかわる経費でございまして、適正な維持管理に努めてまいります。節11需用費の修繕料につきましては、各団地の水周り等の修繕でありまして、節13委託料は団地内の樹木の剪定等の委託でございます。

100ページ、目3住宅建築物耐震改修事業につきましては、一般木造住宅の耐震診断、耐震改修に伴うものでございます。節13委託料につきましては、耐震診断にかかわる耐震診断士の派遣委託料でありまして、簡易診断、精密診断をそれぞれ10件予定しております。節19負担金補助及び交付金は、耐震改修工事にかかわる補助金でありまして、2件分を計上させていただいたところでございます。

100ページから101ページ、款8土木費、項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては、都市計画業務に従事する職員の人件費及び需用費等の一般経費でございます。このうち節19負担金補助及び交付金について、県道上室賀坂城停車場線の田町区間における道路改良事業の県事業負担金でございます。

101ページ、駅駐輪場管理では、しなの鉄道坂城駅前駐輪場177台及びテクノさかき駅前駐輪場177台の年間登録事務及び日常的な管理を委託により実施する経費でございます。

101ページから102ページ、目2街路事業費は、都市計画街路事業、坂都1号線事業にかかわるものでございます。

102ページ、目3下水道費でございますが、これは下水道事業特別会計への繰出金で、3億5千万円を見込んでおります。

102ページから104ページ、目4公園管理費につきましては、102ページ、公園管理一般経費では、びんぐしの里公園、和平公園を初めとするさかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の一般管理経費でございます。このうち節13委託料は、びんぐしの里公園及び和平公園を指定管理者制度に基づき、株式会社坂城町振興公社に管理委託する経費並びにシルバー人材センターに作業委託する経費と公園施設、遊具等の保守点検を専門業者に委託する経費が主なものでございます。また節15工事請負費は、県の安心こども基金事業補助金により、びんぐしの里公園など6カ所の公園における遊具の改修、補修工事費でございます。

103ページ、花と緑のまちづくり事業では、さかき千曲川バラ公園を初めとするばらのまちづくりや花と緑があふれる環境整備に関する事業費が主なものでございます。このうち節13委託料は、バラ公園や町内各所の植え込みにおける防除、かん水作業等の作業委託が主な経費でございます。節16原材料費は基金を活用して区や団体に花と緑のあふれる空間を整備するための花の苗や用土といった資材を頒布するための原材料費でございます。節

19 負担金補助及び交付金は、町とともにばらのまちづくりを推進するボランティア団体、薔薇人の会及び毎年、大菊花展を開催している菊花愛好会への補助金が主なものでございます。

104 ページ、ふるさと雇用・ばらの里管理事業からの5つの事業は、昨年に引き続き実施する事業でございます。

ふるさと雇用・ばらの里管理事業では、業務委託により町内全体へのばらの植え込みの普及やバラ公園での作業を実施し、ばらいっぱいのもちづくりを推進するとともに新規の雇用環境を創出する事業でございます。

ふるさと雇用・びんぐしの里環境整備事業では、業務委託により、びんぐしの里公園内の存置森林の環境整備を実施し、新規の雇用環境を創出する事業でございます。

緊急雇用・ばら祭り会場整備事業では、毎年、来園者数の増加が見込まれるばら祭りについて、より安全・安心な体制で開催できるよう、交通誘導、駐車場整備員を委託事業により確保し、もって新規の雇用創出を図るための委託事業でございます。

緊急雇用・オリジナルローズ普及事業では、坂城町のオリジナルローズ「さかきの輝き」の繁殖を委託し、ばら参加自治体への提供を初め、町内外への普及環境を整備し、もって新規の雇用創出を図るための委託料事業でございます。

緊急雇用千曲川水辺公園事業では、さかき千曲川バラ公園に隣接する千曲川水辺公園にふるさとの原風景として作業委託により千曲川の野草園を整備し、もって新規の雇用創出を図るための委託料事業でございます。

105 ページから106 ページ、項6 高速交通対策費、目1 高速交通総務費につきましては、新国道上田篠ノ井バイパスの建設促進、しなの鉄道循環バスにかかわる事業費を計上させていただきました。節13 委託料は、坂城駅及びテクノさかき駅にかかわる駅管理業務委託費及び循環バスの運行委託費でございます。節19 負担金補助及び交付金では、国道バイパス県道整備促進期成同盟会への負担金等でございます。目2 高速交通対策整備事業費では、湯水対策事業の8カ所の井戸ポンプの維持のための光熱水費及び修繕料でございます。

106 ページから107 ページ、項7 地籍調査費、目1 地籍調査事業費でございますが、調査区の図面調整及び測量業務に伴う委託料が主な内容でございます。

住民環境課長（塩澤君） 続きます、107 ページ、款9 消防費、項1 消防費、目1 常設消防費は、千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊に係る負担金でございます。前年度対比では6.7%の減額となっております。

同じく107 ページから108 ページにかけましての目2 非常備消防費は、消防団員の活動に係る経費でございます。主なものは、団員報酬、退職報償金、分団運営補助金、出動交付金等でございます。消耗品費につきましては、新入団員等の補充用の法被、活動服等でご

ございます。

同じく108ページ、目3消防施設費は、消防施設、機械器具の設置、維持管理に係る経費で、主なものは消防団車両の燃料費、修繕料、詰所の光熱水費、消火栓工事負担金。備品購入費では、消防用ホースや非常用備蓄資機材のほかに、第3分団の小型動力ポンプがございました。

建設課長（村田君） 109ページ、目4水防費でございますが、節11需用費の消耗品は、水防倉庫の備蓄資材の購入等で、修繕料は水防関連機器の修繕費でございます。

教育次長（塚田君） 続きまして、110ページから款10教育費について申し上げます。

項1教育総務費、目1教育委員会費は、委員報酬を初め委員会等を運営するための経常的経費でございます。目2事務局費は、特別職、一般職の人件費が主なものであります。教育振興事業では奨学金、クラブ活動補助、特色ある学校づくり交付金が主なものであります。

112ページ、小・中学校国際交流事業としましては、中国上海の実験小学校との教育相互交流を行いまして、国際理解の一助といたします。また中学生を対象に外国教師等との交流を行い、外国文化や自国文化、コミュニケーションの重要性を勉強をするものいたします。私立小学校・私立幼稚園補助事業につきましては、町内に住所を有し、私立幼稚園に通園する園児の就園奨励や園の振興補助、運営費として国の基準による補助事業として実施するものであります。5年目となります学力向上事業ですが、課題解決型の学習による日々の授業、実践を通して学力の充実を目指してまいります。

113ページ、問題を抱える子ども等自立支援事業につきましては、相談支援推進協議会の活動に係る経費でありまして、コーディネーターとしての大峰教室指導員の賃金が主なものとなっております。次に学校支援地域本部事業ですが、平成20年度より3年間にわたり、県の委託事業として行っておりまして、22年度が最終になります。地域全体で学校を支援する仕組みで、地域コーディネーターを中心にボランティア活動を進めてまいります。校内ばら園の栽培支援、英語教育、部活動、また本年度は特にものづくり実践教育について支援を予定しております。緊急雇用創出事業につきましては、各小・中学校の状況にあわせ、支援のための賃金を計上したところでございます。

続いて114ページになりますが、項2小学校費、目1小学校総務費ですが、町職員の人件費のほか、節15工事請負費は、小学校のプールのポンプ、トイレの改修等の工事でございます。小学校耐震化事業につきましては、21年度に実施しました二次診断結果によりまして耐火指標の低い南条小学校の体育館の実施計画を現在、予定しております。目2南条小学校管理費でございますが、学校運営及び校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては各小学校とも、ほぼおおむね同じ内容ですので、南条小学校について申し上げますので、ご覧いただきたいと思っております。

節1報酬は、学校医、薬剤師の報酬です。節7賃金は、町臨時職員の賃金、節11需用費につきましては、清掃、保健、プール等の消耗品、それから電気、水道、校舎修理にかかわる経費でございます。節13委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理と児童の心電図、貧血検査などの検査委託料、それから学校庁務の業務委託料となっております。備品購入費では、職員用椅子など学校用の備品を計上いたしたところでございます。

続いて115ページ、南条小学校の教育振興費でございますが、教育振興費についても、各小学校ともほぼ同じ内容でございますので、教科科目に係る費用が主なものであります。節8報償費は、講師及び土地借上料の謝礼、そのほか節11需用費につきましては、教科学習用の消耗品、教材用品などを計上してございます。節20扶助費につきましては、就園援助費、特別教育就学奨励費でございます。

119ページをご覧ください。

項3中学校費、目1中学校総務費は、英語指導助手、それから情報キーマンの保守に係る委託料であります。学校管理費につきましては、小学校同様、学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費を計上してございます。目3の教育振興費につきましては、11需用費は教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理、購入が主なものとなっております。節18の備品購入では、理科実験用備品、楽器等、各教科で使用する備品等が主なもので計上してございます。新年度、町の小・中学校の児童の生徒数ですが、小学生は825名、中学生は442名、計1,267名という予定になっております。

続きまして、121ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費について申し上げます。

社会教育委員、それから生涯学習審議会委員の報酬、職員の人件費のほか、節19負担金補助及び交付金では、文化協会、婦人会、千曲川陣太鼓保存会などへの補助金でございます。

文化の館事業、123ページになりますが、報償費でお茶会等の講師謝礼、庭木手入れの役務費でございます。目2公民館費、節1報酬は、副館長、分館役員の報酬のほか、節8報償費は講座の講師謝礼、成人式体育事業の参加費等でございます。

124ページになりますが、節19負担金補助及び交付金では、分館活動費として27区への補助、また各種公民館事業といたしましては、文化講座の開催、納涼音楽会、成人式、文化祭、席書大会等、また健康や体力の増進に関する事業としましては、春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを予定しております。

なお、公民館報の発行も年4回予定しているところです。

分館施設整備事業につきましては、分館活動の基盤となる地区公民館の整備を順次計画的に行ってまいります。

125ページ、目3図書館費ですが、節7臨時職員の賃金のほか節8報償費は、図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では、館外清掃委託、電気保安点検等の施設の維持管理に

かかわるもの、上田地域広域図書館情報ネットワークシステム事業としましては、機器の保守管理等が主なものでございます。節18備品購入では、一般図書の購入を予定しております。

続いて126ページ、目4文化財保護費について申し上げます。

節1報酬は、文化財保護審議会委員及び文化財調査委員の報酬、節7賃金は、一般事務、発掘整理作業等の賃金、また文化財の保護、伝統芸術の保存継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助のほか、坂木宿ふるさと歴史館の施設、それからルネッサンス事業として文化財センターの文化財展示事業の管理運営にかかわるものでございます。

なお、128ページ、埋蔵文化財発掘事業では発掘行為に伴う立会い調査、試掘調査などを予定しております。目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用でございます。

議長（春日君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時00分～再開 午後2時11分）

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き、詳細説明を行います。

教育次長（塚田君） それでは、129ページ、目6文化センター管理費からご説明いたします。

これは文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。委託料につきましては、宿日直、清掃、ボイラー業務につきましてシルバー人材センターへの委託、エレベーター、電気保安、それから浄化槽等施設の整備にかかわる委託料でございます。次に目7青少年育成費一般経費でございますが、子どもリーダー研修会、ウォークラリー大会、130ページになりますが、それらの開催、それから通学合宿などへの支援をしております。工事請負費につきましては、町内に設置してあります遊具のすべてにつきまして安全確認を実施し、国の子ども安全基金を活用して安全基準に適合した遊具に修理、新設をしておりますというものでございます。節19負担金では、青少年を育む町民会議への補助が主なものであります。また信濃グランセローズ公式戦のホームゲームを坂城の日として町の産業観光のPRにあわせまして町内公式野球チームの参加、小学生の観戦など青少年の健全育成事業の一環としても参加をしていく計画になっております。さらに千曲川の水辺の教室としまして、ふるさと歴史館跡の施設を改修しまして、千曲川の資料等を収集し、町の歴史・文化の中心地として、ふるさと歴史館、鉄の展示館、文化財センターとの連携をした施設づくりを進めていきたいというふうに考えております。

130ページ、同じでございますが、目9生涯学習振興費では「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマにさかきふれあい大学を引き続き運営して生涯学習の推進に努めてまいりたいと考えております。教養講座、専門講座の講師謝礼等に係る費用が主なものでございます。

131 ページ、項5 保健体育費、目1 保健体育総務費は、体育指導員への報酬や節8 報償費では、競技審判員への謝礼、大会参加費などスキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者の謝金となっております。また節13 委託料は、グラウンド等体育施設の整備委託費、14 使用料は体育施設用地の借上料などが主なものでございます。

132 ページになりますが、目2 武道館費は、武道館管理費は指導員賃金のほか施設の管理費、中学校の剣道部、体育協会スポーツ少年団の剣道、なぎなた等心身の鍛練の場として活用されています。

続いて133 ページ、給食センター、目3 食育・給食センター運営費でございますが、134 ページにもかかりますけれども、食育・学校給食センターの建設につきましては、まちづくり交付金事業と安心・安全な学校づくり交付金を組み入れ、新しい施設の建設を進めまして、この26日に完成を見ております。このセンターは、食育・給食センターとして児童生徒及び子育て世代に食の大切さを広げ、町民の健康づくりや地域食材の拡大につなげる施設として今後活用してまいりたいというふうに考えております。主な支出は、児童生徒に栄養バランスのとれた安心・安全な給食を提供するための賄材料費で、年間給食日数は、小学校が205日、中学校が202日、1日当たり約1,400食を予定しております。委託費につきましては、調理業務を坂城町振興公社へ委託したものでございます。以上です。

財政係長（柳澤君） 134 ページからの款12 公債費でございます。主に長期債の元金とその利子の償還でございますが、新年度におきましては、特定地方道路整備事業として改良工事を行ってきましたA09号線、A01号線などの事業量増加による償還が増えることなどから、元金については増額となり、公債費全体では0.6%、469万9千円の増で、7億6,527万円を計上いたしております。

最後に135 ページの款14 予備費につきましては、予期しない支出に備えるものでございます。前年度対比ではマイナス50%となりますが、1千万円の計上となっております。

以上、歳出総額は54億6,300万円で、性質別の内訳を見ますと、投資的経費が土木費、教育費に係る普通建設事業費の減によりマイナス72.6%、6億2,864万6千円の減額、人件費、扶助費及び公債費に係る義務的経費が7.3%、1億7,214万7千円の増、物件費、繰出金、補助費等に係るその他経費がマイナス4.9%、1億3,930万1千円の減額となっております。

以上で平成22年度坂城町一般会計予算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（春日君） 以上で議案第13号 平成22年度坂城町一般会計予算について各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、議案第14号以下議案第20号までの特別会計予算について各課長等の詳細説明を求めます。

初めに、議案第14号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算について。

まちづくり推進室長（塚田君） 議案第14号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算につきましては、歳入歳出それぞれ4,241万4千円を計上いたすもので、前年度に対し、1,648万3千円、28%の減でございます。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書の3ページからご説明申し上げます。

まず歳入であります。款1分担金及び負担金、項1負担金、これは新規加入負担金と加入や移設等に係る工事負担金であります。

款2使用料及び手数料、項1使用料であります。4月からの料金改定により前年度より1,657万8千円の減でございます。一般加入3,180件、スピーカー加入66件の有線放送電話使用料であります。

4ページに入りまして、項2手数料、これは広告放送料が主なものでございます。

款3財産収入、項1財産運用収入は、有線設備基金に係る利子でございます。

款4繰入金、項1他会計繰入金は、町からのお知らせ等の放送料相当分に係る一般会計からの繰り入れでございます。

続きまして、5ページであります。

款6諸収入については、項1預金利子と項2雑入で、主にはインターネットのアクセスポイントの使用料でございます。

続きまして、6ページからの歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の主なものは、職員人件費と有線放送事業に係る消費税を計上してございます。目2文書広報費は有線の事務的経費でございます。

7ページからの目3財産管理費は、有線施設維持管理に関する経費の計上であります。主なものは、節11需用費は有線施設の電気料、修繕料。節13委託料は、機器等の設備保守点検経費。節14使用料及び賃借料は、中部電力、NTTへの電柱共架料及び電柱敷地の借上料でございます。節15工事請負費は有線放送施設の支障移転等に係る工事費の計上。節19負担金補助及び交付金につきましては、特別会計に携わる一般職の人件費相当を一般会計へ負担するものです。節25積立金は、将来に向け、設備基金を積み立てるものであります。

以上、平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算の詳細説明を終わります。

議長（春日君） 次に、議案第15号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について。

福祉健康課長（中村さん） 議案第15号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

本予算につきましては、加入者の高齢化や医療技術の進歩などにより、保険給付費等の増加

が見込まれる中、平成21年度の実績や診療報酬の改定等も勘案する中で、15億7,910万9千円を計上いたしました。

予算説明書3ページから主なものについてご説明いたします。

歳入のうち款1国民健康保険税でございますが、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護保険第2号被保険者の納付金分を一般被保険者、退職被保険者ごとに計上し、国保税全体で前年度と比べ、2.4%の減となっております。

4ページ、款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金につきましては、前年度比0.4%の増となっております。目2高額医療費共同事業負担金でございますが、高額な医療費が国保財政へ及ぼす影響を緩和するために、県単位で国保連合会が中心となり、実施する共同事業への拠出金に対し、4分の1の国庫負担を受けるものでございます。

5ページ、目3特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る国からの負担金について基準額の3分の1を計上しております。目1財政調整交付金につきましては、普通と特別調整交付金があり、市町村間の不均衡及び特殊事情を考慮して交付されるもので、前年度比1.1%の増を見込んでおります。

款5療養給付費交付金は、退職被保険者等の療養給付費等に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金でございます。前年度比5.3%の減でございます。

6ページ、款6前期高齢者交付金につきましては、65歳以上の加入者の医療費について保険者間の調整により費用負担を行うもので、65歳以上の方の加入率が全国平均を上回る保険者に対し、平均を下回る保険者からの納付金が配分され、社会保険診療報酬支払基金を通じ、交付されるもので、前年度比1.6%の減でございます。

款7県支出金、項1県負担金、目1高額医療費共同事業負担金と目2特定健康診査等負担金、項2県補助金、目1県調整交付金につきましては、4ページ、5ページの国の事業と同一で、県の事業でございます。

7ページ、款8共同事業交付金のうち目1高額医療費共同事業交付金は、高額な医療費が国保財政に与える影響を緩和するため、連合会より交付されるもので、国、県が4分の1を、町が2分の1を負担する共同事業となっております。目2保険財政共同安定化事業交付金につきましては、市町村間の国保税の平準化と財政の安定化を図るために県単位で行われる共同事業であり、前年度比5.1%の減でございます。

款10繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、低所得者に係る保険税軽減分としての保険基盤安定繰入金、出産育児一時金繰入金等の法定分で、前年度比2.7%の増でございます。

8ページ、目1基金繰入金につきましては、5,132万1千円を計上しております。基金残高は6,700万円になります。

次に11ページからの歳出でございますが、款1総務費は事務処理のための電算委託料、連合会委託料負担金、賦課徴収の費用などがございます。

13ページ、款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費につきましては、前年度比3.4%の増でございます。

14ページ、目2退職被保険者等療養給付費につきましては、前年度比12%の減でございます。目3一般被保険者療養費でございますが、前年度比15.9%の増。

15ページ、目4退職被保険者療養費につきましては、前年度比25.5%の減でございます。

16ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費、目2退職被保険者高額療養費は、前年度とほぼ同額でございます。

18ページ、項5出産育児諸費、目1出産育児一時金は、25人分を、項6葬祭諸費、目1葬祭費は60人分をそれぞれ計上してございます。

19ページ、款3後期高齢者支援金等につきましては、後期高齢者に係る医療費に対し、加入者数に応じた支援を各保険者から行うもので、前年度比8.2%の減でございます。

20ページ、款5老人保健拠出金でございますが、75歳以上の方の医療費につきましては、後期高齢者医療制度になりましたが、前々年度の概算拠出金の精算分を計上しております。

21ページ、款6介護納付金につきましては、第2号被保険者、40歳から64歳の方の負担分としての納付金でございます。

22ページ、款7共同事業拠出金のうち目1高額医療費拠出金につきましては、前年度比22.7%の増でございます。高額医療費拠出金の財源は、国4分の1、県4分の1の負担金がございます。目2保険財政共同安定化事業拠出金は、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るための事業でございます。

款8保健事業費、項1特定健康診査等事業費、目1特定健康診査等事業費でございますが、集団による健診のほか、夜間・休日の対応や個別健診、さらに詳細健診、二次健診、人間ドック等の実施に係る経費でございます。きめ細やかな健診体制を整備し、国保加入者の健康の維持増進に努めてまいります。また目2特定保健指導事業費につきましては、特定健康診査結果により指導の必要がある方について積極的動機づけ支援を行い、生活習慣病などによる疾病の重度化を防ぎ、健康で生き生きとした生活を保つことにより医療費の抑制と負担の軽減を図ってまいりたいと考えております。

以上、歳入歳出総額15億7,910万9千円でございます。

議長（春日君） 次に、議案第16号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について。

企画政策課長（片桐君） 議案第16号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額につきましては、499万5千円でございます。事項別明細書の3ページから順次ご説明を申し上げます。

まず歳入につきましては、款1繰入金、款2繰越金につきましては、科目存置ということでございます。

款3諸収入、項1貸付金元利収入、目1住宅新築資金等貸付金元利収入につきましては、住宅新築資金、住宅改修資金及び宅地取得資金の貸し付けの償還であります。内訳につきましては、現年度分が新築資金9件、改修資金1件、宅地取得資金3件、計13件の貸付金の元利収入であります。

次に4ページ、歳出に入りますが、款1住宅新築資金等貸付事業、項1総務費、目1貸付事業総務費につきましては、本特別会計の経常的な経費であります。

次に5ページ、款2公債費、項1公債費でありますけれども、目1元金では、長期債、定期償還元金259万2千円、目2利子につきましては、定期償還利子で74万4千円あります。

款3諸支出金では、項1他会計繰出金で159万6千円、項2の予備費につきましては、前年度と同額の計上でございます。

以上で詳細説明といたします。

議長（春日君） 次に、議案第17号 平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について。

福祉健康課長（中村さん） 議案第17号 平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について、ご説明申し上げます。

老人保健制度につきましては、平成20年4月に後期高齢者医療制度に引き継がれたわけですが、20年3月診療分までの医療費等は老人保健特別会計において支払義務があるため、3年間は老人保健特別会計を存続させ、決済するよう政令で定められております。本年度におきましては、平成20年3月診療分までの月遅れ請求、過誤請求の支払いが必要となりますので、本会計において予算措置をしております。

予算説明書3ページから主なものについてご説明いたします。

歳入でございますが、款1支払基金交付金の医療費交付金につきましては、161万7千円、款2国庫支出金の医療費負担金につきましては、97万5千円、款3県支出金の医療費負担金につきましては、24万4千円、款4繰入金項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、24万4千円でございます。

歳出でございますが、5ページ、款1医療諸費、項1医療諸費、目1医療給付費につきましては、300万円、目2医療費支給費につきましては8万円でございます。実績を踏まえ

まして予算を計上いたしました。

以上、歳入歳出総額309万3千円でございます。

議長（春日君） 次に、議案第18号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算について。

建設課長（村田君） 議案第18号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億11万2千円でございます。

事項別明細書3ページをご覧くださいと思います。

まず歳入でございますが、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1下水道負担金でございますが、これは下水道受益者負担金の平成18年度以降に賦課された方の分納分と平成22年度に賦課する方の一括納付及び分納分で、整備区域の新規賦課対象の増があり、4,892万1千円を見込んでおります。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1下水道使用料については、整備区域拡大に伴い、8,705万円を見込んでおります。項2手数料、目1下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店27件の更新登録手数料13万5千円と下水道受益者負担金督促手数料1千円を見込んでおります。

款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1下水道費国庫補助金は、汚水処理施設整備交付金で、計画期間、平成22年度から26年度の5カ年による地域再生計画に基づくものであり、初年度として1億円を見込んでおります。

款4県支出金、項1県負担金、目1下水道費県負担金は、県道工事等に伴う下水道施設移設工事負担金のための科目出しでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、3億5千万円を見込んでおります。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、平成21年度下水道事業特別会計からの繰越金のための科目出しでございます。

5ページ、款7諸収入、項2雑入、目1雑入は、平成21年度下水道事業の決算に伴う千曲川流域下水道上流処理区維持管理負担金、返還金及び消費税の還付金のための科目出しでございます。項3延滞金、目1延滞金は、受益者負担金、延滞金のための科目出しでございます。

款8町債、項1町債、目1下水道事業債は、公共下水道にかかわる起債1億8,500万円と流域下水道事業費負担金にかかわる起債2,900万円を見込んでおります。

続きまして歳出でございますが、6ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費でございますが、主な内容は、節、報償費の受益者負担金納期前納付報奨金1,002万7千円と節27公課費の消費税500万円でございます。

6 ページから 7 ページ、款 2 下水道費、項 1 下水道事業費、目 1 施設管理費は、これまで整備されてきた下水道施設の維持管理にかかわる費用及び維持管理に必要となる使用料等の賦課管理システムにかかわる費用等でございます。主なものといたしましては、節 1 9 負担金補助及び交付金の上流処理区維持管理負担金 6, 1 1 1 万円で、終末処理場における汚水処理費用及び幹線管渠の維持管理費用について、水量に応じて負担するものでございます。

7 ページから 9 ページ、目 2 公共下水道事業費は、公共下水道整備にかかわる費用で、平成 2 2 年度は引き続き、網掛地区においての面整備を、また中之条地区から町横尾地区へ、及び上五明地区から上平地区への幹線管渠の整備を行う予定でございます。節 1 3 委託料の設計施工監理は、下水道公社に業務委託するものでございまして、実施設計・測量等委託は、町横尾、泉区、上平地区の実実施設計測量を予定しております。節 1 5 工事請負費の管渠工事では、先ほども申し上げたとおり、網掛地区、また中之条地区から町横尾地区への面的整備、また上五明地区から上平地区への幹線管渠等の整備を予定しております。節 2 2 補償補てん及び賠償金の地下埋設物移転補償ほかは、下水道管布設に支障となる上水道管等の移転補償費でございます。

9 ページ、目 3 流域下水道事業費は、千曲川流域下水道上流処理区において実施される流域下水道、幹線管渠、終末処理場にかかわる事業費について関連市町村の負担割合に応じて負担金を支出するものでございます。

款 3 公債費、項 1 公債費、目 1 元金は、公共下水道事業、流域下水道事業の地方債にかかわる元利償還を行うもので、償還額は前年比 1, 8 4 0 万 3 千円減の 2 億 1, 7 9 1 万 7 千円となっております。

1 0 ページ、目 2 利子は、公共下水道事業、流域下水道事業の地方債にかかわる利子の償還を行うもので、償還額は前年比 3 1 7 万 4 千円増の 1 億 1, 6 4 3 万 8 千円となっております。

1 0 ページ、款 4 諸支出金、項 1 他会計繰出金、目 1 一般会計繰出金は、平成 2 1 年度からの下水道事業特別会計繰越金を一般会計に繰り出すものの科目出しでございます。

議長（春日君） 次に、議案第 1 9 号 平成 2 2 年度坂城町介護保険特別会計予算について。

福祉健康課長（中村さん） 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度坂城町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険特別会計予算は、平成 2 1 年度から 2 3 年度を事業実施期間とする第 4 期介護保険事業計画において策定いたしました給付見込額を基本とし、平成 2 1 年度の給付実績を勘案いたしまして、1 1 億 1, 2 4 6 万 6 千円を計上いたしました。これは平成 2 1 年度の当初予算と比較しますと、4, 0 9 6 万 2 千円、3. 8 %の増でございますが、高齢者人口の増加に伴い、要介護・要支援者が増加し、介護給付費等の増加を見込んだものでございます。

予算説明書の3ページから主なものについてご説明いたします。

歳入のうち款1介護保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の保険料で、前年度と比べ、1.3%の増となっております。

款3国庫支出金につきましては、保険給付における国庫負担金、調整交付金及び地域支援事業の交付金でございます。

4ページ、款4支払基金交付金につきましては、保険給付の30%に相当する交付金と地域支援事業交付金でございます。支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分で、社会保険診療報酬支払基金より交付されるものでございます。

5ページ、款5県支出金につきましては、保険給付のおおむね12.5%と地域支援事業交付金などがございます。

6ページ、款7繰入金につきましては、保険給付費の町負担分、おおむね12.5%と地域支援事業の町負担分及び要介護・要支援認定審査会等の事務費でございます。ほかに第1号被保険者の保険料の高騰を緩和するため、町介護保険支払準備基金からの繰り入れがございます。

次に8ページからの歳出でございますが、款1総務費は介護保険のシステム保守、保険料の賦課徴収に関する経費、要介護・要支援認定に関する経費、介護保険制度の普及費などがございます。

11ページ、款2保険給付費につきましては、10億8,014万円で、前年度比4.3%の増の予算を計上いたしました。内訳としましては、項1介護サービス等諸費につきましては、要介護1から要介護5と認定された方が利用する在宅サービス、施設サービス等の保険給付費分でございます。

17ページからの項2介護予防サービス等諸費につきましては、要支援1、2に認定された方が利用される在宅サービス等の保険給付費分でございます。

23ページ、項3その他諸費につきましては、長野県国民健康保険団体連合会へ支払う診査支払手数料でございます。項4高額介護サービス等費につきましては、利用者のサービス利用額が限度額以上となった場合に給付する費用。25ページ、項5高額医療合算介護サービス等費につきましては、1年間に医療と介護の利用者負担が高額になった場合に支給する費用を計上いたしてございます。

26ページ、項6特定入所者介護サービス等費でございますが、施設利用者に係る食費、滞在費等の自己負担分につきましては、利用者の所得に応じて、その自己負担分を軽減し、保険給付で補うものでございます。

30ページ、款5地域支援事業費につきましては、要介護等の認定を受けていない高齢者の方に対して実施をするものでございます。

以上、歳入歳出総額 1 億 1, 246 万 6 千円でございます。

議長（春日君） 次に、議案第 20 号 平成 22 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について。
福祉健康課長（中村さん） 議案第 20 号 平成 22 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療制度につきましては、保険料の算定、医療費等の支払いは長野県後期高齢者医療広域連合で行いますが、保険料の徴収通知の引き渡し、療養費申請受付などの窓口業務などは町の業務となっております。保険料の徴収につきましては、特別会計を設置する中で徴収業務を行い、徴収した保険料を広域連合に納付いたすことになっております。

予算説明書 3 ページから主なものについてご説明申し上げます。

歳入でございますが、款 1 後期高齢者医療保険料につきましては、1 億 1, 536 万 7 千円で、前年度と比べ、13.4%の増でございます。被保険者の増加と保険料率の見直しによるものでございます。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 2 保険基盤安定繰入金につきましては、所得の減少が見込まれる中、保険料軽減者の増加に伴い、前年度比 3.8%の増でございます。

歳出について申し上げます。

6 ページ、款 1 総務費につきましては、保険料の徴収業務に係る経費などがございます。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、1 億 4, 677 万円でございます。納付金につきましては、徴収した保険料及び保険基盤安定繰入金を合わせて広域連合に納付するものでございます。

以上、歳入歳出総額 1 億 4, 818 万 3 千円でございます。

議長（春日君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日 4 日から 3 月 9 日までの 6 日間は議案調査等のため休会にいたしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、あす 4 日から 3 月 9 日までの 6 日間は議案調査等のため休会とすることに決定いたしました。

今回は 3 月 10 日、午前 10 時から会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 2 時 55 分）

3月10日 日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 公共施設の焼却炉対策はほか | 中 嶋 登 議員 |
| (2) 安全・安心の消防体制はほか | 大 森 茂 彦 議員 |
| (3) 町債残高縮減の取り組みはほか | 田 中 邦 義 議員 |
| (4) 駅の利便性向上のためにほか | 入 日 時 子 議員 |
| (5) 上小地域医療再生計画についてほか | 安 島 ふ み 子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に、本日から12日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされており、これを許可してあります。

また、午前中、山崎企画調整係長から欠席の届け出がなされており、これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（春日君） 質問者は、お手元に配付したとおり、11名であります。

質問時間は答弁を含めて1人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について簡明に答弁されるようお願いいたします。

なお、通告者も、これには格段のご協力をお願いいたします。

それでは順番によりまして、最初に、2番 中嶋登君の質問を許します。

2番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきました。このところ、くじ運がいいのか、またもや一番バッターとなりましたので、言論の切り込み隊長として通告に従い、一般質問をさせていただきます。

さて、思い起こせば40年前、私が20歳のころの話であります。中之条に17名の同級生がおりまして、ニュー天領会と名前をつけて、いろいろな活動をしておりました。今思えば飲み会が多かったかなとも思っております。

そんな折、南条小学校で100周年記念のお祭りがあるとの情報を得て、飲んだ勢いもあり、それじゃ、南条小学校へ桜100本寄附しようじゃないかと私が提案したら、みな賛同

をいたしまして、日曜日、中之条の造園屋のおやじも「おい誰も大したもんだな」なんて言いながら、枯れちゃいけないからと言って、わざわざ小学校まで植え方を教えにきてくれたことが思い出として残っております。17名全員でグラウンドの回りから始めて体育館の裏の方まで午前中いっぱいかかって100本の桜を植えることができました。

当時、南条小学校のPTA会長、先輩議員であります柳澤新平さんが会長をしております。「中んじょの若え衆が桜100本寄附してくれたもんで、おらも鼻が高いわ」と喜んで話してくれたことも思い出であります。

前置きが多少長くなりましたが、南条小学校の現校長の山田先生が赴任してきたときにグラウンド横の桜が満開に咲き誇っており、桜のたくさん咲くすばらしい小学校へ来たと感動していたと言っております。そのときに今の寄附の話はしておきました。

そんなこともあり、先だって南条小学校の山田校長よりまた電話があり、行ってみると、大事な桜を3本切らせてほしいとのことでありました。事情を聞くと、東側の産業道路へ歩道をつくるためであると言っておりますので、そのような事情でしたら、町の事業でもありますので、どうぞお切りくださいと話すとともに、現場へ、私のことでもありますから、写真を撮りに行ってまいりました。桜の木の写真を撮っていると、もう何年も前に撤去されていると思っていた大型の焼却炉が写真に写るではありませんか。

1. 公共施設の焼却炉対策は

イ. 3小学校の焼却炉は

早速、南条小学校の校長先生に聞くと、8年ぐらい前から使用はしていないと言っております。また、その足ですぐ坂城小学校へ行ってみると、校門より右側のグラウンドへ入る西側に、ここにもでんと大きな焼却炉がそびえており、おまけに「登って遊んではいけません」という張り紙まで張ってありました。これも坂城小学校の校長先生と確認をしてまいりました。

2校だけではいけないと思い、その足でまた村上小学校も行きました。校長先生がお留守でしたので、教頭先生のご案内により、北側道路沿いに、ここにもございました。また一番劣化しており、煙突の一部ははげ落ちていました。

最後に、やはり気になっております坂城中学校にも行って見ました。これは安心できました。既に撤去されており、校長先生も心配ないと、そういうお話でございました。

ロ. 速やかに撤去を

何と残念なことに、我が町の3小学校全部にダイオキシンのしみ込んだ焼却炉があるとは。まして教育現場にあるということは大問題であります。速やかに撤去すべきであると思うが、どのようにお考えなのか、お尋ねを申し上げまして1回目の質問といたします。

教育次長（塚田君） 公共施設の焼却炉対策はということで、3小学校の焼却炉、それから、速

やかに撤去ということのご質問にお答えをいたします。

ご質問の3小学校の校内にある焼却炉につきましては、平成9年12月から大気汚染防止法あるいは廃棄物処理法等の改正が行われたことに気付かしまして、焼却施設の煙突などから排出される物質についての排出抑制対策によりまして、町内の小学校での焼却炉の使用を停止して現在に至っている状況にあります。

現在、廃棄物の処理につきましては、町内の3小学校では、校内から一般廃棄物の可燃ごみは週2回、プラスチック類及び缶、ペットボトル、その他の燃えないごみについては月1回、ごみ収集運搬処理として専門の業者に委託して実施している状況になっております。現在閉鎖してあります焼却炉につきましては、ごみの投入口、灰の搬出口等の施設によりまして封鎖され、児童の安全を確保しているというところでもありまして、また雨水の流れ込み、風での灰の飛散、そういうところもないように対処しているような状況であるというふうに考えております。

そうは言うものの、現在ある焼却炉、議員さんご質問のとおり、学校には不必要なものでありまして、早急に撤去しなければいけないというふうに考えているところであります。学校行事との兼ね合い、それから期間等の課題もありますので、今までも解体業者とも、どのように計画的に撤去すべきか計画した経過もございますし、また児童や周囲の人々に健康に影響を及ぼさない撤去方法の提案もされて検討をされているところでもあります。

いずれにいたしましても、焼却炉の撤去につきましては、校内にあつては現在では全く不要なものでありますので、撤去に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。以上です。

2番（中嶋君） ただいま教育次長より現状の状況を詳しくお話をいただきました。次長も、できるだけ早目に撤去していかなければいけないというお言葉でございますが、私も少しいろいろ違う方向からも調べてみました。

10年ぐらい前でございましたが、町でも葛尾組合へ持ち込まれる家庭ごみが増えてきたので、燃えるごみは、できるだけ家庭内で燃すようにと。家庭を小型焼却炉を備えるよう指導した時期もございましたが、ダイオキシン問題がクローズアップされ、平成14年12月に廃棄物処理法の改正が行われ、野焼きが禁止され、また家庭用小型焼却炉についても使用禁止となったことは皆様ご承知のとおりでございます。

なお、町におきましては、翌年の平成15年8月より平成17年の3月まで家庭用の小型焼却炉とダイオキシンの関係もあり、個人が勝手に処分しないように回収費の3分の1を町で負担するということでの指導もしております。

一般町民に対しては、きちっとした行政指導を行い、すばらしい成果が出ており、家庭用焼却炉は町内ではほとんど見かけなくなっており、家庭内よりダイオキシンが出なくなった

ということはすばらしい実情であると思っております。

そんな中、教育現場の子どもたちが毎日行く3小学校に焼却炉があるとは行政の立場としては恥ずかしくないか。とともにPTAに対して何と答えるのか。これはお2人でお考えになっていただきたいのですが、教育長、町長、どちらかにご答弁をお願いいたします。

教育長（長谷川君） ただいま過去のダイオキシン等に対する焼却炉の撤去の経緯をお話をいただきまして、私も改めて、そういう経過があったのかなということを確認をさせていただいた次第であります。

先ほど教育次長からも申し上げましたように、撤去に向けて対応を考えてまいりたいということで現在進めております。撤去に向けてということは、本来ならば、もっと早く片づけるべきであったという思いの中での言葉として受け止めていただきたいと思いますが、現在のところ、すぐというわけにはまいりません部分もありますので、まず考えられることとして、危険物質がある可能性があるわけですので、それが漏れ出したり、飛散したりすることがないように対策をまずとり、それからどういうふうに進めていくかというようなことを具体的にこれからどう進めるかを含めて考えてまいりたいというふうに思っております。以上であります。

2番（中嶋君） 教育長は話はわかっておるわけですね。先ほど教育次長も言っておりましたけれども、一日も早く撤去をしていただきたいと思っております。町長のご答弁は要りません。よく今聞いていたから、すぐ私はやると思っておりますので、答弁は結構です。

次の質問に移ります。

2. 少子化対策の根幹について

イ. 子宮頸がん予防を

私も医療に従事した時代がありましたので、まさか注射1本でがんが予防できるとは、まさに人類が待ち望んでいた夢のワクチンができ上がったのでございます。しかも、このワクチンは女性特有のがんの中で発症率が高いと言われている子宮頸がんを予防するワクチンで、ひいては少子化問題をも解決するワクチンであると思っております。我が国でもワクチン接種が昨年12月より始まったが、町の考え方をお尋ねいたします。

ロ. 中学生に集団接種を

町長も医療関係には造詣が深いので、釈迦に説法かもしれませんが、お聞きをいただきたい。

日本小児科学会、産婦人科学会、両学会では、中学生を対象とする早期接種が一番有効であると言っております。前回の一般質問で新型インフルエンザの集団接種を提案いたしましたが、早速、実施いただき、敬意を表するものであります。同じように中学2、3年生の女子に子宮頸がん予防ワクチンの集団接種を至急行うべきであります。

ハ. 全額町負担を

また国や県の補助をお願いするのは当然であります。つなぎ措置として町民の公平性を保つために私は全額町負担で行うべきであると思うが、お尋ねをいたします。

ニ. 中学校での性教育を

子宮頸がんはHPV（ヒトパピローマウイルス）といいまして、性交渉で感染するため、中学の性教育で正しい知識を生徒に教えてほしいと思うが、ここの部分をお尋ねをいたしまして1回目の質問といたします。

教育長（長谷川君） 中嶋議員さんからのご質問にお答えをさせていただきます。

中学生の時期と申しますと、心も体も大変に変化する時期でありまして、人格形成において一生の中でも最も重要な位置を占めていると思っております。この時期に自分を理解し、自尊感情を高める、あるいは他者を理解して個性を尊重する、共同社会をどのように営むか。こういう生きていく上での行動の指針や心のよりどころをどう形成していくか、これは自己の生涯に大きな影響を与える大切な時期であり、身につけていく時期であるというふうに思っております。また性の違いをはっきりと意識して認識し、受け止めることができる時代でもありまして、性の違いをどう受け止めて、どのような価値観を持つか。男性として、女性として自分の周囲の人々をどのように理解し、共存していくかを学ぶ適切な時期であります。このような時期の特性を踏まえまして、中学校においては性教育を行っております。

まず学級活動とか道徳の時間におきましては、男女の性の正しい認識、生命の尊さなどを考える命の教育、命の学習、さらには出会い系サイトなどによる性の誘惑とかその被害、さらにエイズなどに代表されます感染症、あるいは感染者の実態、感染予防や避妊等についての考え方などを成長段階にあわせて学習を進めております。また保健の時間等におきましては、男女ともに性の成熟における体の変化の理解、異性との望ましいかかわり方や性感染症についての正しい理解、社会の一員として適切な判断や意思決定ができる人間形成に努めているところであります。特に性感染症については3学年の指導内容として取り入れられており、エイズを中心とした性感染症に関する理解や予防の対策なども指導しております。

これら性に関するいろいろな問題は、医学の進歩と社会情勢の変化に伴いまして、生命の根幹にかかわるような重要な課題が次々と発生しているのが現状であります。これらの時代とともに変化する課題についても、ひとつひとつ慎重に判断しながら重要な問題としてとらえ、時代に対応した取り組みを目指して研究し、努力してまいっているところであります。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 子宮頸がん予防についてお答えいたします。

子宮頸がんはヒトパピローマウイルスの感染が主な原因とされ、過去20年で見ると、20歳から40歳代に急増しており、30歳代後半に発症のピークがございます。最近では

妊娠をきっかけに行った子宮頸がん検診で子宮頸がんが発見されることも珍しくない状況でございます。

このヒトパピローマウイルスは性交渉により感染すると考えられており、女性の約80%が一生に1度は感染すると言われております。子宮頸がんワクチンは海外では既に100カ国以上で使用されておりますが、日本ではようやく昨年10月に承認され、12月から一般医療機関で接種することができるようになりました。このワクチンは子宮頸がんの中で最もハイリスクとされているHPV16型と18型の感染を防ぐものであり、この2つの型に限って言えば、予防効果は、ほぼ100%と考えられております。

しかし、これ以外のヒトパピローマウイルスによる子宮頸がんも存在するため、ワクチン接種ですべての子宮頸がんを予防することは不可能であり、ワクチン接種の普及とともに子宮頸がん検診を引き続き継続することも重要とされております。

このワクチンは性体験前の10歳代、11歳から14歳の女子に接種することが最も効果的とされ、6カ月の間に3回の接種を行うこととなっております。接種費用は3回接種で4万円から5万円程度で、高額な接種費用負担が普及のネックとされております。

ご質問の中学校2年生、3年生の女子生徒を対象に全額公費負担による集団接種をについてでございますが、現在このワクチンは任意の予防接種として位置づけられており、あくまで個人の意思に基づき接種するものでございます。また中学生女子全員214名に全額公費による接種を行うとなると、1千万円ほどの費用が必要でございます。当面は接種勧奨を積極的にさせていただく中で自己負担による個別接種という形を考えております。しかし、ワクチン接種を受けることにより子宮頸がんの発病が抑制されることは十分理解しておりますので、国、県の動向を見る中で今後検討させていただきます。以上でございます。

2番（中嶋君） 福祉健康課長におかれましては、ご丁寧な説明、大変ありがとうございます。私の知らないところも幾つかありました。

ただ、課長、この間の新型ワクチンのときもそうでしたが、あれも任意接種だということで、私が一般質問したり、その前に課長のところへ行って相談したりしたときには、ちょっと難しいというお話でございました。でも、やはり状況が変わってきますと、やはり集団でやったらどうでしょうかと、その私の提案に対して、いろいろ町長もご努力なされて医師会の方へ話をしたりして、最終的には先ほども御礼を申し上げたわけでございますが、集団で全部できたというその事実がございます。できれば、そういうことも踏まえて今回の、子どもたちを守るためであります、そういうことを考えれば、できれば、もう少し前向きなお考えをお持ちになられた方が私はいいと思うものでございます。

それから教育長には、何かここが中学校の教室になったように性教育をしていただきまして誠にありがとうございました。

ただ、私は性教育を聞いて、なるほどという部分もありましたが、1つだけでよかったんです。もちろんエイズは当たり前の話ですよ、私もここで何度もエイズをやっていますから。そうでなくて、私が聞いたかったのは、子宮頸がんの話を性教育の中へきちっと取り入れて、今の実情はこういうふうになっているんだと、注射1本打てば予防できるんだと、性教育の部分の中へそういう部分、それを今、私は荒っぽい言い方だから注射1本でと言っていますけれども、細かなことをきちっと正しい性教育をする中で子宮頸がんの話をしていただけるのか、それともいただいているのか、そのところだけのご答弁で結構です。あとほかのことは要りません。お願いいたします。

教育長（長谷川君） 今ご指摘の件でありますけれども、中学校の方へ、この件について問い合わせましたところ、これについては研究を進めているというご返事をいただいております。実際に授業の中では、まだ全体へは進んでいないかと思っておりますけれども、どういうふうにかリキュラムの中へ取り込むかということは今、研究しているということで、先ほど申し上げました今の世の中の大きな動きの中のひとつでありますので、なるべく早い時期に取り入れていく、こういうことをお願いしてまいりたいと思います。

2番（中嶋君） 教育長、ずばりやっていないということですね。よくわかりました。いつも私、言いますが、時代遅れにならないように。研究している、これから調べるような話じゃなくて、結論は出ているんだから、3小学校の校長を呼びつけて、すぐそこで、明日から教育をしなければいけないと私は思っていますよ、教育長。私はその辺のところはよくわかりませんが、教育長命令でそれぐらいのことはできるんじゃないかな。それ以上のご答弁は結構でございます。

海外においては、先進国約30カ国でワクチンの公費助成が行われております。これも事実です。国内においても市町村で独自の助成がもう既に始まっておるんですよ、教育長も町長も。よく聞いておくんね。

ましてや県内では、私がこの一般質問をしようと思ったときに、タイムリーなことに2月26日付の『信濃毎日新聞』で報道されております。ご存じかと思いますが、松川町では半額ではありますが、中学2年、3年生の女子に補助金を出して初年度の現状を見て、補助額や年齢の拡大を検討していくとのことなんですよ、もう。長野県内でもやっておるんですよ、もう既に。しかも状況を見ながら補助金をたんとう出そうと。補助金のことたんとう出すのは当たり前で、なおかつ年齢も今の中学生だけじゃなくて、もう少し拡大しようじゃないかと、このぐらい命を守っているところもあるんですよ、長野県内に。

あまり私はこういうのは本当は嫌いなんです。松川町と比べて坂城町はどうのこうのということ。よそ様の町はわかりませんが、町の財政力、どんなに落ちたって、今、課長がおっしゃったように、当町は1千万円ばかりで子どもの命を守っちゃうんだ、全部の。こん

なことは明日にでもやるべきだと私は思っておるんですが、この辺のところは、もしあれでしたら、町長のお考えを、ぜひここで私は聞いておきたいと思います。町長にお尋ね申し上げます。

町長（中沢君） 先日テレビを見ていたところ、子宮頸がんのワクチンに対するお話というか、座談会が有識者の中で行われておりました。中学生にこういったワクチンをすれば、こういったがん的なものが防げるんだと、そんな思いをしたところでもございます。

そういう皆さんの中でも、まずこういうことは国が対応しなければならないんだということ、これが大筋でございました。国でこういったものを、より大事にしていくと。ただ子ども手当を何となく出すのではなくて、ひとつの、こういうことに使ったらどうだということも踏まえての話かなと、そんな理解もしていたわけでございます。

まず1点として、その場を提供するということがあったかなと思います。医師会や、あるいは学校の先生方等ともお話ししまして、どういう方法が一番いいのか、言うなれば学校の子どもたちに対するいろいろな指導責任は校長にございますので、校長先生の立場もよくわきまえながら、また行政と相談しながらしていくことが大事だと思うと同時に、町内の医師会等がございます。そういった皆さんと、またいろいろと懇談しながらひとつの課題としていきたいなど、こんなふうに思っております。

先ほどインフルエンザの話が出まして、それもまた場の提供ということでご提案いただいた中でさせていただいたわけでございますが、そうした中でも経費そのものは親御さんに出していただいていることでもございます。1つの例でございます。今後の補助金というお話もございましたけれども、ようやく今年は10%近くの、いろいろ財源を切りつめましての財政運営でございます。そういう中で子どもの医療費補助を中学生まで延ばしたという、ひとつはそれなりの実績があるなど、やったなと私自身は思っております。

こういったひとつひとつにいろいろと、みんな大事でございますが、優先順位をつけながら、その時々に対応してまいりたい。そしてまた、さらに、できるだけ子どもらのためにどうかという観点が大事かなと。何よりもこういった施策は国に対して、より強く要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

2番（中嶋君） やはり医療に造詣の深い町長だけあって、うまい答弁をしますね。でも、町長、さっきちょっと私の言ったことを聞き漏らしていますね。

というのは、町長先ほど言いましたけれども、やはり当然これは国や県に仰ぐべきことは、これは町長、当たり前でございます。先ほど言いましたように、先進国30カ国余でございますが、みんな始まっております。ほとんど補助金を出しておりますね。世界的に見れば、そういう事実もあるわけです。先ほど町長も言ったように国や県へと、それは当然です。本来、日本がやらなきゃいけないんですよ。日本の国がだらしなから坂城町でやろうじゃないか

と。さっき町長、ちょっと私言いました。もう1度ご確認くださいよ。さっきこう言ったの、私は。国や県の補助をお願いするのは当然であります。つなぎ措置として町民の公平性を保つためにも私は全額町負担で行うべきであると私は真っ先に申し上げているんですよ。よく町長、聞いてなきゃだめだ、おれの話。ちゃんとやっているんだから。

ただ、町長のことを私、高く評価するところもあるんですよ。うんとうれしかったことは、本当に中学校まで今度は入院費をただにしてくれただから。これは町長、威張っていいですよ。国よりも坂城町は立派ですよ。大したもんだ。

こういうことのできる町長でありますからこそ、私は、こんなすばらしいワクチンができたから、坂城町中の坂城小学校、南条小学校、今の村上小学校、坂城中学、子どもたちの女の子はみんな助かっちゃう。こういうことをやっておいた方が私はいいと思って、こういう一般質問をさせてもらったんですよ。町長はすべて私の言うことを今、全部理解したと思っておりますので、いつまででもこの問題はやっているわけにいかないから、その次に移っていきたくと思います。町長の心の奥底まで今うんと入りましたから。私は、じきやっちゃうと思っております。

最後の質問でございます。

3. 歩行者対策は

イ. 田町～四ツ屋までの国道歩道は

国道18号線の田町の信号より四ツ屋区間の歩道工事が終わったので、調査に行ってみました。2次工事が終わっておりますが、1次工事のときより2次工事のところから道幅が少し狭くなっており、何としないの鉄道高架橋手前で歩道はストップしており、フェンスで囲まれた柵が車道に出るように切っていました。ちょっとこういうことを言うと、また怒られそうな言い方かもしれませんが、自殺行為を誘導するかのごとく工事が終わっております。あとわずかで歩道がつながるので速やかに工事を続行するように長野国道事務所へお願いしていただきたいと思いますが、その部分をお尋ねいたします。

町長（中沢君） 国道18号線の田町・四ツ屋の区間の歩道でございますが、私も少し前に、それでもできたところの歩道を歩いて、そしてまた、しなの鉄道の橋のところを本当に交通の大変なラッシュの中を歩いて、また、その向こうへと、これは早くつながらなければ困っちゃうわなと、こんな思いもしたところでございます。そういうようなこともあって、しばしば国道事務所の方にいろいろ歩道整備の、早くしてもらいたいということを要請しているところでもございます。

国道事務所のことにつきましては、いろいろと工事の現状について確認したというか、状況を調べております。しなの鉄道周辺の区間になるわけでございますが、平成19年度から工事にかかり、しなの鉄道影響範囲外の工事については、長野国道事務所の発注によって既

に実施されて完成に近くなっているというのが現在の状況でございます。

しなの鉄道の交差部分でございますが、これは鉄道の近接工事ということで、しなの鉄道を越える歩道橋の橋等については、しなの鉄道と長野国道事務所等がいろいろと施工協議しなければならぬという状況になっています。

今後の予定としては、22年度にしなの鉄道と長野国道事務所ですら工事の委託契約を締結すると。そして、しなの鉄道により工事が着工されるということでございまして、23年度の完成予定ということでお聞きしているわけでございます。町としましても、歩行者の安全確保ということで、よりその点に留意しながら要望を重ねてまいりたいと思います。以上でございます。

2番（中嶋君） ただいま町長よりご答弁をいただきました。

先ほど町長の答弁の中で、しなの鉄道と長野国道事務所の話し合い、すり合わせと、これは当然でございます。なかなかあそここのところ、現場を見てみれば金がかかると思っています。今までやっていたところよりは、よほどお金がかかるなと思っております。ですから、その辺のところは今のご答弁のとおりで、そのとおりと私も思うわけでございますが、23年度完成予定ということでございますので、私の気持ちとしては、できるだけ前倒しでやっていただきたいと思うわけです。これも今言うように町も絡めれば、しなの鉄道、長野国道事務所、坂城町というような部分もあるかと思いますが、できるだけ、その辺は町長のことだから当然早目というお願いはしておると思います。

それでちょっとまた私もここで思うんですが、大体田町から四ツ屋へ行く人が一番あそこは多く使う歩道かと思っております。私は坂城町町民の命、大事にしているから先ほどから何度でも町民の命の話を申し上げているわけでございますが、特に田町の町民も私、大好きで、命を大事にします。その命を守るためにも歩道が早くつながるまで、町長、田町の人々の命も大事だと私言っているんですよ、特にね。田町の人々が四ツ屋の親類の家に行くときには必ずあそこを通るんだから。

そのときのお話で24年度完成予定、よくわかりました。でも、町長、先ほども言いましたけれども、すみません、23年度です。すみません。あそこずっと歩いていって、いい歩道ができたからと、皆さん喜んであそこを歩きますよ。歩いたらストップしちゃうわけですよ。ストップして、23年度完成だから23年度までストップさせておいてもらえば私はいいんですよ。通らせない、つくっても。危ないから。歩いていってストップがかかれば、ここへ出れば車道ですよ。

しかもあの車道ときたら、皆さん、ご存じのように、町長、あまり車に乗らないからわからないけれども、車に乗っている人だったらみんなわかるんですよ。あそこは坂道になっているの。中之条の方から来て坂道になっているということは、車がずっと坂を上ってくると、

突然ここに人が出てくるんです、こういうふうに。そういう危険な工事を長野国道事務所はやってしまっているんですよ。それがよその町やよその市だったら多少私は、ああいう行為もあるのかなと見て黙っているわけですが、坂城町にあのようなことをされたら、とんでもないことなんです。だから、今言われたように、何度も言いますが、23年度完成予定ということでもありますので、止めていただきたい、その間。誰も入らせないように。そこのところだけで結構です、町長よりご答弁願います。

町長（中沢君） ご承知のように鉄道に係る工事は鉄道に絶対的な優先権があるわけですので。私どももいろいろ工事する際に100%鉄道といいますか、しなの鉄道の言うことを聞かなきゃならないということでもあります。所長との話の中では、鋭意いろいろ進めているんですけども、いろいろしなの鉄道の事情もあって遅れているが、23年度までには進めるということで、積極的に国道事務所が対応しているわけですので。自分のやれるところは、すぐやったということでもございます。お話の、そういった面につきましては、どうせそこがつながっていないんですから、それ以上のところの通行を止めるということそのものが国道そのものを止めることにもつながりますので、これは国道事務所とよりよく相談し、そういった中で指導を受けながら対応してまいりたいと思います。以上でございます。

2番（中嶋君） 町長、お言葉ではございますが、国道は止まりません。国道を止めたら、えらいことになっちゃう。そうでなくて、さっき申し上げましたように、町長も努力していることは、うんとよく認めますし、それから今の23年というのも、これは町長のお力だと私思っていますよ。ほかの町だったら、もう1年、2年かかるところです、きっと、これは。早くやったなということには敬意を表するわけですね。

ただ、先ほども、ここらをうろろしながらご説明を申し上げましたけれども、ああいうものがあると子どもなんか必ず歩道を歩かなきゃいけないと、教育長なんか聞けばすぐわかるんですけども、教えているはずですよ。保育園の子どもたち、幼稚園の子どもたち、小学校の子どもたちに。歩道を少し遠回りしてもいいから歩道を歩きなさいよと、そういう教育はしているはずで、これは。間違いなく、町長。そうすると子どもたちが、あそこの今、坂城大橋の下のグラウンドのところなんか子どもたち、結構遊びに行っているんですよ。親御さんが一緒であればいいけれども、もしかしたら子ども同士で行っている場合もあるんですよ。ましてや春になってきます、これから。外へ出たい季節になってきます。そういうときに子どもたちが、やっぱり歩道ができていたから、そこのところを学校で教わった、先生に教わったようにと歩道を通っていったらと。通っていったら突然車道へ出ちゃう。

だから私が言っているのは、国道を止めるのではなくて、車道そのものを入らせないように、子どもたち、それから特にお年寄りの方々、その人を歩道へ入らせないように私はしていきたいと思う。皆さん、行ってみてください。私、ここで話しているから、わから

ないような、クエスチョンマークのような、皆さん、顔をしています、行ってみてください、現場へ。あそこへ。歩道ができたことはうれしいですよ。ずっと歩道ができているんだから。喜んで行きますよ。行ったけれども、そこでストップかかっちゃって車道へ出るようにしかなくていいんですよ。それを人間の心理としてUターンして、ここは危ないからとまたもとへ戻りますかね、200mも300mも。

だから、私は町長がやっていただいたことは敬意を表しておりますから、ぜひこの際、長野国道事務所の方へ出向かれて、申し訳ないけれども、23年度まで完成するまでは、あそこは町民は通らせたくないからストップをしておいてくださいよと、町長、一言言っていただければ何でもないことなんです。課長たちも、そこらで「何か中嶋、不思議な話してるな」なんて思ったら行ってくださいよ、皆さん。自分たちで。行って歩いて歩いてくださいよ、ずっとあそこを。おれは歩いてきたんだから。そしたら嫌なものつくっちゃったなと思ったから一般質問しているんですよ。町長、もう1度でいいです、国道交通事務所の方へ行ってストップをかけてきていただけるかどうか、そこだけ、今日しつこいようですが、そこだけ町長、大事にしておきたいんです。命が大事だから。そこだけもう一回ご答弁願いたいんです。以上でございます。

町長（中沢君） 国道すべての道は自動車も通るけれども、人も通る道であるということが原則であります。その危険をいかになくすかということでもございます。歩道の部分が通って、それがまた国道へ抜けるということが危険であるのか、あるいはそれを利用することによって、より安全な対策がとれるのかどうか、これは国道事務所の権限でございますので、私が止めるとか何とかということではございません。ただ、ご趣旨も踏まえながら、先ほどから申し上げているように、国道事務所長とよく相談しますということでご理解いただきたいと思います。

2番（中嶋君） 町長のおっしゃるとおりです。行政ですからね。国は国の管轄、県は県の管轄、町は町の管轄、管轄区外のことをすれば嫌な顔もされますでしょうし、当然やはりそこまで口出すかというようなこともあるでしょう。

ただ、町長、私いつもこういうことを言うんですが、町長は坂城町の町長なんです。日本国民でもあります。長野県人でもございます。ましてや坂城町の町長は町民の代表でございます。ですから、そういうお立場でございますので、私が確認してきた部分をお話し申し上げれば、あそこは誰が考えても日本国の国民を守るために私は閉鎖をしておくべきだというふうに思っております。もうこれ以上、請求いたしません。よくまたお考えになっておいていただきたいと思います。町長のことだから、きっとまたいい方向でのお考えを示していただければと思っております。私は期待をするものであります。

まとめのような形になりますが、3件の一般質問はダイオキシン、がん、歩道すべて町民

の健康と命にかかわる案件であります。一刻も早く解決をしなければ、今期最後の年、中沢町政に汚点が残ると私は思います。そのようなことがないように、お願いをいたしまして、最後に一句添えさせていただきます。「ハードよりソフトにチェンジ坂城町」。思いを込めまして以上で私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時06分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、4番 大森茂彦君の質問を許します。

4番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

1. 安全・安心の消防体制は

イ. 住民の命を守るために

住民の命を守るために、消防団、婦人消防、日赤奉仕団の皆さんのご協力、これに感謝するところであります。また区によっては自主防災会が組織され、活動されているところ、大変心強いものであります。しかし、まだ自主防災会が機能していないところも見受けられます。

町は昨年7月、坂城町洪水・土砂災害避難地図、いわゆる洪水・土砂災害ハザードマップを作成し、全戸に配布いたしました。このハザードマップを見ますと、河川の氾濫、土石流、危険溪流、急傾斜地崩壊、地滑りなど想定される災害が地形などの違いから区や地域ごとに災害のあり方が変わってきます。町民に配布したハザードマップを配布しっぱなしにせず、地域の災害を最小限で防ぐため、消防団や民生児童委員、婦人消防、日赤奉仕団の皆さんなどの協力を得て、自主防災会の体制づくりと、その地域で予想される災害についての対応や自主防災会の役員の皆さんの仕事や、あるいはその初動、最初に動くにはどうするかという初動をどうすればいいのかということ、これらについて町がマニュアルなどを作成し、自主防災会に提示してみてもどうか、このような自主防災会を強化していく必要があるというふうに思います。

また特に多くの区では区長さん初め区の役員さんが毎年交代してきます。そのためにも1年に1度は各区での自主防災会の会議や研修会など区民参加の取り組みができるよう、町が支援すべきではないかと思いますが、これについてどう考えておられるのかお尋ねいたします。

次に、坂城消防署の職員体制であります。

前回は質問いたしましたけれども、町民要望も強く出てきておりますので、再度質問いたします。

昨年の火災で3人の尊い人命を失ってしまいました。そういう意味で、緊急時、消防車と救急車がいつでも同時に出動できるような坂城署の職員の増員を求めてまいります。消防職員の勤務体制は千曲坂城消防組合として行っておりますので、町独自でということはいきませんけれども、そしてまた、今現在、消防の広域化、こういうような動きもあるわけですので、なかなかすぐにはいかないかもしれませんが、町民の命を守る、この1点で職員の増員がどうしても必要ではないか。管理者であります千曲市長とも相談されて、この体制をとっていただきたいというふうに思います。町長の見解を求めます。

次に、安全カード、または場所によっては安心カードと、こういうものを作成して、安全と安心を確保するために医療情報や薬剤情報など本人の情報を記入して専用容器に入れ、冷蔵庫に保管しておく。そして駆けつけた救急隊員がすぐ安全カードを探し出す最適な場所が冷蔵庫だということであります。今、徐々に広がりつつあります。消防本部とも話し合っていて、この安全カード、安心カードを採用してほしいと思いますが、その見解を求めます。

ロ. 消防の広域化について

平成18年に消防組織法の一部改正が行われ、消防庁長官より管轄人口おおむね30万人以上の規模として平成24年までに消防の広域化の基本指針が出されております。これにより県は消防の広域化を中南信と東北信の2体制と決めて、東北信の32自治体と7消防本部の会議が開かれてきました。しかし現在、中断しております。この中断の理由は何なのか、お尋ねいたします。

次に、消防の広域化にすることで今の千曲坂城消防本部は管轄範囲や人口当たりの職員数、救急救命士などの有資格者がほかの消防本部と比べて充実しているのではないかとも思うわけですが、先ほども言いましたが、坂城署の職員体制、この確保の問題があるわけですが、これらが広域化によって均等化され、有資格者の職員体制が弱まるのではないか、一般的に言って比較的が悪くなるのではないかと非常に危惧するところでもあります。また住民の意見やチェック機能が果たされないのではないか、こういう危惧もあります。これは後期高齢者医療制度のように住民の意見が通りにくい組織体制、議会になっている、こういう点から見ても非常に心配される所でもあります。これらの心配も解決していかなければ広域化というふうにはいかないというふうに思います。これらの点についてご答弁をお願いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 大森議員のご質問にお答えしてまいります。

私からは、消防の広域化について主としてお答えいたします。

この1月14日に開催されました東北信地域30市町村長が出席しての会議でございます

が、東北信の7消防本部の広域化は、現時点では早急すぎることから、とりあえず隣同士、要するに坂城で言えば上田あるいは長野ということでしょうけれども、隣同士でできることから協議を進め、この10月までに結論を出すということで1つの方向が定められたわけですが、地域に根ざす消防のような問題は、10月までというのはちょっと拙速の嫌いはないかなと、こんな思いもいたしております。

東北信の広域化の上で障害になっているのはということですが、1つとして、範囲が大き過ぎやしないかという漫然とした意見がございます。しかしながら、一方、全県を一本化したらどうだという意見もあるところでもございます。

2つといたしましては、広域消防の運営方法には中核市が、例えば、長野市ですが、他の市町村の消防を引き受ける受託の方式ですね、受委託してもらおうということ。それと千曲坂城消防組合のような一部事務組合の方式とか、あるいは広域連合の方式、さらに本部経費だけは共同負担して、それぞれの消防署の経費は人件費を初め所在市町村が負担するという、自分で賄う方式、自賄い方式とでもいいでしょうか、そういった方式があろうかなと思います。

3つとしては、7つの消防本部の消防士、言い換えれば住民1人当たりの消防士はかなりの差がございます。8千円から1万6千円ぐらい、当千曲坂城消防組合は1万円強ということでもございますが、その費用をどのように負担割合にするか、これまた大きな問題です。そしてまた、次には職員の身分が市の職員、一部事務組合の職員あるいは広域連合の職員、どういうふうにするということ、これも課題でございます。一朝一夕に合意が図られるものでなく、まずは隣接の本部同士が協議したらどうかということでもございます。

千曲坂城消防本部の対応といたしましては、将来的には県下一本化の広域を念頭に置きながら、とりあえず東北信の広域化を目標にするという認識を持っているわけでございます。段階的な協議を経て隣接の消防署といろいろ枠組みをしながらも、少なくとも東北信の一体化、例えば、坂城の場合は上田消防本部とも協力いただけるような体制がいいかなと思っております。

また消防力の水準がさまざまでございます。広域の前提として、当分の間は消防署の統廃合はしないと。緊急救助あるいは予防といった専門職員の要請をどのように図っていくか。また広域の枠組みによりますが、例えば、坂城の災害時には上田からも出動をいただき、初動体制が充実する、あるいは人的ないろいろな面の、あるいは組織の水準が上がるということもあろうかと考えています。

いずれにいたしましても、スケールメリットを生かすということになるわけですが、消防防災無線のデジタル化への対応も視野に入れていくということで、この面は既に合意がされているところでもございまして、今後協議が進められていきます。住民の意見もい

ろいろお聴きしなければならぬ問題でもございます。

消防組織法によりましても、消防というのは市町村が果たすべきだと、管理、費用、期間、いろいろ責任等が明記されているわけでもございます。地方自治の原点に立って、どんな消防体制がいいのか、あるいはまた消防団、あるいは自治体消防等いろいろな面もございまして、総合的に判断し、ある程度慎重に対応していく必要があろうかなと思っております。

消防署の増員につきましては、しばしば管理者、また消防長には申し上げているわけでもございますが、現在の人員の中で増やすということは大変でございますので、人員の中で坂城消防署を充実させていくという方向を何とか模索してほしいという要望をしているところでございます。以上でございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からは、イの住民の命を守るためにのご質問にお答えをいたします。

最初に、自主防災会の体制づくりについてでございますが、大規模な災害が発生した場合等には、町あるいは防災関係機関のみの対応では十分な対応ができない、そういった場合が多々ございます。被害を最小限に食い止めるためには地域住民の皆さんの自主的かつ組織的な防災活動が必要不可欠となります。特に出火防止あるいは初期消火、要援護者に対する対応などについての役割は非常に重要と考えるところであります。

本町におきます自主防災組織の結成数であります。自治区を単位としまして27団体、組織率は100%ということでもございますけれども、そんな中で各自主防災会におきましては、区長さんを中心としまして、役員さん、婦人消防隊、消防団等の協力のもとに、火災予防週間等においては各種訓練、それから防火座談会等も積極的に実施をさせていただいておるという状況でございます。

昨年、上平区におきましては、災害の発生を想定しまして、区民が安心して暮らせる地域をつくるために、独り暮らし老人や寝たきり状態の人、高齢者や障害を持つ人、こういった、いわゆる要援護者と言われる皆さんですが、こういった人を守る助け合いマップを作成をしました。区内各地区から自主防災サポーターということで選出をしまして、災害時の安否確認ですとか、避難を行う体制、そういったものを整えたということでもございます。

また中之条の区では、消防団OBを中心にしまして自主防災会の組織が見直されました。地元消防団との連携や、その活動を支えていただくということで、より効果的な防災活動を進めておるということでもございます。初期消火訓練のほかに本年度は自主防災会が独自に災害時の初動対応マニュアルを作成をしまして、区民に配布をしたということでもございます。また現在は、要援護者の把握等につきましてもアンケート調査を実施しておるというふう聞いております。

このように各地区それぞれの特徴や事情を踏まえまして、その地域に合った自主防災の組織づくりというものをお願いをするとともに、町といたしましても、体制づくりにはご協力

を申し上げていきたいというふうに考えております。

それから安全カードの関係でございますけれども、緊急時にけが人や急病人の情報が的確に把握ができますので、こういったものを大変有効なものというふうに考えております。

作成にあたりましては、個人情報等の問題もございますので、今後導入をしている市町村等の状況を調査研究をしてみたいというふうに考えておりますが、いずれにいたしましても、救急時等に役立つものでございますので、消防本部とも検討してみたいというふうに考えております。

4番（大森君） 今お答えいただいたのは質問順ではないわけですが、質問順で2回目の質問をしてみたいので、どうぞよろしく願いいたします。

まず自主防災会の点でありますけれども、上平あるいは中之条などで組織されて動きが出ているというようなことで、非常に心強いわけであります。こういうものを区長会や、あるいはいろいろなところで紹介されて、こういう事例があるということをしちっと新しい区長さんなどにも紹介していくということをぜひ今後やっていっていただきたいというふうに思います。

最初に質問いたしました、こういうようなものを自主防災会で自主的組織ということもあるわけですが、いろいろな情報を一番よくつかんでいるのは町の住民環境課でありますし、担当者でありますので、そのところはきちっとそれぞれの区と対応しながら相談に乗って、そして具体的な指導などをやっていくということをぜひ今後お願いしたいと、やっていく必要があるというふうに思うんですが、それについて、また答弁をお願いしたいというふうに思います。

またハザードマップの点でございますけれども、こういうふうに壁にかけておいておくような状態であるわけですが、久々に今回この質問で見たんですけれども、河川、そして崖等でも本当に区によってすべて違うわけですね、災害になるものというのは。ですから、これについても、それぞれの区に対して、ここの区、この地域はこういうような災害の可能性が強いということを、やはりきちっと学んだり研修したり、そういうことがどうしても必要になってくると思います。そして、これについても、例えば、土石流の流木の流れ等についてもビデオなんかもあると思うんですが、そういうものを使って、それぞれの区の自主防災会の皆さん、そして区民の皆さんにも見ていただく、そういう対策を今後ぜひとっていく必要があるというふうに考えます。それについてもご答弁願いたいというふうに思います。

次に、坂城署の職員の件ですけれども、実際に職員増はきついというお話でありますけれども、何としても増員なり、それに近い消防と救急車が同時に出られるということで、本当に人命尊重の対応をとるということをぜひ今後強く求めていっていただきたいというふうに思うわけでありまして。その点についても再度ご答弁願いたいと思います。

安全カードの点でございますけれども、全国、今どんどん広がっておりまして、インターネットで安全・安心カードというのを調べるだけで、いろいろなところから出てきております。それはそれぞれ地域によっていろいろな作り方があるわけですが、共通しているのは、冷蔵庫に保管するということが共通しているようであります。これで連絡先や、あるいは病院、あるいは薬等についても全部わかるということで、プライバシーの問題がありますので強制的に書かせるのではなくて、その方の、ここまでは公表してもいい、ここまでは書いて知っていてほしいという程度の中身で結構だと思っております。そういう点で安心・安全カードは消防本部でできなければ、この町だけでもまずスタートさせていくということは、どうしても必要であるというふうに思っております。そのための早くこれを実施していくということを求めたいというふうに思います。これについても、もう1度それぞれ再度ご答弁願いたいというふうに思います。

住民環境課長（塩澤君） 再質問にお答えをいたします。

最初に、自主防災組織の体制づくりということで、町が、より協力をして万全の体制をとるということでございますけれども、自主防災組織の体制につきまして、あるいはハザードマップの活用という、そういったことに関しましては、防火座談会あるいは防災座談会ということで、防災週間等にも各自主防災会におきまして消防署の指導等を受ける中で、そういった座談会的なものも、これまで開催をしております。

そういった中で、より地域にマッチした体制づくり、あるいは先ほどご質問にもありましたが、ハザードマップの中には、それぞれ地域ごとにいろいろな危険箇所等明示をされているわけですが、そういったものもあわせて、そういった座談会等の中で検討あるいは指導ということを消防署ともあわせて行っていきたいというふうに考えております。

それから安全カードであります。これは先ほども申し上げましたが、特に救急時等においては大変有効かなというふうに考えるところでございます。消防本部とも検討を進めていきたいというふうに思うわけでありまして。

それから坂城署の増員の関係でございますけれども、これにつきましては、消防力の基準ということで考えますと、救急車が3名、それから消防車が4名ということで、常時7名の体制が必要になるということで、消防署が現在3交代制でありますので、これを勘案しますと、同時出動ということになりますと、21人の配置が必要になるということで、現体制よりも9名ほどの増員が必要になってくるということでございます。

全国的には消防力の基準に対する充足率というのを見ると、65%前後だという数字が出ておりますけれども、全国的に見ましても、特に小規模な消防署においては消防車と救急車の乗り換えということで業務を行っているのが現状ということでございます。

当管内におきましては、消防署間の距離が比較的短いということで、各署間、消防署が3

つありますけれども、各署間の応援体制を整えて、現在のできる限り最大限の対応を行っておるということでございます。そういったことでご理解をいただきたいと存じます。

4番（大森君） 自主防災会やハザードマップ等については、今後、懇話会だとかいろいろなところで機会あるごとにやっていただくということでもありますので、ぜひそれは進めていっていただきたいというふうに思います。

次の消防の広域化の点でございますけれども、話し合いがストップしていると、暗礁に乗り上げているということであるわけですが、これについても、特に組織法では消防は市町村が主だということがあるわけでありまして。そういう点で、あまりにも性急過ぎる広域化の話ではないかというふうに思われます。特に当面は10月を目途に近隣の消防関係で話し合いを持って、合意できるところを合意して結論を出していこうということであるわけですが、これもあまりにも性急過ぎる中身ではないかというふうに思うわけでありまして。これも上田地域と、そして長野地域というところで話し合いを持っていくということであるわけですが、これも実際には先ほどの運営方法の中でもいろいろな取り組みがあるわけですが、長野市では受託方式が今までも主の自治体ということもありまして、これについて受けるかどうかについても本当にきわどいところといいますか、大変なことだというふうに思います。

そして将来的には、将来は一本化を目指していくということで、とりあえず2本本部体制ということであるわけですが、こういう点について広域化をしていくということが本当に町民のためにいいのかどうか、財政的側面も8千円から1万8千円の住民1人当たりの負担であるということがあるわけですので、これについても当然、当町においても負担増になる可能性もあるでしょうし、消防力の低下ということも心配されるわけです。

これについて町長は、近隣の消防関係とお話しになるということであるわけですが、どういう立場でお話しになるのか、広域連合にするのか、あるいは一部事務組合なのか、そういう運営方法についてどうされるのか、それについて町長の見解を求めます。

町長（中沢君） 消防そのものは地域に根ざすことが大事だということでございます。消防の組織法の中でも市町村の役割が明記されているわけでございます。そういう観点から言うと、広域連合なり一部事務組合なりのように、各議会等がいろいろと論議し、決定する場をなくしてはいけないと、こういうことでもございますので、いろいろ地方自治にのっとり、そういった観点で組織化を進めていくことは大事だなと。

ただ、通信的なこと、あるいはデジタル化に備えた、そういう一体化は既に進めていくということが合意されておりますので、これからの、どのような組織にするかということは、10月ということでは、先ほど申し上げましたが、急ぎ過ぎもございません。もう少し慎重にいろいろ対応してまいりたいと、こんなふうに考えております。

さらに生かせることは、上田地域の消防組織、そしてまた、千曲、坂城の消防組織、そして長野の消防組織等がともにうまくかみ合って、より効果が上がる仕組みづくりを前提にしてまいりたいと思っております。以上でございます。

4番（大森君） 上田地域と長野地域の結節点ということで、町長の今のお話から見ても両方の合意が得られるような、そんな方向だというようなお話もあるわけですが、それと地方自治をきちっと守って議論して決定していくということであるわけですが、このところをきちっと交渉していただくということになるかと思えます。

広域によって、特に初動が上田地域と長野地域ということで、本当にすぐ初動として坂城町としては助かるというお話があるわけですが、これは特別広域化にしなくても、それぞれの支援の協力協定など今まで結ばれているわけですから、これをきちっと生かしていけば、今急いで広域化するというのではなくても、十分とは言いませんけれども、これが機能できれば非常にいいのではないかと。やはりそれぞれの自治体の状況がありますので、それをゆっくりと合意が得られるような、そういう方向性をぜひ追求していただきたいというふうに思いますが、それについて町長、一言ご答弁願いたいと思います。

町長（中沢君） 坂城町の地方自治の自主性というものを大事にしながら、しかし被災時には周辺が一体となって応援でき合うということ、そしてまた、広域によって、さらに経費の節減等も図られるということが前提にもなってくるわけでございます。いろいろな場で、いろいろ検討してまいりたいと思っております。以上です。

4番（大森君） 今、全国的にも広域化について行われているわけですが、全国状況では、計画を立てていないのは5県、これはもうやる必要ないというところもあるそうですけれども、現在、全国の消防本部806本部、そのうち756の本部がその対象になっております。協議会のブロック分けされたのが、長野県のように東北信と中南信という2つのブロック化、こういうようなブロック化されているところが256ブロックあります。そのうち正式に協議会ができてるのが20協議会、実際に東北信のように常勤職員を置いて進めているというのは全国で9協議会しかありません。あとは打ち合わせの段階ということです。そして県内のもう一方の中南信ブロック、ここでは東北信の出方を見ているということで、中南信はまだ動いていないというふうに消防長は答えております。

こういう点から見ても、全国的に広域化をするというのは非常に大変だということにあるわけですが、これは性急に広域化するのではなくて、それぞれの自治体の自主性を重んじながら合意をしていくということが必要であります。そういう点で今後そういうことを含めてやっていただきたいというふうに思うわけですが、

それとあと広域化をすることによって職員が、特に集中的に、あるいは現場への増員というものができるわけですが、これはその時点ではそうではありませんけれども、実際に

定年退職どんどんされていくわけです。そこで補充しなければ、いつの間にか現場も定員割れをするという可能性はいくらでもあるわけであります。そういう点で、これほどの性急なやり方に対して、私は賛成するわけにはまいりません。もっときちっとした方向性と対応を考えていく必要があると思います。

ちょっと時間がありませんので、次の件にまいります。

2. 協働のまちづくり

地域づくり活動事業支援という、この事業が行われておりまして、一定の評価をするところでありますけれども、一方で、町が行う事業で地域とのかかわりのある事業、地元区に計画を提示して町民がかかわりの持てるような、そういう工夫はできないかどうか。住民が地域づくりに発言し、学習し、行動することで地域と町は活性化してまいります。このような人や区、地域、各種の組織などをどうやって掘り起こしていくのかという点についてお尋ねいたします。

イ. 中電跡地の利用計画は

中電跡地の今後の利用計画についてお尋ねするわけですが、中電跡地は現在、坂木宿ふるさと歴史館の大型バスも止められる駐車場として使用されております。また立町の公民館とも隣接している土地であります。ここをどのように活用されていくのか、今後の計画をお尋ねいたします。1回目の質問を終わります。

教育次長（塚田君） 協働のまちづくりについて、中電跡地の利用計画はというご質問にお答えいたします。

中部電力の跡地につきましては、地域の活性化や賑わいの創出を目的として、平成17年10月に開館いたしました坂木宿ふるさと歴史館、それから鉄の展示館の駐車場として開館以来観覧者の方々に利用されているところです。また平成19年におきましたNHKの大河ドラマ「風林火山」の放映によりましては、英雄村上義清に対する関心が高まり、多くの入館者が訪れ、また最近では、雛祭りの展示やイベント等に多くの方々に利用されているという事は承知のとおりでございます。

敷地内には、ご存じのように2階建て土蔵造りの建物1棟、プレハブ造りの建物1棟があります。プレハブ造りの建物は文化財係が発掘調査用機材等を収納するために倉庫として現在使用をしております。土蔵造り等の建物の利用につきましては、その利用について模索してきたところでございますが、近年、新たな千曲川の原風景の創出、バラ公園、それから野草園、水辺の野草など千曲川への関心の高まりの中で、当町の風物詩でもあります鮎釣りや千曲川の自然や歴史を生かすための施設として利用してはどうかということで検討をまいってきております。

千曲川の自然に親しむ事業としては、生涯学習事業も含めて平成19年度には当町出身で

あります信大教育学部の中村浩志教授のご指導をいただき、水辺の教室を開催し、野草や植物観察等行い、児童や保護者等に千曲川の魅力を体感していただいております。また来年度につきましては、安心こども基金の補助金を活用いたしまして、千曲川の自然に親しみ、親子の交流と学びや遊びの機会を提供できるような事業を進めていく予定をしております。

これら水辺教室の事業展開にあわせて、駐車場内の土蔵造りの建物において千曲川の自然や歴史を学ぶことができる図書や当町の鮎釣りを有名にした漫画家、矢口高雄先生の「釣りキチ三平」等の書籍、千曲川に関する資料の収集・展示をするなど、児童生徒の居場所づくりといったことも考慮して自然に自由に閲覧できる施設として活用を図っていきたいというふうに考えております。

さらに本施設が整備されることによりまして、地域の立地の地域性をも生かしまして、既存の鉄の展示館、B・Iプラザ、文化財センター、坂木宿ふるさと歴史館の連携を強化することによって、今まで商業と歴史といった中心市街地に新たに学びの場といった自然風土の分野が加わることにもなります。今後は今まで以上に町の魅力が町内外に発信できるものではないかというふうに期待もしているところです。

現在、本事業につきましては、地元の有識者の方々のご理解、小学校、児童館の方からもご意見をいただきながら進めてはおりますが、今後も引き続き地元の方々に施設管理や活用等への参画も含めたご提案をいただきながら、土地の有効利用や地域の活性化、さらには賑わいの創出のできるように地元関係者とともに、この地域の事業開発を進めていきたいというふうに考えておりますので、ご協力をお願いしたいというふうに思うところであります。以上です。

4番（大森君） 中電跡地の建物を千曲川に関する矢口氏の図書を揃えて子どもが自由に閲覧できるということや異なる世代が交流できる地域に根ざした施設にしていくというようなお話であるわけですがけれども、この跡地利用について内容的には反対する意味でもありませんけれども、跡地の利用をどういうふうにご利用していくかということについて、地元の区の皆さんや、あるいは近隣の皆さん、そして何よりも賑わいを取り戻すというような今のお話がありましたように、にぎわい坂城の皆さん、こういう皆さんと町は、こういうことでこういう施設をつくと、これについて、これをより充実させるためにご提案願いたいというような、そういうような参加して今の施設の準備、内容をもっと豊かにしていくと、こういうような取り組みがどうしても必要ではないかというふうに考えます。これはやはり本当に協働の取り組みということであるわけです。

特に、町が今行っております地域づくり活動支援事業、これは再延長されて本当にそれぞれの地域、元気に活動されてきておりますので一定の評価はできるんですが、この事業では、地域住民の自分たちで行っている地域づくりの活動について町が経済的に支援していくとい

うことであるわけですが、もう一方で逆の考え方でいきまして、町がこういうような計画する上において、町民に対して、あるいは地元地域に対して、こういう内容で、こういうものをつくっていくと、それについて内容を充実させるためにどういうものが必要なのか協力願うということで、そういう参加の仕方、ゼロからでなくてもいいわけですが、そういう参加の仕方を今後とっていく必要があると思うんです。

今回の中電の活用というのは、行政としての町が計画をつくって財源を持つということであるわけですので、町民に対して積極的にこういう協働を働きかけていくということが、まちづくりの町民の動機づけにつながる、そういう事業をぜひやっていく必要があるというふうに考えます。町民に対して、まちづくりの動機づけ、これをどういうふうにしていくのか、町長にお尋ねするわけですが、今からでも中電跡地の利用について、先ほどの矢口高雄氏等のものを揃えていくような施設を充実させるということについて、これからでもそういうものに参加できるような、そういう方法はとれないかどうか、ご答弁願いたいというふうに思います。

町長（中沢君） 坂城町の駅周辺、とりわけ横町、立町等のまちづくりについては、10数年前から計画を提示し、いろいろご協力をいただいているわけでございます。ふるさと歴史館の運営につきましても地元にお話ししたが、まだ私たち、そこらまで力がないからということで、ステキさかきの観光協会に運営をとった経過もございます。

そうは言いますが、いろいろ横町、立町の関係では歴史のまちづくりを中心に、ふるさと歴史館あるいは文化財センター等もつながり、ひとつの連携がとれてきたかなと、こんな思いがいたします。このたび今まで倉庫になっていた中部電力の建物を何とか子どもたちが、例えば、児童館にいる子たちは3年生まででございます。そういった4年以上の皆さんも時には町の中へ出ていく、そこに遊び場が欲しいとすれば、寝そべてでも漫画が読めるとか、そういったものの対応ということ、そしてまた、若干のソフトな資金も国の方の制度を使っただけということ等もございますので、どちらかといえば空き家を有効利用するという観点もあると。

さらに矢口高雄さん、あるいは中村先生等の支援もいただける等々もあるわけですが、地元の皆さんに対しても、過日も区長さん、それと立町に立町広場会議がつくられております。40人近くの皆さんが、そしてまた役員の皆さん、最近、私どものところへ参りまして、いろいろ打ち合わせをいたしました。そのことについては子どもに視点を合わせる、あるいは世代間交流にもなるなど。

それともうひとつ、立町として公民館あるいはそういう施設を通じて活性化を図りたいという強い要望も出ております。具体的にも向こうのひとつの建物も利用させてくれないかとの要望も来ております。少し時間を起しまして、よりよい活性化の道を求めてまいりたいと

思っています。以上でございます。

4 番（大森君） 今回の事業の計画は本当にふさわしいものだったというふうに思うんですね。協働のまちづくりの事業に参加してやっていっていただくというのは。今のお話ですと、全部づくり終わった後、管理運営等について相談するということであるわけです。歴史館のような、ああいう大きなところで相当な予算をかけてやるということになると、それぞれの区としても大変なところがあるわけですが、こういう問題についてひとつひとつそういうところへ声をかけて、住民が参加することによって、町側からの教育や、あるいはその人たちの学習という場にもなってくるわけです。ここのところがまちづくりのエネルギーをつくっていく大事なやり方です。そういう意味では、手法として、もう少し住民を大事にして、ともに協力して働いてまちづくりしていくという協働の精神を町側が先に持っていただきたいというふうに思っております。

時間もありませんので、要望というふうにしておきますけれども、また立町の立町広場会議、非常によその区と比べて若干遅いスタートというふうに感じるわけですが、中身的には、どこの区よりも頑張っているかなということかもしれませんけれども、自力で公民館を何とかつくっていききたいという中で、そして地域のお年寄りから子ども、みんなが集えるような、そういう公民館づくりをしたいということで自主的にいろいろな取り組みを今後やっていこうという状況に今なっております。そういう地域の皆さんを励ます上でも、こういうところへ参加を呼びかけていくということをぜひやっていっていただきたい。これは次のいろいろな事業をする上でも、そのことはいつも検討していっていただきたいというふうに思うわけであります。

時間がありませんので、要望としておきます。

特に消防の問題につきまして、全国的にもそうですし、特に長野市などは一部事務委託というようところは結構強いところでもあります。また視察に行きました浜松市では静岡は3ブロックにするということであるわけですが、3ブロックとも事務受託でなければ受けられないということで、静岡県は3つのブロックが本当に暗礁に上がっている状態というふうになっております。

そういう点では、住民と、そして地方自治をきちっと守っていくという点での広域化、この点についても本当に問題点がいっぱいありますので、そのところを解決するためにも、ぜひそれぞれの自治体との交渉をきちっとやっていくということは必要だというふうに考えます。

また協働についてもひとつひとつ町民へ声をかけながら、参加する機会をいかに増やしていくかということをお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

(休憩 午後12時05分～再開 午後1時30分)

議長(春日君) 再開いたします。

1番 田中邦義君の質問を許します。

1番(田中君) 一部に回復の兆しが伝えられるものの、町内の企業や事業所などにとりましては、依然として受注減や消費の低迷が続き、大変苦慮されておられることに、一日も早く回復がすべての業種に行き渡ることを切望し、願うところであります。

こうした景気の低迷で、平成22年度町の予算案では、町税が前年度に比べ、11.2%、約3億円の減額を見込んでおります。これを補う財源として国からの地方交付税がほぼ2倍の7億3千万円を見込み、このため長期借入金であります町債と貯金である基金からの取り崩しは、いずれも約半分に減っており、一方、歳出面でも国のまちづくり交付金を取り込んだ建設事業が終了したことなどで減額し、22年度末の長期債務残高は大変厳しい財政のもとでありながら、財政規律を感じさせる予算であります。

しかし、町長の招集あいさつで、町内の業況は、小規模事業所などが、より厳しい状況下にあると認めておられながら、予算案では、これらの大変な経営環境にある小規模事業所などへの景気対策が明確に見られないことは誠に寂しく、残念な思いであります。ぜひとも新年度に入って補正予算等で対応されることを強く要望して希望し、第1番目の質問に入ります。

1. 町債残高の縮減の取り組みは

平成22年度末の国と地方合わせた国債などの長期債務残高が862兆円もの借金大国でありながら、さらに新たな借り入れをしなければならない財政状況、財政構造にある我が国であります。町においても一般会計分71億円、下水道事業特別会計分が55億円、合わせて126億円もの債務残高が見込まれております。少子高齢化で人口が減少し、経済活力の減退が心配される一方で、医療や介護、子育てなど社会保障給付費が確実に増える中、普及率が約6割の、あと4割残っている下水道事業や小学校の耐震化改修工事、さらに更新期を迎える建物などの更新、維持管理など、大きな資金を必要とする事業が控えております。しかも町債などの借入期間は長くなっておりまして、下水道事業債は30年であります。これから生まれてくる子どもたちや孫たちに、この償還、返済を担ってもらうことになるわけです。このためにも次の世代、後年度負担をできる限り少なく、軽くすることが現在を生きる我々の責務ではないかと思えます。

イ. 縮減への中長期目標の設定と実践は

町債など債務残高を減らすことについて、どのように取り組んでおられるのか。また適切な望ましい債務残高として中長期目標を定め、確実に減らしていく取り組みについて町長の所見を伺います。

ロ. 繰上償還の取り組みと実績は

債務残高を縮減するためには、新たな借り入れを極力抑えて、既に借り入れてある債務の返済、償還を早めることであり、繰上償還などは、それにあたることになると思います。そこでまず償還の取り組み、繰上償還をどのように実践してきたのかを伺うものであります。

平成7年から8年ころまでの町債は、この低金利時代にかかわらず、金利が3～6%の高いものが多く、5%以上のもので、実質公債費比率が18%以上の自治体に適用される保証金、ペナルティーの要らない繰上償還が今年度まで特例的に認められてきました。これをどのように活用されたか、説明を求めるものであります。

ハ. 縮減へ施策・事業の選択と集中、住民との協働の促進を

財政が厳しいのだから、新たな地方債を借り入れを極力抑え、財政健全化への取り組みが避けられない中で事業を厳選し、住民の必要性を最優先し、選択と集中の優先度と費用対効果や成果・効果を重視する絞り込みが必要と思われます。この取り組み、実践について町の考えを伺うものであります。

選択と集中を進めるためには、住民の理解と協力・協調が一層重要、必要になりますが、住民の皆さんの力をまちづくりに反映させ、住民の目線で必要なものは必要なときに必要なだけの経営感覚を町政に取り入れることが求められる、必要ではないかと思えます。こういう取り組みについても、どのように考えているか、その実践に向けての所見を伺いながら第1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 田中議員の質問に答えてまいります。

町債残高縮減等についての諸々の対応でございます。

議会の初日に平成22年度当初予算案を上程いたしました。新年度一般会計予算につきましては、景気の後退の長期化による町税の減収という大きな厳しい財政状況を十分認識して、前年度対比マイナス9.8%の総額54億6,300万円といたしました。当初予算計上額が55億円を切るというのは、骨格型予算を除くと、平成2年以来という近年にない切りつめた取り組みでございます。

地方債は、道路や下水道あるいは公共施設の建設など単年度に多額の資金を必要とする場合、その資金を調達して建設事業を推進するとともに、事業にかかわる支出費用を後年度、長い期間で平準化させることができるということから、計画的な財政運営のための有効な活用手段であるわけでございます。

この地方債は町の借金でございますが、一般企業や家庭において借り入れる場合には、そのものずばり借金でございます。しかしながら、私どもの地方債は、借り入れの種類に応じて、その全部あるいは一部について地方交付税として国から交付されるという仕組みで大きく異なるわけでございます。

平成20年度末で一般会計に属する借入額は、73億7千万円ほどであります。その4分の1を占める臨時財政対策債が約17億7千万円については100%地方交付税で国が算入してくれるものであります。また下水道事業における借入金についても、54億5千万円ほどでございますが、公共下水道、道路に係る地方債は、34億7千万円については、45%の交付税の算入がございます。流域下水道整備に係る地方債、約19億8千万円については、平均37%の交付税の算入があるわけでございます。つまり地方債は後年度で返済してまいります。地方交付税でも多くの部分を賄い得るという利点があるわけでございます。

地方債残高の減少につきましては、これまでも機会をとらえて公的資金の補償金免除繰上償還などを行い、早期返済にも取り組んだところでございます。平成17年度からの5年間で取り組んできたまちづくり交付金事業が今年度で終了いたしますことから、一般会計における地方債借入については、22年度の当初予算においてマイナス52.3%、3億6千万円を減額して健全財政に努めているところでございます。

昨年9月議会において平成20年度決算の報告をいたしました。当町においては、国の財政健全化の5つの指標については、すべて早期健全化基準を下回っておりまして、財政の健全化は保たれているわけでございます。

住民生活の環境向上に係る下水道事業や安全・安心なまちづくりとしての学校耐震化事業については、住民の生活に密接に結びつくものであり、早期に取り組まなければならない重点施策として進めておるところでもございます。単年度で多額の財源が必要となりますので、地方債の制度を活用していくということになります。

地方債については、地方自治法、地方財政法の規定に基づいた制度でございまして、有効な利用に努めているところでございます。ただし、この運用については、各種建設事業の推進と後年度負担のバランスを常に配慮することが大事でございます。今後につきましても、これまでと同様、地方債残高に留意し、早期返済が可能なものについては整備いたし、取捨選択いたしまして、長期債の減少を図るとともに、必要な事業については地方債制度を活用して政策展開をしてまいりたいと思います。

一般に後になって負担するというお話もございしますが、下水道とか学校とか、そういったものは今の人々がそういったひとつの施策を子どもたちが享受するという、これもまた大事でございます。有利な助成等を見ながら、そういった長期債の借り入れ等はしてまいりたいと考えておるところでございます。

総務課長（宮下君） イの地方債の縮減への中長期目標の設定等についてお答えをいたします。

町の一般会計、特別会計合わせました地方債残高につきましては、平成16年度末、133億1,600万円をピークに17年度末、132億2,700万円、18年度末、130億

7, 400万円、19年度末、128億9, 100万円、20年度末、128億4, 700万円と順次減少してまいりました。平成21年度につきましては、まちづくり交付金事業の最終年度ということで、食育・学校給食センターの建設等があり、いったんは増加いたしますが、平成22年度におきましては、新規の普通建設事業を控えることにより、約126億7千万円ほどに減少の見込みと考えております。

地方債の削減につきましては、平成20年度から26年度までの7年間の計画を策定しているところであり、主な内容は、後年度負担の抑制を図るため、高金利の政府系資金の補償金免除繰上償還等についての積極的な取り組みや普通会計分につきましては、地方債の新規借入をその年度における元金償還額の範囲内にとどめ、地方債を財源とする普通建設事業については取捨選択をし、交付税の措置率等も考慮する中で、必要最小限度の借り入れに努めることなどを挙げており、実施をしております。

なお、起債残高の見込みにつきましては、継続事業の道路分と臨時財政対策債の借り入れに抑えた場合は、毎年約3億円ほどの減額が可能となりますが、年度ごとに国の示す地方財政計画によっては、臨時財政対策債の見込額が大きくなることもあり、また事業に取り組める時期や補助事業の規模によりまして、実際の減少額に差異が生じますので、各年度ごとに時点修正を加えて減少に取り組んでいくこととなると考えます。

次に、繰上償還の状況についてお答えをいたします。

過去10年間の町全体における利率5%以上の繰上償還につきましては、平成16年に減税補てん債の借り換えによるもの、利率6.2%、1億3,340万円、平成19年度から平成21年度までは公的資金の補償金免除繰上償還措置が講じられ、この償還につきましては、利率6%以上のものが該当できましたことにより、19年度、3事業、3,298万円、20年度は7事業、1,758万円、21年度は3事業、247万円について繰上償還を実施しております。

補償金免除繰上償還の場合は、借入金の減額と利息の負担の軽減という効果がございます。この3年間で繰上償還額は合計で5,303万円となり、借入利息につきましても、430万円の経費節減ができました。また一般会計、特別会計を合わせまして利率6%以上の地方債、いわゆる借入金は21年度末まででなくなります。

なお、国においては深刻な地域経済の低迷等の事態をとらえまして、平成22年度以降3年間について公的資金の補償金免除繰上償還制度の延長が予定されており、高金利の地方債負担の軽減を図ることができると考えております。

町といたしましては、利用できるものは活用し、後年度負担が軽減できるものについては、当然であります、軽減を図る一方、また一方で、まちづくりにおきましては、地方債は不可欠なものでございますので、この均衡を図りながら健全な財政運営に努めてまいります。

1番（田中君） いずれにせよ、この質問というのは、いわゆるこれだけ借金体質になっている国、地方の財政の中で、やはりこの町ぐらいは、そういう流れから少し身を引いてもいいんじゃないかなという思いで上げたわけでございます。

町長は、地方交付税などの手当がある、いわゆる債務ではあるけれども、地方交付税の手当があるから後年度負担にはあまり影響がないというようなニュアンスでございます。でも、やはり債務には変わらないということでございまして、住民の皆さんに安易に財源対策としての債務という依存度を高めるという、あるいは既に町債なりが発行できるんだと、借り入れられるんだと、それが後で手当をしてくれるんだということなんですけれども、交付税特別会計の、これも結局、国と地方の負担が曖昧で、しかも100兆円だか大きくなったので、今度は臨時財政対策債というような形で後で見るからということで、景気対策もあって国は地方に借金をさせてきたわけですけれども、債務に変わらないということは、今回のように、いずれにせよ急な経済情勢とか社会情勢が変化したときに、もう先食いですから、今までの町債というのは、いわゆる入り口においてしっかりと査定して、そして国や県で認めてきたんですけれども、今回は先食いで後で一応評価というか、負担がかかっていくということでございまして、そういうことを考えると、できるだけ債務に頼らない健全なまちづくりへさらに進めていただくということが必要ではないかと思えます。

確かに、今日の『信毎』にも載っていますけれども、税収減の補てん債がほかの町村と全国的に大きく増えている中で、我が町は、そういう面では使わなかったというようなことで、健全性といいますか、財政の規律に対して一定の限度を感じたわけでございますけれども、いずれにせよ、後年度負担を減らすという面からいけば、さらなる減少を図っていただくということで努めていただきたいなという思いでございまして。

繰上償還の取り組みということの中で、ここ3年間、補償金の要らない繰上償還なども活用してやっているということで、この3年間で5,300万円ほど返したということでございます。先ほど20年度から27年度の計画をつくって中長期目標をつくってということなんですけれども、この間に、目標ですから目標値として、27年度末においては、どのくらいの町債残高を一応目安としているかというようなことが、いわゆる目標値として定めてあるのかどうか、その辺をちょっと伺いたいと思えます。

それからもうひとつ、ハの縮減への施策や事業の選択と集中ということですが、これについて明確な回答がわからないんですけれども、要は、私は、これは新しい起債というか、町債の借り入れというものは、できるだけ町民の必要性の高い視点で必要最小限に持っていかなければ、これから人口が少なくなっていく。さらに一番は、国がGDP、国内総生産の1.8倍という借金をして、間もなく1千兆円になろうとしている。それなのに、まだ臨時財政対策債で後で国から面倒見てくれると、果たしてそこを信じて期待していいのかど

うかという思いがするわけでございます。

そういう面で、起債を抑えるという面では住民の皆さんのいろいろなニーズや希望なり必要になっているわけでございます。そういうものを住民の皆さんと、こういう借金があって、これだけ返していくと。これだけの財政状況なんだからということで情報を共有して、そして理解をしていただいて優先順位の高いものから、必要なものを必要なときに必要なだけという、そういう経営感覚で財政運営に取り組む必要があるんじゃないかということなんですけれども、その辺の答弁がなかったので、あわせてお願いしたいと思います。

総務課長（宮下君） 中長期計画という中で27年度まで、26年度末までの7年間という形の中での計画を立てておりますが、先ほど申しましたが、その年度その年度によりまして時点修正を加えなければならないということでもありますので、今の現段階で言いますと、27年度には約110億円程度ということで計画を立てておりますが、これにつきましては、今年度と来年度でまた若干の違いが出てくるということをご理解をいただきたいというふうに思います。

また事業の取り組みの事業債の形ではありますが、すべての事業がこういった対象になるわけではないということでもあります。一番は、今、町の中で一番大きな場所を占めているのが下水道にかかわるものでございます。そういった中、それから道路、都市計画街路でありますとか、学校整備、住宅整備、そういったものにつきまして、そういう大型事業についての事業債という形でございますので、その事業の選択につきましては、当然、先ほど申しましたが、交付税の算入の利率の問題ですとか、そういう部分も考慮しながら事業に取り組んでいるという状況であります。

すみません、町民ニーズとの関係ということでもあります。

当町なり理事者が、やはりそういった地域の中に入らる中で、いろいろな事業要望等お聞きする中で、やはり今一番は下水道事業ということで、全町民の方が同じように利益を供与できるような形を一日も早くしなければならないという考え方の中では、今年度の事業の中でも下水道事業を最重点課題として取り上げております。そういった中で、私どもとすれば、後年度負担の部分、十分考えなければならない中では事業選択をし、町民の皆さんとともに、この町は成り立っているわけでありまして。そういった中で、ともに頑張るって将来に続けていくというまちづくりを進めていく考え方でございます。

1番（田中君） ただいま課長から27年度末には一応目安としての110億円ぐらいの町債の残高にしたいということでございます。こういうひとつの目標に向かって計画的に、しかも住民の皆さんの多様なニーズなり要望なり、そういうものを整合して取捨選択していくということからいった場合に、こういうものを住民の皆さんに知らせていただいて、そして、これだけをこれからある程度我慢していただくのは我慢してもらいますよというようなことを

取り組んでいく、そういうまちづくりなり行政というのが必要ではないかと思うわけでございます。

いずれにせよ、費用対効果とか、あるいは成果重視とか、そういう経営感覚というものを、より事業の企画、計画の段階から含めて取り組むという、そういう行政を望んでいるわけでございます。

今朝もちよっとテレビでやっていましたけれども、明日、茨城空港が開港すると。定期便は1便だという、そういうような需要を見ると非常につくるために膨らませた需要に対して公共事業を行っているという、そういうことのないようにこれからの、しかもこれだけ借金体質の国の中にあって、せめてこの町ぐらいは無借金経営ぐらいでいくような思いをみんなで共有していく必要があるんじゃないかということで、この質問を取り上げたわけでございます。

ちなみに杉並区の区長は区民税を今、借金を返して基金を増やして10年後には2%だか何%、1.何%の区民税を下げるといふ、打ち出しているわけです。これからは地方分権ですから、地域主権の時代ですから、そのぐらいのひとつの住民の負担というものを考えたまちづくりを望んでおりますので、そういう取り組みを強くお願いをしたいと思います。

時間の関係もございまして、次の第2項目に入ります。

2. ものづくりを担う子どもたちの育成策について

長期計画にあります「ものづくりと安らぎのまち」、この将来像は、農業においては就農者の高齢化と後継者不足、遊休・耕作放棄地が増えておりまして、また一方、工業においても世界的な経済構造の変動や中国などの新興国の急進・急成長で町内企業の存立基盤、環境が大きく揺らいでおります。いずれも危機的な状況に向かっていると云えます。

このような状況にありながら、これからのものづくりを担う子どもたち、小学生などが実習や実験を体系的に行い、継続的に実践する場や機会が町内にはありません。子どもたちがこれらに取り組み、貴重な幼児体験を通して興味や関心、意識を育む環境が必要ではないかと私は思います。

ここで言う体験の場というのは、言うまでもなくイベント的な、行事的な一過性のものではなく、通年を通して実践するスクール、学校的なものであります。理工系の人材と食物生産を通して農業を考える、ものづくりを考える、そういう次の世代のものづくりを担う人材育成として、地域が行う子どもたちへの新たな育成策を提案し、町の取り組みを要望するものであります。

イ. 小学生の理科クラブ創設を

多様で技術力に裏付けされた付加価値の高い工業製品の輸出で経済発展を遂げてまいりました我が国であります。新興国の急成長などで国際競争力がなくなって「日本で何をつく

るの。何ができるの」とさえ言われるような状況に向かっております。この日本のかわりに坂城を当てはめても不自然ではない状況にあると言えます。「坂城で何をつくるの。坂城で何ができるの」ということではないかと思えます。

人材こそが日本の資源であるにもかかわらず、理科離れが指摘されて久しく、ようやく新学習指導要領で理科の授業時間を増やし、実験も拡充する方針が示されております。都会などの全国的な学習塾では理科の実験や観察などを行う理科実験塾が今、人気で、急増しております。実験を通して科学する目や心を養い、興味や関心を育み、考える力を養うと言われております。

私は、この理科クラブについて平成19年12月定例議会におきまして提案要望したところではありますが、残念なことに進展が見られておりません。今、人気が高まっている都会の理科実験塾に学んでいる子どもたちは、将来理工系へ進もうという親と一緒に考える、そんな希望が大分高まっていると言われております。工業の町ならではの、そういう人材を養っていく、地域で養う、そういう必然性の高い幼児体験、人材育成を必要と思ひ、そのために町内外、あるいは地域を挙げて、こういうスクールを開催していく取り組みについて町の前向きな考えを伺いたいと思ひます。

ロ．農業小学校の取り組みを

町内の遊休農地を活用して、地域の農家のおじいちゃん、おばあちゃんを講師に月に1日から2日、週末に単なる農業体験的なものでなく、年間を通して無農薬の有機栽培野菜をつくったり、あるいはそういう野菜を何種類もつくり、自然や食物への関心を深める取り組みであります。

わけても21世紀は食料が地球的な重要な課題でもあります。失われつつある農業や食の知識を次の世代に引き継ぐもので、こういう農業小学校的な取り組みが全国的に増えております。平成17年に制定されました食育基本法でも子どもたちの農業体験、食の安全、地場の農産物に触れる機会をつくることが奨励され、地域住民との協力連携で食に関する体験活動を行うことも提起されております。こういう農業学校を小学生を対象に取り組むことについて町の考えを伺うものであります。

なお、これらイの理科クラブもロの農業小学校も、いずれも学校と切り離して町内、地域で育て、行うものでありまして、サッカーや野球クラブと同じように理科の実験や農作物づくりに興味・関心がある小学生を対象とするもので、この受け皿づくりに、こういうことに取り組もうという、そういう人たちを育てていく、そういう町の組織の縦割りではなく、プロジェクトチーム的に意欲のある職員が住民と協働で協力してそういうものをつくり上げていく、そういう取り組みを目指すものでありますけれども、こういう町ならではの独自性のある取り組みをつくり出し、支援していく、そういう町の考えについて伺いまして第1回の

質問といたします。

教育長（長谷川君） 田中議員さんからのご質問についてお答えをさせていただきます。

まずイの小学生の理科クラブ創設についてということでありますけれども、その前に22年度、この4月から、ものづくりということに関して、どんなことを進めようとしているかということをもまず申し上げたいと思います。

22年度からは町としまして、坂城WAZAパワーアップ事業、これをスタートさせるということで今、準備を進めております。この事業は、教育委員会だけではありませんので、教育委員会の部分についてだけ申し上げますと、この事業の趣旨に沿いまして学校では、相手意識に立ったものづくり教育、これを4月からスタートさせていきたいと思っております。この活動は、諏訪地区で数年前から行われておりますものづくり教室、これを参考にしまして、坂城版のものづくり教育としてどういうふうに取り入れていけばいいかを検討した結果、先ほど申し上げました相手意識に立ったものづくり教育という計画になったわけであります。

内容的に言いますと、今まで学校で行ってきました稲作であるとか、りんご、ねずみ大根、じゃがいも、その他、きのこに至る農産物の栽培、それからまた、ばらとか菊などの花の栽培、これらを行ってきておりますけれども、これに相手意識ということで、使う人とか、あるいは食べてくれる人とか、そういう人の願いやニーズを意識しながら自分たちがものづくりを、栽培活動をしていくという、こういう活動内容であります。

さらに先日は埼玉工業大学と町との協定が結ばれまして、その席で小中学生のためのものづくりということについて埼玉工業大学の井門教授にお話をお聞きしたりする機会もありました。ぜひ資料を提供していただきたいということをお願いしているわけですし、農業基盤に立ったものづくりに加えて、埼玉工業大学等のご示唆もいただきながら、理科的といえますか、工業的といえますか、そういう部分についても相手意識に立ったものづくりをこれから進めるよう、いろいろ取り入れていきたいと思っております。

また、さらにできたものを販売するというのも、この活動のひとつでありまして、今度の4月からは、坂城高校が授業の一環として、けやき横丁の一角に販売活動を行う場所を設けるというようなお話もございますので、そこに小学生、中学生がつくった作品が販売できるかどうか、販売のルートとしてもそんなことができないかということで、小中高の連携も含めて考えております。

このような活動を進めていくためにですけれども、技術的な面で子どもたちの活動を支えてくださるボランティア、これは今、欠かすことができないわけですし、農業に関しては多くのそういう皆さん方のお手伝いをいただいて現在まで進めてきております。

また別の角度で申しますと、22年度の子ども向けのさかきふれあい大学専門講座、これを新たに3つ、今立ち上げようとして計画しております。

1つは、親子で坂城の里山に登ろうという講座であります。

2つ目は、子どものための囲碁教室、この2つは町内のその方面の同好の皆さんが団体をつくっていらっしゃると思いますので、そこをお願いをして実際の指導をしていただく目途がほぼついております。

しかし、もうひとつ今考えていて、なかなかできないのが、子どものためのものづくり教室、この講座もつくろうと今、努力しておりますが、ご支援をいただける団体がちょっとまだ見つからないという点で一步前進できないところであります。

今2つの例を申し上げたわけではありますが、町内にもものづくりでありますとか、あるいは理科教育を支援してくださる皆さんのボランティアができれば、今のお話のようないろいろな面での坂城町の子どもたちのものづくりを支えていただく事業が推進できるなという思いは以前から持っているところであります、私どもとしまして、理科クラブの創設という形とはちょっと違うかもしれませんが、要するに理科的な、工業的な、そういうものづくりを支援してくださる皆さんの集まりができることを切望している段階であります。

次に、口の農業小学校の取り組みをということで申し上げたいと思いますが、これも先ほど申し上げましたけれども、農業実践と食育教育を学校活動の一部として大変たくさん取り入れております。そして、それを支えてくださっているのは、地域のボランティア団体の皆さんであります。稲作でとれたお米を使って料理教室をすとか、あるいはねずみ大根やじゃがいもなどの野菜をつくって、それをどういうふうに料理に使えるかとか、あるいは販売できるかというような活動、ばらや菊の栽培等それぞれの学校独自で特色ある活動を組んでいただいております。

地域の支援をしてくださる皆さんや学校の願っている姿の中で、それぞれの学校が今、食育、農業体験をつなぎ合わせた活動に取り組んでいるところであります。ここに先ほど申し上げました相手意識ということを組み入れまして、今まで単に農産物をつくるという体験から、誰のためにつくるかとか、何のためにつくるかとか、あるいはそれをつくったものをどういうふうにしていくかというようなことも意識しながら栽培活動をしていくという方向に今年から転換していこうと今、計画をしているわけです。地域の皆さんと児童生徒が一緒になりまして、誰のために、何のためにということ意識しながら、今までよりも、より質の高い学習、栽培学習、ものづくり学習ができるのではないかと期待しているところであります。

また食育につきましても、4月より食育・学校給食センターが稼働いたしますので、ここを中核としながら児童生徒や保護者等を対象とします食育活動も新たにスタートさせたいと思います。まだ食育につきましても中身が十分詰まっておりますけれども、新たな教育活動が始まるものと期待しております。

今年、22年度ですが、坂城町におきましては、そういう面では新たなものづくり教室、あるいは新たな食育がスタートする年にあたるかと思えます。ご紹介いただきました須坂農業小学校の理念も参考にしながら、坂城町では今まで進めてきております学校教育を中核とした中で、そこに地域の皆さんがさまざまな団体あるいは個人という形でお力をおかしくさって、学校と地域と、そして行政とが手を取り合っの坂城の子どもは坂城で育てるという理念の中で、ものづくり、あるいは食育という活動を進めていくことが坂城町ならではの取り組みではないかと思ひ、推進をしていこうと計画しているところであります。以上です。

1番(田中君) 教育長から学校教育を主体とした、そういう取り組みということ、しかも22年度から、ものづくり教室というか、ものづくりへの関心を高める事業というか、活動を紹介していただきました。

私は、これだけ工業の町、中小企業の町でありながら、子どもたちがそういうものへ、一部でもいいんですけども、10人でも20人でもいいけれども、おもしろい実験や興味を持たせる観察を取り組むというような、そういう場があつていいんじゃないかなと思ひまして、教育長も非常にそういう前向きなお考えでいらっしゃるんですけども、支えるボランティアの人が必要になる。

だから、私はプロジェクトチームでやれというのは、今、団塊の世代の町の企業さんの技術屋さんが大分リタイアしてきますし、学校の先生だって理科の先生でリタイアされている方がいらっしゃる。そういうのを、例えば、教育委員会が理科の先生を手当するとか、産業振興課が企業の技術屋さんでOBになった人たちを手当するとか、あるいは受け皿としてやるとか、さっき坂城工業大学と連携してと、まさにそういう学生を取り込んで、たとえ毎月1回の講座の中の1回でも2回でも来て、ひとつ実験を中心にやってもらうとか、そういう取り組みを具体的にしませんかということなんです。

そのためには私は、ワークショップじゃないけれども、どうですかと。地域の子どもたち、理科系のオタクの子どもをつくりませんかという、育てませんかというようなことで、一応声をかけて集まるような場を、そういう関心を持つ親でも、あるいはボランティア的な気持ちを持った人でも、そういう人たちをいったん集めるような取り組みを町としてしてみたらどうですかということを私はお願いしたいんです。今やっておかないと、どんどん理科や科学なんていうものは法則や何かを文字で読んでもだめなんです。

実はこの間、おとといですか、ちょっとテレビを昼間見ていましたら、東京で、これはイベント性のものですけれども、小学生を理科教室だか、講座みたいなのをやって、宇宙飛行士の若田さんが出ていまして、講演した後、質問したときに、一人の1年生だか2年生の男の子が「若田さんは、いつそういう宇宙に関心を持ったんですか」と言ったときに、5歳のときにアメリカのアポロ計画をテレビで見ていて宇宙っておもしろいなと思ひて関心を持ち

出したというんですね。いかに幼児体験が将来に生きていくということでございます。

これは要望でございますので、ぜひ町の組織の農業でやるんだ、教育委員会でやるんだじゃなくて、そういう中で町の子どもたちをスポーツ教室と同じように理科なり農業なりに取り組むという、そういうものを一緒にやってみたいとか、立ち上げてみたいというような、そういう人たちを連れてやってみるといいう取り組みを教育長にぜひ期待したいんですけども、その辺はどうなんでしょうかね。

町の職員が地域の子どもたちを地域で育てる、そのきっかけづくりをしてもらうということなんです。それを全部おんぶに抱っこしてやっていくんじゃなくて、そういう考える人たちを集めたり、そういうことを検討するということなんです。そこからスタートするんじゃないかと思うんですね。その辺をちょっと教育長にお考えを。

教育長（長谷川君） 今ご指摘をいただきましたお話を聞きながら思い出しているのは、今、坂城には坂城里山トレッキングクラブというクラブがございまして、山登りを楽しむ皆さんが団体をつくっていらっしゃいます。この方々は今、学校の登山や遠足のときの山の案内や、そういうことまで子どもたちの教育にまで手を出してくださっていて、今年は中学校も大峰山へ登ろうかという話があるわけです。

この発足は、最初は生涯学習講座の中で坂城の里山へ登ろうということで集まった皆さんが、行政のお世話になるよりおれたちだけでやろうよというところから出発したわけで、今お話を聞きしている中で、最初のきっかけになるものをどういう形で生み出していくか、山の場合には、お集まりになった皆さんは既に山登りに興味をお持ちの方だった。子どもたちにそういう科学教室をやってくださるような皆さん方が集まって、お互いにコミュニケーションが図れるようなきっかけになるものを、どういうふうに求めていけるかなというふうなことをちょっと今思っております。

先ほど申し上げましたように、学校としても、そういうものは今そういう皆さん方が集まっていたらご援助いただけることは非常にありがたいことでもありますし、今年も専科がいなくなります坂城小学校と村上小学校には理科の実験準備をしてくださる方をお願いするというような計画も進めておりますので、今ご要望いただいたようなことが、どういう形で今後実現できるかということをお互いに知恵を合わせながらやればなという願いを持っておるところであります。

1番（田中君） もう10何年前の話で、坂城町で生まれ育った女の子が、当時短大まで出た25歳の女の子が、私あるとき一緒に帰りに、職場が同じにいたので、帰るときに「今日は早く帰るんですか」と言うから「いや、帰ってトマトや何か植えるんだ」と言ったら「トマトというのは毎年植えるんですか。柿みたいになるんじゃないですか」と、それが15年前の坂城中学校を卒業した短大まで出た女の子がそうなんですよね。ましてそれから

15年、ぜひトレッキングクラブのようにいくように、そのきっかけづくりを町を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

時間の関係もありますので、これは要望でございますので、ぜひ取り組んでいただくことを、また私もできることはやりたいと思っていますので、ぜひ考えていただきたいと思います、取り組んでいただきたいと思います。

3. 南条地区へ医療機関の誘致を

これも要望でございますけれども、医師不足による地域基幹病院の診療科目の閉鎖や、あるいは病院そのものの閉鎖など医療崩壊が大きな社会問題となってマスコミを賑わしてから2年近くなります。最近では、こういうマスコミの取り上げもすっかり影をひそめておるわけでございますけれども、しかし、地域医療問題というものは解決したわけではなく、対策が実行され、解決したわけではないわけございまして、地域医療のより確実に確立される必要性や依存度というのは高齢化社会とともに高まっているわけでございます。

高齢者に限らず近くに開業医など医療機関があることは、安心・安全の生活に欠かすことができない大切な地域インフラでもあるわけでございます。わけても医療費が財政負担増の大きな要因となっている現在、この節減のためにも早期発見・早期治療と身近な主治医による健康づくり、適切な指導や治療が受けられる地域環境が必要ではないかと思えます。

こういう視点に立ったときに、現在、町内の旧町村単位で歯医者さんを除いて南条地区だけに医療機関が開業医さんを含めて医療機関がありません。町として、この地区に密着した開業医など医療機関の誘致活動を行うべきと熱望して提案しますが、町長の所見、取り組みに対する考え方をお願いします。

企画政策課長（片桐君） 南条地区へ医療機関誘致の取り組みをについてお答えを申し上げます。

ご案内のとおり、南条地区には以前、開業医の先生による診療所が複数ございましたが、都合により閉院がされました。また最近では、診療所の開院を目前にして事情により開院に至らなかった事例もお聞きしておるところでございます。こういった状況の中で、地域に密着した医療機関があるということは、高齢者の方のみならず、地域の皆さん方が大変心強いということではございます。

しかしながら、診療所の開院につきましては、当町で医療を行いたいという医師の熱意、あるいは出身地ですとか地縁・血縁などいろいろな要素が関係してくるのではないかとこのように思っております。そういったことで、実現にはなかなか大変ではないかということが推察されるわけでございます。

医療機関につきましては、自宅の近隣にあることが一番安心できるわけではございますけれども、町全体あるいは近隣市を含めた広域で考えていただくことも一方では必要ではないかというふうに考えております。また緊急時に自分がどのように対応したらよいかといった

相談や受診ができるかかりつけ医を町民の皆さんがそれぞれお持ちいただくことも安心な医療につながるものでございます。

町といたしましては、こういった開業に向けての医師に関する情報等につきまして、千曲医師会や地域の医療機関とも情報交換を行う中で、町がどういったことができるのか、十分研究してまいりたいというふうに考えております。

1番（田中君） 町民の皆さんの生命・財産の安全を最優先する町であります。そういうことに町長の、本当は気持ちを聞きたかったんですけども、町長が答えてくれないもんで、もう時間でございますので、改めて町長に強くお願いします。

町長のネットワークで、人的なネットワーク、いろいろなネットワークで、ぜひお医者さんを来てもらえるように。もう開業直前まで、建物もできていますので、ぜひそういうことで、しかもわけても高齢化社会、歩いて近くのお医者に行けるような、そういう住環境、生活環境、そういうものを町長、ぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

私はどうしても、こういうことをやってほしいというか、こういうことを取り組んでほしいというようなことで要望的な質問が多くなるんですけども、少なくなる子どもたちや孫たち、この人数を増やす政策というのは行政の最も重要な施策のひとつであります。この少なくなる子どもや孫に負担のかからない、少ない社会をつくることも同じように大変大事な施策であると思います。こういう意味から町債残高の縮減に一層の努力を期待するものであります。

また次の世代、地球的な規模の競争力が高まる、そういう大変な社会の中で次の世代を担う子どもたちにしっかりと生きる力、考える力、国際競争に打ち勝つ力を育むことも地域として必要であり、町固有の学校教育を補完する地域での人づくり、そういう取り組みが実践されることを強く切望するものであります。

それにつけても町長に最後お願いを申し上げますけれども、冒頭申し上げましたが、現在の景気の低迷に対して、町内の小規模事業者などへの景気対策として新たな受注開拓に向けた受注開拓キャラバン隊とか、あるいはプレミアム付商品券で町内の消費の増進を図るとか、町単工事を増やして仕事づくりを支援するとか、これら事業所への収入増につながる施策事業を新年度早急に取り組むことを強く要望しまして私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時30分～再開 午後2時40分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、6番 入日時子さんの質問を許します。

6番（入日さん） 1. 駅の利便性向上のために

イ. 坂城駅周辺に駐車場を

しなの鉄道坂城駅利用者が18年度は76万55人、19年度は72万6,845人、20年度は70万4,825人と3年間で5万5千人余も減っています。少子化による通学の高校生が減っていることも大きな要因と思われますが、駅の利用者を増やすことは駅周辺の活性化にもつながります。しなの鉄道が大幅な赤字になれば、沿線市町村の負担が増えることも予想されます。何より地球温暖化防止のためにも1度にたくさんの人を運べる電車が最もCO₂を削減できる輸送手段だと思います。

以上のように、しなの鉄道の利用者を増やすことにはいろいろな波及効果があり、町や駅周辺の商店にとってもメリットがあると思います。私も、できるだけしなの鉄道の利用を心がけていますが、駅周辺には駐車場がないので不便を感じています。新しくできた駐車場は月極で21台分ありますが、一時的な駐車場は駅舎の横に3台あるだけです。坂城駅の利用者を増やすためにもテクノ駅には少し離れた場所に無料駐車場がありますが、駅周辺に駐車場が必要だと思います。幸いにも駅周辺には町の施設としてB・Iプラザやふるさと歴史館、鉄の展示館などがあります。そのうちの何台分かを一時的な駐車場として活用できないか答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

ご案内のとおり、坂城駅につきましては、しなの鉄道の委託駅としてシルバー人材センターに町が委託をして営業しておるわけでございます。

ご質問の中にもありましたとおり、年間の利用者でございますが、20年度で申し上げますと、約70万人、1日当たり1,931人ということでございまして、年間で申し上げますと、前年度と比較いたしますと、約3%の減少傾向ということで、沿線全体でも同様な傾向にあるわけでございます。

坂城駅周辺に駐車場をというご質問であります。ご指摘のように坂城駅周辺には民間の月極駐車場、また土地開発公社が管理する月極の駐車場がございまして、お話にもありましたとおり、一時もしくは1日駐車場というものは駅舎南側に駅が管理する駐車場が3台分しかないという状況でございます。

しなの鉄道の利用促進につきましては、近くに駐車場があればそれにこしたことはないということでございまして、全く私も同感でございます。そうしたことの中では駅前にはスペースが全くないというような状況でございまして、大変重い課題だと考えております。

ふるさと歴史館、鉄の展示館、B・Iプラザ等の駐車場をというお話でございますが、この駐車場は各施設、その施設を利用する方々の不特定多数の方が駐車されるということでありまして、大変難題であるなという認識を持っているものでございます。

お話にもありましたとおり数台分のということで、仮に駅専用のスペースを確保できたとしても、料金の徴収等の管理ということになりますと、例えば、フェンスを設置し

てゲート及び発券収納機器を備えなければならないということで、多額な費用がかかるものと考えておるところでございます。大変難しい面もございますが、立町、横町の民間の駐車場の方のお力をおかりし、一時あるいは1日駐車場ができるか等も含め、可能性を探ってまいりたいと考えているところでもございます。

駐車料金は収入源になるというお話もいただきましたので、いろいろと研究してまいりたいと考えております。例えば、駅南側周辺には多目的な広場がございます。その一角にスペースがとれたならば、坂城駅管理の一時駐車場として料金は町に還元できるか等も含め、しなの鉄道及び関係機関と調査、研究を進めてまいりたいと考えますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

6番（入日さん） 今の課長の答弁では、既存の施設は、その既存の駐車場なので難しいという話でしたが、確かにそれはそうなんです、非常にあいているときの方が多いので、私はどうかと思ったんですけれども、駅のイベント広場のところにそういう駐車場ができるというのでしたら、それはそれでいいかなと思いますので、ぜひそういう前向きな方向で検討していただきたいと思います。

では、次の第2質問に移らせていただきます。

2. 22年度予算について

イ. 各事業の評価と問題点は

まず最初に、22年度の町税収入が前年対比マイナス11.2%という厳しい予算の中で、私が昨年6月議会で提案した歯周疾患の節目検診を実施するという事業は多くの町民にとっても非常に喜ばしいことであり、評価します。

昨年3月、長野県歯科医師会が発行した8020運動残存歯数等実施調査、歯が何本残っているかという調査報告書によると、県内の歯医者さんにかかった65歳以上の高齢者を調査したところ、歯周病なしは、わずか6.5%でした。また自分の歯が少ない人ほど脳血管疾患や高尿酸血症、虚血性心疾患、高脂血症、糖尿病になりやすいという結果が出ました。歯が20本以上ある人の歯科以外の医療費は1レセプト平均1万7,650円なのに対し、歯が4本以上の人は2万4,800円と多く、他の病気の罹患率も高いという結果が出ました。人間の体細胞は還元能力を持っていますが、歯だけは1度失えば2度と生えてきません。歯がなくて、しっかりと噛めなければ栄養不足や認知症に陥ります。歯周病疾患検診を行うことで早期発見・早期治療ができ、町民が健康に過ごせれば何よりですし、町としても医療費の削減につながれば大いにメリットがあると思います。

毎年、予算書に児童館運営費という項目がありますが、厚生労働省のホームページで児童館とは児童福祉法第40条に規定する児童厚生施設のひとつで、地域において児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とする児童福祉施設

であり、対象は18歳未満のすべての児童、ただし、主に対象となるのは、おおむね3歳以上の幼児、学童となっています。

町の児童館条例でも同じような内容ですが、実際の取り組みは小学生1年生から3年生の放課後児童健全育成事業になっていて、4年生以上の小学生や中学生が利用できないのが現状です。3児童館がつくられてから20数年が経過し、その当時と違って共働き家庭が増え、児童館を利用したい子どもの数が増えているために4年生以上は利用できない状況が続いています。中学生や高校生になれば行動範囲も広がり、どこにでも自由に行けますが、小学生のうちは学区内以外の遠くまで子どもだけで行くのは危険も伴い、学校や家庭にも心配をかけることになりかねません。このように行くところのない小学生や中学生の居場所づくりについて、どのように考えているのか答弁を求めます。

次に、福祉医療費について質問します。

22年度から入院の医療費を中学3年生まで無料にするという条例改正案が提出されました。これは県が小学校3年生までの入院費を無料に引き上げたのに伴い、町でも上乘せして実施するもので、年齢が大幅に引き上げられたことは評価します。

私も、この件では子育て中のヤングママさんたちと2月5日に町長に要望に行きました。町長は町の財政が厳しい中、いろいろな予算を削って何とか中学3年生までの入院費を無料にしたいと答えられました。しかし、実際には子どもたちが入院するということが、よほどのことがない限り起きません。それは昨年より140万円増額という予算づけにもあらわれていると思います。要望に来たママさんが、収入が減っているので子どもが具合悪くてもお金がないと医者へ連れて行けなくて我慢させている、それが一番つらいという声を町長も聞かれたと思います。

今多くの町民が長引く不況で残業がなくなったり、失業などで個人所得が大幅に減っていることは個人町民税が前年対比マイナス21.3%という数字を見ても明らかです。やりくりで苦勞し、子どもが病気になっても医者にかかれないということが起きないためにも、子どもの健康を守り、必要な医療が受けられるようにするのが地方自治体の仕事だと思います。とりあえず所得制限付でもいいから小学校3年生までの通院医療費の無料化は図れないか、町長の答弁を求めます。

次に敬老祝金についてですが、今議会で敬老慶祝事業条例の改正案が出されました。77歳の1万円を5千円に、88歳の1万5千円を1万円に、89歳から98歳の5千円を3千円に引き下げる内容で、昨年と比べて171万6千円の削減となっています。高齢者が増え、財源確保が困難だからという説明でしたが、今年度から長野県の後期高齢者医療保険も4.9%アップされ、4万8,023円になると新聞に載っていました。4万円から5万円の年金だけで暮らしているお年寄りが多くいますが、町長は4万円から5万円で暮らし

ていけると思われますか。

私の周りでもコンビニのおにぎりを半分にして2食分にしているとか、5万円の年金ではどうして暮らしていいかわからない、本当に困るという人もいます。そのようなお年寄りにとって敬老祝金は本当にありがたい施策だと思います。以前は65歳から支給されていた敬老祝金が77歳、88歳、99歳の節目支給になり、がっかりした人も多かったと思います。やっともらえると思ったら今度は引き下げるといふ、まさにダブルパンチです。この事業は町が独自に実施している事業であり、坂城町が他町村に誇れる事業のひとつです。切実な高齢者がいることを考慮して見直していただけないか答弁を求めます。

次に、町長の招集あいさつにもありましたが、郷土の歴史に関心を寄せ、郷土愛を育む取り組みとして、村上水軍と村上義清を中心とした企画展や、のろしの伝達等のイベントをやるということで、事業費450万円が計上されています。主な財源は地域活性化センター助成金の300万円ですが、町の持ち出しも150万円あります。地域活性化センターの助成事業は、魅力ある商店街づくりや活力ある地域づくり、スポーツ拠点づくりなどいろいろなものがあります。一過性のイベントでなく、町が本当に活気づく事業をほかに考えられなかったのか答弁を求めます。

最後に、サンデーリサイクルについて質問します。

前回の12月議会で、私のごみの減量化を進めるには分別収集を町民が出しやすい方法を講じる必要があるという要望に応えたものであり、朝の出勤が忙しい人にとっては、まさに朗報です。毎月第3日曜日に実施している粗大ごみの回収にあわせて、瓶、缶、ペットボトル、プラスチック容器包装などの資源物を回収するとありましたが、場所は粗大ごみの回収場所と同じ場所だけなのか、時間帯はどのように考えているのか答弁を求めます。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 入日議員の質問に答えます。

予算に向けての事業の評価といいますか、基本的な考え方等もあろうかと思えます。22年度予算を編成にあたりましては、大変なときでございます。そうした中で、今年度は前年比9.8%減の54億6,300万円といたしたところでございます。

事業執行にあたりましては、ハード面の事業であります投資的経費は72.6%減という内容でもあり、ソフトで知恵を精一杯出しながら、みんなで頑張った次第でございます。そうした中で諸々の社会的・福祉的なことにつきましては、その枠の中で総体的に知恵を出すんだよということのバランスをとりながら進めたところでもございます。

予算におきましては、子育て支援あるいはものづくり、環境というものを3つのキーワードを設定いたしまして知恵を出し合ったところでもございます。

下水道という事業は生活環境で大変整備しなければならない重要な課題だということで、

ここは最重点にしたということでもございます。

それぞれの課長に答弁させますけれども、乳幼児等の福祉医療につきまして、基本的な考え方をご理解いただきたいなど、こんなふうに思います。要するに医療費というものは、70%、80%国が負担して、その補い、補完をしているということで、全部が負担しているわけではないわけでございます。

そしてまた、今回の医療費の対象ということで2つの面があったかなど。私も県の町村会や市長会等のいろいろな場所で県からご意見も聞かれた中で、県では、どうしても小学校1年から3年までの入院しか手当できないということの強いひとつの考え方もございました。坂城町が私があれしたのは、それでは3年までから中学までしたらどうかということの考え方でございます。要するに補助の対象になる方が1年から3年、4年から6年、中学といたしますと、3倍の人が対象になり得るということで、今1年の方も3年後には4年になるということで、行政における対象が広がるということと継続性が保てるということでもございます。

そして入院と通院の大きな違いは、入院の場合は、それこそ本人もさることながら家を挙げて対応しなければならないという緊急時でもあるわけでございます。行政はすべてということよりも一番困るときに対応することが大事だということでもございます。

それとまた公費負担の原則といいますと、入院の場合はお医者さんが判断して入院させていただきます。あるいは介護保険の場合も審査会を通じてやります。お母さんが「はい、お医者さんへ」ということまで補助の対象にするということは、よほどの財政的ゆとりがあればともかくとして、厳しい状況の中では、大事なことは、そういう公費を使うにはひとつの関門というか、審査の入口があるなど、こんな思いもしたわけでございます。

それと既に申し上げているのは、子どもは社会の子であるとともに親の子でございます。親がなぜ、どういうところで働いているかということは、子どもの健康、子どもの成長のためにも働いているわけでございます。こういう役割を親の皆さんは持っていただきたいなど、こんな思いもしたわけでございます。そういう中で今回対応したと。たまたま子育て支援で月1万3千円という大きなお金も入るのですから、そういったお金もまず子どもの健康ということ、教育ということからお使いいただける時期でもあるなど、こういう思いもいたしました。

そういうことから、総じまして、まず1年から中学3年生まで困ったとき町がそれを見ると、この仕組みづくりが原点だと、こんなふうに考えた次第でございます。各スタッフと十二分にいろいろ検討した結果であることをご理解いただきたいと思います。

教育次長（塚田君） 私からは子どもの居場所づくりについてご答弁を申し上げます。

先ほど議員さんからもお話ありましたが、言うまでもなく児童館の運営事業でございます

けれども、児童館として、すべての児童生徒を対象にした事業として放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブと申しておるんですが、そういう事業として、小学校に就学しているおおむね10歳未満の児童を対象にして、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて健全な育成を目的に運営されているという、そういう施設であり、事業であります。

それでまた健全な児童運営を行うために、おおむね1年生から3年生までの入館につきましては、登録が必要となっております、登録をしていただき、利用をしていただきます。ご質問の4年生以上の児童についても来館についての制限は特にあるわけではありません。ご自由にまた利用することができるという状況になっておりまして、現実にも多くの児童を来館児として受け入れている状況にあります。

また快適な環境づくり、そういうものを整えるために放課後児童のガイドラインというものが児童福祉法の中で規定されておりまして、おおむね40人程度までが望ましいということですが、最大70人まで受け入れが可能という状況になっております。また適切な遊び場及び生活の場を与えて、その健全な育成を行うため、安全対策、保護者・学校・地域等との連携を深め、情報の共有や相互理解に努めながら事業展開を図っているところです。

それからまた、4年生以上の居場所づくりというのがないというお話もありましたが、午前中の議員さんからの質問にもありましたが、中部電力の跡地の水辺の教室という事業展開を、千曲川の自然に親しむという事業展開を本年度考えております。午前中にお話ししたとおりであります、書籍等、それから千曲川の資料等を収集し、子どもたちの居場所づくりの一端にもしていきたいということを考えております。4年生以上の子どもの居場所づくりの一助にもなればという願いもありますので、そんな事業もあわせて行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 敬老祝金についてお答え申し上げます。

敬老祝事業につきましては、当町にお住まいの高齢者の方に対し、敬老の意を表し、長寿を祝福することを目的に9月の敬老の日にあわせて実施しているところでございます。平成21年度対象となりました方は561名で総額475万円分の町商品券を支給いたしました。

内訳につきましては、77歳の方は206名、88歳の方は66名、89歳から98歳までの方は278名、99歳の方は2名、100歳以上の方は9名でございます。

平成22年度予算におきまして対象となります方は、77歳の方は214名、88歳の方は85名、89歳から98歳までの方は357名、99歳の方は9名、100歳以上の方は15名、合わせまして680名になり、119名の方が増えております。主に増加している年齢層を見ますと、88歳の方が19名の増、89歳から98歳の方は79名の増でございます。

次に、近隣市町の敬老祝金の支給状況でございますが、上田市、小諸市、小布施町は88歳の方、99歳及び100歳以上の方に、佐久市、軽井沢町、長和町は88歳の方、100歳以上の方に、長野市、東御市は88歳、99歳、100歳の節目の方に、千曲市は88歳、100歳の節目の方に支給しており、88歳と99歳以上の節目の年齢を基本に支給している状況でございます。

また支給額につきましても、記念品を贈呈している市町もございますが、各市町での支給額を見ますと、88歳は5千円から1万円、99歳は1万円から3万円、100歳以上は1万円から5万円となっております。

当町では、改正いたします内容で申し上げますが、88歳の方は1万円、99歳の方は2万円、100歳以上の方は3万円という状況でございます。また長寿をお祝い申し上げたいということで、77歳の方は5千円、89歳から98歳までの方は3千円と少なくはなりますが、他市町村では支給していない77歳及び89歳から98歳の方に対して地域の発展に寄与されてきたことに感謝したいと考え、支給対象として実施いたすわけでございます。

高齢者の状況を見ますと、平成21年10月1日現在、長野県の総人口に占める75歳以上の割合は13.8%、坂城町では14.1%となっております。

平均寿命につきましては、完全生命表において長野県は男性は79.84歳、女性は86.48歳で、男性が全国第1位、女性が全国第5位という状況でございます。平均寿命の伸びとあわせまして高齢者の割合は増えてきている状況でございます。

敬老祝金の支給額の改正につきましては、高齢社会を迎え、対象者は増加しており、他市町のように節目のみでなく、高齢者に対し、継続性のある敬老祝い事業を行うべく、近隣の市町の支給状況等も踏まえ、福祉施策を見直しをいたしまして実施いたすものでございます。

次に、順番が前後いたしまして申し訳ありませんが、町の福祉医療制度について申し上げます。

町の福祉医療制度につきましては、乳幼児等、障害者、母子家庭の母子等及び父子家庭の父子が所得や年齢要件がございますが、医療を受けたときに医療費の自己負担分への助成を行い、福祉の増進を図るためのものでございます。子どもの医療費につきましては、平成18年度より所得制限を廃止し、小学校就学前までの入院・通院について対象としております。

県では、長野県福祉医療費給付事業検討会の乳幼児に係る福祉医療制度については子育て支援、少子化対策のひとつとして、安心して医療を受けられるための重要な施策であること、小学校低学年まで1人当たりの医療費が高いこと、通院に比較して入院に係る1レセプト当たり医療費自己負担額が非常に大きいこと、この制度を将来にわたり持続可能なものとする必要があることなどを総合的に判断して所得制限を行わず、対象範囲を小学校1年生から3年生までの入院を加えることが適当であるという報告を受け、平成22年4月から入院のみ

小学校3年生まで範囲の拡大を行うところでございます。

先ほど町長の方からも答弁がありましたように、当町につきましては、所得制限を設けずに県の基準よりさらに拡大し、入院のみ中学校3年生まで実施していきたいということで今議会に条例の改正をお願いしたところでございます。

今回、入院のみ拡大いたしましたのは、子どもが入院に係る費用の負担について見ますと、通院につきましては年齢が上がるに従って体力もつき、低年齢に比べて通院数も減ってまいります。入院に係る医療費は通院に係る費用に比べ、多額の費用に係ることから子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して治療に専念できるようにと考えて実施していくものでございます。

福祉医療費の小学校4年生から中学校3年生の入院に係る財源につきましては、県の補助対象にはならないため、町の費用負担となります。町の財政面から将来にわたり持続可能なものとしていかなければならないわけでもございます。

通院の年齢拡大につきましては、先ほど所得制限をつけてでもよいからとのお話もありましたが、今回の対象範囲の拡大を踏まえ、今後の県等の動向を見ながら対応をしてみたいと考えております。

産業振興課長（宮崎君） 私からは坂城町の遺産、信濃村上氏再発見事業についてお答え申し上げます。

本事業につきましては、鉄の展示館における企画展とシンポジウム、村上義清公の武者行列及びのろしりレーで構成されております。

イベントは一過性というご指摘でございますけれども、当町といたしましては、歴史をひもとくまちづくりをひとつのキーワードといたしまして、風土、歴史、文化などに焦点を当て、ふるさとのすばらしさを再発見、再認識し、郷土の誇れる文化等学ぶ事業を以前から実施してきたところでございまして、平成17年度の合併50周年イベントといたしまして、信州大学の笹本正治先生や村上水軍の関係者の皆さんにお集まりをいただきまして、信濃村上氏フォーラムを開催したところでございます。また平成19年度にNHKの大河ドラマで放送された甲信越地域の戦国武将「武田信玄」でございますが、全国的にも注目され、村上義清公もその注目された一人というふうでございます。

今回予算計上させていただきました坂城町の遺産、信濃村上氏再発見事業は、ただいま申し上げてまいりました信濃村上氏を顕彰するとともに、村上氏を地域の財産というか、資源として内外に発信するというものでございます。特に今回の事業においては、浅からぬかわりがあると言われております村上水軍にまつわる研究家をお招きし、信濃村上氏と村上水軍の基調講演を行い、鉄の展示館においては、それぞれに縁のある遺品等を展示する予定となっております。

また当事業については、町単独事業でとなりますと非常に、ご指摘のとおり財政の厳しい中で予算編成も大変難しい状況にありますので、財源となり得る補助金を探したところ、財団法人地域活性化センターが実施しております活力ある地域づくり支援事業の地域資源活用助成事業に行き着いたところであります。同センターでは、ご指摘のように幾つかの助成事業を行っておりますが、それは結果論という部分でございまして、さきの理由によりまして、まずはこの事業を実施していくと、実施したいということで、私どもとすると本事業に見合った財源を探したと。それが今回の補助事業の申請になったということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

住民環境課長（塩澤君） 私からはサンデーリサイクルにつきましてお答えを申し上げます。

現在、毎月第3日曜日に町内4地区を持ち回りで実施をしております粗大ごみ及び家電6品目の有料回収にあわせまして、リサイクルのさらなる推進を図るということで、瓶、缶、ペットボトルやプラスチック容器包装、紙容器包装、古紙類などの資源物の回収につきましても、サンデーリサイクルとしまして4月から開始をいたします。

回収時間ですが、これまでどおり午前8時半から10時までといたしまして、資源物については町の委託業者が無料で回収を行います。年間の日程等については広報でお知らせをしておりますけれども、地区別の収集日に出せないご家庭の皆さんにご利用をいただければというふうに存じます。

いずれにいたしましても、さらなる分別の徹底とリサイクルの推進という観点から、ごみの減量化対策にご協力をお願いをしていくものでございます。

町内4地区を持ち回りということで、1回1カ所です。

6番（入日さん） 子どもの居場所づくりについてですが、先ほども答えていただいたとおり、今、児童館は児童クラブとしてやっていると。今、3児童館の現状ですが、坂城児童館が68人、村上が48人、南条が39人で、このほか不定期に遊びに来る子たちもいます。放課後児童育成事業として行っているので、1年生から3年生が対象のため、4年生以上が要望があってもなかなか対応できないという状況で、特に南条は空きがあるので何とかできないかと聞いたんですが、不定期ということで受け入れてはいるけれどということで、3児童館、ここの児童館だけ受け入れるということは、ほかの児童館で、もし3年生以上いっぱいのところ、ほかの児童館は受け入れているでしょうということになったときに問題が起こると困るというので受け入れることはできないと。不定期という形でだったら受け入れられるという話でしたが、週1回とか2回では子どもたちもそれでは行くのが嫌だくなってしまったり、友達がなかなかできづらいということで行きづらくなってしまいうということで、親が勤めているときは「そういうことではちょっと困るわね。何とかならないかしら」というような話がありました。

坂城の児童館の場合は、最初のときが82人で非常に子どもの数が多過ぎて、行っても場所がなかったりということで、いろいろな事情があってやめた人がかなりいます。ほかの児童館でも行ってはみたけれども、何となく自分のいる場所じゃないなというふうに感じてしまったのかどうか、今年度は20人近くの子どもたちが児童館へ行くのをやめているんですよ。

そういうような子どもたちは一体どこへ行っているのかなと非常に不安に思うんですけども、私も児童館、時々顔を出すと、あそこは50人定員だと一応つくられているんですが、みんなでおやつを食べる一番広い部屋でも学校の教室よりも狭くて30人も入れればいっぱいになってしまうんですよ。運動する部屋も子どもたちいっぱい来るので、それぞれドッジボールをやったりバドミントンをやったり、その間を縫って一輪車に乗ったりという、非常に誰かがついて見ていなければ危険なような、本当に目の離せないような状況があるんです。本当にこんな状況で、ただ本当に預かっているという、そんなような状況ではないかと思うんですが、そんな状況でよいと思っているのでしょうか。

ただ、村上地区にはコミュニティ月見があるので、児童館に受けられない人や4年生以上あるいは中学生とか高校生がよく遊びに来て、卓球をしたり、漫画を読んだり、パソコンでゲームをしたりという、それぞれ自分の好きなことをして遊んでいます。

坂城も今度、中電跡地を多世代間交流の場所にしたいというような先ほど答弁が出ましたが、理想を言えば、子どもたちがそういう多世代の人たちと交流して昔の遊びやお年寄りの知恵を学んだり、お年寄り子どもたちからパワーをもらって元気になるということができれば本当に素晴らしいと思うんですが、そういうような交流の場所として、今度坂城は新たにできるということですが、中之条や南条地区についてはどう考えているのか、再度答弁を求めたいと思います。

それから福祉医療費については、町長も本当に予算のない中で、これだけおれは頑張ったんだと思っているでしょうし、親の責任もあるんじゃないかと。今、国保は3割負担で、そんなに負担は大したことないはずだと思っておりますが、児童館の中でも行っている方の中でも、お金がなくて子どものおやつ代が払えないと。だから、うちの子はおやつ食べさせなくてもしかたないというような親もいます。自分の子どもだけおやつを食べられないという惨めな思いをさせている親の気持ちというのを考えたことがあるのでしょうか。そういう貧困の差というのが確実に広がっているんですよ。

そういう中で、やはり母子家庭・父子家庭に関しては、そういう補助があるということをお聞きして、本当にそういう大変なところが補助があるんだったら、せめてそういう所得制限を設けてもいいから、そういうことができないかということをお願いします。

私も町内3小学校の虫歯の状況を調べてみました。町が20年度から実施している歯科衛

生士による歯磨きの指導によって虫歯が減ってきているという非常にうれしい結果が出ています。しかし、虫歯があると診断された子が、その後歯医者に行って治したかどうかという点では、まだ20数%が治療していません。もちろん治療中だったり歯医者さんが嫌いでも本当に痛くならないと行かないとか、あるいはお金がなかったり、親が仕事が休めなくて連れて行けないということもあると思います。

児童福祉法第1条には、すべての国民は児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるように努めなければならない。第2条には、国及び地方公共団体は児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うとあります。「責任を負う」です。もちろん最大の責任は国にあります。市長さんがやるには国からの財政的援助がないとできませんと町長は思っていると思います。

老人医療費の無料化をした沢内村という小さな村がありますが、その村がやったことが東京都や何かの革新自治体に広がり、国も取り入れざるを得なくなりました。そういう意味でも、これからは地方から国を変える時代だと思えます。よく坂城町から発信すると町長が言われましたが、ぜひ坂城町から発信して国を動かしてほしいと思えます。そして病気になっても、お金がなくて医者にかかれない子どもがないようにする、それが行政の仕事であり、責任ではないでしょうか。そういう意味でも、ぜひとも補正を組んでいただきたいと思えます。

それでも財源がないと言うなら、村上義清イベントをやめれば150万円は確保できます。町民の誰が今この経済状況の中で村上義清のイベントを望んでいるのでしょうか。毎年町民祭りが行われていますが、300万円という支出に見合っただけの効果が上がっているのでしょうか。その日だけの賑わいで、あとは閑散としているというのではないのでしょうか。多くの町民は今、収入が減って困っています。こんなときこそ補助金があるからということで一過性のイベントをやるというのではなく、町民の生活を直接応援する施策が必要なのではないのでしょうか。そのためにも福祉医療費の通院費の年齢引き上げや敬老祝金、先ほどの答弁では、他町村よりも多く広く出しているということで、それは非常に感謝していますが、カットについては、ぜひ見直しをしていただきたいと思えます。

サンデーリサイクルについては、一応わかりましたが、ごみ手数料として今年度、ごみ袋20円を値上げし、860万円の増収になっています。そして、その分は生ごみ処理機や地域の収集所整備補助金に充てるということでしたが、私も生ごみ処理機の補助制度ができて、すぐ処理機を購入して使っていました。しかし、チップの交換費用や手入れにとっても苦労しました。そしてまた、買ってから数年で壊れてしまって使えなくなってしまいました。今、段ボールで手軽に生ごみ処理の方法ができるということで評判を呼んでいます。坂城町でも婦人グループを中心に取り組んでいます。身近にあるもので手軽にできてこそ、ごみの減量

は進むと思います。段ボールの生ごみ処理方法の普及をどう進めるのか、担当課長の答弁を求めて2回目の質問を終わります。

教育次長（塚田君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

議員さんのお調べのとおり、現在、坂城児童館におきましては、定員いっぱい的人数の方が1年生から3年生まで登録されております。南条、中之条については、まだ余裕がある状況でございます。4年生以上につきましては、先ほども答弁申しましたが、自由に来館児として来ていただける状況をとっておりますし、登録された児童が毎日40人、70人という方が来ているわけではございませんで、その利用状況に応じて児童館へ来ておりますので、施設についての余裕はある状況にあります。

それから4年生以上につきましては、なぜ登録児童として扱わないかということ、やはり4年生になってきますと、自主性、個人の社会性など、そういうものが出てきますので、自己管理といった面から現在1年生から3年生までを登録児童として対応している状況にあります。

それから、坂城については子どもたちの居場所について新たな場所をつくっていくということで、南条、中之条についてはどうかというお話でございましたが、先ほどの児童館の人数、入れないかというお話もありましたが、現在40名前後、70名までについては、登録していただける状況にはあります。ですので、1年生から3年生までにつきましては、ぜひ児童館に希望される児童の皆様につきましては登録いただいて、来ている児童の方々と遊んでいただいたり勉強していただいたり、そういう状況をとっていただければというふうに思います。以上です。

町長（中沢君） 何回も申し上げますが、今年度の予算編成にあたっては、通常60億円を組んでいたんですが、54億8千万円というぎりぎりの予算を組んだわけでございます。そして、今、子ども手当が3億円ということが子どもに対するいろいろな国の手当として入ってくる。そうしますと、町は51億4千万円ということでもあるわけでございます。編成にあたって言ったのは、一般財源を要するものは15%から20%ということを示唆いたしまして、各課長等がいろいろ了解を得ながら進めた中でいろいろなソフトの対応でございます。

医療費については、先ほども申し上げましたように、多くの人困ったときということで、この制度をしばらく続けていくということが原点でもございます。

敬老祝金がありますが、これも大変な論議を呼びました。よそのように88歳あるいはそういう節目でいいじゃないかということ、実態がそういうふうになっているんですけども、私どもとすると、88歳以後も5千円のところを、それでも気持ちだけでも届けるじゃないかということで3千円という商品券で意を用いていきたいということで工夫に工夫を重ねたということを理解してもらわないと、何でもかんでもやれやれということは、財源が基

本でございますので、その点をご理解いただきたいと思います。

議長（春日君） ただいまの質問の中で生ごみの話は通告にございませんので、ご了解いただきたいと思います。

6番（入日さん） ごみの減量化を進めるということで関連質問としますよということを通告しておきましたが、認めてもらえないということですか。

では、いいです。

住民環境課長（塩澤君） ごみの減量化という取り組みの中での段ボールコンポストというご質問でありますけれども、これにつきましては、関係団体、それから推進グループ、こういったところと連携をする中で、育成あるいは支援ということで若干新年度予算にも計上したところでありまして、そういったグループの育成支援を行うことによりまして、地区別説明会というようなことで、そういったものへも結びつけていきたいというふうに考えております。

6番（入日さん） 今議会が今期最後の予算議会となります。来年の4月には町長・町会議員選挙が行われます。町長も立候補するときは坂城町をよくしたい、町民に喜ばれるまちづくりをしたいという思いで立候補したと思います。

しかし、多くの首長は目に見える建物や道路などの建設事業を優先しがちです。事業を進めるときに本当に住民が必要としているのか、使用目的や利用率が70%以上か、設備や収益などあらゆる点を広く深く検証してからつくらないと、建てたはいいが、維持管理が大変でお荷物になってしまうということになりかねません。補助金があるからといって住民が望んでいない事業を進めるのは町民のための行政と言えるでしょうか。行政として本来あるべき姿は、事業を進めるにあたり住民の声をよく聞き、住民が必要としているかどうか、住民の生活向上に役立つかどうかという視点だと思います。

建設事業と違い、福祉事業は目には映りません。しかし、保育料が安くなったり、子どもの医療費が無料になれば子育て世帯の負担が減り、生活の応援になります。介護保険料が安くなったり十分な介護サービスが受けられたり、敬老祝金があればお年寄りが安心して暮らせます。そのようなまちづくりこそ町民が誇れる坂城町、住んでよかったと思える町ではないでしょうか。

町の保育園では1年契約で3カ月休み、6カ月契約で3カ月休み、3カ月契約という細切れの臨時保育士が増えています。他の市町村では、臨時保育士はいますが、クラス数が減らない限り継続して勤められます。3カ月休むということはありません。子どもは未来の坂城町を、長野県を、日本を築く大切な宝であり、資源です。それなのに今の日本の教育は詰め込み教育で、一人一人の個性を伸ばしたり人間性を育てる教育にはなっていません。町長は未来を託すに足る人間を育てるという大きな展望を持った行政、保育行政や学校の教育に取

り組んでいるのでしょうか。ただ怪我のないように預かっていればよいというように考えていないのでしょうか。

職員が本当に住民のために全力で仕事にあたる環境づくりをし、町民が住みよいまちづくりをともに進めたいと思います。以上で私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時40分～再開 午後3時51分）

議長（春日君） 再開いたします。

ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は、本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

次に、7番 安島ふみ子さんの質問を許します。

7番（安島さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

1. 上小地域医療再生計画について

イ. 協定の概要は

地域医療再生事業は、国が経済危機対策の一環として平成21年度補正予算に位置づけ、県が策定する再生計画に基づき事業を実施するもので、国が交付する地域医療再生臨時特例交付金を原資に県が基金を設置し、平成21年度から25年度までの5年間に基金を取り崩しながら事業を実施するものでございます。

国は都道府県ごとに2つの保健医療圏の計画を承認することとしていて、今回、上小保健医療圏では、上田市を中心とした坂城町を含めた上田地域の計画策定を県に提出いたしました。長野県医療審議会において上小保健医療圏と上伊那保健医療圏の2地域の計画が長野県の計画として選定され、国で採択されたという経過でございます。

この地域再生医療計画のポイントでございますが、1つとして、信州大学医学部と連携し、長野病院の医師確保を図るとともに、研修医の教育拠点となる体制を整備する。

2つとして、長野病院の機能回復を図るために、病院の輪番後方支援病院として機能強化やハイリスク分娩の受け入れ体制の整備、また感染症対策、がん診療に機能強化を図ること。

3つとして、長野病院を中心として地域の病院間、診療所との連携を図り、歯科も含めた初期救急、2次救急の救急体制の整備や地域としての周産期医療体制の再構築を図ることなどがもり込まれております。

3月5日に県庁で行われた協定は、この計画に基づき、信州大学医学部附属病院、国立病院機構長野病院、上田地域広域連合、また上田市、東御市、長和町、青木村と坂城町及び長野県として取り決められたということでございます。この上小地域医療再生計画に基づく研究、教育に関する協定の調印式の後、村井県知事との懇談会があったとのこと。まずは、こ

の協定の概要、また懇談会で出された質疑応答などについて出席されました町長からお答え
いただきたいと思います。

ロ. 財政的支援は

この計画は5年計画で、平成25年度までの期間とし、中核病院として位置づける長野病
院の救急・産科医療を立て直すことが柱で、この秋を目途に設置されます地域医療教育セン
ターの設置・運営費は5年間で約6億3千万円、医師派遣に係る費用は県の基金25億円が
活用されると聞いております。

概算額でございますが、成人の初期救急センターや輪番病院の支援、休日の歯科救急体制
等の整備・強化に6億円、周産期医療体制の整備を図る上田市産院の移転改築や東御市の市
民病院の院内助産施設整備に3億3千万円、信州大学との連携による研修医・指導医等の確
保や保健師の資格取得支援等大学との連携等による医師等の確保に6億1千万円、医療機関
の連携の推進を図るため、診療情報の共有化を図る地域医療連携ネットワークシステムの構
築事業に7億円の基金を充てると聞いております。非常に大きい額の事業でございますが、
これを5年間で行う、この25億円の基金を5年間で使うということによろしいでしょうか。

その後、つまり26年以降でございますが、上田広域連合と関係する関係市町村が財政支
援を行っていくという計画でございますが、単純に考えますと、坂城町もかなり大きな財政
的支援、負担金を出していくということになるのではないのでしょうか。この点についてのご
説明、または見通しについて町長にお伺いいたします。

ハ. 周産期医療体制は

救急車で妊婦さんが産科をたらい回しされた結果、受け入れの病院がなかったという報道
が何度かクローズアップされました。日本の医師不足、特に産科の医師不足が問題になって
おります。

平成10年ころから複数の民間の医療機関が分娩の取り扱いを廃止し始めました。19年
末には長野病院の産婦人科医師の引き揚げ問題があり、また上田市産院の存続も危ぶまれ、
住民集会が何度も開かれたことがまだ記憶に新しいところでございます。

上田市産院は、昨年10月に新たな常勤医師が着任したとのことですが、建物の老朽化が
進み、長野病院との連携がとれるように病院の近く、または病棟内に新しい病院の建設の選
定が行われているようで、23年度末を目途に移転改築される計画がございました。

坂城町には産科・小児科がなく、周産期医療については上田地域または長野地域の医療圏
を頼るほかございません。特にこれまでは長野病院の機能低下によりリスクを伴う分娩、特
にハイリスク分娩を扱う病院が上田地域ではないといった状況でございました。本来ならば
長野病院は地域周産期医療センターとして比較的高度な周産期医療を担う役割があるのです
から、しっかりと機能回復をしていただく必要があると考えますが、今後この先日交わされ

ました協定によりまして、その使命が5年以内に果たされていくのか、この点について町長のご見解をお聞きいたします。1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 安島議員の質問に答えてまいります。

上小地域医療再生計画についてでございます。

お話にありましたように、国の地域医療再生臨時交付金等を受けまして、長野県では上田上小地域、そして上伊那地域が対象になったと。第2次医療圏をひとつのベースとするもので、私どもは長野の医療圏でございましたけれども、ボイス81の際、あるいはいろいろな機会に坂城も上田の第2次医療圏に列していただきたいということで、そのことについてはご理解いただき、今回は上小と坂城町ということで、この計画の対象になったわけでございます。

お話もありましたように、この医療保健の医療再生計画の方向というのは3つがあると。長野病院の機能回復ということで、輪番後方病院としての機能を強化する。ハイリスクの分娩の受け入れ、あるいは感染症等の対策、がん対策等を進めていく。

次には病診連携ということで、地元のいろいろな医師会等も連携をとりまして、初期の救急、2次救急体制を確立していくということと周産期医療の再構築。

そして3つ目が医師の確保ということで、長野病院の機能を高めるということでもあるわけでございます。

お話もございましたけれども、施策の柱といたしましては、緊急医療体制の確立ということで、緊急医療の整備がまず大事だということでございます。小児・成人初期救急の整備と平日の夜間の小児あるいは成人の救急体制を整える。あるいは歯科の救急も含めると。また2次救急医療の中で、救急医療のいろいろ実績を積みながら、そういうところに財政支援をしていくと。さらに輪番後方支援病院ということで、365日の受け入れ体制を長野病院に要請していくということが大きな1つの柱。

2つ目は連携による周産期医療の整備ということで、周産期医療提供の上田市産院の移築あるいは東御市民病院の助産所の建設等が含まれております。

そしてまた信州大学との連携による医師の確保という中で、いろいろと研修医、指導医等を確保していくということ。そしてまた、医学生あるいは助産婦、看護師の皆さんに就業資金を提供していくということ、こういった中で地域医療教育センターをつくると、この面がひとつ大きくかかわってくるわけでございます。

4つ目としては、地域医療の連携を確立するということで、地域医療ネットワークシステムの構築ということで、感染症対策あるいは診療機能の強化等、都合22億円余の経費で取り組むということでもあるわけでございます。

そうしたところのひとつの計画を進めていく上の研究教育に後押しをしようということが

今回の計画でもございます。県が設置する地域医療再生基金を活用いたしまして、その基金に基づいて期間を22年3月から26年の4月まで、その分については、そういった基金から提供できるということでもございます。

内容といたしましては、信大の病院あるいは長野病院によって設置されます地域医療教育センターに対して指導医と後期研修医を派遣していくんだと。それと長野病院は地域医療の実践を通じた研究ということで進めていくと。長野病院と上田広域連合、そして関係市町村で終了した後どうするんだということで支援を求められているということでもございます。

基金の中で6億円がこの4年間にということでもございますので、相当充実するなど。これはすべてのものの経費になるわけでもございますけれども、その後はいろいろと取捨選択していくと。上田市を中心に東御、長和、青木等がみんなで支援していこうと。その場合に上小の関係は上小広域圏ということで、その果実を使うということが出来るわけでもございますが、私どものところは長野広域ということで、どちらかという観光とかほかの面の使い方がありまして、それなりに負担しなければならないかなということもございまして、上田に対する第2次医療圏ということをお認めいただいて頑張ろうやということに相なったもので、そういった中で、より進めていきたいと。第2次医療圏として参加できるということは、坂城にとってそれなりの意義があるなど、こんな思いもいたします。

また、ちょっと振り返れば、昭和60年ごろから国立病院の合併があつて、上山田、上田の東信病院が1つになると、そうした中で高度医療をやるんだよということがお約束であったわけでもございますが、ようやく長野病院がそういった方向に来てくれたかなと。今まで上山田病院の問題、いろいろあつて、ここにひとつのけじめができたかなと、こんな思いもいたします。知事と一番ご熱心にいろいろあれしたのが信大の小池病院長、それと長野病院の院長等々、そして広域の皆さんが集まる中で、それにしてもいろいろな課題の中で、よく医療圏というものの中に後押しのかような事業ができたなということで、それぞれの皆さんは喜んだということと、もうひとつ、これからが大事だよと。大学が本気で長野病院を支えていくと。それに高度医療があると。周産期医療もあると。諸々のものの課題を順次進めていこうじゃないかと、こんなお話があつたということでもございます。いろいろこれから、より具体的な対応になりますけれども、町としても鋭意努力してまいりたいと思う次第でございます。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 周産期医療体制について申し上げます。

周産期医療とは出産前後の期間のことを指し、妊娠22週から出生後7日未満の時期の母体、胎児、新生児に生ずる突発的な事態に対応するための産科と新生児科等を統合した医療のことでもございます。

周産期医療体制の整備につきましては、今回の上小地域医療再生事業計画の中で上田市が

事業主体となり、上田市産院を長野病院の小児科、麻酔科等との連携を強化するため、隣接地へ移転新築して機能的集約を図り、体制面及び設備面での充実により周産期医療の安全性を向上させる計画が事業化されております。

長野病院におきましても、医師確保を含め地域医療教育センターの設置、運営事業計画において整備を図ってまいります。

また上田市産院は正常分娩等を担い、長野病院は比較的高度な周産期医療を担うなど、産科医療機関の機能分担と連携強化を進めてまいります。

上小地域医療再生事業計画の中で、具体的な目標は、地域内で正常分娩扱いの数の確保と安全な医療提供体制で赤ちゃんにやさしい病院づくりを掲げております。この上小地域医療再生事業計画の中には、広域連合で連携して取り組んでいく事業、上田市などが独自の事業としていくものがございますが、この事業を実施することにより、広域圏の市町村と連携し、坂城町を含め、いつでも安心して医療が受けられる環境であり、地域医療がより向上することを期待しているところでございます。

7番（安島さん） ただいま町長と課長に答弁をいただきました。

『信毎』には協定が交わされたということが大きく報道されました。具体的に信州大学より、どれくらいの研修医、指導医といえますか、お医者様が来られるのか、具体的に何人来られるのか、何科に配属されるのか、その辺までわかっているのでしょうか。もし具体的にわかりますようでしたら、お答えください。

また、特に『信毎』の報道では、この4月から麻酔科の先生が配属されるというふうになっておりましたけれども、それによって外科が充実するということの解釈でよろしいのでしょうか。その辺もしわかりましたらお答えください。

それと先ほど町長からは、財政的負担は、坂城町は第2次医療圏になるので少ないと。少ないことを見込んでいるという答弁でございましたけれども、それでよろしいのでしょうか。まずはその辺をお答えください。

町長（中沢君） 記者会見でも、なかなか何人と数は出なかったんですけども、一応信大の方からは10人の研修医と専門の医員が養成ということのを兼ねて計画していると。それと一番は麻酔のお医者さんでございますが、麻酔医については、今の体制のほかに信大から応援を出すということで、そういった10人のお医者さんの中というよりも別個に考えるようなお話でもあろうかなと。

そうしますと、いろいろな診療科目が増えまして、いつでも救急医療もできる、あるいは手術もできるということ、何よりも信大病院がバックアップするということがひとつの大きな特徴かなと、こんなふうに思っている次第でございます。期待していきたいと思っております。

先ほど申しあげました中には、この4年間に6億円で進めていくということでございます。しかし、その後のお話としては、打合せ会で、こういうお話なんですね。信大としては4年、5年でやったから、それで終わりだというようなわけには医学の立場から言えば言えませんよ。ということは、今の補助制度が続く場合もあるかもしれないし、そこで切られる場合もある。しかしながら、信大との医療についての支援体制は進めていかなければいけない。そういった面については、また行政、地方自治体もそれなりの支援を県とともにお願いしますと、こういうことでございまして、県にもこれからの要請の中では、そういった事態になった場合に県もそれなりの支援体制ということも考えられるかなど。具体的には、まず支援していく気持ちは十分ありますが、よろしくということにとどめてございます。

7番（安島さん） 具体的に約10人のお医者様が信州大学から長野病院の方に来られるということで、非常に頼もしいお話をお伺いしまして、これから長野病院が非常に充実していくのではないかと期待を大にするところでございます。

周産期医療についてお伺いしますが、妊婦健診が14回の助成、また出産育児一時金が拡充と、このところ少子化対策ということで非常に出産の周りにつきましたの支援が進んでおります。お産ができる施設ということなんでございますけれども、先ほども申しましたように、坂城町は産婦人科がございません。子どもをどこで産むかということが非常に不安材料でございますけれども、今、町では約130人ぐらいのお子さんが出産されているということでございますが、大体で結構ですので、町の出産の場所ですね、施設、病院、どこで生まれているかというのがわかりましたら、課長、お答えください。

福祉健康課長（中村さん） 坂城町の方の分娩医療機関でございますが、上田市内で約60%、長野市で30%、それからあと県内・県外の医療機関がおよそ10%ということでございます。

7番（安島さん） ただいま課長の答弁では、上田市で大体60%の方がお産をされているということでございますので、今お話ししています上田地域の、また上田市産院、また長野病院の周産期医療が充実するということは本当に私たち坂城町の住民にとって大歓迎でございますし、望ましいことでございます。ぜひこの再生計画を着実に実現していきますよう、理事者各位にお願いするとともに、私たちもしっかり応援していかなければいけないと感じております。

それでは2つ目の質問に入らせていただきます。

2. 健康増進事業について

イ、女性特有のがん検診について

この3月1日から8日は、厚生労働省が定める女性の健康週間にあたります。女性の健康に関する意識啓発を促す期間であります。21年度補正予算で、乳がん・子宮頸がん検診の

無料クーポン券の配布が実現いたしました。乳がん・子宮頸がんは早期発見が大切、しかし日本の検診受診率は20%程度と欧米の70%から80%に比べると非常に低い状況でございます。特に子宮頸がんは予防できる唯一のがんとされ、昨年10月に日本でもワクチンが承認されました。

さて、この3月末は21年度に配布されたクーポン券の有効期限となりますが、子宮頸がん464人、乳がん569人の対象者だと思っておりますが、この方たち、対象になられた方たちの何%がこのクーポン券を利用して検診を受けられたのか、まずはお聞きいたします。

ロ. 受診率を上げるための取り組みについて

長野県のがんによる死亡率は全国最低レベルにあり、健康長寿の大きな要因になっております。がんによる死者数は毎年6千人を超え、それでも全国同様、死因としてはトップとなっております。このがん対策は町民の保健医療上重要な課題でございます。

県は平成20年3月に策定した長野県がん対策推進計画を実効あるものにするためにアクションプランを21年12月に策定しております。これは平成24年度末までを取り組み期間として、がん医療、たばこ対策、がん検診の3分野について目標を定めております。また新たな取り組みといたしまして、22年1月から、この1月から長野県地域がん登録事業というのを始めております。坂城町においては、がん検診50%以上の受診率の目標に対して、この受診率向上のために、これまでたくさんのご努力をいただいておりますが、どのような状況なのかお伺いいたします。

また、20年から始まりました特定健診についても、20年度が42.8%の受診率と聞いております。約半分の方が受けておられるということは非常にすばらしい結果でございます。この受診勧奨の取り組み、非常に高く評価しております。では今年度、21年度はどうだったのでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

ハ. 新規事業について

今年度予算に組み入れられました健康増進のための新規事業、どんなものがございませうでしょうか。具体的に教えてください。

ニ. 「すこやか21」見直しについて

国民健康保険加入者1人当たりの医療費に地域格差が2007年度は1.6倍だったということが厚生省のまとめでわかりました。全国平均40万7千円に対し、最高の広島県は51万8千円、最低の沖縄県は33万円でした。高齢者が多いと医療費が高くなるため、厚生省は年齢構成の違いが影響しないよう補正した地域差指数というのを公表いたしました。医療費34位の長野県は、高齢者1人当たりの医療費は全国一低く、地域差指数は46位となります。

県の国保・医療福祉室のコメントでは、長野県は家族の同居率が高いことに加え、山村で

は通院が難しい。そのためにかかりつけ医が往診する習慣があり、高齢者が入院せずに済んでいる。また農業を中心に65歳以上の就業率が3人に1人と高いことも健康に寄与していると見ております。また保健師による生活指導が活発で、糖尿病など生活習慣病で入院する人の比率が全国平均を15%から20%、長野県は下回っております。それが医療費の低い要因とされております。

でも、この低い長野県の中で高いのが坂城町でございます。少し落ちついてまいりましたけれども、やはり医療費が高い坂城町は、長野、上田両地域の医療機関にかかりやすい環境にあるということが要因のひとつかもしれません。

さて、健康で心豊かに生活できるように、坂城町健康計画「すこやか坂城21」は、平成15年を初年度とし、22年度を目標年度として策定されました。今年22年度はその最終年度でございますので、これからいろいろなデータをもとに総括し、課題を見出し、具体的な目標、指標の設定、健康づくりの環境整備のために新しい計画を策定していく予定でございます。この1年をかけて策定していくわけでございますが、町民の健康状態の課題は何かあるのか。また、これからどこに重点を置いていく必要があるのか。策定されるにあたって、その予定をお聞かせいただきたいと思っております。

福祉健康課長（中村さん） 健康増進事業について、イの女性特有のがん検診について申し上げます。

女性特有のがん検診事業は、平成21年度国庫補助事業としてスタートした事業で、特定の年齢の女性に対し、無料クーポン券を発行し、子宮頸がん検診、または乳がん検診を無料で受診してもらい、検診受診率を高めるとともに、がん予防意識の向上を図ることを目的とした事業でございます。

町では子宮頸がん検診の対象者464人、乳がん検診の対象者569人に無料クーポン券を発行し、昨年10月からこの3月末までの半年間を検診期間として、受診者が希望する検診方法、集団検診または医療機関での受診ということでございますが、受診していただいております。

2月末現在の受診状況は、子宮頸がん検診が69人、乳がん検診が117人の受診であり、各々受診率は子宮頸がん検診が14.9%、乳がん検診が20.6%となっております。これは当初の見込みを下回る受診率でございます。

その要因として考えられることは、子宮頸がん検診は20歳から40歳の比較的若い世代が対象であり、検診への抵抗感やがん予防意識の希薄さ、また学生で不在、妊娠、出産、子育て世代等受診行動が起こりにくい世代であること、乳がん検診においては、マンモグラフィー検診のできる医療機関が少なく、遠くの医療機関へ出向かなければ受診できないこと、また、この事業は国の補正予算により急遽決定した事業であったため、検診受診期間が短時

間であったことなどが要因ではないかと考えております。

未受診者に対しましては、残り少ない日数ではございますが、有線放送や町のホームページを使って受診勧奨したいと考えております。この事業は平成22年度も継続されることから、来年度は受診期間の延長、受診勧奨の強化などを行い、受診率の向上に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に、受診率を上げるための取り組みについて申し上げます。

現在、町のがん検診は、胃、大腸、肺、前立腺、子宮、乳房を実施しております。これらの検診の平成21年度の受診者数は、胃331人、大腸951人、子宮607人で、ここ数年横ばいになっております。肺617人、乳房468人、前立腺335人は増加傾向となっております。また平成21年度の受診率は、胃16.2%、大腸32.2%、肺24.2%、前立腺27.5%、子宮23.3%、乳房19.5%となっております。平成19年度の県平均の受診率と比較すると、いずれの検診も県を上回ってはいるものの、決して高いとは言えない数字と認識しております。

また町実施の特定健康診査は、国民健康保険加入の40歳から74歳の方を対象に平成20年度から実施している事業でございます。今年度の受診者数は、2月末現在、集団健診で903人、個別健診、人間ドックで336人、合計1,239人の受診であり、受診率は39.8%となっております。今後もう少し増加すると考えられますので、最終的には昨年度の受診率42.8%とほぼ同じくらいになると思われませんが、目標の受診率45%には届かない状況でございます。

健診の受診率アップを図るために受診しやすい環境の整備として、健診の増加、休日健診や夜間健診の実施、個別健診の実施、健診料金の公費補助等を現在実施しているところでございます。また疾病を未然に防ぐという疾病予防意識の向上を図るために、あらゆる機会を通じて健診受診への啓発活動をきめ細かく実施しております。健診を受けていただき、生活習慣を改善することにより疾病を予防し、重症化を防ぐことが可能となり、将来的には医療費削減にもつながるものと考えております。

次に、新規事業について申し上げます。

近年、歯科保健の重要性が高まる中、歯科保健意識を高め、健康の増進を図ることを目的に、平成22年度新たに歯周疾患検診を予定しております。

この歯周疾患検診は健康増進法に基づき実施するもので、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方を対象に歯科医療機関に受診していただき、その検診費用の半分を公費補助するというものでございます。今後、地域の歯科医師の先生方と協議させていただき、ご協力を得る中で、より多くの方に受診していただけるよう検診の周知及び受診勧奨を推進してまいりたいと考えております。

生涯自分の歯でおいしく食べられるということは身体の健康のみならず心の健康にも大きな影響を与えるものでございます。成人で歯を失う最大の原因は歯周疾患と言われており、検診で歯周疾患を予防、早期治療していくことは中高年者の健康を守る重要なキーワードととられておるところでございます。

また妊婦健診につきましては、現在14回の公費負担による健診を実施しており、35歳以上の妊婦さんへは超音波検査の1回分を公費負担で実施しております。平成22年度は14回の健診内容をさらに充実させ、また年齢に関係なく全妊婦さんに4回の超音波検査を公費負担で実施していただく予定でございます。

すべての妊婦さんに安心・安全な出産をしていただくために、妊娠中に妊婦健診を受診していただき、健康状態を確認していただくことは必要不可欠なことでございます。妊婦健診に係る経済的支援を行うことは妊婦さんの健康を守るとともに少子化対策の一翼を担うものであり、重要であると考えているところでございます。

「すこやか21」見直しについて申し上げます。

平成15年3月、国の21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」及び長野県健康づくり計画「健康グレードアップながの21」を受けて、坂城町健康づくり計画「すこやか坂城21」を策定し、町民の健康づくりの指針としてまいりました。この中で男女の平均寿命が伸び、長寿社会となった21世紀に、町民一人一人が自分の健康は自分で守り、自分でつくるを基本理念に生活習慣の改善を図り、疾病を予防する第1次予防を進め、早期発見・早期治療を重点に心身ともに健康で安心して生活できることを目指したものでございます。この計画に基づき、町は健康診査、各種がん検診等を行い、健康づくりに努めてきたところでございます。計画策定以降、生活環境も改善され、医療面においても国の医療制度改革など大きく変化しており、時代に合った健康づくりを推進していくことが重要であると認識し、健康づくりに取り組んできたところでございます。

健康づくり計画では、特に「血管の健康を守る」を重点項目として保健予防事業を展開してまいりました。高血糖、高血圧、高脂血などが複数重なり、長時間続くことで糖尿病や心疾患、脳血管疾患、腎不全など重篤な健康障害を引き起し、生活への支障も大きいものとなります。高血糖や高血圧、高脂血などの値は検診を受けて初めてわかるものであり、また、この段階は改善可能な段階であることを踏まえて、検診の受診勧奨や受診後の保健栄養指導を強化してまいりました。引き続き、これらが原因で引き起こされる生活習慣病を予防していくことが重要な課題になると考えております。また糖尿病や高血圧症で治療中であるにもかかわらず、検査値の悪い方があります。治療中であるとはいえ、適切な受診や服薬等がなされているのか、今後は医療等の連携も課題であると考えております。また、がん予防も重要な課題ととらえておりますので、検診受診率の向上や受診しやすい環境づくりにも取り組

んでいきたいと思っておるところでございます。

これらを踏まえ、平成15年度を初年度として平成22年度を目標に進めてまいりました事業内容をひとつの区切りとして事業に対する進捗状況を検証し、今後の保健医療の向上を目指してまいりたいと考えております。

7番（安島さん） ご丁寧に答弁をいただきました。

がんの撲滅を目指す日本がん協会では、今年の2月に市町村に委託でがんの集団検診を実施している全国46都道府県支部にアンケート調査をしました。この子宮頸がん・乳がんの無料クーポン券を配布した効果がどれくらいあらわれているかという調査でございますが、2009年度の乳がん検診が2008年度から約12万人増えまして14.1%の増、子宮頸がんでは約8万7千人増えまして9%の増となっております。このように無料クーポン券の効果というのが数字でもあらわれています。

しかし、この事業におきましては、鳩山政権は、この予算を大幅に今年度は減額する予定で、無駄な事業を削るということについては賛成ですけれども、このように国民の健康を守る効果が上がる事業の予算を削るということには疑問を感じております。このように無料クーポン券配布事業ですとか、妊婦健診の助成事業というのは、恒久的な施策として位置づけていただきたいと国にも要望してまいりたいと思っております。

昨年は年度途中の10月からの配布ということで非常に検診率が伸び悩んでおりますので、今年度は4月からの実施でございますので、ぜひもう少し周知徹底をしていただきまして、健診の受診率が上がりますように取り組んでいただきたいと思っております。これは要望でございます。

さて、今年は健康づくり計画「すこやか21」のみならず男女共同参画計画「パートナーシップ21」そして坂城町第5次総合計画の策定の年でもございます。これからの坂城町の進む方向性を決める大きな計画でございます。まだ2～3年は景気の回復が見込めないのではないかという中、税収の落ち込みも避けられないわけで、そこをどのように坂城町としては乗り切っていくのか、厳しい時代にどんな事業を優先に進めていくのかということでございますが、この議場におられますベテランの職員の皆様も退職期をこの2～3年で迎えられ、次期の担い手の育成はどこまで進んでいるのかと課題が山積しております。人を育てる投資に、ぜひ重点を置いていただきたいというふうに提言いたしまして私の一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は午前10時から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後4時44分）

3月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|------------------------|----------|
| (1) 平成22年度の農林業の振興策について | 宮島祐夫 議員 |
| (2) 平成22年度予算編成についてほか | 林春江 議員 |
| (3) 町単補助工事についてほか | 塚田忠 議員 |
| (4) 人口減少への対応はほか | 円尾美津子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長(春日君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長(春日君) 最初に、9番 宮島祐夫君の質問を許します。

9番(宮島君) おはようございます。ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

第21回冬季オリンピック、バンクーバー大会が開催されたわけですが、今回は今まで見ないような名場面が非常に多かったわけであります。特にスピードスケート、長島選手、またフィギュアの浅田選手、スピードの団体女子追い抜き、茅野市出身の小平選手の競技における銀賞を手にすることができたことは日本中が熱戦の興奮に沸いたわけであります。私も1998年に長野オリンピックの抽選に当たりましてスケートの大会を見ることができたわけですが、その感動を思い出すことができました。また、ものづくり坂城からも未来のある子どもに夢と希望を持つことを大いに期待をするところでございます。

またさらに、チリの巨大大地震による津波の気象庁などの情報提供、避難勧告は、自治体の教訓として、今後、当町においての台風や集中豪雨等の防災活動、即時発動できる体制ができることを願うわけであります。

1. 平成22年度の農林業の振興策について

イ. 地域農業の再生対策は

地域農業の農業者の減少による農業生産力や農村集落の活力の低下、営農の継続、農村集落の維持が困難という状況にあるわけであります。加えて高齢化の進行、農業後継者や担い手の育成、農産物の価格低迷からして再生産確保は大変困難な現状であるわけであります。

このような現状からして、地域農業の生き残る将来の将来像をどう描くかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

ロ．農業支援策は

坂城らしさを発揮した農産物生産を目指し、マーケットに即した生産販売戦略への取り組みや農業支援を支える技術の開発、普及による産地間競争に打ち勝つ産地づくりを進めるための自治体唯一の農業支援センターの事業活動は、どのように進めたかについてもお伺いをさせていただきます。

次に、現下の農業の多様化による農地の利用促進を図る農地法が昨年12月に改正施行されているわけであります。その中で企業の参入条件が緩和され、今までの原則的に認められなかった一般企業への農地利用が賃借に限りできるようになったわけであります。また企業の農業進出は、耕地の崩壊地の解消、既存の小規模農家の衰退等の問題はありますが、地域立地する企業として農業参入と今回の農地法改正による農業生産法人に対する企業の出費比率のことも緩和されているわけであります。従って、企業の農業参入及び農業法人の推進をどう考えているかについてもお伺いをさせていただきます。

また、今回、鳩山政権の看板政策、いわゆるマニフェストによりますひとつの看板政策ではありますが、水田農業米生産調整減反が過去40年間にわたり水田農家は閉塞感を与えられていたわけであります。今回の戸別所得制度の対象となるのは水稲共済の加入者か販売実績のある農家で、政府が定める生産数量目標への参加が条件となっているわけであります。ここで農業を活性化し、競争力向上につながるのか、農家は有利になるのかについてお伺いをさせていただきます。以上で第1回目の質問を終わります。

議長（春日君） ハの質問はよろしいですか。

9番（宮島君） ちょっと落としましたが、ハ．林業活性化への対応は

林業生産活動が行うことにより生ずる国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、森林は将来にわたって適切かつ十分に発揮されるべきであります。県が平成20年度から実施された森林税活用による森林整備が図られたかについてもお伺いをさせていただきます。

また、林野化した農地山林の土地利用についてであります。

放棄地を山林に指定替えることにより補助金対象になるが、農地の林野化した山林は指定替えてどう考えているかについてもお伺いをさせていただきます。

また地域住民の環境面から大変問題になっている健康管理の影響からして、農薬散布を実施しない方向に対し、試行錯誤の代替策としてどう考えているかについてであります。

例えば、私は県下の情勢を見る中で、県下でも実施をされているようでありますが、いわゆる松枯れを引き起こす松くい虫対策について、いわゆるマツノザイセンチュウの毒性の弱

いタイプをアカマツに注入して抵抗力をつける方法があるわけですが、そんな方法があるかどうか。いわゆる予防接種をするわけですが、かわりとしてそんな方法もひとつのことで、いわゆる対策ではないかということで申し上げるわけではありますが、従いまして、松くい虫防除の空中散布と同等の効果が代替策はどう進めるかについてあわせてお伺いをさせていただきます。以上であります。

町長（中沢君） 宮島議員の質問にお答えいたします。

農林業の振興ということの中で、幅広いご質問があったわけでございます。

まず地域農業が置かれている状況でございますが、高齢化、担い手の不足、農業所得の減少など重い課題があるということを確認しているところでもございます。農業は農産物を生産するだけでなく、その生産活動を通して農地の保全、自然環境や美しい景観の形成など、私たちの暮らしや環境にとって欠かせない多面的な役割を持っていることはご承知のとおりでございます。

まず、産業としての農業を支える認定農業者等の皆さんには、専業農家として、より効率的というか、生産性の高い農産物の生産に取り組んでいただくことが大事だと、これが基本になるわけでございますが、国、県等のいろいろな施策、そして農協と連携する中で諸々と支援してまいりたいと考えております。また農業の多面性を踏まえまして、地域が地域の農家を支え合う仕組みづくり、これまた大切であると、こんなふうに思うわけでございます。

そのひとつとして、農産物直売施設の設置により、農業者への現金収入の場を設け、意欲的な農業に取り組んでもらう。また消費者には地元の農産物を新鮮かつ旬を味わうことができる、旬産旬消と申しまししょうか、そういった環境を整えるということ。そしてさらに生産者と消費者との交流の場ができるような、そんな施設、新たな賑わい、そして、それが内外に発信するような、そういった場を創出してまいりたいと考えています。

また、ねずみ大根のように極めてこれから将来性のあることではございますが、主に地域内の農産物を原料として、農産物加工の施設として味ロジックわくわくさかきがございます。あわせて町の農業振興公社なども加わって、町内で生産した農産物に付加価値を高めて販売することなど、生産から加工、販売まで町内で一貫して対応できるシステムづくりをすること、これまた大事でございます。常に主要生産物であるりんご、ぶどう、柿等のもとより、いろいろな新鮮な野菜を発掘し、そして商品化していく努力が常に大事だとも考えているところでございます。これらを通しまして生産者、最近では高齢者、女性の担う場が多いわけではございますが、常に生きがいとやる気が出せるような農業、そして担い手の育成、農業が町にとって大切である、今後の町の振興のために工業とともに大事な産業であることを肝に銘じましていろいろ進めてまいりたいと思っております。

ご質問が多岐にわたっておりますので、担当課長等に説明させるところでもございます。

以上です。

副町長（柳澤君） 私からは口の農業支援策について、特に農業支援センターの事業活動はどのように進められたかということについてお答えさせていただきます。

ご案内のように、農業支援センターは農業振興に携わる農業関係機関が一体となって、農業・農村の振興を推進するために国の指導により平成15年に設立されたものでございます。構成の主体は、農協、行政、農業関係団体ということで、地域にとっては事務局を農協に担っていただいているところもございますけれども、当地域は農協の管轄が千曲市と坂城町にわたることもありまして、それぞれの市町で事務局を担っているところでございます。

さて、当農業支援センターの事業活動についてでございますけれども、町が主軸になっているということもありまして、特産品の開発や販売支援を中心に活動が行われ、これまでねずみ大根振興協議会やお〜い原木会、あすの農業を語る会、味ロジックわくわくさかきといった団体を支援してきたところでございます。

そういう中ではございますけれども、特に農協と強く連携して進めている農繁期の農家への営農支援を目的に実施しておりますアグリサポート事業につきましては、サポーターの作業実績が上がっており、昨年度の実績では、21年度ですね、延べ321日ということで農家から一定の評価を受けており、成果が上がったものと考えているところでございます。

しかし、全般的に農業支援センターの役割を考える中で、町が事務局として行うには、事務的にも人員的にも今のままでは課題も多いなど、そんな感じも持っているところでございます。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは農業支援策についてから順次ご質問に答弁させていただきます。

まず企業の農業参入及び農業法人推進の考えはというご質問でございますけれども、近年の農産物の価格の低迷や生産者の高齢化の進展等による担い手不足など、農業を取り巻く環境を考えますと、農業への企業参入は十分考えていかなければならないというふうに考えてございます。

加えて議員さんも言われましたように、昨年12月に農地法が改正施行されまして、一定の条件を満たす農業生産法人以外の法人にも貸借に限って農地の権利取得が認められるようになりました。

これは農地の貸借を促進し、農地の効率的な利用を図っていこうということで、この貸借の条件といたしまして、農地を適正に利用していない場合には貸借を解除する旨の条件を契約書に付記すること。

あるいは地域農業者との話し合いや農道、水路など共同利用施設の取り決めを守るなどして、地域におけるほかの農業者との適切な役割分担をすること。

3つ目として、長期的な安定的な農業経営の継続を可能とする機会や労働力を確保するなど努める。

さらに4番目として、法人の業務執行役員のうち1人以上が耕作等の事業に常時従事すること、これらが求められているわけでございます。

また最初からあまり言いたくはないんですけども、権利取得者が農業から撤退する等によりまして農地を明け渡すことになった際の対応も必要になるかと存じます。

本町におきましては、今後制度の啓発を進め、農業参入の希望がある法人等については、農地の立地条件や面積規模などを勘案し、周辺農業者への影響を調査する等、申請の内容も十分精査させていただきますけれども、法人にも農地の利活用を進めていただければと考えているところでございます。

次に農業支援策についてお答えいたします。

農家の戸別所得補償の事業内容は農家に有利なのかというご質問でございますが、今年4月から実施予定の戸別所得補償モデル対策事業は、昨年まで実施をしておりました水田転作助成事業とは抜本的に異なる制度となっております。

対比しますと、従来の制度は転作を実施した水田に対する助成であったのに対し、新制度は従来同様の制度に加えて農家が米の生産にかかった費用に対して助成するものとなっております。

具体的には、需要調整への参加、減反でございますけれども、前提に生産費を下回る販売収入を補うため、10a当たり1万5千円を交付する米戸別所得補償制度と従来と同様に水田を利用した麦や大豆、野菜など転作物に助成する水田利活用自給力向上事業の2本柱の制度ということでございます。

農家に有利かという部分につきましては、制度が異なるために一概に比較はできませんけれども、明確に異なる点は、数量目標面積が10a未満の農家については生産にかかった費用に対して助成する米戸別所得補償モデル事業の助成対象とはならない、10a未満の農家についてはならないということでございます。しかし、現時点では麦や大豆、野菜を作付けた場合にあつては、JAなどへ出荷を条件として10a当たり、麦は3万6,800円、大豆が3万5千円、アスパラが1万7千円等の助成が見込まれております。

現在、当町での米の戸別所得補償制度の対象者は、全水稲作付農家1,280戸に対して554戸となっております。それ以外の農家にあつては転作した作物に対して助成する水田利活用自給力向上事業のみの対象となります。

今後この制度の実施に伴い、数字の上では米農家の40%が戸別所得補償制度の対象になるわけございまして、メリットになるように取り組んでいくことが大切であると考えているところでございます。

次に、ハの林業活性化への対応はということで、まず森林税活用によって森林整備が図られたのかというご質問でございますが、今回、長野県において長野県森林づくり県民税が導入されたことによりまして、森林整備を推進するにあたり森林税を財源とした補助事業が新たに創設をされました。

具体的な使途につきましては、里山を中心とした森林整備の推進、市町村の森林づくり関連事業への支援、県民理解の促進の3点に配分されることとされております。

この2番目の市町村の森林づくり関連事業への支援ということにおいて、当町におきましても平成20年度から森林税を財源とした森林づくり推進支援金事業に取り組んでおります。

この事業では、町内の森林整備を推進していくため、間伐等補助事業における森林所有者等への負担軽減を図り、1ha当たり3万円を上限とした森林造成事業における嵩上げ補助の新設をしたところであります。この事業を利用しまして、平成20年度につきましては、町内20haの森林整備を行い、平成21年度につきましては、3月現在の見込みで約30haの森林整備を実施しております。

また間伐等補助事業以外につきましても、町内の里山の獣害対策、森林資源の有効活用を目的としまして、森林造成事業等補助事業で対象にならない森林の藪払いやきのこの原木搬出等の助成、区有林等の松林の整備につきまして、資材等を提供して森林整備の推進を図っております。また町民参加による森林づくりの推進を図るため、町内小学校への森林教育環境整備の助成を行っております。

坂城町における森林整備につきましては、町有林や区有林、南条生産森林組合所有林など、比較的奥山の整備が先行してございましたが、今回の森林税を活用しました補助金の嵩上げ制度を利用しまして、集落周辺の個人有林の整備が少しずつ進んでおります。

いずれにいたしましても、森林税を活用することにより平成22年度につきましても、県や森林組合と連携し、森林所有者の皆様のご理解をいただきながら森林整備のさらなる拡大を図ってまいります。

次に、林野化した農地の山林への指定外についての考えはというご質問でございますが、県下において各市町村が実施いたしました耕作放棄地全体調査において、山林原野化した耕作放棄地が見受けられ、このことに対する検討が進められてまいりました。

県では、耕作放棄地が長年続いて実質的に林野化している農地を森林法に基づく山林に指定替えをする方向づけをするということでもあります。これは耕作地として復元を目指すよりも、その土地の実態にあわせて森林として整備する方が現実的との判断によるものでございます。2010年度から5年間で耕作放棄地の実態を調査しつつ、山林として扱う方が適当と判断した農地を順次切り換えていく計画でございます。

来年度からの調査では、このうち農業振興を図る農用地区域以外の農地を対象に耕作放棄

地に生えている樹種や樹齢を調べ、建築や家具用材として活用できるかなど検討していく方針でございます。県林務部では、林野化した農地を指定替えて森林資源として活用するほか、整備を進め、野生鳥獣による農林業被害を抑える効果を期待しているところであります。また農政部では林野化していない耕作放棄地に支援策を集中させて耕作地として復元し、農業生産力の底上げを図るとしております。

現在、土地利用につきましては、農地は農地法、農振法、山林は森林法で定めているため、林野化した農地はそのままで営農活動ができず、森林を整備しようにも補助対象外になっているのが実情であります。林野化している放棄地を山林に指定すれば民有林の森林整備の方針を定める地域森林計画の対象とでき、林業事業者等が補助金を活用して間伐や除伐に取り組めるようにもなります。今後、県の計画の説明会が開催されると思いますけれども、計画の内容を理解して他市町村の動向を踏まえつつ、事業に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、松くい虫防除対策につきましては、平成21年度は空中散布を凍結させていただき、伐倒駆除を中心に進めてまいりました。空中散布にかわる防除対策の検討につきましては、平成21年度に同様に空中散布を中止しました上田市を初め青木村、東信森林管理署などとともに検討チームを設立する方向で準備を進めておりまして、この中で松林を健全化して松くい虫被害を予防する方策を中心に、上田市の市有林において試験施工を実施し、その後の経過を観察しながら検討を進めていく予定でございます。

また町内においても、上平地区におきまして区有林活性化委員会が設置され、松茸山の再生が中心課題ではございますが、松林の健全化という項目の中で県の指導もいただきながら、間伐や樹種転換など松くい虫対策について検討をいただいていることでございます。費用対効果を考えますと、現在のところ空中散布にかわる対策が確立されたとは言えませんが、引き続き検討を進めていきたいと考えております。以上であります。

9番（宮島君） ただいま、いわゆる地域の農業の再生産、あるいは支援、またさらに林業活性化の対応について、各々町長さん、副町長、そしてまた担当課長からいろいろご説明があったわけですが、ここでお答えをいただいたことを含めて第2次質問をさせていただきたいと思っております。

最初に、町長にご指名をさせていただくわけですが、いわゆる先ほども町長から現状からしての生き残る将来像をどう描くかということについてお話があったわけですが、ご案内のように近年の農家の現状は、いわゆる構造的な昔の専業農家の多かった時期と非常に集落の状況が変わっているわけでありまして。従って、力は農家数の減少以上に現状は農業は低迷しているという状況であるわけでありまして、そういった農業をめぐる情勢からして、農家の、いわゆる効果的な地道な努力を支えるのは、私は行政以外にはないと、こう思っているわけ

でありまして、そういった立場から町長にお聞きするわけですが、ただいま私が申し上げるまでもなく、そもそも農業の担い手育成支援は、農業の専従者は今や60%前後の方が65歳という高齢の方が担っているわけでありまして、それも女性が多いという状況であり、従って、小規模農家にあってはかなり厳しい状況があるわけでありまして。

私は、そこで企業参入あるいは法人等を進めることによって、多少の既存農家の衰退は懸念する向きは非常にありますが、そういった根強い農家の状況がある中で、我が坂城の産地として生き残る地域農産物の地域自治体のいわゆるブランド化をどう進めていくか。それらは、やはり生き残る地域農産物を今後進めていくには、企業の農業参入あるいは法人というものが私は、ある程度必要ではないかと。そういったことはものづくりを目指す町の目標として、農業、工業、商業が連携した施策をどのように町長は考えているかについて、まず最初にお伺いをさせていただきます。

町長（中沢君） 法人、企業等が農業に参入するということは、全国的に多く見られるところでございます。先日も東京の町村会の研修会で菅原文太さんの実績報告があったわけでございます。作家、いろいろな立場でありながらも、山梨県、あるいは東北の方へすばらしい農地を得て、そこで地域の皆さんと地域の振興と相まって進めているということで、いろいろ実情が報告されたわけでございます。そういうことも大事だし、また商品をより定期的に、よりよいものを提供するという事になれば、企業が消費者との直結の中でもそういうことが考えられるなど、こんな思いがいたしているところでございます。

一方、坂城町の現状等を見ると、極めて荒廃地も多くはなっておりますけれども、法人がさてやるぞというときには面積的に極めて狭く、利用的な面が大変だなと、こんな思いもございまして。生産物そのものについて、例えばイトーヨーカドーがぶどうをいろいろ買い取ってくれるとか、あるいはこれからひとつのねずみ大根等がどのように展開するかと、企業のニーズ、消費者のニーズと相まって進めるという仕組みづくりは大事だけれども、なかなか難しい問題だなと。

先日も町内の食品をいろいろ製造している皆さんにお会いして、そのようなお話を持ったときに「坂城では、野菜的な生産的な条件というのは厳しくてな」と、雨量が少ないという面もございまいしょうが、そんなお話もあったんですが、私とすれば、そういった生産向上の中においても、その一部は坂城で生産される仕組みというようなことも、またひとつ考えていく必要があるかなと。全体的に企業と、あるいは法人とともに、この部分をというひとつの村をつくるということではなくて、ひとつの核の中でいろいろと法人あるいは製造業の皆さんとも対応していくことが求められているかなと、こんな思いがいたします。そういう面からは、いろいろ将来について模索していく必要があると。

農業経営につきましては、まず荒廃地そのものをどのように解消していくか、今、農業委

員会でもいろいろ検討を重ねておりますが、そういう皆さんと、また農協とも連絡をとりながらともに進めていく重要な課題だと認識しております。以上でございます。

9番（宮島君） 内容については理解をしているところでありますが、実は、ご承知のように最近、先ほども申し上げましたが、いわゆる65歳以上の従事者であり、女性が多いという中で、大変今の土地の問題も出ておりますけれども、特に農業法人等の中で、いわゆる地域のブランド化はどう進めていくかの中に大変成功している事例を私見ているわけですが、例えばD社なりB社なりやっております。それもまた農協との販売体制の中にD社等は物を出荷し、また地域の講習所の拠点として進めている会社もあるわけでありまして。

従って、そういう状況の中では、どうしてもそういうことをしていかないと、例えば、言い方は失礼でありますけれども、村上のバラ団地あるいは南北日名のりんごの産地もいつかのように、乏しくなるという言い方は悪いですが、順々に年齢が高齢化になってくるわけですが、ついこのごろ、私もそういう立場に立ちましたある人が「おい、りんごをまさに18、20kgのコンテナで3段積みはだめだよ。2段でつめて持っていかなければ出荷ができないよ」というのが実態なんですよね、この地域の農業は。そういうためにも、先ほど申し上げておりますけれども、既存農家との、抵抗はあるが、先ほど申し上げた、いわゆる町の役割として、ぜひひとつ、先ほども会社の事例をいただいたわけですが、進めていただきたいことをお願いするわけでありまして。以上であります。

そこで次に副町長さんにご質問させていただきますが、坂城町の農業支援センターの、いわゆる事業内容でございます。

大変失礼な言い方をする面もあろうかと思いますが、実は私、昨年の運営委員会の資料を今日、手元に持ってまいりました。その内容を見てまいりますと、先ほども説明ありました、町内の、いわゆる農協、農業委員会を中心として、いろいろ団体が参加をしているということで事業を進めているご苦労はわかるわけでありまして。そこであえて副町長に申し上げたいのは、今の副会長が、農業委員長が会長で、副会長が副町長ということで、あえて質問をしているわけですが、昨年の資料、20年度の資料に7月13日に総会をやっているわけですが、農家の営農の、いわゆる来年度の方針はもう年内に決めているわけだ。どうしようか、来年は。それは7月にやっていいかどうかという問題もひとつある。それはいろいろな問題が、後ほど申し上げますけれども、特に私は決算書を見せていただいたわけですが、誘致の、いわゆるそういう指導機関で、昨年の実績は103万5,860円、収入金額が。支出が37万8,690円、何と差し引き65万7,170円を次年度に、今年に繰り越しているわけだ。一体金を使わないで事業を推進したか、あるいは必要でなかったといういろいろな面はあろうかと思いますが、今の、例えば国もいろいろ仕分け等でそういう分析をしているわけですが、私は町自体の、いわゆる主体的になっている決算書なんかを

見る中で、これで果たしていいかどうか。これに私は問題が幾つもあると思うんですが、ひとつは、そういう、いわゆる組織段階の組織の見直しをしたかどうか。また今後、来年度に向かってするのかどうか。あるいは事業内容についても検討を加えるとかについて、特に組織内容についての見直し等はどのようなふうを考えているかについてもお伺いをさせていただきます。

副町長（柳澤君） ただいま農業支援センター等のことにつきまして、いろいろ総会の時期あるいは収支問題等いろいろご指摘をいただいたわけでございます。

特に来年度に向けて組織等どのようなふうにしていくかというようなことでございますけれども、特に今、農業におきましては、担い手対策とか遊休荒廃地対策というようなことが非常に重要な課題になっているわけでございます。そういったものも踏まえまして、22年度について農業支援センターの組織というものについても見直していかなければいけないと、そういったことを今、考えているわけでございます。

具体的に申しますと、これまでの部会等いろいろ見直しをさせていただきまして、新たに担い手育成対策を進めます担い手育成総合支援部会というのがひとつ新しく、そしてまた、遊休荒廃地対策を進める耕作放棄地対策部会というものも、これも新たにつくると、この2つを新設するわけでございます。そして、これらのほかに幹事会を兼ねまして各部会の調整等を行う総合企画部会、そしてさらに特産物の開発部会というのがございましたけれども、これもあわせまして営農推進部会というものをひとつつくと。そういうことで担い手育成総合支援部会、それから耕作放棄地対策部会、総合企画部会、営農推進部会と、こういう4つの専門部会を組織したいと。そして、それぞれの各部には専門的な立場にある人たちを選任しまして、これまでの課題等を組み込んだ活動ができるようにということで、22年度スタートしていきたいと、そのように考えているところでございます。以上です。

9番（宮島君） 副町長から組織の見直しをするという、私の願いの話のお答えをいただいたわけですが、本当にありがとうございます。まさに遅い感はありますけれども、先ほどもちょっと申し上げていますが、やはりそういった地道な事業推進は行政の役割は非常にあるわけでありますので、ただいま昨年の決算書を見る中では非常にもりだくさんのものの事業が載っているわけですが、この内容ひとつひとつはお聞きしませんけれども、次年度に向けては、ぜひ今までのことのないように、組織の、いわゆる進め方を見直したということでございますので、ぜひひとつ農家の期待に報いるようなことをしていただきたいことをお願いするわけであります。以上であります。

さて次に、松くい虫の防除対策について、いわゆる空中防除をやめるという方向に進んでいるわけであります。決して私は隣接のどこの市町村はどうだということは聞くつもりはさらさらございません。我が地域の森林をどう守るかということが私の基本の願いでございます。

すので、この地域のことだけについて私は申し上げるつもりでございますので、そんなふうにお聞き取りをいただいております。これは町長と担当課長に各々申し上げますから、内容を分けて最初に町長と副町長で分担をしてお答えをいただきたいと、こういうふうな思っております。

ことさら今ここで申し上げることもないと思っておりますが、質問に入る前に時間も少々ございますので、若干そんなことを触れさせていただき、内容に入らせていただきたいと思っております。いわゆる松くい虫のマツノマダラカミキリについての内容について、ちょっと、専門的になるか、申し上げますわけですが、松くい虫の生態は、松くい虫という名前の虫ではないということが基本であるわけでありまして、それは、いわゆる松枯れる被害をもたらす虫は松くい虫の伝染病であるわけでありまして、松くい虫が被害を与える。それは伝染病、菌をそこへ持って行くということになるわけでありまして、科学的には松材の線虫病であるわけでありまして、いわゆる松くい虫がそれを腹の中にしょって持って移動しているというのが松くい虫の生態の本体であります。ですから、この病気を起こす犯人はマツノザイセンチュウという体長1mm程度に満たない小さい線虫をしょって活動するという伝染病の菌を持っているわけでありまして、この線虫は自分で別の木に移動ができないという小さなものでございまして、今、我が世の中にもそんなことを言われるわけでありまして、いわゆる犯人は、マツノマダラカミキリは、いわゆる運び屋なんですよ。運び屋じゃない。運び屋という仕事の分担を受けて、いわゆる松くい虫が成虫になったものが松へ運んで行って、それが被害を起こすと、こういう松の、いわゆる松枯れの状況で被害をさせているわけでありまして、従って、マツノマダラカミキリ、いわゆる線虫をどう退治することが、一番いいのは、先ほど言う空中防除で接触することが一番いいわけ。それにかわるものは、先ほど私が申し上げました松の、いわゆるザイセンチュウの毒性の弱いタイプでアカマツにインフルエンザと同じような、いわゆる抵抗力をつけさせるために予防注射を各木に注射をして、いわゆる抵抗力をつけるということが、今いろいろな学説の中では、私も若干そんな経験もあるんですが、そんなことで防除というものは非常にその方向を目指すことは難しいわけでありまして、従って、いわゆる伐倒駆除ということは大変切っただけでやることは結構なんです。全部切らなければ、まだ松、いわゆるマダラカミキリが残っていれば大変その力がありまして、1つ残っていれば15倍からの虫が増えていくわけだ。だから、例えば100本あって90本切れば、まだ10本残っているから、10本の被害だから、まだまだ、しかもその距離感、被害というものは約1kmないし2kmという山の急傾斜地で風のあるところですから移動性が非常に強いわけでありまして、従って、いわゆる伐採だけは完全にしさえすれば防除にはなります。なりますが、残っていれば、それは、ただ繰り返しだと。今期予算で2,100何十万円出ておまして伐倒するわけでありまして、おおよそ、お聞きするところによると1千本から1,500本の松を伐採をします。大変金額か

らいくと1本当たりの単価は高いわけであります。私は、それよりも、やはりただいま申し上げたような、そういう線虫防除、マダラカミキリをどうして防除するか、あるいは松に抵抗力をつけて、それを防除するのかということがひとつの課題だと私は思うわけですが、特に線虫は、いわゆるマダラカミキリには数量からいくと1万5千個から多いものは20万個ぐらいの個体を持っているというふうに言われているんですが、非常に繁殖力が強い、被害が強いことでありますので、当地にもそういう被害を受けているというのが実態であるわけであります。しかし、その生態はどうかというと、いわゆる線虫は外来種で病原体に対する天敵はいないという非常に難しい面があるわけだ。従って、彼らがそんなに1mmぐらいの小さい、いわゆる線虫が活動が十分なされる状況にあるわけでございますので、そういった意味を含めての、いわゆる担当課長にどういう対策で進めていくか、伐倒を将来とも進めていけば、しまいには坂城からはアカマツのものはなくなってしまう、これは増えるばかりですよ。その中には大気汚染とか、いわゆる温暖化というような状況の中で、最近いろいろな虫の生態が変わってきていることは事実であります。そういった中で坂城町のような厳しい山をかかえる松くい虫防除は非常に大変困難な状況であるわけであります。ただ、そこにひとつ松くい虫の特性からいって、長野県なり我が町のように標高の高い低涼な状況の中では、今マダラカミキリは南方系の幼虫でございまして、非常に生存しやすすくないという条件下にはあるわけです。従って、それをどうするかということは、それらをかまえながら私はこれから進めていかなければいけないのではないかとということで、証徴という使命もあるわけでございます。そういった中で、いわゆる考え方をどうするかということの中で、埼玉大学の産学の協定もございましたが、やはりそういったところに2千万円からの伐倒するよりも、やはりこの際そういう信州大学、長野大学、いろいろな大学がありますが、いわゆるテクノセンターを中核として進めたらどうかということをお聞きをしていきたいと。町だけ、あるいは県の指導だけでは、先ほど言う坂城町の森林を守るといことは坂城らしさを持っていくことが私は、先ほどちょっと申し上げた隣接との連携は私は必要ないということをお聞きを申し上げたくて質問しているわけですが。以上であります。

町長（中沢君） 松くい虫については、本当にここ10年来大きな課題ということで、国、県を上げていろいろ伐倒駆除を初め諸々の手当をしているところでもございます。先ほどいろいろ松くい虫についてうんちくなお話も聞いたんですけども、要は松くい虫というそのものについては、坂城町のような森林の多いところは本当に真摯に取り組むべき課題であり、この自然を守るという観点からも大事なことだと理解しておりますが、広域的な課題であることもご承知おきいただきたいと。千曲市あるいは上田市との連携という中で全体的に進めるという中では、空中防除というものもひとつの手立てであることも十分承知しております。国、県の補助金の中で、こういった薬品を使えば、それなりの心配はないよと、効果がある

よというような向きのお話もありますけれども、一方、諸々な考え方も出ているわけでございます。

町といたしましては、上田市、青木村等との連携の中で、今いろいろとそういった次なる手段も検討しているわけでもございます。とりあえず伐倒していくということ、あるいは線虫防除をしていく、予防をしていくということ等を取り入れながら最善を尽くしていくことが大事かなと。

そしてまた、昨年来、松くい虫の空中防除はそれでもちょっとここで一時停止して、そして様子を見るじゃないかということそのものでは3年ぐらいたたないと、その効果というのが全体的なものは見えてまいりませんので、これは長いこれからの大きな課題でもございますので、現在できるところから、できる方法をいろいろ工夫しながら鋭意努力してまいりたいと、こんなふうにと考えるとござります。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） ご答弁申し上げます。

先ほど町長と分担してということでもございましたが、大半、町長が今お答え申し上げまして、いずれにしてもマツノザイセンチュウの関係で誘導抵抗性林分造成事業というようなことで、県が主体となって今、その効果を検証しているというお話でもございまして、今のところ1年程度の抵抗性というのはあるんじゃないかということですが、やはり年数たってきたときの検証というのがまだ遅れているというふうにも聞き及んでいるところであります。

今言いましたように、議員さんも言われましたように、このマツノザイセンチュウのこれらの関係については、今までは標高800mまでというふうには言われていたんですけども、温暖化等の関係で、そこら辺が下がってきているんじゃないかという懸念もござります。私ども先ほどのご質問の中でも申し上げましたけれども、上田市等と検討会もやっている中で、今いろいろな。すみません、以上ということではありますが、上田と研究する中で根元に炭を入れてみたり、いろいろな抽出した液をかけたというふうな、そんな取り組みもしているんですけども、なかなか現状の中では結論まで至っていないということでもございまして、町内だけのご心配ということでもございましたけれども、町長からも申し上げましたが、引き続き検討を踏まえて効果的なものがあるのかどうか、検討等をさせていただきながら取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

9番（宮島君） それぞれ町長、課長の方からお答えがあったわけですが、町長からは隣接のことも視野に入れることもひとつだよと、地域だけではだめだと。そういうことで効果も3年ぐらい待って、なお時間をいただきたいということであれば私も、1年に2千本ずつ切っても3年で6千本ですよ。それぐらいは少々我慢できるが、万という数字には、これは我慢できないのではないかと、地域が許さないと思うんですよ。それは今、空中防除を視野に入れ

たというようなニュアンスの話がありましたので、ぜひそういう方向でお願いをしたいと。

できれば加えて町長には、そういったテクノセンターを中心とした産学の協定の中での研究もひとつの課題だという返事もいただきたかったんですが、要望として申し上げておきますが、ぜひひとつ実行に移せるように町長にお願いをしたいと、こういうわけであります。

またさらに課長からは、それに準じたお話がございました。ぜひひとつその防除体制については、いろいろそういった産学協定の、いわゆる中核となる研究機関の立ち上げを含める中で、県あるいは県には非常にエキスパートの有志もおいでになると思いますが、そこらと緊密な連携をとる中で、町長の言っている3年目標で空中防除にかわるべく、いわゆる同等の効果のある、いわゆる代替策をぜひ確立させていただくことをお願い申し上げて以上で質問を終わります。

最後に申し上げたいことは、いわゆる坂城町の、いわゆる多様化する構造の中で町はどう進めるかということについて、私なりに3点ほどにまとめてきておりましたので、そこらをぜひ実行に移していただきたいことを申し上げたいと思います。

1つは、いわゆる自律を目指す可能なまちづくり、これをどう進めていくかということが大変重要なことでありまして、今朝ほど新聞を見ますと、隣の市からはそういう市会の一般質問があると、坂城も入れた合併はどうかという話も出ているような状況でもあります。私は自律を選んだ以上は、これはぜひひとつ可能なまちづくりを今後とも進めていただきたいということが私の希望の第1点であります。

それから第2点は、いわゆる少子高齢化をどう乗り切るか、いわゆる人口対策。いろいろ昨日も高齢者医療、あるいは子ども手当等ありましたが、それをどうするかということであります。

それから3番目には、いわゆる地域の潜在力を生かした産業振興、これが私は大変、町長もいつも言っております、この潜在力は大変だと、大事だということを言っていますので、ぜひひとつ、そういうものに関して産業振興と、さらに最後には、いわゆる行政は公債費の削減をしなければいけない。将来にわたってそれを孫に残すということのないような公債費削減をしていただきたい。この4点を申し上げまして私の一般質問を終わらせていただきます。以上であります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時01分～再開 午前11時12分）

議長（春日君） 再開いたします。

8番 林春江さんの質問を許します。

8番（林さん） ただいまから一般質問を行います。

1. 平成22年度予算編成について

平成20年10月以降、急激な景気の落ち込みが今日まで続いているという大変な状況がありますが、この影響により、税収は全国的に大幅な減額となっております。

坂城町は、法人町民税が前年度比31.9%を筆頭に、町予算の柱である町税全体で11.2%、2億8,700万円の大幅な減で、約22億7,600万円が見込まれている中で、平成22年度一般会計当初予算は、前年度対比9.8%減の総額で54億6,300万円が組まれております。この厳しい財政状況でありながら、借金である町債は3億3千万円、基金からの取り崩しも4億4,800万円と、いずれも前年度に比べると約半額に抑えられての予算編成であります。

この要因としては、地方交付税が97.3%増の7億3千万円が見込まれることとあわせ、まちづくり交付金事業が終了したことによる投資的経費の大幅な減額によるところであります。いずれにせよ、税収が厳しい中で借入金などを少なくしたことは財政の健全化に好ましいことと考えるところであります。

景気後退の長期化による税収減、それに伴う厳しい財政運営について、政界では2013年ごろまでは、この状況が続くものと見込んでおります。財政の原則であります「入りを量って出づるを制す」の言葉どおり、歳入の確保への配慮を望むとともに、歳出についても不要不急の事業や支出は極力抑え、より効率的で成果の得られる執行に努められることを強く求めるものであります。

イ. 行政コスト削減の取り組みは

まず、平成21年度における税収は大幅に減少するものと予想されておりますが、この予想を踏まえての予算執行において、人件費や需用費など行政コスト削減をどのように取り組まれたのか。主要な事業事例と、その成果等について具体的な説明を求めます。

また22年度予算では、それらを生かし、どのように予算編成に反映させたのか、あわせてお伺いいたします。

ロ. 未収金対策について

不況等による影響は、町税や国民健康保険税などの滞納にも影響が出るのではないかと心配いたすところであります。今回の急激な不況に遭遇後の平成21年度当初予算は、その影響を見込み、町民税は前年度比22.9%減の約10億円が計上されておりますが、一方、固定資産税については、評価替えなどにより0.8%増、約14億3,400万円となっております。一般的に固定資産税など財産に課せられる税につきましても、安定した税収源ということで、収税面では確実性が高いと見られておりますが、今回の不況の影響からか、空き家が増えている集合住宅などについては、財産があっても調定はされているものの、家賃収入が減少することで滞納につながる恐れもあるのではないかと思うところであります。これらも含め、平成21年度の収入未済額の見込みはどのようなものであるのか、まず答弁を求めるも

のであります。

町では収納率を高めるために全庁的な収納推進対策会議を立ち上げ、縦割行政の弊害を取り除く一方、県との連携による徴収事務の共同化など取り組まれておりますが、これらを通して収入未済額の減少にどのような成果につなげることができたのか。また今後において、どのように反映をさせていくのか、あわせてお伺いいたします。

ハ. 財政調整基金について

今回のような景気悪化による急激な税収減や予期せぬ災害などに備えて財政調整基金が積み立てられておりますが、税収が落ち込む一方、少子高齢化などにより社会保障費の支出が増えるという中で、これら収支の穴を埋めるため、基金の取り崩しは増大し、残金が底をつくとまで逼迫した財政運営を強いられている自治体が増加しているようであります。

坂城町の平成22年度予算案の説明によりますと、財政調整基金からの繰り入れは3億8,050万円で、21年度末の基金残高は約8億円になる見通しとのことであります。

ここ数年の決算年度末残高をみますと、平成18年度は14億3,200万円、19年度は13億5,800万円、20年度は13億600万円となっており、18年度以降減少が続いておりますが、平成18年から20年の前半までは国内景気は順調で、町の税収が伸びていたにもかかわらず、19年度から基金残高は下がっているという状況であります。また21年度は景気の低迷が続くことで税収の大幅減を予想し、基金残高は年度末で約8億円を見込んでいるということですが、このような流れの中で、当町の場合、適正な規模として財政調整基金の目標額はどのように考えているのか、お伺いいたします。以上で1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 林議員のご質問にお答えいたします。

予算関係でございます。

平成22年度の当初予算については、お話のように景気後退の長期化に伴い、大変厳しい財政状況ということでございまして、前年度対比マイナス9.8%、総額54億6,300万円といたしたところでございます。長引く景気の後退ということで、町内企業への影響は深刻でございます。

法人町民税は21年度以上の減少が見込まれ、個人所得の低下による個人町民税の減少が見込まれるということから、新しい歳入の確保と人件費支出の抑制、あるいは事務事業の見直しによって支出の削減を図るなど、歳出の抑制に取り組んだところでもございます。

歳入の確保につきましては、22年度は安心こども基金事業補助金2,800万円が確保できまして、地域の公園に設置されております遊具などの整備や児童の遊び場環境改善事業などに新たにに取り組むことができると。そしてまた、ごみ減量化の意識の高揚を図るために、町内の減量化が進まなければ新たな長野広域の処理施設について大きな問題が生ずるという

懸念もございまして、22年度から家庭系の一般廃棄物の手数料も設定させていただき、準備も急いでいるところでもございます。納付いただいた手数料は、ごみ処理制度の拡充や減量化推進政策の中で有効に生かしてまいりたいと考えております。

歳出の削減でございますが、まず人件費の抑制といたしまして、国家公務員の人事院勧告を受け、当町におきましては、景気後退の企業としてマイナスの給与改定をし、そしてまた、期末手当の支給についても、長野県内では最も抑制したということで、職員の協力も求めたところでもございます。

職員数でございますが、22年度も退職職員の欠員補充を不補充にするという面もございまして、21年に比べまして6人分ぐらい削減し、人件費として3,600万円ぐらいの減を見込んでおります。

22年度のソフト事業でございますが、こういったときには特にソフトを重視していきたいということで、いろいろ事業分野の見直し、あるいは財源の繰り出し等に工夫を凝らしたところでもございます。民生の面では、社会福祉協議会の委託事業、敬老祝金、あるいは保育園の臨時職員の雇用体制等も見直さざるを得ず、また子どもの福祉医療費は町の単独事業として、入院については中学卒業まで拡大したということでもございます。

また、こういった中で産業の振興も大事でございますし、将来を見通した産業政策も大事でございます。テクノセンターの補助事業などのいろいろと見直しを図る中で、新たに将来の若手技術者の育成や熟練の技能者の表彰、さらには子どもころからのものづくり体験ということを踏まえて新たに坂城WAZAパワーアップ事業等も取り入れたところでもございます。

行政のスリム化を図るという観点で、数年来検討しておりました学校給食業務でございますが、これは新たに子どもたちに、よりよい安全で、また食の大切さを啓発しようといういろいろな多岐な目的を加えまして食育・給食センターも建設し、これから皆さんと知恵を出し合いながら有効に運営していきたいと、こんなふうにする次第でもございます。

各事業の見直しを行いながら、歳出の抑制ということに主眼を置きながら、限られた予算で、どう使うかということに意を用いた予算編成だったと自負しております。以上でございます。

総務課長（宮下君） 初めに、伊の行政コスト削減の取り組みはについてお答えをいたします。

町では、坂城町行財政改革自律のまちづくりへの道しるべ、集中改革プランにより行政コストの縮減と住民サービスの向上を図ってまいりました。

平成21年度の主な取り組み事例といたしまして、ただいま町長が申しましたように、職員の削減がございまして。平成21年4月時点では141名でありましたが、退職者の不補充によりまして、22年4月には135名の予定で6名の減となります。給与月額合計だけで

の比較では、約3千万円の削減となります。職員1人当たりの負担は増えるわけですが、事務の効率化や仕事の配分の見直しなどにより、超過勤務を抑える努力もしてまいります。また期末勤勉手当につきましては、国の人事院勧告よりも0.2カ月多く、県下市町村では最も大きい0.55カ月の削減を実施いたしました。これにより約2,400万円の削減となっております。

行政のスリム化につきましては、臨時職員の雇用体制の見直しなども進めてまいりました。まもなく竣工式を迎えます食育・学校給食センターにつきましては、新設備を有効に活用する中で、調理担当者の日々のスケジュールを再検討し、勤務時間の短縮など平成19年から検討してまいりました業務委託について、4月から町振興公社に委託を実施してまいります。また22年度から保育園における臨時職員の数も削減を図り、歳出の抑制に努めているところでございます。

なお、職員の資質の向上という面では、接遇に対する意識を高め、質の高いサービスの提供を図るため、NHK学園から講師を招き、研修会を開催したところでございます。今後も行政サービスの向上に役立つものと考えております。これからも住民サービスの向上に取り組む中、常に知恵を出し、工夫をしながら行政の効率化に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

次に、未収金対策についてお答えをいたします。

初めに、21年度の収納状況につきまして、現年度課税分の調定額に対する収入額の収納率で申し上げます。

平成22年2月末であります。個人住民税については、収納率87.24%、法人町民税97.12%、固定資産税97.80%、軽自動車税96.04%となっております。これを昨年同期と比較いたしますと、個人住民税がマイナス0.56ポイント、法人町民税はマイナス2.71ポイント、固定資産税はマイナス0.02ポイント、軽自動車税はマイナス1.21ポイントとなっております。

この現年度分の収納率を見ますと、前年度を若干下回る状況であります。大変厳しい経済状況の中ではありますが、町民の皆様のご理解とご協力のたまものと考えております。

次に収納対策につきましては、お話にもありましたように、収納推進対策会議を開催し、昨年に引き続き、町税の滞納整理実施計画を策定し、計画的に取り組んでまいりました。特別な取り組みといたしましては、昨年末には3週間にわたりまして特別臨戸徴収を実施し、納付約束による納付及び現金徴収合わせまして146人、277件、約500万円の納付実績を上げております。また県と市町村の共同による滞納整理に関する協定に基づく税の徴収確保緊急徴収対策の一環といたしまして、1月下旬から2月上旬にかけて10日間、県税徴収対策室の職員に来ていただき、徴収確保の支援をしていただいたところでもございま

す。

さらに県で昨年11月より実施されました個人の県民税に係る徴収及び滞納処分の特例の実施に関する要綱に基づきまして、高額滞納事案、徴収困難事案について町から県に引き継ぐ制度が始まり、これまでに県内外、他市町村に転出されました33件の引き継ぎをいたしました。

地方税は県、市町村の自治体にとって最も重要な自主財源であり、効果的で効率的な税務執行体制の構築が求められます。平成20年度より県と市町村が地方税の共同化について約2年間にわたり検討を重ねました。今年の1月22日に、まず大口困難案件の徴収業務について共同化を実施し、平成23年度から業務を開始することを目指すという検討結果が取りまとめられました。当町でも滞納額全体の中で大きな部分を占める事案の解決に向け、大きく前進するのではないかと期待をしているところでございます。

大変厳しい経済環境の中で本年度も残すところわずかではありますが、未済金を減らすよう一層の努力をしております。

次に、ハの財政調整基金について申し上げます。

町の財政につきましては、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、お話をありましたが、災害の発生等により思わぬ支出の増加を余儀なくされたりすることが想定をされることから、予期しない収入減少や不時の支出増加等に備え、長期的な視野に立った計画的な財政運営を行うために、財源に余裕のある年度に積み立てを行って財政調整基金として運用しています。経済情勢がいったん悪化すると、町民税の収入は急激に落ち込みますが、経済が好転しても税収が急激に伸びることはあまり考えられません。徐々に回復に向かっていくという状況が想定されます。そのため経済悪化に備えた財政調整基金の取り崩しは単年度だけでなく、2年から3年間の期間は必要と考えられますし、それを賄える積立金を財政調整基金に確保しておくことが大切かと考えます。

なお、財政調整基金の残高につきましては、3億8千万円を繰り入れて約8億円ということとなります。わかりづらい説明になってしまいまして、誠に申し訳ありません。特に、当町の場合は自主財源比率が高く、産業構造上、企業業績の好調・不調により町民税収入の増加・減少に顕著に結びつきます。特に不況の場合は時間差を置かずに町民税の減収として反映され、財源不足が懸念されることとなります。平成10年度以降、この10年間の財政調整基金の年度末残高で、最小のものは平成11年度末、7億3,700万円、最大のものが平成17年度末、15億9,900万円という状況でございました。

適正な規模としての考え方ですけれども、景気後退の前、平成19年度の決算における町税の収入が31億1,200万円で、これは過去最高でございました。経済が暗転し、町税につきましては、平成21年度当初予算では25億6,300万円に減額計上し、また今回

の22年度当初予算は22億7,600万円にさらに減額という状況で、平成19年度の決算額とでは2年間で8億3,600万円の差が生じております。経済事情による変動で約8億円から9億円程度が必要かと考えます。また万一の災害対策や大型建設事業に係る支出に備えた財源も、やはり4億円から5億円程度は必要になるのではないかと考えます。

財政調整基金の19年度末残高について、人口や産業構造が類似している団体等の状況の例によりますと、例えば人口1万5,528人、19年度の決算が66億3,200万円の富士見町の財政調整基金の残高は17億6千万円でした。人口1万3,620人ですけれども、地方税の額が22億1千万円、地方交付税8億2千万円の南箕輪村は、平成19年度の決算が44億2千万円、財政調整基金残高は12億5千万円という状況でございます。

これら類似の町村の状況や、さきに申しました経済事情の変動による必要額、万一の災害対策や大型建設事業に係る支出を見込んだとき、当町の財政調整基金は12億円から15億円程度の積み立ては必要ではないかと考えるところでございます。

8番（林さん） ただいま1回目の質問に対するご答弁をいただきました。

行政コストの削減については、いろいろと取り組み、また集中改革プランの21年度で一応の区切りをつけたということで、大分成果も出されているようではございますけれども、この集中改革プランを通してでよろしいんですけれども、こういう削減するということに対して職員の皆さんの意識とか創意工夫はどのようなところで見られたのか。また予算の不執行というようなところには、それがどんなふうにつながったと評価できるか、お話をいただきたいと思っております。

総務課長（宮下君） 先ほど申しましたが、やはり行政改革プランの中で一番大きな問題点というのは、職員の削減という部分になります。これは職員を減らすことによって当然、人件費等にかかわる部分の削減が図れるということでありまして。

ただ、先ほど申しましたが、残った職員一人一人の仕事の量というのは当然多くなるわけでありまして。それにつきましては、仕事の見直し、やめなければならない仕事というものをもう1度再確認をする、そしてあとは担当課においての仕事の配分の見直し等でございます。そういった形の中でひとつひとつ小さな部分のところではいろいろな取り組みがなされました。例えば来た来庁者の皆さんがどうやってやったら目的の課のところに行けるのかというようなことから、本当に小さな積み上げ、電話対応の部分、そういったこともやっております。

ただ、なかなかそういった部分につきましては、いくらやってもこれでいいというようなものはございません。常にこれからも職員一人一人が創意工夫をし、取り組めるところから改革をしていくという考え方は持っております。

なお、予算につきまして、すべて使い切る必要のないものについて、それは予算計上する

ときも精査をしております。精査をしておりますが、実際の事業執行している中で、こういったものはいいのではないかとと思われるところにつきましては、やはり実際予算を認めただいた後ではあるけれども、そういった見直しにつきましては、きちっとしていただいて、残せるものは残し、繰り越せるものは繰り越し、財源の確保には努めていくと。また常々町長の方から言われますのが、財源確保をいかにするのか。それは私たち職員一人一人がどういう事業を持ってこれるのか、どういう事業で、こういう事業ができると、そういう発想、そういった考え方、そういった取り組みをさせていただいているという状況でございます。

8番（林さん） 頑張っているお姿は予想できました。

また、先ほど固定資産税のことも、ここで数字であらわしていただいたんですけれども、私も最初の質問の中でもちょっと言葉では入れましたけれども、あれのように調定されたのでとれなかったという、しかも固定資産税みたいな確定的なものについては、これから収納をしていただくにあたり、滞納に対する得策というか、そういうものはどのようなことを考えていかれるでしょうか。

総務課長（宮下君） まず初めに、22年度の固定資産の部分の減という部分について、先ほど私、答弁漏れたかもしれませんので、お答えいたしますけれども、やはり固定資産税というのは土地、家屋償却資産がございます。といった面では、償却資産の分の減というものを見込まなければならないという中で、大きく言うと、固定資産の減につきましては償却資産における減という形になります。

それと固定資産税の収入といいますか、税の確保ということにつきましては、大変他の税目と同じ形でございます。やはり町民の皆様にご理解をいただいて、納付をしていただくということでもあります。おかげさまで当初予定いたしましたのが、これだけ厳しい経済状況では、もっと収納率が落ちるのではないかと不安がございましたが、町民の皆様のご理解とご協力によりまして、先ほど申しましたような現年の分につきましては収納率は若干下回る程度という形でございます。これからも納税におきましては理解を得るような説明をしながら、個々の対応を図って未収金額を少しでも少なくするような努力をまいりたいと考えております。

8番（林さん） もうひとつ課長にお伺いいたします。

財政調整基金の見込みについては、町の規模としては12億円から15億円の積み立てをお考えということですが、それについて21年度末の8億円と見込んだのは予算のときの見込みであるけれども、最終的にはどれくらい戻って、どのくらいになると見込んでいるでしょうか。

それとまた、その金額をお聞きしてからと思いますけれども、時間の都合上、目標達成に向けては、どのような努力をされていくのか、その辺もあわせてお答えください。

総務課長（宮下君） 大変わかりづらい説明になって誠に申し訳ないんですけども、今回22年度の財政調整基金の方からの繰り入れが3億8千万円ほどになります。その分を繰り入れて残金が8億円になりますということであります。ですから、21年度末とすると12億円程度のものはありますよ。ただ、この当初予算を出した段階で約4億円が繰り入れられますので、8億円という形になるかと思えます。

今後につきましても、そういったもので、まだ税収の伸びももちろん期待しております。いろいろな面で税収は入りの部分のところについては見込みで、もちろんとってあるわけですが、大きな期待を入れている部分ではございません。ただ、税収については常に期待を持っております。そういった部分での収入の増になったもの等につきましても、今後も財政調整基金の中に戻していくと、そういう形の中で財政調整基金の部分の積み立てを図っていきたいということでもあります。

8番（林さん） 目標に向けては税収に期待していくということでもあります。大変厳しいこういう状況の中での積み立てがご努力を願うところでもあります。

2. 雇用対策について

経済活動が世界的に広がる中で、我が国で最も多くの雇用をかかえていた製造業でありましたが、リーマン・ショックをきっかけに非正規雇用労働者等の雇用環境は悪化、雇用情勢は大変厳しい状況となっております。これらによる失業者対策として、平成21年度から、ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出基金事業が県の補助事業として取り組まれております。21年度においては、町は公園や森林及び林道などの環境整備、特産品振興、ばらの里管理、そして小・中学校の新たな事業展開への支援などが行われたところであります。それらの事業を通して次の質問をいたします。

イ. 21年度雇用創出等の実績は

21年度は雇用創出事業に2次補正分もあわせ、トータルで1,600万円余の事業費が計上されましたが、これにより創出された雇用の人数及びその内訳、また常勤的雇用へのつながり状況、計画に対する実績割合などはどのようなものであるのか、まず説明を求めるところであります。

ロ. 雇用対策事業の成果と評価は

これら2つの事業を通して、森林や林道などの環境、また公園管理の効率化と事業成果、さらに教育面での新たな事業展開から具体的にどのような効果が見られたのか、お伺いいたすところでもあります。

これは単に雇用数を増やしたということだけでなく、補助金を活用したこれらの事業を通して、まちづくりや行政サービスの向上にどのような成果・効果が見られたのか。町としてどう評価し、22年度、23年度へと展開をされていくのか説明を求めるところであります。

ハ. 町内小規模事業所への対応は

中小、下請け製造業の町として約250社を有する坂城町の約9割弱は家族的経営を営む小規模事業所であります。これら小規模事業所の現況について、町長の招集あいさつでも、かなり厳しい状況下にあるとご指摘がありました。確かにこれらの事業所においては受注の急激な減少などにより、工場は休業の日が長引き、所得は減少し続けており、さらに雇用調整助成金などの支援は受けられないという追い打ちもかかっている状況に、中には工場の仕事がないときは宅配便の仕事をしている人もあるとも聞き及んでおります。仕事がないために、やむなく休業せざるを得ないという、このような人たちに対し、少しでも現金収入につなげ、いずれは事業所の継続につながるような施策など、工業の町として独自の取り組みを求めるものでありますが、これに対するお考えをお聞かせいただきます。

産業振興課長（宮崎君） 私から雇用対策について順次項目に沿ってご答弁させていただきます。

まず21年度の雇用創出事業等の実績についてでございますけれども、町では国の経済対策として実施された地域における継続的な雇用機会の創出を図るために実施する、ふるさと雇用再生特別事業及び離職を余儀なくされた非正規労働者及び中高年齢者等の失業者に対して、次の雇用までに短期の雇用、就業機会を創出する緊急雇用創出事業に取り組んでまいりました。

この事業では、当町に対しまして21年度当初に21年度から23年度の3年間で、ふるさと雇用事業については1,900万円、緊急雇用事業については1,500万円が内示をされました。加えて昨年6月に国の経済危機対策による県の緊急雇用創出事業の拡充に伴いまして、緊急雇用事業については6月に3,100万円を増額し、3年間で4,600万円の総事業として現在進めているところでございます。

21年度においては、いわゆる将来の常勤的雇用を目指すふるさと雇用事業では3事業、590万円の事業費で、4名の方の雇用を創出いたしました。町の特産品開発やびんぐしの里公園の整備、ばらのまちづくりなどを中心に坂城町振興公社で勤務されていらっしゃいます。また緊急雇用事業につきましては、事業費1,093万4千円で、今年度11事業に取り組み、新たに延べ25名の方の雇用を創出いたしました。森林整備や学校の補助教員、統計業務等の業務に携わっていただいております。

計画に対する実績の割合ですが、県への平成21年度交付申請と比較すると、新規の雇用創出数は、ふるさと雇用事業、緊急雇用事業ともに計画どおりで、合わせて延べ29名の雇用を創出しています。

また事業費につきましても、今回の議会で一部補正をお願いしてございますが、各事業の大半は人件費でありますので、流動的な面はありますが、最終的に、ふるさと雇用事業で約90%、緊急雇用事業で約95%の実績となる見込みです。今年度事業費の出た残額につき

ましては、次年度以降活用が可能ですので、有効に活用していきたいと考えております。

次に、ロの雇用対策事業の成果と評価ということでございますが、まず林道・森林関係では2事業を新たに組み、林道や作業道の安全通行を図るための路肩や法面等の整備、また町有林の間伐、枝打ち、下草刈り等を実施いたしました。これにより森林環境保全対策や既存のトレッキングコースの整備等を行いまして、さらに充実することができたと考えております。

また公園管理関係では5事業に取り組みました。ばらの里管理事業では、現在、四ツ屋区ばら愛好会が管理している憩いのばら園など、各地区でボランティア団体の皆さんに管理をいただいているミニ公園的な施設がありますが、それ以外の町内にあるばらの植え込みについて除草や病虫害防除などきめ細かな管理が可能となりました。

さらにびんぐしの里環境整備事業では、広大な公園の管理について本事業を実施することにより作業効率が上がり、さらにはなかなか手の回らなかった場所についても整備を進めることができ、公園内の雑木・雑草の除去作業だけでなく、公園に咲く花々の植栽を行うなど、公園の魅力アップに寄与することができたと考えております。

千曲川水辺公園、野草園整備事業につきましては、信州大学の中村浩志先生の指導のもと、雑草を除去し、野草を育てるため、植え込みの下地づくりを進めることができました。これら町の公園環境緑化事業の推進に対し、大きな成果があったと考えているところでございます。

教育面では、フレンドリールーム支援事業や情報社会に適応できる子どもを育む事業など4事業でこの事業を活用させていただきましたが、パソコン学習などでは担任と外部講師が連携した事業が展開され、密度の濃い児童生徒への指導が可能となりました。また坂城中学校の校内中間教室、フレンドリールームについては、専任の補助員の配置により教室への入室が困難な生徒への学習等の指導を行い、その結果もとの学級に戻れる生徒が出てきており、一定の成果をおさめていると考えているところでございます。

今回この事業を活用したことによりまして、本来の目的である雇用を創出できたことはもちろんですけれども、財源等の関係で町民の皆さんの要望にお応えできなかった事業の実施が一部可能となりました。今後ともまちづくりや行政サービスの向上を図っていくため、特にソフト面で町民の皆さんの要望、ご意見等を踏まえながら離職者の皆さんの雇用創出を図りつつ、この事業を有益に活用し、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

次に、町内小規模事業所への対応についてお答えいたします。

今まで申し上げてまいりましたけれども、景気は持ち直してきているけれども、自立性に乏しく、失業率が高水準にあるなど、依然として厳しい状況にあるというふうに考えております。町内事業所におきましても、業種・業態にばらつきが見受けられ、回復基調の事業所

も見受けられますけれども、まだまだその数は少なく、事業規模の大小を問わず、多くの事業所の景気動向及び雇用情勢は厳しい状況にあるというふうに考えております。

さて、工業の町として独自の取り組みにつきましては、新年度予算において緊急雇用対策事業補助金として、商工振興一般経費に50万円を計上させていただいております。

内容といたしましては、国が行っております雇用安定助成金を受給している事業所であつて、通常事業所が実施する、いわゆる社員教育とは別に事業所が所定労働日の所定労働時間内に行う教育訓練に対し、1人当たり6千円が雇用安定助成金に上乗せされて事業所に支給されることになってございます。1月末現在、ハローワーク篠ノ井管内においては、220社が雇用安定助成金を受給し、そのうち町内事業所においては80社あまりが受給しているとお聞きしております。

しかしながら、小規模、零細事業所などにおきましては、少人数の受講者、社員に対し、独自に講師等を依頼して教育訓練を実施することは困難な状況にあります。そこで町と商工会、テクノセンター等が連携し、小規模、零細事業所などにも教育訓練費を受給できるように、町内事業所の合同の教育訓練として経営体質強化研修会を商工会が開催し、教育訓練費も受給できるようにするもので、町といたしましては、講師等の謝金や交通費などの経費を補助するものであります。

この研修会は昨年8月から実施しております。この2月までに25回開催し、受講数は延べ265社、1,405人に上り、助成金の受給見込額も合計840万円と、参加事業所においては貴重な従業員の雇用を継続するための財源の確保に役立っていると考えております。新年度におきましても、引き続き経営体質強化研修会を開催し、町内事業所において継続雇用を行うための財源確保の支援をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

8番（林さん） いろいろな取り組みについてのご説明をいただきました。ふるさと事業については90%、また緊急雇用についても95%の実施率だということでございますけれども、先ほどふるさと雇用の中で人件費についてが主なものだというようなご説明もありました。

要件を見ますと、規定によりますと、事業費に占める人件費の割合が、委託した場合ですけれども、2分の1とか、また緊急雇用の場合は7割以上というような規定がありますけれども、そういうのについては、どのくらい直接人件費として渡ったかというようなことは、状況はおつかみでしょうか。その辺をお聞かせください。

産業振興課長（宮崎君） すみません、具体的なパーセンテージについては把握しておりませんが、事業の趣旨を踏まえまして、ほとんどというか、大半を人件費ということで、事務費等には基本的には充てない考えで事業をお願いさせていただいております。以上です。

8番（林さん） こういう事業ですから、本当に今の課長の答弁のように、趣旨を踏まえて、す

べてが仕事をしていただいた方に渡ったということは大変喜ばしいことと思っております。

またいろいろな評価の点も、結局町のやるべきことができなかつたということに対しての予算づけができたというようなご説明もいただいたところですが、町側の評価、また、それに対する事業所や何かは、そういう面ではどのような感想というか、ありがたさというか、そのようなお気持ちは何かお聞きでしょうか。その辺あったらお聞かせください。

産業振興課長（宮崎君） 事業所についてという部分でございますけれども、雇用対策関係については公的な部分もありまして、振興公社等で有効にということで。一般の小規模の関係につきましても、雇用安定助成金等の交付については、本当に会社の存亡にかかわることでございますので、ありがたいというか、有効にご活用いただくように我々もお願いしてまいりましたし、そのように使っていると。それとその使い方について、当初いろいろご相談もいただいているので、喜ばれているというふうに理解をしております。以上であります。

8番（林さん） ただいまの話の中では、本当に有効に臨時雇用のふるさと基金を初め緊急雇用の活用は十分なされたというように受け止めます。今後につきましても、この交付金は余すことなく有効に活用していただいて、少しでも多くの雇用創出につなげていただきたいと、また22年度、23年度につなげていただけるように要望いたします。

それと町内小規模事業所についてでありますけれども、小規模事業所についても勉強会などはできないということで、商工会を通してその機会を設けていただくということで、実際大勢の方がお受けになったということもご説明いただきました。その中で何と申しましょうか、雇用保険には入っていないがための対応を受けていられないという、一番きつい状況にある会社はどのくらいあると把握しているでしょうか。

産業振興課長（宮崎君） 雇用保険等受けられない小規模の会社をどのくらい把握しているかというようなことでございますけれども、小規模、要は一人親方と言われる事業所というのはたくさんあるわけございまして、そのすべてを把握しているわけではございませんけれども、製造業に限って申し上げますと、今254事業所ぐらい町内にあるわけですが、約9%の23～24社、25社までいくかどうか、そこら辺については、やはり一人親方の事業所というようなことございまして、それぞれ個々のお宅の状況にもよりますけれども、業種によりますけれども、少なくともそのくらいの数の事業所はご苦労されているかなというふうに考えております。以上です。

8番（林さん） 私の願うところは、本当に困っておいでる方たちに何らかの手を差し伸べていただきたいという思いがあるわけですが、不景気になると思わないで景気のいいときにはとてもいい経営をなさっていたけれども、思いがけないこういうような状況に対して、あまりにも長引いているという状況で、町としては何か対策などは考えていかれるのか。ま

た、その辺は今後どのようにお考えでしょうか。その辺ももう1度ご答弁いただきたいと思っています。

産業振興課長（宮崎君） 今日的な景気については今も申し上げましたけれども、明るさも見えつつあるんですけれども、実際、小規模のところは大変厳しいという状況が続いてございます。それで今の一人親方という部分の、要は雇用調整助成金の対象にならない方という部分というのは、実は今の雇用対策という部分では、やはり厚生労働省側のやつではなくて、どちらかというと経済産業省の、そういう経営者という部分になってしまいますので、本当にこれは企業経営、小規模経営というようなことの中の、やはり融資ですとか、今の技術のご支援だとか、マーケティングのご支援だとか、そういうところへいってしまうと。雇用問題については先ほど新年度も予算をお願いしてございますけれども、雇用調整助成金等やはり国のそういう有利な資金をたくさん使っていただくと。PRはもうこれで大分できているというふうに認識してございますけれども、商工会等経営指導等の中で、また金融機関を含めていろいろなご相談に対応できるように、私どももそれぞれのところへお願いしておりますので、まずご相談等から始めていって、その企業に何が合うのか、それによってまた相談等も対応してまいりたいと考えております。以上であります。

8番（林さん） ただいまのお答えでは、有利な融資の支援を受けられるようにというようにお答えかと理解したわけですが、お金を借りても返せない、また借りられないというような状況もあるのではないかと大変心配しております。企業の町として今の財をなしている坂城町でありますから、何とかその方面については力強いご支援をお願いしたいと思っておりますけれども、ひとつ町長の方から、それに対してのお気持ちを聞かせいただきたいと思っております。

町長（中沢君） 先ほど産業振興課長がご答弁申し上げましたように、坂城の企業の中で小規模企業というものは7～8%があるということも事実でございます。そういう企業が、ともにひとつの産業構造の中で進めていると、力を尽くしているということも大事でございますし、こういうときこそいろいろ手当していかなければいけないなど。

ただ、行政にもそれぞれの役目があるとともに、商工会がそういった面をより見るということで、小規模経営に対する国を通じての仕組みもあるわけでございます。そういうところの相談機能をより生かして進めてまいりたいと、こんなふうに思っている次第でございます。

8番（林さん） 9%ぐらいに値するというその事業所の皆さんたちも、今の町長のお言葉のとおり、ともにこの町を栄えていただいた人たちという位置づけで、これからは国の仕組みも生かした中で救援をしていきたいというように受け止めました。

このような世界的な景気後退の長期化によって、1番の質問でいたしましたけれども、町税の減収という大変厳しい財政状況についてであります。昨日の一般質問では、このような

財政を緊縮したのは平成2年以来の近年にない切りつめ予算であるというお言葉もありました。平成2年というと、今から20年前になりますか、当時の社会情勢というものは、ちょっと私、何も情報を持ち合わせておりませんが、手元の資料をちょっと開いてみましたら、歳入総額については約55億円という予算でありました。経常収支比率や借入金残高は現在よりはるかに良好であったというような解釈をいたしました。

このような来年度予算でありますけれども、いずれにいたしましても、今まで企業城下町として比較的豊かな財政運営が許されてきた坂城町であります。今回のような不況による痛みは、町民の皆さんにも何らかの形でご負担をお願いすることも予想されます。そのためには、まず町民の皆さんにはご理解をいただく、このような状況であるということをご理解いただく中で一緒に頑張っていこうという話もしていくことが大切ではないかと強く感じております。

今朝も仕事で役場に來るときに、庁舎の入口で申告の手続においでになった方にお会いいたしました。こんな時期でありますので、税金の重さを改めて強く受け止めました。「入りを量って出ざるを制す」。より効果的で住民の納得のいくような執行に努められることを重ねて要望し、一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで昼食のため午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時11分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

3番 塚田忠君の質問を許します。

3番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただいたので、通告に従いまして一般質問を行います。

早速質問に入ります。

1. 町単補助工事について

毎年、今の時期には、町単工事要望箇所が各地区から建設課宛てに約130件、産業振興課宛てに約50件の町単工事の要望が毎年出されております。昨21年度に建設課宛てには1,400万円の予算に対し、町内25区から123カ所の申請があり、実施箇所40カ所であり、要望に対し、わずか3分の1だけが実施されました。産業振興課においては、700万円の予算に対し、18区2団体から53カ所の申請があり、実施箇所が22カ所ありますが、昨年場合は元気づくり支援金200万円と農地有効利用支援事業740万円の補助があり、平年の倍以上が実施されたとお聞きしております。

しかしながら、各地区では、毎年のことではあるが、要望箇所が多く、区長さんたちが仕分け作業をして、特に緊急を要し、重要な箇所だけが役場に持ち込まれるわけです。地区に割り当てられた予算が少なく、実際に工事が施工されるのは要望箇所のわずかなもので、年

次計画で3～4年はかかるため、ほかの要望箇所は3～4年間全く手をつけてもらえないのが現状であります。また地権者の少ない小さな工事は区の仕分け段階で振るい落とされてしまうので、何十年も要望し続けているところがあります。私の近くで過去に行われた工事箇所の例でも1週間もあれば完成してしまうような簡単な工事が3年もかかってやっと完成という状況であります。このような分割工事は非常に非合理的であります。町内の住民の皆さんからは、もっと町単工事の予算を増やしてもらえないかという話が大分出ておりますが、税収の落ち込んだ現状では不可能と考えられます。

4年ほど前に下伊那郡の下條村へ子育てや人口増の先進地として研修にお伺いいたしました。そのとき下條村の伊藤村長の話では、村内に3社ほどの建設事業者があるが、村内の村単補助工事は原則的に材料を村で支給し、住民が出て工事をしているという話を聞いてまいりました。

坂城町でも、このような材料支給による工事はしておりますが、もっと幅広く浸透させるべきと考えます。自分たちの住んでいるところは自分たちで便利にするのは当然のことと考えますが、現在町では簡単な修理、補修等のことでさえ町でやってもらおうとしているのが現状であります。町にはバックホーやダンプカー・ランマー等建設用機材があるので、有効に利用させていただければ相当な仕事ができるはずであります。当然のことではありますが、危険な作業や技術を要する範囲はプロにお願いしなければなりません。これからは地域で町単工事要望箇所をなるべく多く満たすためにも、町の方針として材料支給工事を優先的に推し進める考えはないか、お伺いいたします。

しかし、最近の状況では、公共事業予算が少なくなっている現在、町内企業の育成の意味でも町内業者に発注しなければならないと思いますが、すべての業者に聞いたわけではありませんが、区長から受注した形をとるが、現実には小刻みで予算の範囲での工事ということで利益はほとんどないと嘆いている業者もいました。今後の町とおつき合い、つまり義理で工事を請け負っている状況であります。補助工事とは、地域で施工すべき工事に町が材料等を補助を出すのが町単補助工事と理解しておりました。景気が回復するまでは、材料支給の地区直営工事を大いに取り入れるべきと考えますので、町のお考えをお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

建設課長（村田君） イの増え続ける要望箇所に速やかな対応をについて答えさせていただきます。

町単工事につきましては、水路新設や改良、道路改良等、地元からさまざまな要望のある箇所について区で取りまとめて申請をいただいております。申請箇所について、4月に現地をご案内いただいて実施箇所を選定し、決定箇所について区で工事を発注し、工事完了後、

実績報告を受け、現場を確認して町から区に補助金を交付するという形で実施をしてきておるものでございます。

ご質問にもありましたとおり、以前は町からコンクリートやU字溝等の原材料を支給して地元で直営工事を実施していただく場合も多かった状況ではございますが、最近では要望箇所が住宅地等で舗装されている箇所の側溝整備等、直営工事ではなかなか対応できない内容となったりしていることもあり、また区のご事情により区の官役的な材料支給工事の対応ができない区もございまして、区から地元業者に発注をして工事を実施いただく場合がほとんどの状況となってきております。

町単独の補助事業のため、財源については一般財源となり、町の財政状況が厳しいことから、予算編成にあたっては前年度からのシーリングが必要な中ではございますが、町単補助工事につきましては、地元からの切実な要望に対応するための重要事業として位置づけ、予算的には前年度と同額として事業を実施してまいりたいと考えております。

要望箇所と実施箇所につきましては、ご質問の中にもございましたが、近年の状況といたしましては、20年度は26区から127カ所の申請をいただき、実施箇所は25区、41カ所でございます。21年度は25区から123カ所の申請をいただき、実施箇所は23区、40カ所の状況となっております。

申請箇所数については、限られた予算のため実施できる箇所も限られてまいりますので、区内で箇所を選定後、申請いただくようお願いしておりますので、区に対して上げられる要望箇所はもっと多いものと考えられます。実施箇所についても、1カ所あたりに配分できる金額も限定されてくるため、お話のように年度ごとの実施延長を短くして継続事業として実施している箇所も多い状況となっております。

材料支給工事を推し進める考えはというご質問でございますが、材料支給で地元直営工事として実施いただける場合は施工手間分を材料費に振り向けられますので、施工できる延長等工事量を増やすことができます。従いまして、工事的内容的に地元直営工事はなかなか難しくなってきましたはありますが、実施いただける区については、同じ補助金で工事量が増やせる状況をよく説明をいたしまして、今後事業を実施してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上です。

3番（塚田君） お答えをいただきました。なるべく同じ金額でやるにしても多くの箇所をできないかということで質問させていただいたつもりなんですけど、今後、区長会等があるわけですが、このような方向で材料支給だけでやるからどうかと、優先的にやるからというようなことをやることによって、工事の今までできなかったところまでその予算内でできるんじゃないかということで、今回この質問をさせていただくわけなんですけど、そういうことはできないのか。危険なところとかそういうところじゃなくて、小さいところはもう区から上がった

ていかないわけです。小さい箇所。それがやりたくて何十年もかかってもできないというのがあるんですが、こういうことで材料を支給してやるから地元でできないかというようなことを町から進めてもらえないかということではありますが、その点もう1度お聞かせいただきたいと思います。

建設課長（村田君） お答えさせていただきます。

材料支給等優先的というお話でございます。

毎年、各区から申請をいただきまして、答弁の中にもありましたとおり、4月に現地を見せていただいて、区の役員さん方と一緒に現地を回る中で、区長さん初め区の役員さん方といろいろ相談しながら進めてきております。例えば工事的に、先ほども申し上げたとおり、特別な技術が必要だとか、そういうところが昨今多いわけございまして、そういうところについては区の方で対応できないというお話があるわけございまして。要望123カ所出ている中で各区のご事情もあって、いろいろここもやりたい、あれもやりたいということがございまして、官役工事ができる区について優先的にその区にというようなふうには考えておりません。平均的に全区要望いただきますので、そういうことを今後さらに事業費の中で、かつ有効に生かせるように、一応箇所回りのときに、よく区会の皆さんとお話を申し上げて、直営工事でできるところについては、そういうお話をしながら積極的に推進してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思いますが。

3番（塚田君） そのようにしていただければ、できる範囲でというか、次の予定等も地元へもってもらえれば繰り上げられるということになるから、なるべくその方法で進めていただきたいと思います。

次に入ります。

2. 千曲川右岸堤防仮設道路について

国道18号上田坂城バイパスが3月14日に開通となりますが、開通にあわせて県道長野上田線の現在通行止めになっている半過地区の県道が封鎖されることになっております。また県道通行止めの間、利用していた千曲川右岸堤防道路も封鎖されることになっていると聞いております。当初18号バイパス半過トンネル工事の際、発破作業により岩石の崩落事故があつてはいけなから、通行止めにして18号線一本に合流させるには混雑が避けられないということで、県道の通行止めの間ということで仮設道路がつくられたわけですが、バイパス開通後も県道は崩落の可能性もあるから道路を封鎖ということは県の方から聞かされております。

一般的に考えれば、通行止めになっている間に崩落防止工事をしてしまえば、同時に開通になったはずです。県道の維持管理は県でやるものと思っておりましたが、崩落防止の工事費がかさむという理由で閉鎖ということもあまり納得のできる話ではありません。

地元住民には、昨年11月に説明、納得済みであると聞いておりますが、県道沿いには民家、田畑がないからということでしょうか、県道利用者は地元住民だけではありません。途中に用がなくても通り抜けなければならないのであります。非常に残念な話であります。

しかしながら、通行止めの間、利用させていただいた千曲川右岸仮設堤防道路がバイパス開通となると、約束どおり国交省にお返ししなければなりません、仮設道路建設の際には3億円という大きな税金を使っております。18号バイパスが開通できたからとはいえ、即、通行止めにするのは大変もったいない話であります。

もともとこの地域には堤防と道路が必要な箇所でありました。仮設道路が始まる時点では、将来的には堤防道路として利用できるであろうことを希望していたのであります。鼠地籍の上から上田市中島地籍の下、欠口までは新たな堤防として壊さず残るようですが、鼠地籍の上流側住民と、しなの鉄道と一部は水害から守られることになり、非常にありがたいことでもあります。

この件については、町長には大変お骨折りをいただき、国交省新潟北陸地方建設局河川事務所まで何回か要請のために出張されているということは承知しております。河川法がある種の障害になっていることはわかりますが、現在の土木技術は相当進歩しており、河川法の見直しもしていただきたいものです。

私自身、河川法をすべて熟知・理解しているわけではありませんが、素人でもわかるのが塩尻地域の2カ所にあるかすみ堤であります。上流側のかすみ堤にはなっているものの、幅が狭く、上流からの土砂が堆積し、千曲川の高水敷より大分高くなっています。その上、上流側わずかな位置には大きな食品加工工場があり、現状では、かすみ堤の用を果たしておりません。このようなところはボックスカルバートで排水し、堤防をつなげれば道路として利用できるし、下流側のかすみ堤につきましては、大きなボックスを2連ぐらい並べて堤防をつなげれば理想的な道路ができますが、それが無理ならば堤防からいったんかすみにおりて、また堤防に上がるという道路も考えられます。

いずれにしろ上田塩尻地籍のことではありますが、道路として利用するのは広域住民であり、坂城町だけで解決できる問題ではありません。上田市等へ働きかけて堤防道路建設に向けて期成同盟会のような組織を立ち上げるお考えはないか、お伺いいたします。

国道と河川には感情的なもつれた問題があるということをお数人の方から耳にしたことがありますが、そのようなことが本当にあり、尾を引いているようでありましたら、まさに縦割行政の弊害、地域住民にとっては大変迷惑な話であります。国交省の河川事務所の担当者に、現地に来て、地域住民に対して、なぜ堤防道路をつくることができないのか、納得のいく話をしてほしいものです。そのような機会を設けてもらえないか、お伺いいたします。以上で1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 塚田議員のご質問にお答えします。

千曲川右岸堤防仮設道路、なぜ交通が停止されるかということに対する問題でございます。

ご案内のとおり、国道18号上田坂城バイパスのうち上田市の小泉から坂城町の鼠間の2.3kmが3月14日に開通するわけでございます。長年の懸案であったということの中で一步を記したかなという思いもございますし、もうひとつ先日、力石バイパスが開通したという中では、何とか一日も早く上田坂城バイパスがさらに坂城千曲の方につながることを期待するところでもございます。

これに伴いまして、県道長野上田線が一部通行止めになるということで、県と長野国道事務所が設置した千曲川右岸堤防仮設道路がバイパス開通と同時に通り抜けができなくなるということにもつながるわけでございます。

千曲川右岸堤防仮設道路は、県道長野上田線の半過地籍で、平成19年8月の崩落によりまして岩が乗用車を直撃、母子が負傷するという事件が起き、その後2度も崩落しているということ、上田坂城バイパスの半過トンネルの発破掘削工事の影響も重視して事前に規制することにより全面通行止めとしたということで、その代替として迂回道路としても利用されているところでもございます。

県道が通行止めということから、国道18号線だけではなく、大渋滞、交通マヒの状況となる地域の実情については、千曲川河川事務所にご理解をいただき、長野県が一時占用するというので、国道事務所において仮設置したものでございます。せっかく設置したことから、住民の要望を受けて、その存置についても何とかならないかということ、少なくとも力石バイパスとつなぐまでは、いろいろな事情があるだろうけれども、存続してほしいということを、議員さんもお承知のように千曲川河川事務所、長野国道事務所、県等にも要望し、また昨年7月には国土交通省の北陸地方整備局長さん、新潟におられますが、ところへも直接お願いに参った次第ではありますが、なかなか色よい返事はなかったと。またボイス81の中においても坂城の大きな課題として知事にもお願いしたところでもございます。

このような経過の中で、問題点としては、仮設道路はバイパス工事に起因する仮設の迂回道路で、最初から撤去することを条件に一時占用をしたということでございまして、どちらかという、国道事務所そのものが工事を進める上においてつくられたものでもあります。

しかし、河川の堤防道路は、管理は千曲川管理事務所を初め、そういった河川管理の上から検討されることで、あくまでもひとつの暫定的な措置だということが国の対応でもあるわけでございます。堤防道路の継続的占用については、河川法で完成堤防になっていることが条件だという中で、その条件も満たしていないと。今回、上田のかすみ堤部分、坂城町欠口排水路の仮の樋管が撤去になりますが、この堤防道路が水防上あるいは防災上、必要な不可欠なものであるということは、千曲川河川事務所を引き続きいろいろお願いはしていくわけ

でございますが、完成堤防にするとか、あるいは欠口排水樋管の恒久的な改修とかということで、経費もかかるし、時間もかかるという中では、当初の約束等もございまして、やむを得ない措置かなど、こんな思いもするところでございます。

今後の措置といたしましては、いろいろございます。千曲川河川の期成同盟会もございまして、坂城には18号バイパス坂城の県道の整備の促進の同盟会もございまして。そういう皆さんの意見も踏まえながら、少し時間を置き、長い目でその堤防の利用を違った角度からいろいろ要望を持ち込んでいかなければいけないんだなど、こんな思いでございまして。以上でございます。

建設課長（村田君） 私からもイの、なぜ取り壊さなければならないのかについてご答弁をさせていただきます。

国道18号上田坂城バイパスが、ご案内のとおり、3月14日に開通式を行い、同日、午後3時に供用開始となるわけでございます。上田坂城バイパス開通に伴い、千曲川右岸堤防仮設道路が通行可能区間を残し、閉鎖区間を設けることで、ご質問のように通り抜けができなくなるわけでございます。

通行可能区間につきましては、鼠橋交差部より上流欠口排水樋管手前までと上田大橋交差部より下流かすみ堤までが通行可能区間でございます。

撤去工事につきましては、かすみ堤部撤去工事、欠口仮排水区間撤去工事、それと区画線消去工事、仮設ガードレール撤去工事でございます。かすみ堤につきましては、本堤の一部を開放した不連続な堤防で洪水を一時的に遊水させ、最大流量を低減させるとともに上流で氾濫した水を河道に戻す機能を持っているもので、河川本来の機能回復のため撤去となるものでございます。

一方、欠口仮排水樋管につきましては、構造物が千曲川右岸堤防仮設道路のための仮設構造物で、永久構造物ではないために、河川の保全の意味合いから撤去となる説明を河川事務所より受けております。この鼠宿堤防区間は河川事務所によりますと、堤防断面不足と堤防高不足ということであります。

期成同盟会というお話がございましたが、その点については、先ほど町長が答弁したとおりでございますが、町といたしましては、完成堤防築造及び欠口排水樋管の恒久的改修について引き続き要望してまいりたいと考えております。

また説明の機会をとというお話もございました。この点につきましても、機会あるごとに千曲川河川事務所の担当者に要望してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

3番（塚田君） いろいろとお答えいただきました。くどいようになりますが、田町から上田に抜けられる堤防道路があるがというのは地域の人たちの要望でありますので、何とかこのま

ま、今バイパスができるから、すぐとは言わないけれども、こんな狭隘な、あの土地へ道路ができないわけがないわけです。堤防の嵩上げという話、嵩上げというか、完成堤防ですが、地元でやれば国では許可を出すわけです、構造物についても地元でやれば。だけど上田の土地へ坂城町で金を出すのもおかしいから広域でどうかということで、今回こうして出してみたわけですが、うまい方法でひとつ将来的に道路として使えるよう、ご努力をいただきたいと思います。以上で一般質問を終わらせていただきます。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時04分～再開 午後2時15分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、11番 円尾美津子さんの質問を許します。

11番（円尾さん） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、質問をいたします。

1. 人口減少への対応は

イ. 加速する人口減少をどうとらえるか

出生率の低下が話題になって久しく、22年度の坂城小学校に入学する新入生は1クラスになるということを知り、大変ショックを受けました。少子高齢化が進行する中で人口の減少が気がかりです。

人口の減少は坂城町に限ったことではなく、全国的に人口の減少時代に入っていることはご承知のとおりです。経済不況の影響で外国籍の人の減少も加味していると思いますが、坂城町は過疎の村を除くと県下で人口減少率が多い方である統計を見て大変気がかりです。人口が少なくなれば町の活力をなくします。町政運営にも施策展開の仕方にも影響してくると考えられます。22年度には第5次長期総合計画が策定されますが、人口減少は大きなテーマでありますし、まちづくりの土台に位置してくるものではないかと思っております。

そこで現状をどうとらえているのでしょうか、まずお聞きします。そして、このような状況に対して、どんな対応をしようとしているのか考えをお聞きいたします。

ロ. 若い人たちへの応援を

経済不況が私たちの説明に大きな影響を及ぼしています。22年度の予算では、個人町民税が21.2%の大幅な減額であります。最近のあるアンケートによると「以前と比べて暮らしはどうですか」の問いに「悪くなった」と答えたのが75%を超える結果が出ています。「その原因は何ですか」に対して「収入が減った」が43%になっています。そのほか「税金や国保税の負担が増えた」が続いています。特に若い世代が不安定雇用などで直撃を受けています。20代、30代の人たちがワーキングプアと言われる200万円以下の収入になり、生活の維持が困難になっている状況があります。

そこで若い世代の現状を数字としてあらわれることが予想されましたので、非課税世帯の年齢分布を明らかにしていただくよう通告したのですが、時間的なことも含めて数字の提示は難しいとのことでした。それにかわる生活の状況が見れる数字を示していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

その中で2つ目の問題として、雇用創出、雇用の確保についてお聞きします。

政府の経済対策として、ふるさと雇用再生特別事業、緊急雇用創出事業に取り組みられてきていますが、それらの取り組みや結果について、また今後の取り組みについては午前中の答弁で明らかになったわけですが、これらの事業は安定した就労先が確保されるまでのつなぎ雇用の場であるという位置づけですから、雇用期間が限定されており、安定した就労を希望する失業者のニーズにはマッチしないなどの実情があります。

山林の手入れや安全・安心な食料を生産する農林業の振興は、今後の雇用の創出に期待ができると言われていています。日本共産党町委員会と議員団合同で毎年、新年度予算編成に対して予算要望しているわけですが、今年度要望しました農林業の緊急雇用とは別として、雇用創出については、あまり積極的な答えはなく、大変残念に思っています。政府も介護や農業に加えて環境やエネルギー、観光、社会的企業の活用などに重点分野として雇用創出事業を進めています。坂城町にあった雇用の創出に積極的に取り組んでほしいと思います。町独自で雇用創出や町内での雇用確保に積極的にかかわってほしいと思いますが、どんなことができるのか、どんな考えを持っているのか、まずお尋ねいたします。

次に、子育てを中心にお聞きします。

2月1日現在の人口統計で、1月の自然増減を見ますと、坂城町は5人生まれて22人の方が亡くなっています。たまたま1月の状況がそうだったということだと思いますが、人口減少が進んでいることは間違いありません。人口減少を少しでも穏やかにするために、子どもの産める環境を確保していくことが何より大切だと思います。まず雇用が安定し、生活の維持ができることが第一でしょうし、医療体制の充実、健やかな育ちを保障する保育園や学校など、現在よりさらに充実していくことが必要と考えます。子どもを産める環境の確保について、どのように考えているのかお聞きします。

若い世代への直接応援として、子どもの医療費無料化への取り組みは、入院に限り、中学3年生まで年齢拡大する条例の改正案が今議会に提案されています。新年度は長野県が小学校3年生まで入院に対して補助を拡大する予定ですが、中学3年生までと県より前へ進められたことは画期的なことであり、大いに評価するところであります。

入院への助成は大変ありがたいことですが、対象者はかなり限られてくると思います。子どもを育てる親にとって一番心配なのは子どもの病気です。費用の心配なしに病院にかかれるように、多くの子どもたちが前進した制度を共有できるように通院費まで拡大していただ

きたいと思いますが、どうお考えでしょうか。

この問題については、昨日の質問で論議され、結論が出ていますが、しつこいようですが、せっかく通告してありますので、多くの若いお母さんたちの切実な願いが込められているということから、私からも再検討を求めるものです。

ハ．政策の転換を

町税が前年対比11.2%、2億7,800万円減の22億7,600万円の22年度予算が組まれましたが、バブル崩壊した時期の20年前と同じ水準で、最近では経験したことのない状態であります。予算に余裕のない状況は、これからも大きな変化は残念ながら期待できないのではないかと考えられます。そこで支出を減らすことのできる施策はないのか検討してはいかがかと思ひます。

いろいろ考えた末、例えば医療費の削減などはどうでしょうか。高齢化が進む中で医療費の伸びが顕著であります。高齢化だけがすべてではありませんが、国保会計の21年5月から今年の1月までの医療給付済額は前年対比で4.09%の伸びだそうです。国保会計に大変な影響を心配しています。

元気で健康で暮らせることは誰もが望むところです。健康や予防を最重点施策として展開することで医療費の減額が望めるのではないかと思ひます。これまでも努力していること、担当者の頑張りは理解しているつもりです。今までの施策のあり方をちょっと見直したり、担当部署だけに任せるのではなく、健康増進にかかわるあらゆるところと連携を持ち、知恵を出し合うことが求められていると思ひます。新たな施策を展開することで、すぐ効果がなくても徐々に効果として出てくる、そんな発想の転換を求めたいと思ひますが、見解を伺ひます。

健康で過ごすことは町民にとって一番の希望だと思ひますし、町としては、寝たきりなどにならないで医療費を減らすには何が必要かの観点から施策の展開が必要ではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

昨日も健康増進について健診の補助の必要性や医療体制の確立についてなどの質問がありました。それらも含める中で第5次長期総合計画が作成されるわけですが、5年後、10年後の町を展望していくときに重要課題として位置づけをしてはどうかと思ひますが、見解を伺ひたいと思ひます。以上1回目の質問といたします。

町長（中沢君） 円尾議員のご質問にお答えいたします。

人口減少に伴ういろいろな問題の提起と、その対応が問われたわけでございます。

私としては、総括的なお話をし、具体的には各課長に説明させたいと思ひます。

加速する人口減少をどうとらえるかと。1人の女性が一生のうちに出産する子どもの数は、我が国の平成19年の合計特殊出生率は1.34人ということで、依然として低位にござい

ます。

20年10月現在で総務省の統計によりますと、我が国の0歳から4歳まで、いわゆる年少人口の占める割合は13.5%、15歳から64歳が64.4%、65歳以上の老人が22.2%ということになっているわけですが、私どもの町の状況を21年の10月1日現在で見ますと、今の中では年少人口というのが13.1%、生産年齢人口が58.7%、そして老人人口が28.2%ということで、要するに年少人口が少ない、あるいは高齢化人口が多いということで、国以上に問題のあるところとも理解しているところでもございます。

人口減少の影響ということで考えてみましても、ものづくりのまちとして、いろいろと問題があるなど。総人口に占める生産年齢が低下してしまうということは、企業の生産活動にも影響し、労働力の需給にも不足してくると。ひいては経済成長のマイナスの影響の中で、さらに社会の活力を失い、また教育の面にもいろいろな心配が出ていると理解しているところでもございます。そしてまた、人口減少は消費需要というものを縮小してしまうという懸念もございます。

町にとっては、特に企業活動の生産性の低下による税収入の減少ということにもつながり、単なる生産活動ばかりでなくて、いろいろな生活面、教育面にも影響を及ぼす大事な問題と、そんなふうにも理解しているところでもございます。

国の出生動向の基本調査によりますと、未婚者の9割は、いずれは結婚したいというふうと考えており、また既婚者及び結婚希望のある皆さんの意向としては、子どもは平均男女2人以上は欲しいというような意向も見られるわけですが。若者の出会いの場づくり、将来設計に対する意識改革というようなものも必要になってくるかなと考えております。

国の試算ですが、結婚、出産、子育てに対する国民の希望が叶えられる一定とした場合には、合計特殊出生率も、ある程度増加するというふうにも推定しているところでもございます。国民の希望と実態というものが乖離しているということで、この解消も強く求められているわけですが、少子化の中で、これをどのように取り組むかということ、対応するかということが求められているところでもございます。国では少子化対策として中期のプログラムをつくり、そして平成20年12月に策定しておりますが、こども基金の設置や仕事と子育ての両立を支援する取り組みも進めているところでもございます。

当町におきましても、先ほどお話がありましたように、第4次の長期計画の中でも、少子高齢化の対応ということは非常な課題だということで取り組んでおりますし、さらに第5次計画においても、子育ての環境整備は緊急な課題だと、こんなふうにも思っておるところでございます。22年におきましても、そういう観点から子育て環境をよくしたいということで3つの柱を立てたわけでございます。

国が創設しました子ども手当でございますが、まず年間3億円ぐらいの経費が町へ来ると

ということでもございます。こういったものが、そういう皆さんを通じて子育ての成長のためにどういうふうに生かしていくかということも課題でございますし、こういった問題が人口増につながればとも期待しているところでもございます。

また先ほどお話がありましたような乳幼児の医療費でございますが、今年は中学3年生までと入院の範囲を拡大したということ、これは厳しい中で、いろいろ精査した中で、これは大事だということにおいて対象を広げさせていただいたということをご理解いただきたいのと、より充実の問題は、その後に通ずるものかなど、こんなふうに考えております。

そしてまた、子どもたちに対しましては、安心して遊べる場、そしてまた、例えば児童館が3年生までだと。そうすれば4年生以上の方が安心して遊べる場も欲しいというようなこと、安心こども基金の導入について、いろいろ意を用いたところでもございます。県からの特別の計らいもあって、幾つかのいろいろな遊び場の充実については対応できるということでもございますが、とりわけ信大の中村先生あるいは矢口高雄さん等のいろいろな資料を集めた、そういった地域に根ざした遊び場の整備といったこともやってまいりたいなと、こんなふうに思っております。

子育ては、また一方考えてみますと、地域がいろいろな場づくりをする必要があろうかと、こんなふうに思っております。自律と協調のまちづくりに向けて、地域づくりの活動支援事業は町は何年かやっているわけでございますが、この間も区長会と話す中では、町の職員も各区の担当を決めまして、より充実させていくというような制度にもしたいということでもございます。

次に生産活動の観点から申しまして、いろいろ生産人口の減少は大きな影響があるなと、こんなふうに思っております。従業員1人当たりの技術、あるいは技能や、あるいは生産性を高めるということについても幾つかの課題を提起しておりまして、生産技術基盤の強化ということが大きな課題というふうにも思っております。

ご承知のように、従来から町ではテクノセンターや商工会等が中心になりまして、県を初め関係機関と図り、そしてまた、信大、長野大学、復旦大学等との連携の中で、あるいはまた坂城ならではの対応として、産業技術総合開発機構のものづくりコンソーシアム等も導入いたしまして、いろいろな企業の技術高度化、新技術の開発、人材養成等支援しているわけでもございますが、そういったものが、さらにこういった減少化の中で対応でき得ればとも考えているところでもございます。この12日にはテクノセンターとともに埼玉工業大学との連携もしたと。いろいろな場づくりはしてございますので、そういったものを活用してまいりたいなと、こんなふうに思っております。

そしてまた、子どもらに夢を、そして将来に向けて技術・技能に焦点を当てていくということでもございまして、2012年の長野県で行われる技能オリンピックの招致に向け、それ

をひとつの契機といたしまして坂城WAZAパワーアップ事業を新たに展開するという
でもございます。当町で培われた技術・技能の承継と高度化を目指し、若者の技術の奨励と
熟達者の技術の表彰制度、さらに高校における実践教育、小・中学校におけるものづくりと
というようなものは、特に諏訪地区のいろいろな例をひとつの指針として進めていくと。生産
人口が低下する中では、今からそういったものの対応が大事だと、こんな理解もしているわ
けでございます。

こういった事業につきましても、テクノセンターの一端を担うということで、さらにまた
充実し、県の工業総合試験場から新たにセンター長を迎えて充実していくということでもご
ざいます。人口減少に伴う社会的ひずみ、生産年齢の低下という中における生産機能の低下
という諸々の課題があり、何よりも社会的なひずみを解消するということが大事だなど。こ
ういった問題につきましても、産業技術を高め、あるいは雇用創出ということと相まって進
めてまいりたいと、こんなふうに思う次第でございます。以上でございます。

総務課長（宮下君） 口の若い人たちへの応援の中で、非課税世帯の年齢分布はというご質問を
いただきましたが、総務課といたしましては、個人町民税の非課税世帯全体ですとか、納税
義務者数として数字を把握しておりますが、その年齢構成等をデータとして持っておりませ
ないので、まずこの点を申し上げます。

非課税世帯と申しましても、収入が全くない世帯もあろうかと思いますが、所得控除によ
り非課税世帯となる場合もあります。例えば扶養者の数などにより違いがあり、所得が低い
ために非課税になるとは一概には申せません。大雑把にいきますと、65歳以上の1人世帯
の場合、年金では148万円以下ですとか、1人世帯で給与収入93万円以下がその例にな
ろうかと思えます。遺族年金や障害者年金、雇用保険給付金などは非課税所得であります。
未成年者や寡婦の場合、所得では125万円以下、給与所得者の年収に直しますと、204
万4千円以下ですと非課税者となりますので、均等割も所得割もかからない非課税者、非課
税世帯ととらえていただきたいと存じます。

個人の町民税非課税世帯数の動向といたしましては、19年度、1,012世帯、世帯全
体の17.51%、20年度が1,015世帯、同じく全体の17.45%、21年度が
1,072世帯、全体の18.66%でした。傾向としましては、20年度後半の景気後退
の状況がかいま見られるのかと推測いたします。

続いて、総務課以外で所有するデータがあるか調べましたので、その内容をお答えします。

初めに、年金世帯等が非課税世帯となることが多いのではないかと想定いたしまして、
65歳以上を対象とする介護保険で被保険者の状況を調べました。毎年、県等に提出する報
告書を調べましたところ、世帯としての把握を必要としておりませんでしたので、世帯数で
はなく、被保険者単位となりますが、ご報告いたします。

20年4月1日現在の介護保険被保険者のうち非課税者は22%の954人、21年度は23%の1,030人であり、1ポイントの増となっております。続いて子育て世帯はということで、保育料での状況であります、非課税世帯は19年度19世帯、20年度13世帯、21年度32世帯でした。19年度との数の対比では1.7倍、占める割合としては3.8ポイント増でした。

一方、前年に所得税を支払っている世帯数は、それぞれ258世帯、263世帯、259世帯ということでありまして、ほぼ同数と言えます。しかし、この中で最高の階層となりますD4階層は、19年度20世帯でしたが、21年度は6世帯ということであり、所得状況をうかがえるのではと推測するところでございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは口の若い人たちへの応援のうち、若年者向けの雇用創出、雇用確保について、何か町としてできることはないのかというご質問についてご答弁させていただきます。

雇用対策につきましては、やはり長い目で見ますと、強い産業をつくっていくと、それで働く場所を設けていくんだというのが基本であろうと思ひまして、そういう意味で先ほど町長からもお話がありましたので、私からは個々の話について若干触れさせていただきたいと思ひます。

雇用確保に向けましては、今年度から町と商工会、テクノセンターが連携いたしまして、小さな事業所にも雇用調整助成金の教育訓練費が受給できるように、経営体質強化研修会を町内の事業所合同の教育訓練の機会を設けるために進めさせていただいてきたところでございます。昨年8月以来、若い社員の方も含め、大勢の皆さんに受講していただいておりますので、雇用確保の点においては、ある程度成果をおさめたと考えているところでございます。

またテクノハート坂城協同組合では、本年度から3年間で独立行政法人雇用・能力開発機構の中小企業人材確保推進事業を活用いたしまして、就業規則等のマニュアル化やセミナー等の開催によりまして、中小規模の企業の雇用環境の改善を図る取り組みを行っております。これも今日的な景気の中ですぐ即効性というわけにはいきませんが、ただ、景気が回復して改善してくると、働く環境の向上ですとか雇用の安定あるいは雇用の定着につながっていくというふうに考えているところであります。

また雇用創出の面で新たな試みとして、今年2月8日に坂城テクノセンターを会場にテクノハート坂城協同組合と町内製造事業所10社が連携いたしまして、現在の大学3年生を対象とした合同企業説明会を開催したところでございます。当日は23名の学生さんが複数企業の人事担当者とは面談を行いましたけれども、アンケートによると会社の方針や仕事の内容、これを直接聞いたりすることで町内の企業に興味を持ったというお話と、あと人事担当者の熱意が

じかに伝わったという回答がありました。

あとさらに2月12日には埼玉工業大学と町で協定等を取り交わしたのは先ほど町長が申したとおりでございます。

いずれにいたしましても、一番は雇用関係、緊急雇用関係については、ハローワークあるいは県のミニジョブカフェ等が担っていただいているというようなことでございますので、これら機関と町内の諸団体と連携を図る中で、雇用創出や雇用確保、情報交換を含めて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 若い人たちへの応援をの中の、子どもを産める環境の確保について申し上げます。

これから赤ちゃんを産もうとしている妊婦さんにつきまして、妊婦健診14回を公費で負担を行い、さらに22年度から4回の超音波検査を公費負担で実施することにより、経済的な負担を軽減しております。

出産費用につきましても、昨年10月より医療保険者から病院等へ出産育児一時金を直接支払うこととなり、多額の現金を準備する必要がなくなっているところでございます。

また出生後2カ月ごろまでに保健師が全戸訪問を行い、赤ちゃんの成長を確認するとともに、お母さんのさまざまな不安に対応するよう努めております。その後も成長の節目に設定した乳幼児健診や相談を通して乳幼児の健康管理や育児支援に努めているところでございます。

子育て支援センターにおきましても、お母さんの育児の悩み等につきまして、定期的に相談会を開催するとともに、随時相談にも対応しております。また若いお母さんの仲間づくりを応援し、グループ等の育成も行っており、子育てに係る相談支援体制の充実を図っているところでございます。

次に子どもの医療費についてでございますが、県では福祉医療費給付事業検討会の報告を受け、平成22年度から入院のみ小学校3年生まで範囲の拡大を行うところでございます。既に答弁させていただいてありますが、町では所得制限を設けずに、入院のみ中学校3年生までさらに拡大して実施する予定であります。拡大に伴い、新たに該当する人数は、小学生で約850名、中学生で約450名、合わせまして1,300名ほどの方が対象として増えることとなります。

今回、入院のみ拡大いたしましたのは、子どもの入院で治療を受ける際、通院に比べまして入院に係る費用が多額になることから、子育て家庭の経済的な負担を軽減し、安心して治療に専念できますようにと考えて実施していくものでございます。福祉医療費の小学校4年生から中学校3年生までの入院に係る財源につきましては、県の補助対象にはならないため、町の費用負担となります。町の財政面から将来にわたり持続可能なものとしていかなければ

ならないわけでもございます。

通院の年齢拡大につきましては、今回の状況を踏まえ、今後の県等の動向を見ながら対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 政策の転換をにつきまして、お答えを申し上げます。

ご案内のとおり、町の財政状況につきましては、世界的な景気後退によります町税の減収など大変厳しい状況に置かれております。今後の日本経済の先行きにつきましては依然不透明で、町はもちろんでございますが、国の将来を予測することは大変難しい状況というふうに思っております。

このような状況を踏まえまして、町といたしましては、平成22年度一般会計当初予算におきましては、前年度比9.8%減の総額54億6,300万円といたしたところでございます。歳出につきましては、厳しい中ではございますが、内容を精査し、削減できるところは減らし、新規事業ももり込む中で予算を編成をいたしたところでございます。

ご質問の高齢化社会の進展などにより医療費の一層の増加が予想されるところでございますけれども、介護費用を含めた医療費を抑制するということにより財源を確保していくという、政策転換というひとつの例でご指摘をいただいたところでございますが、町といたしましても、疾病を治すのはもちろん大事ではございますけれども、疾病を未然に防ぐという観点に立ち、議員さんもお承知のとおり、従来から町の施策の大きな柱として健康づくりを進めてきております。

平成21年度からは女性特有のがん検診事業に取り組んでいるところでございます。国と町で補助をし、特定の年齢の女性に対し、無料クーポン券を発行し、子宮頸がん検診、または乳がん検診を無料で受診していただくものであります。これにより検診の受診率を高め、早期発見につなげるとともに、がん予防意識の向上を目指しておるところであります。

また平成22年度におきましては、歯科保健の重要性が高まっている状況を踏まえ、新たに歯周疾患検診を実施する予定でございます。40歳、50歳、60歳、70歳の節目の年齢の方を対象に歯科医療機関で受診していただき、その費用の半分を町が単独で補助をいたすものでございます。

長期的に見た場合、検診を受け、生活習慣を改善することにより疾病を予防し、重症化を防ぐことが医療費削減につながってまいります。町民の皆さんに対する啓発に努め、疾病を未然に防ぐという疾病予防意識の向上に今後も努めてまいります。

また町の施策全体におきましても、平成22年度を目標年次とする第4次長期総合計画におきまして、少子高齢化社会への対応をまちづくりの主要課題のひとつと位置づけ、国、県と連携する中で施策の実施をしてまいったところであります。

ご質問の支出を減らす施策という観点でございますけれども、町の施策につきましては、

限られた財源を主要施策に重点的に投入していくことが当然であります。一方で、町全体を考え、バランスのとれた施策展開を図っていくことも重要であろうというふうに考えております。

平成23年度から始まります第5次長期総合計画におきましては、今後、町民の皆さんのご意見等をお聞きする中で策定をしていくわけでございますけれども、引き続き、少子高齢化社会の対応や人口減少を主要な課題のひとつとして掲げ、他の重点施策とのバランスを考えながら重点的な展開を図ってまいりたいと考えております。保健センターを拠点として、引き続き健康診査や各種検診、健康教室等の推進、自らの健康は自ら守るという町民の皆さんの自己管理意識、疾病予防意識の向上について重点的に位置づけてまいりたいと考えております。

11番（円尾さん） それぞれ答弁をいただきました。

それでは2回目の質問に入らせていただきます。

非課税世帯のことについて、いろいろ調べていただいたことには感謝申し上げます。

ただ、今一番影響が出てくるだろうと思われるのは、今、申告中の多分22年度の収入に対しての課税だろうと思います。そんなのを見ながら、やはり非課税世帯がどういうふうに分布しているかというようなことも、これからの指標として、ぜひそれはわかるようにやっていっていただきたい。それにあった施策をまた展開されることが大事だろうと思いますので、それはお願いしておきます。

それから雇用についてお尋ねしたいと思います。

一昨日の新聞報道でも高校卒業予定者の内定率が90.3%だという厳しい状況がありました。それに対して新卒、未就職者等人材育成事業というような形で県が予算計上をしています。また国では今、審議中の予算の中で、10年限りの時限措置として新卒者体験雇用事業を創設した予算計上がされています。これらが即、すぐ坂城町で活用できるかどうかということはわかりませんが、やはり機会を逃さないで、これらのことを対応していっていただきたい、そのことが1点。

もう1点は、時間の関係で一問一答じゃなくて2つ質問しますけれども、離職者を新たな正社員として雇用した場合に、受け入れた企業に対して補助をしている雇用創出奨励補助金制度というのがいろいろな自治体で行われていますけれども、厳しい経済状況とか雇用環境が続く中で、求人の掘り起こし、それから企業の雇用意欲に対して強い後押しになっているということが言われています。

そんな中で、ぜひ坂城もやっていただきたいと思うんですが、上田市では昨年8月から奨励金制度を催しまして、今30万円の補助を実施されていますけれども、これまでに54社から109人分の申請が出されているそうです。やはり企業の町坂城としても、これぐらい

積極的な対応があってもいいんじゃないかと思うんですけども、補助制度の創設は考えられないか、簡単にご答弁いただきたいと思います。

産業振興課長（宮崎君） 2点のご質問をいただきました。

国の制度の体験就業者の関係については、施策等示される中で、もう1度検討させていただきたいというふうに思います。

もう1点の雇用創出奨励補助金のご関係でございますけれども、いろいろな考え方があろうかと思いますが、ちょっと詳細、申し訳ございません、それぞれの近隣のところに聞いておりませんので、詳しい状況はわかっておりませんが、昨年のその時期という、ふるさと創生事業等のそういうものを活用しながらやっていることだろうというふうに考えます。それで実績を上げているという部分も今お聞きしまして、ちょっと情報が遅くなっちゃって申し訳ないんですけども、ちょっとそこら辺含めて、もう1度検討させていただきたいというふうに思います。以上でございます。

11番（円尾さん） 雇用創出ということについては、やはり緊急的な臨時的な雇用ということよりも、むしろきちんとした雇用がされていくということが一番重要なことですので、できるだけ早くいろいろな制度を見ていただいたり、それから、よその自治体でやっている前進面をやはり学習していただきたいと思います。そして坂城にもそれを取り入れていただきたい、そのことを強く求めたいと思います。

子どもの医療費の拡充について再質問しますが、今まで決して年齢が拡大したことを評価していないわけではありませんし、先ほども言いましたように、坂城町が県の制度やそういう制度より前へ進むということは画期的なことですよ。今まであまりそんなことがなかったから、そういうことについては十分評価していますけれども、やはりその中が1人でも多くの方が共有できるようにということで、子どもの医療費を小学校低学年で通院まで無料化すると、どれぐらいの費用になると試算されましたでしょうか。その辺だけお示し願いたいと思います。

福祉健康課長（中村さん） 小学校3年生まで入院と通院を含めて拡大したとした場合ですが、546万円ほどになります。これは一応、県の年齢拡大をするときの見込みと同じように見込んで拡大をした数字でございます。

11番（円尾さん） 低学年まで入院費も無料にした場合はという形で、私がびっくりするほどの予算ではないというのが実感です。というのは、6カ月据え置かれていました1レセプト300円から500円という、4月から実施されますけれども、これは保護者の負担が今までより1レセプトについて200円増えていくわけですよ。風邪を引いてお医者さんに行ったら200円の領収書と、薬局へ行って薬をもらったら、もう1回200円を増やしていくという形になります。そういう中で1カ月大体1千件ということが言われていますけれど

も、年間240万円でこれが入ってくるわけですね。それらも財源の一部として使っていければ、私はそんなに難しい政策ではないと思っています。そんなことも加味しながら今後の課題として、できるだけ早く実現させていただきませう、お願いします。

それでは2番目の質問に入りたいと思います。

2. 臨時職員の任用について

イ. どう研究されたか

臨時職員の任用については、これまでも何度も質問してきましたが、いつも平行線でなかなか前進せず、非常に残念に思っています。6月議会で食育・給食センターの職員体制の質問に対して、振興公社への業務委託にし、保育園給食は別に考えていくとの答弁でした。そのときに臨時職員の雇用について、地方公務員法や労働基準法等々の制約にある中で、現状における課題等を整理して、よりよい方法を研究してまいりたいというのが総務課長の答弁でした。新年度に向けて結論を出していく時期だろうと思いますが、どのように研究されたのでしょうか、課題は何であると考えていますか、研究結果はどうでしたか、お伺いいたします。

総務課長（宮下君） 臨時職員の任用につきまして、ご質問にお答えをいたします。

現在、町職員につきましては、集中改革プランの推進計画に基づきまして、人件費の削減に取り組んでいる状況の中で、職員を増やしていくことは大変厳しく、臨時職員につきましても、時間や業務限定など必要最低限の雇用をお願いしている状況であります。

また臨時職員につきましては、今、議員さんからもお話がありましたが、地方公務員法で大前提として6カ月雇用、再延長1回となっております。継続的な雇用となりますと、職員と同様に定数にカウントされてしまうため、長期雇用は難しく、再雇用にあたっては一定期間あけることが必要になっていることは議員さんにもご理解をいただいているとおりでございます。

保育園におけます臨時保育士、臨時調理員のあり方につきましては、町長から保育園の主管課であります福祉健康課とともに検討するよう指示され、検討を進めているところであります。新年度予算編成にあたりましては、臨時保育士等の人数の削減を図りながら雇用の安定に向け、できることから改善をしております。

新年度からの採用方針といたしましては、臨時保育士のうちクラス担当につきましては1年間の雇用をいたします。クラス担当以外の保育士につきましては、今まで年休・療休・出張代替保育士、長時間保育士、延長保育士、延長保育代替保育士、早朝延長保育士、一時保育士、障害児加配保育士、週休・代休等代替保育士などの職名で雇用をしてまいりました。臨時保育士の数も多く、また勤務形態もまさにさまざまな状況になっておりました。新年度からは、これらの職名も一元化し、3保育園に人件費を基準配分し、保育園での事務の効率

化と個々の臨時職員の雇用の安定を図ってまいります。

今年4月から雇用保険の加入条件の見直しがございます。雇用にあたっては、継続雇用とならず、雇用保険の加入義務のない5カ月以内の雇用とし、再雇用まで3カ月以上あけることを基本に1人分の仕事を複数で分け合うワークシェアリングの方式を実施してまいります。この方式は、雇用が特定の方に集中することなく、労働時間及び賃金の平準化、さらに雇用の中断はありますが、複数年にわたる安定した雇用が図られるものと考えます。これは給食の臨時職員につきましても1年雇用と短期雇用の併用を行ってまいります。

こうした雇用方針によりまして、3保育園の22年度の臨時職員の人件費につきましては、クラス担当の臨時保育士が1名増えたものの、予算要求に対しましては570万円ほどの減額、21年度当初予算費では330万円、率にして4.3%の削減を図ることができました。今年この制度をスタートし、今後の状況を見ながら、できるところからさらなる改善に努めてまいります。

平成22年から町振興公社に調理委託をする食育・学校給食センターにつきましては、所長、県から派遣されている栄養士が中心となり、3年間にわたり現場で働く方との検討も踏まえ、調理時間の短縮等により、経費の削減を図ってきた経過がございます。施設整備と並行しての検討は大変厳しいものでありましたが、確実な一步を踏み出したものと感じております。

臨時保育士、臨時調理員の経費の削減を図りながら安定した雇用を行うには、まず労働者側の視点だけでなく、町民の立場から見る役場の経営、経費の削減ということも十分考慮する必要があります。同じ職場で働く臨時職員の雇用の平等、賃金の平等に努めるためにも、私たち職員は雇用されている者ではありますが、雇用する側でもあるという自覚を持って、現場で働く職員の一人一人が真剣に雇用問題、保育園運営を考えていかなければなりません。副町長から3園の園長による会議に福祉健康課からも必ず出席し、保育現場の状況を常に把握するよう指示もされております。保育園と福祉健康課が協力し、今後1年かけて臨時職員の雇用、給食業務のあり方について検討し、町民の皆様に理解していただける保育園運営、雇用内容になるよう努力してまいります。

- 11番（円尾さん） 総務課長や、それから理事者側からの立場から見ると、人員を削減して経費を少なくしていくということが先にあるわけですけれども、実際に働く者の側からしてみても、やはりワーキングプアであるのかどうなのか。あるいはそれを給食とか保育園とかという形の中に子どもたちがどういう対応になっていくのか。きちんとした育て方ができるのかどうか、その辺はやはり非常に私は不安を持っています。そんな中で、こういう6・3制だとか5・3制だとか3・3制だとかいろいろ言われますけれども、例えばほかの自治体で、ほかの自治体は臨時職員の採用について、こういうような対応をしているところがあるんで

しょうか。その辺について1度お尋ねしておきたいと思います。

総務課長（宮下君） ほかの自治体のことについては私は触れておりません。それは先ほどもご答弁しましたが、地方公務員法では、大前提として6カ月雇用、最大延長が1回という形になっております。そういった中で、私は今、ほかの自治体のことについて云々するものはありません。

ただ、先ほど議員さんの方から子どもたちがどうなのかというようなご心配をいただいています。ですから、先ほども申しましたが、今後1年かけまして福祉健康課と保育園の中で十分検討をし、できるところの中で、さらなる改善に取り組んでいくということで、現場の声を十分反映した中での対応をしてまいりたいというふうに考えております。

11番（円尾さん） ほかの自治体がどうこうということを行っているわけではなくて、恐らくほかの自治体でも臨時職員の任用ということには苦慮していると思うんです。いろいろなやり方があるだろうと思うけれども、そういうやり方を学んでいますかということを知っているんですね。坂城ですから坂城のことをやるのは当たり前なんです。けども、ほかの自治体では、どんな工夫がされているんだろう、そこをしっかりと見ていただきたいということなんです。

それからもうひとつは、やはり保育園給食というのが栄養士以外の人がこういう臨時職員になっているということが大変問題を困難にしているところなんですけれども、政府の構造改革特区評価調査委員会では、待機児童をなくすということで、保育園給食を3歳以上を条件にして外部調理をするんだということを言っています。それらに対して、予算要求に対しては外部委託をしていくという回答が返ってきていますけれども、これについてはどういうことなのか、説明をいただきたいと思います。

総務課長（宮下君） それぞれの自治体においては、それぞれの自治体の都合により、それぞれ臨時任用については検討していると思います。当然私どもも、そういった自治体の対応については調査もし、把握をしているつもりです。

それから外部委託という形の中では、外部という考え方といいますか、そういうことも視野に入れながら、保育園の給食等についての検討をしていく部分には変わりはないということで、それにつきましても、保育園の給食業務全体の取り上げ方、どのような形になるかということについても1年間かけて検討をしていくということでございます。

11番（円尾さん） 時間がありませんので、これ以上の質問は今回は終わりにしておきますけれども、やはりその中で、今一番私も心配に思うのは、やはり総務課なり何なりと保育園との話し合いの場がきちんとなっていて、お互いの立場がきちんと理解できているのかどうかということが大変気にかかる場所です。そのこともありますので、本当にお互いの立場をもっときちんとして理解できるような話し合いをぜひ進めていただきたい。それは私らから見ると、

総務課長も意地になっているんじゃないのかななんて思うぐらいに思うんですよね。だから、そんな形では、とても困りますので、ぜひそういうことをやっていただきたいと思っています。

今回は、私も人口減少という大きな問題を取り上げました。これは、しばらく前に、ある地方を歩いていまして、そのときに行っても行っても、みんな空き家なんですよね。そういう状況を見たときに、この人口減少、それが古い家が空き家になっているということではなくて、まだ新しいのに空き家になっているという状況が幾つもありました。その中で本当の人口減少ということを現実に見た感じがしました。そんな中で、やはりそのところに住んでいる人たちが本当に豊かに暮らせるためには、ある程度の人口もなくてはいけないだろうし、活性化もしていかなくちゃならないだろうということを強く感じましたので、今回はその問題を取り上げました。

そして、特にこの問題の中では、若い人たちの生活を安定させていくこと、それが、やはり何より大事だと思うんです。そんな意味でも、今の町ができることを積極的にやってほしい、それをぜひ言いたいと思います。子どもの医療化について、これは、本来は私は国の制度でやっていくべきだろうと思います。

そのことは日本共産党の穀田恵二衆議院議員が、この間、予算委員会でこのことを質問していました。住むところによって差があるのでは困るよということやって、それに対する鳩山首相の答弁は、優先課題として扱っていききたいということでした。

そういう意味もありますので、やはり市町村会を通じたり、いろいろなところでこれをぜひ声を大にして国の制度でやってほしいよということを伝えてほしい、そのことを強く要望して質問を終わります。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は午前10時から会議を開き、一般質問及び条例案等審議、一般会計予算案総括質疑、委員会付託、各特別会計予算案総括質疑、委員会付託等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後3時16分)

3月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 一般質問

(1) 任期の総括をふまえてほか 山城賢一 議員

(2) 国道バイパスと県道の今後はほか 柳澤澄 議員

第 2 議案第 7 号 坂城町積立基金条例の制定について

第 3 議案第 8 号 坂城町地域活性化・公共投資臨時基金条例の制定について

第 4 議案第 9 号 坂城町国民健康保険高額療養費、介護保険高額介護サービス費、老人保健高額医療費及び福祉医療費貸付基金の設置及び管理並びに貸付けに関する条例の一部を改正する条例について

第 5 議案第 10 号 坂城町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について

第 6 議案第 11 号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について

第 7 議案第 12 号 坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について

第 8 議案第 13 号 平成 22 年度坂城町一般会計予算について

第 9 議案第 14 号 平成 22 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について

第 10 議案第 15 号 平成 22 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について

第 11 議案第 16 号 平成 22 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

第 12 議案第 17 号 平成 22 年度坂城町老人保健特別会計予算について

第 13 議案第 18 号 平成 22 年度坂城町下水道事業特別会計予算について

第 14 議案第 19 号 平成 22 年度坂城町介護保険特別会計予算について

第 15 議案第 20 号 平成 22 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「一般質問」

議長（春日君） 最初に、5 番 山城賢一君の質問を許します。

5 番（山城君） おはようございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問をさせて

いただきます。

1. 任期の総括を踏まえて

イ. 事業集成と所見は

平成22年度予算は、中沢町政3期目の任期における総仕上げの編成となるわけでございます。世界を同時不況に陥った金融危機に対する各国の協調による経済対策により世界経済は持ち直しの過程にあると言われておりますが、その足どりは重いようであります。

日本経済は、景気対策や輸出の伸びで2009年度前半までの最悪期を抜け出したと言われておりますけれども、内需は依然もりに上がりに欠けておりまして、景気持ち直しのペースは本年度も極めて緩やかに推移するのではないかという見方がされております。失業率は4.9%に改善とのことでございますけれども、県内では5期連続悪化の4.7%となり、有効求人倍率でも0.44倍として景気の先行き不透明感から長期雇用には慎重な観測を示しております、いずれも雇用環境は引き続き厳しい状況にあります。

政府の3月の月例経済報告では、景気の基調判断といたしまして、いまだデフレ状況にあるものの景気判断を上方修正しましたが、景気は持ち直しているが、自立性には乏しいと7カ月連続としての横ばいの表現であります。

県の予算におきましては、一般会計総額が21年度当初比3.5%増の8,615億円、建設、農政、林務、環境の4公共に710億円、同じく県単で160億円、加えて緊急経済対策といたしまして、1月に補正予算の81億円を合わせますと、21年度当初比100.5%という確保を示したことでありまして、いずれも生活に密着した社会資本整備を充実させていくという考えのもと、景気雇用など近々の課題に配慮されたものとする次第であります。

昨年の12月定例会におきまして、本年度予算につきましては、一般財源ベースで2割程度の削減を必要とするという厳しい対応になるとのお考えをいただきました。平成22年度一般会計当初予算は、前年度対比9.8%減の54億6,300万円ということでございます。

これは私も財務の方から資料をいただきました内容を見ますと、平成2年当時、バブルのときでしたが、20年前の総額に匹敵する額になったわけであります。長期計画による道路整備あるいは下水道事業、また学校耐震改修など継続事業がありまして、進められておりますけれども、町民の願望でありました食育・学校給食センターが完成いたし、この25日、竣工式が行われるという運びになったことも周知のとおりでございます。新しい施設で調理された給食をいただくという児童生徒の楽しい笑顔が浮かんでくるような感じがいたします。

一日も早い経済回復を期待したいわけでございますけれども、個人所得の減少から個人町民税が前年度比21.2%の減、法人町民税は31.9%の減、固定資産税も償却資産の関係もございまして、3.1%の減と町税全体では11.2%の大幅な減となる見込みでござ

います。新年度におきます事業集積と力点について、力点につきましては、マスコミや新聞報道されておりますけれども、この本事業に対する思いを町長にお伺いをいたします。

ロ．第5次計画に寄せるビジョン

坂城町が将来にわたり健全な発展を促進していくために、策定される総合計画により、町の将来像及びこれを達成する基本目標を明らかにした上で、施策の大綱を体系づけた基本計画に沿いまして具体的な事務事業が実施されるわけでございます。町の将来像を描く企画会議から総合計画策定委員会あるいは専門部会、各課の計画素々案の企画立案など実施されます主任からなる組織によりまして総合計画に関する基礎調査、についてはおおむね5年ということで現況や将来の見通しなどを調査し、社会的な、あるいは経済情勢の変化、並びに国とか県の計画変更の事情などを考慮しながら、最終的には町の方向性、町民の繁栄を期することに努力をしているわけでございます。

総合計画の決定につきましては、先ほど言いましたが、企画会議の審議を経まして、これは町長が決定されるわけでございますけれども、基本構想や基本計画につきましては、あらかじめそれについて町の総合計画審議会に諮問して、その基本構想につきましては、これについては議会の議決が必要なわけでございます。

平成22年度は第4次計画の目標年次でありまして、事業遂行についての検証や評価はどうであるのか。また第5次に寄せる町のビジョンについて、どのような新しいまちづくりを考えておられるのか、お伺いをいたしまして1回目の質問とさせていただきます。

町長（中沢君） 山城議員のご質問にお答えしてまいります。

今年度の予算は、実質的には決められた、要するに議員さんと同様、町長としても最終的な年度ということで、工夫を凝らした予算を、特にソフトに力を入れまして、厳しい中で、それなりの予算を編成したなど、こんな気持ちもでございます。互いに議員、市長はともに任期がございまして、その間精一杯頑張っていくというのがともに責務であるというふうに考えているところでございます。

22年度の予算ですが、厳しい財政を踏まえ、お話のように前年比9.8%の54億6,300万円の予算となったわけでございます。歳入では、個人町民税が21%、法人町民税が32%それぞれ減額の見込みと。そしてまた、地方交付税につきましては、その分国が見てもらえるということで、7億3千万円を見込んだと。財政調整基金からの繰り入れを3億8千万円に抑えたということでもございます。

22年度の予算の力点でございますが、ハードの事業、投資的経費というものは、既にこの5カ年で駅周辺の事業とか、あるいは町営住宅の整備とか、そしてまた、給食センターを食育・給食センターということの発想のもとに、まちづくり交付金で整備してあるということで、そういった面からも一応のハードの面については区切りがついたということで、

72%の減額ということに相なったわけでございます。

新年度の予算でございますが、まず、そういう中でソフトの事業に職員挙げて知恵を絞ったということでもございます。キーワードは子育ての支援、そしてまた、坂城ならではのものとして、すべての行政の原点をものづくりということにしておりますし、今の時代にあわせた環境ということを3つ掲げまして、各課の連携・協力のもとに発想し、進めていくということでもございます。

キーワードの子育てのひとつといたしましては、子ども手当、約3億円がいろいろな面で入るわけで、ご家庭にでございますが、入ります。しかしながら、町内の扶助費の50%にもなるということもございますので、この有効な活用をお願いしていきたいなど。子どもの成長になる糧としてお使いいただきたいということもございます。

2つ目でございますが、子どもの医療費の拡大をいたしたと。入院につきましては、中学3年生までということで、より多くの人々が特に大変な時期に家族ともどもそういった面の取り組みをする、それを支援していくということが原則だなど、こんな思いからさせていただいたわけでございます。

そしてまた、3つ目として、子どもたちが安心して遊べる環境づくりということで、公園あるいは遊び場の整備等もしたということでもございます。

キーワードの第2としては、ものづくりでございます。

テクノセンターを中核にしまして、坂城WAZAパワーアップ事業を新たに展開するということでもございます。厳しい経済状態の今だからこそ、こういったものに取り組みなければならぬと考えております。培われた技能・技術を承継していく、さらに高度化していくと。そしてまた、若手技術者や熟練者の表彰制度、そしてまた、特許等の新たなものについての助成もしていきたいと、こういうことでもございます。

しかし、長い将来を見たときに子どもたちを含めた町自体のそういった取り組みが必要という観点から、小中学生のものづくり体験教育というものを入れ、そしてまた、高校にもそれを担ってもらおうということでもございます。諏訪地方が、ものづくりの学習グループが相当進んでおりますので、そういったところの支援というか、学びながら教育的な観点を生かしながら頑張っていきたいなと思っています。

第3のキーワードは環境の問題でございます。

環境問題は、地球に生きる私たち一人一人の大きな課題でございますので、その心構え、そういったものの啓発がまず大事だと、こんなふうにも思うところでもございます。

4月からのごみ処理手数料の有料化ということにつきましては、生活保護世帯等の手数料等については、いろいろ施策の中で減免するような措置もあってまいりたいと、こんなふうにも思っております。そしてまた、ごみ処理機等の助成あるいは収集所の改築等についても支

援し、そしてまた、月1回の粗大ごみの収集にあわせましてサンデーリサイクル等も開始してまいりたいと、こんなふうに思っております。

環境教育の一環といたしましても、食育・学校給食センターに太陽光パネルを設置する、あるいは個人住宅の太陽光発電システムに対する補助、助成ということ等も繰り入れたわけでございます。

こういった問題は、若干の助成制度以上に心につながる問題でございますので、環境というものについて町民の皆さんがそれぞれに意を用いながら頑張ってもらいたいなど、こんなふうにいるところでもございます。

こういったソフトの3つの柱に係ることとあわせまして、何といたっても環境面で言いますと、下水道ということが大事でございます。下水道が坂城、あるいは中之条、さらに村上、南条と一日も早く皆さんに享受していただくということを、より大事にしていきたいなど、こんなことから、22年度の下水道の特別会計は前年対比3.4%の増、8億円という多くを計上した次第でございます。

先ほど議員さんの方から食育・給食センターが完成するというお話もございました。食育・給食センターについては、国の助成をより受けるという利点もございますが、何よりも学校給食を質を上げるとあわせて町民の食育に対する関心を高めていきたいというねらいがあるわけでございます。新しい施設に対しましては、最新式なシステム導入もしております。職員体制も強化いたしました。さらに7時間勤務という新しい体制も試みたわけでございます。働く皆さんが心を込めて子どもたちに、よりよい安心・安全な、そしてまた、心のこもったおいしい食事が提供できるということの出発点と、こんなふうにも考えた次第でございます。

以上、自律の町として将来を見据えながら力一杯いろいろ施策展開していくということを申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

企画政策課長（片桐君） 第5次計画に寄せるビジョンはについてお答えを申し上げます。

ご案内のとおり、町では平成13年度を初年度といたします第4次長期総合計画を策定し、この中で町の将来像を「ものづくりとやすらぎのまち」と定めまして、自然と人と産業とが共生するまちづくりを目指して町政運営を行ってきたところでございます。

この長期総合計画は、目標年次を平成22年度、来年度ということに設定をしております。従いまして、今年度から22年度にかけて、今後10年間の目標年次は平成32年度でございますけれども、新しい第5次の長期総合計画を策定してまいります。この計画の策定にあたりましては、住民の皆さんのご意見等をお聞きしながら、長野大学の若手の先生方のアドバイスをいただく中で、職員の手づくりによって進めてまいりたいというふうに考えております。

現在の第4次総合計画の検証と評価につきましては、まず担当課におきまして、今までの事業の現状と課題、今後必要な取り組み等について検討する中で、総合計画検証シートを作成をいたしたところでございます。このシートをもとに、昨年12月に長野大学の先生方によるヒアリングも実施したところでございます。現在、長野大学の先生方によるプロジェクトチームにおきまして、この検証と評価の結果の取りまとめを行っておるところでございます。また、この検証・評価結果は新たに策定いたします第5次の計画に反映をさせてまいります。

次に、第5次の計画に寄せるビジョンにつきましては、長期総合計画は、これからの10年間を展望して町の目指すべき将来像を描くとともに、その実現に向けて総合的・計画的なまちづくりのあり方を示すものがございます。第4次の総合計画につきましては22年度で終了するわけでございますけれども、この間少子高齢化や国際化、情報化の進展、環境への意識の高まりなど、町を取り巻く社会環境は大きく変化をいたしたところであります。また現在の世界的な経済不況など予測もつかない事態が突然生ずることもございます。町の財政も厳しい状況が続くなど、今後の10年先を見通すことはなかなか難しいことも事実であります。しかし、現在の情勢を踏まえまして将来の社会環境の変化等を現段階において、できるだけ予測をいたしまして、町の進むべき方向性の的確な把握に努めてまいりたいと考えております。

計画の基本指針、ビジョンにつきましては、ものづくりのまちの基礎の上に立ち、自律のまちづくりを考えの基本に置く中で、ご委嘱申し上げました総合計画審議会の委員の皆さん方に十分議論をしていただき、将来に向けて取り組んでまいりたいと思います。

5番（山城君） それぞれ答弁いただきました。

まず事業集成の思いでございますが、町長の答弁をお聞きしますと、当時、当時時宜を得た事業をされてこられたというふうに私は理解をしているところでございます。ハード事業は、周知のとおり事情に応じということで、本年度はソフト事業中心に力を入れて編成されたということでございます。

今度、子ども手当がそれぞれ市町村に、またご家庭に支給をされて、それぞれの家庭がそれなりの子育てに重点が置かれて、町もそれなりの将来像が見込めるかなと思いますけれども、子ども手当、それぞれご家庭に行くわけでございますが、これは町として、どんな、使い方でしょうけれども、できるだけ町に反映させるような、そんな誘導がされれば町もそれなりに潤うんじゃないかなと思うんですけれども、そんなことも、まして先ほど答弁がございましたが、それも町内10%ぐらいの割合になるとなれば相当大きい額にはなると思うんですけれども、そんな誘導施策、考えていかれるかどうか、それとともに家庭の繁栄、また、町の潤いということでもって、そんなお考えがあればお聞きをしたいと思います。

それから、給食センターができました。これは当初の計画では予算の関係上、太陽光はちょっと無理だよということもありましたが、国の動向によりまして完全な県下初のセンターが完成したわけでございますけれども、当然これも、最初に町長もちょっとおっしゃいましたが、勤務体制も考慮されるということで、県下あるいは全国から視察も当然来られると思います。それには新しくなりました施設はもとより、運営上も当然どんな運営をされるのかなということも、これは当然方々から来られて研修されるのではないかなと私は思うんですけれども、それについての対応は、今お考えがあればお聞かせをいただきたいと思います。

それから第5次に寄せる計画でございますけれども、これは前回も住民の意向もアンケートをとりまして反映されて、それにできるだけの意見を取り入れるということでもってやってこられました。坂城町はものづくりの町ですから、当然ものづくりによって、産業振興によって町が潤うということもございます。なかなか10年先を見込むということは、今、課長もおっしゃいましたけれども、大変難しい計画ではございますけれども、これも果たして、今回、財政規模が厳しい財政規模になりましたけれども、この財政規模につきましても、すぐには回復が難しいだろうと。そんな中で厳しい計画もされると思いますけれども、この中で、いかに住民の皆さんのご意見を反映しながら、また基本である長野大学の先生方と研究しながらやっていかなきゃいけないと思いますが、これについても現在の財政規模が、ここ2～3年は続くだろうと私は個人的には判断するわけでございますが、それなりの坂城ならではの見通しがあるかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから坂城WAZAパワーアップ事業が新たに設けられて新規でもってこれが坂城の自給率向上のために設けられたわけでございますけれども、これについて表彰制度、これは国家的には技能検定という制度もありまして、それも検定で技術の向上を願っているわけですが、対象が町内事業所でございますが、これはあくまで町内に勤務する従業員の方々が対象なのか、町外からも来られている方がおりますけれども、そんなパワーアップ事業の対象の範囲はどのようなお考えでいられるか、お伺いをいたします。以上です。2回目を終わります。

町長（中沢君） これからの坂城町の行方ということの中で、今年度、来年度に向けて策定いたします第5次長期計画ということは、ご指摘のとおり大変いろいろ将来に向けて難しい課題がございます。しかし、坂城としての産業基盤も充実しておりますので、そうした面をより生かしていくということでもあろうかなと。

そういう中でいろいろ課題として大事なことは、産業生産人口が少なくなる。そして高齢化が進むと。少子化に対してどうするかという課題もあるわけでございます。生産人口が少なくなるということは、社会の中核が弱くなるということですから、それをどのように高めていく手立て、そしてまた、工業の町として、そういった面に対して、より少ない層の中で

工業を支えていく、産業を支えていくという、こういったひとつの人材養成的な、そういうものも大事になってくるかなと、こんな思いもいたします。

手法として、より多くの皆さんのお話をお聞きしていきたいということでございますが、10年先を見通せるということはなかなか大変でございます。そこでデルファイ調査をいたしたいということでもございます。いろいろ坂城町内の有識者の皆さん100数十名の皆さんから、いろいろと物の考え方、デルファイ調査というのは、要するにこちらの方で問題設定して、それを答えてもらう、それを集約するという調査でございますが、それを大きな参考にしていきたいなど、こんなふうに行っているところでもございます。もちろん今まで長野大学の先生方ともいろいろ組んできておりますが、特に長野大学からは若手の先生のいろいろなメンバーになることを要請いたしまして、将来に向けてのビジョンをよりの確に組んでまいるかなと、こんな思いでもございます。

給食センターは、先ほど申し上げましたように、まず食というものが生活の中の中心であるということ、健康づくりの中心であるということ、食の楽しみということを町民にいろいろと啓発しながら、ともに学校給食センターに関心を持ち、子どもたちが楽しくなり得るようなことが大事だなと、こんなふうに思っております。

それと今、子ども手当の関係がございまして。これは国の制度をたまたま町が職務を執行するというところで、国の制度自身に、こういうもので使うんだということの明確なお話がなくて、子ども手当、子ども手当が先行しているわけでございます。少なくとも子どもの成長、よりよい健やかな成長に役立たせるべく、それぞれのお父さん、お母さんに考えていただきながら、この時点に何をしなければならないか、遠い将来の大学へ行くとか、そういうことよりも、今なぜこうしなければならないかということに思いをはせてやっていただければありがたいなど。そういった面での物の考え方等も行政として整備していく必要があろうかなと、こんな思いがいたします。

それともうひとつは、坂城の技のいろいろな開発でございます。パワーアップをしていくということ、これも将来に向けて子どもから、そしてまた熟達した人たちまでをひとつのターゲットととらえまして進めていくということでございます。そしてまた、小・中学校はもとより坂城ならではの高校がございまして、高校もということをまあ、入れていくと。産学官にいろいろな対応がございまして。そういった機能を、大学はないけれども、産学官のそういった機能は十分あるよということも生かしながら、また中小企業の皆さんの気持ち、あるいは技をよりよく高めていくために、その価値を認めながら、そしてまた若い人、熟達した人たちの顕彰をしていくと。そういったひとつの、それを誰が顕彰するかということについては、テクノセンターに審査会を設けていただいて対応すると。そして、それを仕切る長野県にただひとつのテクノセンターでございます。そういったときの人的な充実ということ

で県の工業試験場からも人材をいただいて、そしてまた坂城町ならではのいろいろなすぐれた面の熟達者がいます。そういった皆さんのお話も伺いながら、より適切な運営を図ってまいりたい、こんなふうに思う次第でございます。

企画政策課長（片桐君） 第5次の総合計画に関連しまして、財政見通しという点でございますけれども、これは一昨日、昨日のほかの議員さん方の答弁の中で申し上げてきたところですが、やはりこういった税収減という状況が一方であるわけでございまして、そういった中で一番は経費の削減が一番だということでございます。それとあと、いろいろな特目の基金がございまして、そういった基金の活用ということも一方でありますし、あるいは繰上償還というようなことも当然考えられてきます。

いずれにいたしましても、歳入に見合った事業ということになりますので、そこらはやはり歳出削減ということは今まで以上に取り組んでいかなければ財政運営が成り立たないのではないかというふうに考えております。

それから表彰制度の範囲でございますけれども、これは先ほど町長からも申し上げましたが、対象者といたしましては町内企業の従業員ということになりますので、町内に事業所があれば対象になるというふうに考えております。

5番（山城君） それぞれ答弁いただきました。なかなか長期計画、将来見通しが難しいと思えますけれども、坂城ならではの計画を進めていただきたい、こんなふうに思います。

次に進めさせていただきます。

2. ごみ減量化の支援について

イ. 資源物回収奨励金の拡充を

この4月から家庭ごみのごみ手数料が有料化となりまして、ごみ処理費用の軽減とともに、ごみの減量化とリサイクルの一層の推進を図っていくことになりました。導入にあたりましては、2月8日から2月25日まで8回に分けて住民説明会が行われたわけでございます。住民の皆さんにごみの減量化を進めるための趣旨にご理解とご協力をいただくことが大変重要なことでございます。参加者が500名余ということでありましたが、同じ会場で2日間ではなく、多くの会場設定での説明会ができなかったかというのが実感でございました。

それから毎月第3日曜日に行われております粗大ごみ並びに家電6品目の回収にあわせまして、このたび瓶、缶、ペットボトル、プラ容器などの資源物回収について4月から実施されるという企画、誠に前へ進んだ企画だということで理解をしております。

そこで今までも行われておりましたが、町の資源物回収奨励金につきまして、町内で定期的に共同回収をしている営利を目的としない団体に交付しております奨励金でございますが、現在150万円で22年度も同額の計上がされております。各自治区で回収した資源物は町で処理しているわけでございますが、町の減量化の推進に奨励金の拡充ができるのかどうか、

申請状況とあわせてお伺いをいたします。

ロ. 堆肥化のイメージは

生ごみは厨芥あるいは食品廃棄物として事業系のスーパーマーケットやレストランとか食堂、売れ残りの食品、あと家庭で出る調理くず、それから食べ残しとか、そういうものが一般廃棄物でありまして、生ごみは約30%を占めていると言われております。

この生ごみですが、塩分あるいは水分、食品添加物が多く含んでおりまして、なかなか適正処理や再生利用に対しては敬遠される要素にもなっております。今回、家庭系一般廃棄物処理手数料収入として860万円が計上されたわけでございます。ごみ手数料の有料化が実施されることによりまして、手数料収入の使途として生ごみ処理機及び堆肥化容器購入補助金制度が前回より引き上げられました。上限2万円から4万円ということに拡充をされたわけでございます。また、ごみ収集庫の整備に対しましても補助の拡充ということで、かなり前向きに今回なりました。それから、ごみ減量化推進事業ということも取り入れられることになりましたけれども、具体的にはどんな対応を考えておられるのか、お伺いしまして1回目の質問を終わります。

住民環境課長（塩澤君） ごみ減量化の支援についてお答えをいたします。

初めに、イの資源物回収奨励金でございます。

当町では、平成3年4月から、ごみの減量と資源化を進めるため、新聞、雑誌、段ボールの分別収集を開始をいたしました。同年7月より、ご質問にあります資源物回収奨励金、これの交付制度を開始をいたしました。その後、平成8年に瓶と缶について、平成9年にペットボトル、平成15年にはプラスチック製容器包装、紙容器包装等の分別収集を開始をいたしております。

これによりまして、当町の分別収集は可燃ごみ、不燃ごみ、資源物など18区分となりまして、分別の主要品目については、行政収集の対象といたしているところでございます。この間、町民の皆様方には、ご理解とご協力により減量化など一定の成果が上がってきておるということでございます。

このような状況から、平成15年には奨励金制度の所期の目的が達成されたということで制度の廃止が検討されたわけですが、PTA等からの継続の要望をいただく中で、平成16年度より交付単価であります、1kg当たり5円を3円に引き下げての継続ということで、そういったことをご理解いただく中で現在に至っておるということでございます。

資源物回収奨励金の実績でございますが、平成18年度には回収量が570t、奨励金が165万円、19年度には回収量が521t、奨励金が155万円、20年度では回収量487t、奨励金144万円というふうになっておりまして、年々減少傾向にございます。

登録団体数につきましては、いずれの年度も小学校のPTAを初めとします15団体とい

うこととでございます。ごみの発生・排出を徹底して抑制すること、排出されたごみについては可能な限り再利用・再資源化を図るということ、いわゆるリデュース、リユース、リサイクルの3Rということで、この推進については、町といたしましても重要課題ということととらえて、広報紙等によりまして啓発に努めておるということとでございます。

4月から、ごみ処理手数料の有料化が開始となるわけですが、今後のごみの減量化、リサイクルの動向等を見ながら奨励金につきましては一応検討課題といたすところですが、昨今の財政事情等からも現状維持をお願いをしていきたいというふうを考えております。

続きまして、ごみ減量化の推進事業、特に生ごみの堆肥化の取り組みでございますけれども、平成20年度に排出されました家庭系の可燃ごみについては、葛尾組合の組成分析を見ますと、生ごみが約24%を占めておるということとでございます。この生ごみの処理と堆肥化の推進、分別の徹底によるさらなる減量が可能と考えるところであります。

こういったことから生ごみの減量化・堆肥化を積極的に取り組んでいきたいということで、補助額の引き上げによりまして生ごみ処理機、コンポスト容器の普及促進あるいは段ボールコンポストによる生ごみの堆肥化、また水分を多く含む生ごみの水切りの徹底、こういったことについても今まで以上に啓発をしまいたいというふうと考えております。

堆肥化のイメージ、具体的な対応ということとでございますけれども、22年度予算では、ごみ減量化容器等の設置補助金を130万円ということと計上させていただいております。平成22年から26年まで一応5カ年計画という中で、生ごみ処理機150基、コンポスト容器100基という普及を目指していきたいというふうと考えております。

また昨年の広報10月号でご紹介申し上げたところですが、段ボールコンポストによる堆肥化についても、ごみ減量化推進事業補助金によりまして、推進団体、推進グループの育成に努め、各ご家庭で比較的簡単にできる生ごみリサイクルの方法としまして、その普及促進を図ってまいりたいというふうと考えております。実際に推進グループの皆さんが各区の公民館等へ出向きまして、出前講座のような形でコンポストのつくり方などの実演を行いまして、全町的な取り組みとして普及を図ってまいりたいというふうと考えております。

次に、生ごみ処理機、コンポスト容器、段ボールコンポストによってできた堆肥の活用でございますけれども、各ご家庭の畑あるいはガーデニングなどご利用いただければ一番いいわけですが、非農家の皆さん等の堆肥の利活用ということにつきましては、今後の課題と考えるところであります。町内の農業団体あるいは関係グループ等と検討する中で、循環型農業への取り組みや利活用といったことを踏まえまして、余っている堆肥の活用について、システム化といいますか、ネットワークの構築というようなことを進めてまいりたいというふうと考えております。

5番（山城君） 答弁いただきました。

今回22年度におきましては、大分前進した企画ということで評価をしております。

ひとつだけ、推進グループを育成していくということですが、これについては申請を受けたら窓口は環境課でもって受けて、それに対して助成していくということですよ。

住民環境課長（塩澤君） 推進グループについて、そういった補助を出しまして、コンポスト容器の普及ということで、グループへの支援ということでやっていきたいというふうに考えております。

5番（山城君） 時間がなくなりましたので、次に進みたいと思います。

3. 坂城・更埴バイパスについて

イ. 鼠橋以北の早期事業化の促進を

平成13年度から着工されていまして県道長野上田線、力石バイパスが3月6日、開通をいたしました。また、この3月14日には、国道18号上田坂城バイパスが開通を迎えることになりました。国並びに関係機関、みんな地域の地権者の皆さんとともに祝意を申し上げ、関係地域の発展に期待を申し上げる次第でございます。

しかしながら、鼠橋以北の坂城更埴バイパスにつきましては、いまだ事業化の目途さえ示していない状況でございます。上田坂城バイパスが開通されますと、鼠橋を通り、しなの鉄道の古都久田踏切を通過するわけでございますが、1時間に8回も遮断するという踏切でありまして、そのすぐ先は一般国道の信号がありまして、一層の渋滞が想定されます。町内外の経済産業活動並びに勤労者の通勤など大きな支障を予想するわけでありまして、

県道の上五明区につきましても、来年度から工事が着工をする運びとなっております。町内区間3.1kmの事業化の促進につきましては、喫緊の課題で運動を展開していかなければなりません。

新政権においては「陳情に来なければ予算配分もない、まだ政権交代の意味を理解していない自治体がある」という発言を聞きました。町長の招集のあいさつにございましたように、さらに強い要望活動をお願いするわけでございます。鼠橋から力石バイパス間の一日も早い事業決定を熱望する次第でございますけれども、町長から簡単に発展的なご意思をお聞かせいただければ幸いです。以上です。

町長（中沢君） 先日、力石バイパスが県の力によって開通いたしました。この14日には18号バイパスが完成するというところでございます。各方面に常に陳情した成果も出てきているかなど。政権も変わりました。考え方も変わりました。ただ、鼠橋まで開通されると鼠橋を渡るときに、しなの鉄道が8回も1時間に遮断機がおりると、これは大変で、ときによっては混雑するよということで、かえって迷惑施設になるよという観点も踏まえまして陳情したところでもございます。

厳しい物の考え方の中で、いろいろかつての経過等もございまして、坂城力石バイパス間

は事業化という段階でなくて、計画地域だということになっている、そこがネックでございます。しかしながら、1億円の経費をつけられたということは、先線に向けての対応だということの評価しながら、より進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

5番（山城君） 今回は、中沢町長におきまして今期の総括の予算ということでありまして、お聞きをいたしました。厳しい予算でございますけれども、少子高齢化が進む中でソフト事業重点ということで、医療・介護といった福祉の充実、教育文化、人材育成、環境施策のソフト面ということに理解をいたすところでございます。

地域で活躍していただく人材を育てるということで、入学試験の自治体卒の推薦という動き、そういう仕組みが生まれてまいりました。これも坂城にとって、また考えていかなきゃいけないんじゃないかなと私自身思います。

それから今回、本20年度予算におきましてですけれども、10月16日に坂城高校が100周年記念式典並びに記念講演会という記念行事が開催されます。これにつきまして、町として100万円のご支援をいただいたと。これにつきましては、敬意を申し上げますとともに、衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

それから坂城町の町花であるばら、あるいはさかき千曲川バラ公園のばら祭り、これは5年目となりました。生業としているばら、りんごとか、あるいはぶどう栽培者の方々には、跡継ぎ問題を含め、前途厳しいものがございます。農業振興も大変重要な課題ではないかと思う次第でございます。

それから、ここ景気が本当に厳しいわけでございますけれども、数えて7年ごとの寅年と申年に御柱祭が諏訪大社を初めといたしまして県下各地で執り行われます。今年も村上地区で、五明の場合は4月11日でございますけれども、御柱祭が行われます。御柱を通じ、人々の和を深めて郷土を愛し、また自然環境豊かなふるさとづくり等尊い伝統文化を子孫に伝えたいという先人の思いが受け継がれております。

バイパスが開通いたしました。坂城町が生き生きと、また支え、輝くものづくりの町として、さらなる進化をしていくことを願いまして私の一般質問を終わります。

議長（春日君） ここで10分間休憩いたします。

（休憩 午前11時00分～再開 午前11時11分）

議長（春日君） 再開いたします。

次に、13番 柳澤澄君の質問を許します。

13番（柳澤君） ただいま議長より発言の許可を得ましたので、一般質問を行います。

取り上げた問題は、昨日から幾つか触れられた部分がありますが、地域的な経済あるいは生活という点で重要でありますので、私なりにお伺いをしたいと思います。

1. 国道バイパスと県道の今後は

イ. 国・県の考え方をどう認識しているか

力石バイパスが完成し、6日供用開始になりました。あさって14日には上田坂城バイパスが午後3時から鼠橋上田間が通行開始になります。国道や県道の問題は、町の裁量外のもので、町長も東京へ、あるいは新潟へとあちこち足を運び、いろいろな面で大変ご努力されてこられたわけですが、町内の人たちは十分わかっていない点が少なくありません。この機会に幾つかお聞かせいただいたり、考えたりしたいのであります。

最初に、国道バイパスの鼠橋以北の事業化、県道上田市半過地籍700mを通行止めから廃道にという問題、また千曲川左岸の堤防仮設道路の将来的取り扱い等について、国県はどのように考えていると思われるか、町長のご認識をお聞かせいただきたいと思えます。

ロ. バイパスの鼠橋まで開通について

これまで坂城上田間は何十年も国道18号と県道77号によって行き来していました。自動車の増加によって国道の渋滞が目立ち始め、国道バイパスが計画されました。それは村上の水田地帯が碁盤の目のように区画整理されて間もないところを斜めに通過し、先日完成した力石バイパスへ接続するというもので、想定は変わっていないようです。バイパスは、ようやく鼠橋まで上から伸びてきました。工事中、トンネル掘削の振動で落石の恐れがあるからと県道は半過地籍で700m区間通行止めになり、かわりに堤防の仮設道路が設けられました。14日、鼠橋までの開通とともに県道の通行止めはそのまま仮設道路が使えなくなることは、幹線道路2本という状況が今までと全く変わらないということでもあります。むしろ流れの早くなるだろうバイパス部分と鼠橋の信号と国道や県道との接触は混乱することが心配されます。昨日も話がありましたが、改めて県道通行止めと仮設道路関係について、これまでの経過をお聞かせください。

ハ. 今後の見通しと対策は

バイパスの鼠橋以北については、先ほどもありましたので省きます。鼠橋周辺が混乱、渋滞する心配はないか。県道の通行止めは廃道まで行ってしまうのか。仮設道路は国交省内のことや、かすみ堤部分、また欠口用水との関係等の問題等聞いていますが、将来的にも2年前まで同様、単に堤防の使命のみでずっと続くのか。この3点について町長の見通しをお聞かせください。

特に鼠橋周辺の混乱の心配、県道が上田へ通じない、これらへの対応策あるいは国県への働きかけについて、どうお考えか、お聞かせください。

なお、橋から県道への接続点改修工事について、これは県道ですから小網地区にかかわる部分ではありますが、工事中の交通について、どうされるのか。小網の部落内を通行する車も増えるかと思えますが、地区への対応はどうされたか、お聞かせください。

ニ. 特別な交付金1億円の行方は

国土交通大臣が記者会見で発表のプロセスに問題はあったが、800億円の余裕ができたから、地方自治体に配分したと語っていました。その前に新聞報道で、当町へは0円から1億円という報道がありました。これは具体的には内容が定かでない感じですが、バイパスのどんな関係を予定されているのか、わかっていたらお聞かせください。1回目の質問を終わります。

町長（中沢君） 柳澤議員のご質問にお答えいたします。

国道バイパスと県道の今後ということでのお話でございます。

ご承知のように、上田坂城バイパス4.9kmは事業化区間であって、今回開通するわけでございます。鼠橋以北についての坂城更埴バイパス19.2kmのうち13.6km、現時点では、これは計画道路ということで、いわゆる未事業化区間ということで位置づけられております。今までの経過の中で、やむを得なかったんだろうと、そんな理解をいたしております。

町といたしましては、バイパスの効果を高める上からも鼠橋以北が開通しないと大変なことになるということで、先ほど開通いたしました力石バイパスに向けての事業化をいろいろと強力で陳情等も申し上げているところでもございます。暫定的な迂回道路として、鼠橋通りの国道に至る間の踏切による交通の遮断の問題、要するに先ほど申し上げましたように、1時間に8回もしなの鉄道が遮断機がおりるんだよと、そういうところへ、より多くの皆さんが交通事情でやってくるということになれば、混乱が必至だよということで申し述べておるわけでございます。

そういう経過の中で、今、県道の、まず村上側の県道でございますが、その面につきましては、今度バイパスが開通すると上田坂城間の危険な県道というか、そういう恐れよりもバイパスが拡幅された広い道路であるから、一応はそこで利便に供すれば、そういった心配は少ないだろうと、危険な場所については将来的なものとして廃道ということも検討の考え方にはあるようでございます。

それと今のお話の中で、要するに暫定道路、南条側の千曲の堤防でございますが、これまた厳しいひとつの構造上の問題があると同時に、そのもの自身が千曲川河川事務所は、そこを当初から通ることはまかりならんと、構造上ということであったんですが、暫定的に、どうしても通らざるを得ないと、坂城町の要望に答えるというようなことから、長野国道事務所と県がそれを責任を持って、その間つくるということで設定した経過もあるわけでございます。

私どもとしては、それはさておき、それなりの住民の意見も大事にしてよと、こういうお話もしているところでございますが、何はさておき、法的に構造上問題があるということになれば、それを解消させていくことが求められていると。完成堤防であったり、あるいは

構造上いろいろ直していかなきゃならないというのは今後の課題だなど。しかし、それは言葉で言うほどやさしいものでなくて、いろいろな相当の経費がかかるということでございますので、今回そういったものをひとつの基礎にして、どうすればいいか、国とともに将来的には通れる方向を検討してまいることが必要だなど、こんなふうには思っております。そういう中で混雑が予想されるということでございます。バイパスから県道への誘導ということで、今、アクセス道路の関係は既に手がつけられているということでもございます。

私どもといたしましては、一日も早く力石バイパスをつなぐということに意を用いるということで、何度か繰り返しますけれども、混乱を避けるということで、国土交通省あるいは民主党のそれぞれの幹部の皆さんにも繰り返し、今、陳情してきたと。当初、新規の場所だからということで、0査定でございましたけれども、しかし、暗黙のうちに、さらに進む方途を講じることを含みにして、そして1億円の予算がついたかに聞いております。まだ発表が厳しい状態の中で、具体的なお話は出てまいりません。少なくとも前進だよというお言葉を聞いてはおりますので、そんな面を糧にして、これから強力な面で力石バイパスに向けてのバイパスの完成を、より願って、また進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

建設課長（村田君） 私からは、ロのバイパスの鼠橋まで開通についてから順次ご答弁させていただきます。

千曲川右岸堤防河川道路につきましては、国道バイパス、上田坂城バイパス開通に伴い、通り抜けができなくなるわけでございます。落石事故の関係から県道長野上田線半過地籍が通行止めに伴い、河川事務所に地域の実情をご理解いただき、バイパス開通まで一時的迂回路として使用してまいりました。仮設道路はバイパス工事に起因する仮設迂回路で、河川法による一部撤去のため、通り抜けができなくなるものでございます。

一方、県道の半過地籍の通行止めににつきましては、バイパス半過トンネルが開通いたしますと、上半過地籍では既に開通している岩鼻トンネルと半過トンネルの間で取付道路から県道に、また上半過地籍では半過トンネルを通り抜け、それから下半過の取付道路から県道に出られるようになってございます。高規格な広いバイパスを通行していただきたいと担当課といたしましては考えておるところでございます。

次に、ハの今後の見通しと対策はについてであります。鼠橋以北のバイパスの事業化につきましては、先ほど来話が出ておりますしなの鉄道の踏切の横断、1時間に8回も遮断される、そのような状況を訴えると同時に、また県道の小網地区に流れる状況を説明をいたしまして、早期事業化は地域の願いということで強力に運動を展開してまいりたいと考えております。

県道中断の今後であります。県ではトンネル掘削後も落石があったことを踏まえ、通行

止めを継続しておりますが、将来的には廃道とする方針を示しておるわけでございます。

担当課といたしましては、安全な道をお通りいただきたいと考えており、スムーズな通行のため、また地元から要望のありました終点の鼠橋通りの拡幅工事が計画されておりまして、この2月18日に地元小網区に説明会を開催したところでございます。

小網地区の関係でございますが、現在、協議中ございまして、国土交通省では工期的なこともございまして、バイパスの通行、また流れを勘案して迂回路線を設定し、全面通行止めとして工事を進めたいという説明がございました。説明会の席で地元小網区より要望いただいた案件について、現在、国土交通省の方で検討中でありまして、その回答をもって合意がなされると考えておるところでございます。

二の特別な交付金1億円の行方についてはでございます。

国土交通省の来年度の県関係の直轄事業のうち、国道18号上田坂城バイパス1億円ということでございますが、上田坂城バイパスが本年度開通ということでございますので、長野国道事務所にお聞きをいたしました。あくまでも上田坂城バイパスですというお話でございました。

昨年9月定例会において、また先ほどの町長の答弁にもございましたが、長野国道事務所において鼠橋通り取り付けという位置から橋から北に向かって400m間の航空測量を実施いただいております。国の財政も厳しさを増す中で、具体的な回答は国が決定をするということからできかねますが、今後も強力に要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

13番（柳澤君） お答えをいただきましたが、何よりも国県は、この地域、特に川西地区の実情をわかっていません。特に県道については、廃道へという方針に地区も、あるいは通勤者の人たちも、おぼろげに聞いて大変怒りを感じています。この県道は、新しい上田大橋を渡らずに古船橋、上田橋、これは上田駅のすぐ手前ですが、まで行ける100年以上前からの幹線道路であります。

昨年2月に特別委員会でトンネル工事を視察した際、責任者に私は落石について聞きました。その国交省の責任者は、掘削中、定期的に見回っていたが、トンネル工事の発破をかけることによるものを含めて、小石はどうか、小さい石はどうか、ほとんど落石と言われるようなものはなかったという答えでした。

8月27日、委員会で国道事務所、建設事務所の職員を招いて説明を求めたときも「こちらから落石は急に起き始めたのではないだろう。何十年も防止工事をしてきたのではないか。これからは金をかけたくないということだろう」と言うと、それを認めました。

新しい道路をつくれというのではありません。バイパスが千曲市まで通じてからなら、あるいはやむを得ないかもしれないと思います。県道77号線通行止め解除を力のある町長を

先頭に強く県へ要請したいのであります。

実は、過日、県の部長と県道のこの問題で話を聞いてもらえる時間がありました。県道廃道も困る、続行も困る、どうしたらいいのかなど、簡単に言えば、そういう言い方をしておりました。そういう機会でありますので、県への強い要請について町長の決意をお聞かせください。

町長（中沢君） 要は道路交通そのものは住民生活にとって極めて大事なものであり、また産業の振興の面においても大事なものでございます。そういう中で大事なことは、危険性、安心・安全性ということが何よりも優先されるということでもございます。県あるいは国等の関係でも、そういう観点からの対応が顕著に見えているわけでございます。道路管理者として責任の持てる道をとということの中から、そういったものが存続する可能性等がありはしないかということについても、いろいろ対応してまいりたいなど。先日も県の建設部長等との話の中でも、そんな旨をお話ししたところでございます。以上でございます。

13番（柳澤君） 繰り返すようですが、当面、今までであった2本の幹線が工事は行われたが、また2本だと。しかも、その接続の仕方は大変、昨年来言われている踏切の問題、あるいは県道への取り付けの問題等々含めて大変混乱が心配されるという状況であると。今までであった2本が2本のままで、工事はしたが、心配な点がそこへちょっとくつついただけじゃないかと。1町民として簡単に考えると、そんな感じがしてしまうわけであります。

そういうことで今さらと言われるかもしれませんが、今までのいろいろな経過を町長からお話をいただきたいということで最初をお願いをして、お話しはいただいたんですが、いずれにいたしましても、県道について、どうぞ悪くとらないでいただきたいんですが、町長は県の考えをもう納得して諦めているのではないかと、県道については。というような感じがして残念であります。確かに落石があったら、その責任はどうするんだという、これを言われると何とも言えなくなってしまうわけです。だけれども、何十年もそれがないように県は手当てをしながらずっと使ってきた道路なわけです。その辺を考えて、ぜひ今後に向けてのご努力をいただきたいと、こんなふうに思うわけであります。

次に、小網地区の問題ですが、つい最近まで知らないでいたんですが、鼠橋の信号から取付の改修工事という話でありまして、先ほども課長からございましたように、小網地区への説明会も行われたようで、小網地区からも2～3の要請が、要請といいますか、要望といいますか、出されたようでありますけれども、これが完成するまではバイパス工事がすべて終了したんだという感じになれないわけであります。通行する者にとっては。

そういう点で、地域との話し合いもですが、工事の期間、安全な交通ができるように、どんなふうに考えられておられるのか。仮設の道路等について。みんなわかっていませんので、少しでもお話しいただきたいと思うんですが。

それと、その工事はいつごろから始まって、完了の予定はいつごろになるのか、これについてもお聞かせをいただきたいと思います。

建設課長（村田君） 再質問にお答えさせていただきます。

小網地区の鼠橋通りの改良でございますが、バイパス開通に向けての設計協議の中で、地元から県道小網から鼠橋に向かって国道へ通行する場合に、その交通混雑を避けるために右折レーンをつくってほしいという要望が出まして、それを今回、工事を国交省の方でやるということでございます。先ほどもご答弁申し上げたとおり、工期的なこともございまして、国交省では全面通行止めをさせていただいて工事をしたいという説明でございます。

それで、その迂回路でございますが、上田の場合、半過トンネルを抜けて上田の方からお越しいただいた車両については、トンネルを抜けて下半過地籍で立派な取付道路ができてございます。そこへ交通の流れを誘導いたしまして、千曲市方面へ向かっていただくということでございます。千曲市方面から坂城の鼠橋地区に向かう車については、その取付道路を使っただいて、できているバイパスを北に向かっていただいて鼠橋をお通りいただくという迂回路の設定でございます。

そういったことの中で小網区といろいろ協議をさせていただいていますが、例えば工期の短縮ですとか、あるいは循環バスのバス停については、どうなるか。それからまた、胡桃沢地籍に、県道でございますが、横断歩道を設置していただきたいとか、そういうような諸々のお話をいただいておりますが、今、国土交通省の方で、なるべく対応していただけるように検討をしているところでございます。

工期のお話がございましたが、協議が終了して合意がなされてから着工ということで、4月中旬以降を目指しているということでございます。工期は、おおむね準備工、片づけ等も含めて9カ月ということでございますが、その工期短縮につきましては、今現在、道路管理者の町と国交省で協議を進めていまして、実は自転車道の横断ボックスが現場打ちの計画になってございまして、それが非常に工期が長くなるということで、工場製作の二次製品、ボックスカルバートでいけたならば相当工期が短縮できるということで、今、町と国交省で協議中でございます。

いずれにいたしましても、地域に迷惑をかけないように、いろいろお話をいただく中で国交省と折衝しながら地区に説明をしていきたいということでございますので、よろしく願いをいたします。以上です。

13番（柳澤君） 頭が悪いのか、図面を見ていないから、どうもわかりにくい点も少しあるわけではありますが、いずれにしても、地元で問題が起きないように、よろしく願いをしたいと思います。

それと、これは通告書に具体的に書いておきませんでしたので、もしかお答えをいただけ

たらでいいんですが、バイパスが鼠橋のあそこへつながる、あそこへ信号がついていましたが、あれを見ると、みんな楽しみに増えている鼠マレット場の方から、あるいは小網の人たちが部落の中から土手へ上がって、あそこへ出る場合の信号がないように思ったんですが、その辺どうなるのか、お聞かせいただければというお願いですが、よろしいですか。

建設課長（村田君） お答えいたします。

マレットゴルフ場の取付道路のお話がありました。

そこについては、信号よりわずか東でございまして、その出入り口については、今までどおり自由にお使いいただけるということでございます。以上でございます。

13番（柳澤君） 広くなって流れのよいバイパスというお言葉があります。それへ出ていくのに今までのように自由というのは大変難しい、何か事故でも起きなければいいがというような思いをして今お聞きをしていたんですが、これ、ちょっとまた、これ以上お聞きしようもございませんので、何とか問題が起きないような国道事務所なりとの話なり、方法なり、お考えをいただかなきゃならないんだらうと、そんなふうに申し上げてだけおきたいと思えます。

2. 読書が増える教育を

イ. 寄贈された図書が生きるために

名誉町民の鈴木敏文氏から、ふるさとの子どもたちへと多額の学校図書購入資金をいただきました。本はどのように選定され、購入はどのように進んでいるか、お聞かせください。

また新たに購入される本が書棚の飾り物であっては鈴木さんのふるさとの子どもたちへ寄せる思いや善意が生きません。馬を水場へ連れて行くことはできても、飲ませることは難しいという言葉があります。鈴木文庫とも言える多くの本が揃う機会に、今まで以上に子どもたちの読書の時間が増える工夫を何か考えておられるか、お聞かせください。

P T Aなどでも話題にし、家族も一緒に親子読書の時間をというような活動もいかがかと思えます。

ロ. 読書を阻害しているものは、また対策は

なぜ本離れが進んでいるとお考えでしょうか。読書は人間性豊かな思考力を育む大事な経験です。物が豊かに、便利になるに従って人間らしい表情のない子どもたちが増えてきたと言われます。本離れの要因はどんなこととお考えでしょうか。

すべて否定するものではありませんが、テレビを見、パソコンや携帯電話で遊ぶ今の子どもたちは、かわいそうに知識はあっても惻隱の情などという感性は少し薄く、我慢や理性がキレやすくなりがちです。と思えます。教育現場の状況と阻害要因を薄める方策を何かされていれば、お聞かせください。

教育長（長谷川君） 柳澤議員さんからのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、鈴木敏文様からご寄贈いただきました図書の選定と購入状況について申し上げます。

選定の基本的な考え方でありますけれども、これはご寄附をくださいました鈴木敏文様の意思に沿いまして、子どもたちの心に残り、子どもたちの生き方に影響を与え、そして20年、30年後も生き続けるような内容の図書を選んで、今の図書館とは別に鈴木文庫という形で運営をしていくという、この基本方針に沿って選定を進めております。

2月の初めに第1回目の選定作業が終わりました。各校の選定数を申し上げますと、南条小学校が395冊で53万円分、坂城小学校が329冊で45万円分、村上小学校が297冊で41万円分、中学校は727冊で120万円分を選定いたしまして、鈴木事務所にお送りをいたしまして許可をいただいて既に発注が済んでおります。

卒業式前には、この本を鈴木文庫として児童生徒に紹介をし、春休みには最低1人1冊は鈴木文庫を読むように貸し出し活動をしていこうということで、今、本の到着を待っております。

第2次の希望図書の選定は2月末に終わりました。これもそれぞれの学校で200冊から400冊とばらつきがありますけれども、選定をして許可をいただき、発注をしております。ご寄贈いただきました図書の大方3分の2は、ここで選定が終わり、発注された段階であります。

次に、どのように読書活動を進めていくかというご質問についてでございますけれども、今年は鈴木様からご寄附をいただいて鈴木文庫ができた年でもありますし、また国民読書年という年でもあります。また新しい指導要領が23年から完全実施でありますけれども、こちらの方でも文章を読み取る力とか、コミュニケーションの力を育てるということが強調されておまして、3つの読書活動を推進する動きが重なっております。それを受けまして、町内の学校では、平成22年度は読書力を育てる取り組みを学校の重点活動のひとつとして取り上げて、現在、新年度の学校運営計画を作成中であります。今までも各学校では朝の読書の時間を設けたりとか、読書旬間を春、秋実施したりとか、あるいは担任やボランティア団体の皆さんのお力をおかりしての読み聞かせ活動を学級活動の時間に取り入れるとか、そういうことを通しまして、読書に興味・関心を持って読書の楽しさに気づく、読書に親しむようになるための指導を重ねてきております。

今年新しく22年度読書力向上を取り上げた中で、この指導の効果をより一層上げるために、それぞれの取り組みの内容を見直して、マンネリ化している部分を修正したりとか、より効果的な成果の上がる取り組みになるよう、工夫し、改善していくことを今進めております。なかなか時間的に増やすことは難しい中で、ちょうだいいたしました鈴木文庫を読書活動の中核に据えて、読書指導をもう1度見直し、計画している段階であります。

次に、口の読書を阻害しているものは何であるか。また、その対策についてのご質問でございますが、ご指摘のように児童生徒の読書力が低下しているということは、もう随分前から指摘をされている問題であります。先ほど申し上げた国民読書年という取り組みも、新しい指導要領が読み取る力、これを強調しているのも、これらの課題を解決するためのひとつの取り組みかと思っております。

昨年行われました全国学力・学習状況調査の算数Bの問題を見ますと、算数的な計算ができるという以前に、問題を読み取って、どう状況を把握するか。それから相手が何を求めているかを理解する、こちらの力の方を重要視しているような問題がずっと並んでおります。このように新しい指導要領では文章を読み取って自分の頭の中でそれをイメージ化して概略をとらえるという、こういう学習活動を進めるということが全教科の学習活動の根底に座っているというふうに思っております。

これらの読書活動を阻害してきたものとして、これは何かということは難しいことではありますが、私としますと、やはり映像文化がどんどん発展したことが大きな要因だろうと思えます。文章を読み取って、その情景を描いて頭の中で自分で描いて理解する、この読書活動は、映像から情報を得た場合には、第三者がその情景をつくってくれますので、その思考力というものは必要ない。別の言い方をしますと、文章を映像に変えるという思考力をしなくて非常に簡単な方法で情景がつかめてしまう。子どもにとっては飛びつきやすい方法でありますけれども、逆に言いますと、文章をイメージ化する力は映像を追っていた中ではついてこないのではないかと、こんなふうに思います。

教育現場での対策ということでもありますけれども、ひとつは、先ほど申し上げました読書力をつける指導を、これからも継続的に進めていくことがひとつであると思えます。

もうひとつは、現在、町内の小・中学校の先生方に取り組んでいただいております学力向上のための取り組みであります。

これは先生が教える、教え込む授業から児童生徒が自分で考えて話し合っつけて見つけ出していく、結論を見つけていくという授業に日々の授業を変えていこうという活動であります。

このような授業におきましては、まず辞書を読み取って理解する力、その中にある、含んでいる問題を自分で気づく、探し出す力、それから問題解決のために追求する力とか、それにあわせて友達の考えを聞き取る、あるいは自分の考えを相手に伝える力、これらなどを育てていくことができる授業にしていこうというものであります。

学校教育で、これらの問題を、そういう授業をなるべくたくさんやろうと今、先生方が努力してくださっておりますので、その成果としては去年の11月に県下から多くの先生方が集まって行われました信州社会科研究会でも、ある程度発揮されたと評価しております。授

業は活発な話し合いが行われて、子どもたちのいろいろな角度から物事を見ていく、そういう授業ができて、集まった先生からは大変好評でありました。このような授業を通して、あるいは先ほど申しあげました読書活動を推進する活動を通して、今後子どもたちに読み取る力、聞き取る力、考える力、発表する力、こういう思考力を伴った活動を大事にした教育活動を進めていくことができるのではないかというふうに思っておりますし、そういう期待を持って活動を進めているところであります。以上です。

13番（柳澤君） 先日、上小の方へ参ったときに読書の話が出ましたが、それどころじゃないと。学校では持たなくても携帯で夜遅くまでメールのやりとりをしていて、応答しなければ翌日学校でいじめられると、そんな話がありました。

帰ってきて2つの小学校へお聞きしましたら、学校の中では問題がないということでしたので、ご努力に感謝をしながら、警察の関係もちょっと聞きましたが、坂城町の中で全体的にそういう問題は起きていないという、こういうことですので安心をしたんですが、ただ、親や先生たちの目の届かないところで、上小の方での問題は移っていくよというような、こんな話から始まっていましたので、また教育長さんの方で頭の隅に置いていただければと思います。それも読書の障害の大きな要因という、そういう意味で申し上げたわけであります。

余計なことになりますが、教育長さん、ご存じだと思うんですが、『朝日新聞』の「天声人語」を3年間書いて、入院の前の日まで書いて46歳で急性白血病で亡くなったという深代惇郎という、生きていけば、すごいジャーナリストになったのではないかと思う人が「青春日記」の中で、若いころ、どんな本を読んだか、どのように読んだかを聞けば、大体その人間がわかると。そうすると、どんなことに喜び、どんなことに悲しむか、それも見えてくると、そんなことを書き残しています。

そういう意味でも、ぜひ今後とも本の、とかく本を買うのは楽しいんですが、読むのは、場合によると面倒だという人間のそういう部分もあるんですが、読書の時間が増えるように、よろしくお願ひしたいと思います。

ということで、次へ進みます。

3. 松枯れ対策のその後は

昨日、具体的にありましたので、ごく簡単に申し上げます。

イ. どのような検討がされたか

主な原因である松くい虫防除の薬剤散布が昨年から中止になって、今年の新年度の予算でも伐倒の経費2,120万円、県費の550万円を含めてですが、計上されているだけです。因果関係が完全に明確と言えない健康問題が中止の一番の、というか、それが主たる理由であるわけではありますが、昨年、今後いろいろ検討するというお答えがありましたが、その後どんな検討がされたか、お聞かせください。

時間がないからと思って失礼しましたが、あわせて似たような関係ではあるんですが、

ロ. 近隣市町村との接触は行われたか

これについても、昨年、町長から空中防除、空中散布、町単独では難しいんだというお話がありました。昨日もありました。そういう意味で、関係市町村と対策を検討する、何か協議会みたいなものが立ち上がるみたいな報道がその当時されました。昨日もちょっとそれに触れたお話がありましたけれども、そういう面も含めて近隣の関係市町村、関係する市町村幾つもあるんですが、どのような接触、話し合いが持たれたのか、お聞かせください。

産業振興課長（宮崎君） 私から松枯れの対策のその後について、イトロについて順次お答えしたいと思います。

松くい虫防除対策につきましては、町民の方からの健康被害の訴えがあったことを踏まえて、21年度は空中散布を凍結させていただきました。この空中散布のため計上した予算を組替分を含めまして、21年度は保安林など高度公益林を中心に1,300m³の伐倒駆除を実施しております。

空中散布を凍結した上平、苧屋原両区の松林につきましては、松枯れが増えてくるということが考えられるわけですが、自然界のことでありますので、1年だけで、その影響を考察するのではなく、もうしばらく伐倒駆除による対策を継続し、様子を見つつ、慎重な検討をしていきたいと考えております。

伐倒駆除以外の対策の検討でございますけれども、上平地区におきまして、区有林活性化委員会が設置され、間伐や樹種転換など松林を健全化することにより、松枯れ被害の拡大を抑制する方策を検討していただいております。近いうち、区に対して活性化対策案の答申がなされる予定でありますので、県や長野森林組合など関係機関のご支援もいただき、地域住民との協働の中で対策を進めていきたいと考えております。

また上平、苧屋原両地区の松林は保安林に指定されております。治山事業の要望をしておりますが、地域からも要望書が出されておりますので、県に対し、強く事業の導入の働きかけをしていきたいと考えております。

次に、近隣市町との関係でございますが、当町と同様に空中散布を中止した上田市の呼びかけで、同じく中止をした青木村、東信森林管理署のほか県林務部、上小地方事務所、上小森林組合など関係機関にも参加をいただき、上田地域松くい虫防除対策検討プロジェクトチームを設置する準備が進められております。私どもも構成団体に加わる予定で、昨年7月28日以来3回の検討会に参加してまいりました。

検討会では、まず空中散布に反対する母親グループからの健康被害の訴えの状況、中止に至った経過等についての情報の共有化を行い、今後の対策についての研究を行っていく方向づけがされました。

また、さきの問題のどんな検討をされたかという部分にも絡むわけですが、この研究会の内容として、今、上田市の市有林で竹酢液、活性剤、竹炭の散布試験やキツツキの巣箱の設置などが始まっておりまして、今後経過の観察を行うことになっておりますが、このほか強度間伐の試験地の検討やアカマツ材の利用についての検討も行っていく予定になっております。これらの研究について検証するにはまだ数年かかるかもしれません。費用対効果を含めて引き続き進めていきたいと思っております。

ただ、プロジェクトチームの設置時期につきましては、参加組織と負担金、そんなことも今後つめていくこととなりますので、ただ町として孤立することなく、広域的な方向づけ等もいろいろなお話を聞きながら進めていければと考えております。以上でございます。

13番（柳澤君） 2点ほどお尋ねをしたいと思っていたんですが、お答えをいただければ時間が来そうなので、意見を述べて終わりたいと思うんですが、それとお願いをしておきたいと思うんですが、難しいことであろうと思うんですが、かつての農薬に比べたら毒性がずっと弱い薬を、昨年も申し上げたんですが、ものでありまして、それが健康への程度影響があるのか、本当にあるのか。そうすれば野菜類、ちょっとでも虫のついたような野菜は食べないという時代ではあるんですが、食べる野菜がなくなっちゃうんじゃないかというような感じさえするような気がするわけなんです。

そういう点で、どこか研究機関みたいところで、そのプロジェクトの形の中で研究機関みたいところで健康問題の因果関係みたいなのを何とか検討いただけたらなという、そんなふう思うんです。

それともう1点は、山がひどく荒れているわけですが、そうでなくても。東大の農学部の村上出身の教授の話聞いて胸によったんですが、人間が山に入らなくなったから落ち葉が落ちてシートを敷いたようになると。だから、降った水は地面へしみないで、どんどん流れ出しちゃうんだと。それによって山崩れが思いがけないところで起きるんだと。上平地区でも思いがけない山崩れが、何十年も起きなかったところで起きています。

そういうことを考えるときに、伐倒だけを一生懸命やるのがどんなもんだらうかと。樹種転換というものもありますけれども、次のものが育って林になる、あるいは多少なりとも土を押さえる役目をするというのには相当な時間が必要なはずなんです。

そういう点で、松くい虫に対しては、インターネットでも全国、千葉県のエコセンターなんかの資料なんかいろいろ見たんですが、今のところ空中散布に費用対効果という点で空中散布にかわるものはないという状況のようですので、空中散布も、さっきの健康問題のことも検討しながら、空中散布の復活を検討されるように申し上げておしまいにはせざるを得ないんですが、いずれにいたしましても、経済、医療、医療なんかも上田市との関係が昨日話されましたが、そういった点で道路が行き来しやすいように、あるいは土砂崩れ等、山崩れ

等が起きないように、そんなことを心から祈って一般質問を終わります。

議長（春日君） 以上で、通告のありました11名の一般質問は終了いたしました。

ここで、昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午後12時12分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

日程第2「議案第7号 坂城町積立基金条例の制定について」以下14件の議案については、すべて去る3月3日の会議において提案理由の説明を終えております。

◎日程第2「議案第7号 坂城町積立基金条例の制定について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第3「議案第8号 坂城町地域活性化・公共投資臨時基金条例の制定について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

11番（円尾さん） 議案第8号についてお尋ねいたします。

これは説明の中で、21年度の補正予算で国から出されたお金をこういう形にしていくんだというお話がありましたので、中身的にはわかるんですけども、それに関連してお尋ねしていくんですけども、この基金は一体、総額はどれぐらいになっているのか、その辺と、それから処分をしていく中で、公共事業の町の単独事業というような形がとられていますけれども、具体的には、どういうところへこれを処理していくのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

総務課長（宮下君） 地域活性化公共投資の臨時基金というのは、提案理由の中でも申し上げましたが、平成21年度国の経済対策によりまして、公共事業等に追加事業という形の中で地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせて、地域における公共投資が円滑に行えるようということで交付金が交付されたわけでございます。

これにつきまして、基金総額ということと使い道のお話でございます。

基金総額といたしましては、今議会の最終日、上程をする予定でございますけれども、今年、町に交付される金額がでございます。2億1,600万円ということで交付されるわけですが、その中で使い道のあったというか、使い道ができたという形のものが下水道事業、それから学校の耐震化、食育・給食センターの太陽光パネルなどで使いました。その分まだ残っている分がでございます。その金額といたしましては、上程予定でありますけれども、約2,390万円を基金の総額と考えております。

また処分ということで、公共事業のうち町単独事業ということであります。これにつきまして、今年22年度事業で言いますと、坂都1号線の道路改良にかかわる地方債ですとか、下水道事業特別会計における町単独分の地方債の分に該当するというふうに考えています。

基本的には下水道特別会計に繰り出すことを想定しながら、この基金を設けるというものでございます。

11番（円尾さん） 2億1,600万円というのが追加補正で出てくるというお話でした。出てくるだろうということを想像して質問するのは非常に難しいところなんですけれども、そういう中で、例えば補助事業であって、やられてきていますよね、ほとんど下水道もそうですし、耐震もそうですし、それから太陽光なんかも。そういう形の中で補助金との、補助金が改めて来るけれども、補助金と別というふうに、別枠というふうに考えていいのかどうか、その辺がちょっとよく理解できないんですけれども、その辺がひとつと、それから、もうひとつとしては、これは期限が切られた条例ですけれども、実際にはこの後22年度とか23年度にと、こういう形の中へ追加をされてくるというような予想があるんでしょうか。

財政係長（柳澤君） 円尾議員さんからのご質問にお答えしてまいります。

ひとつとしまして、補助金との関係という部分であります。

学校耐震化あるいは下水道事業という部分は、補助金は補助金で参るというような状況になっております。そのほかに地方負担、下水道でありますと、おおむね2分の1が町負担を行うような状況なんですけれども、その分の軽減策ということで、この交付金が来るような状況になっております。

ただ、充てられる先という部分が限定されておまして、いわゆる地方単独負担分というような状況の部分と、それから予算補助事業、具体的に申しますと、食育・学校給食センターの太陽光パネルの部分に関しましては、国の補助金と、それから、この補助金を充てることのできるような仕組みになっています。

一方、下水道会計におきましては、いわゆる法律補助というような状況になっておまして、直接的な補助裏に充てることはできないというような状況になっておまして、現在21年度当初予算に下水道特別会計、おおむね1億5千万円ほどの地方債が組まれているんですけれども、その玉突き型で充てることのできるというような状況になっておまして、今回はそういう充て方をしていくというような状況になっております。国の補助金、補助事業に関する部分は補助事業ということで参ります。そのほかに地方負担ということで交付金が来るというような仕組みになっているところであります。

それから、もうひとつ、22年度以降という部分でありますけれども、今のところ国からそのような情報はない状況でありまして、当面のところは21年度に来る交付金が公共投資臨時交付金としては、当面のところは、この21年度までというような状況となっていてございまして。

11番（円尾さん） 補助金との絡みのことについて、先ほどの中身では説明あったわけですが、太陽光パネルというような形では全部補助金で来ますよね。そういう中でのこれと

の整合性というのがちょっとよく理解できないんですけれども、じゃあ、それをほかの变えていくのかというようなことがよくわからないんですけれども、そのことについて、もう1度、全額補助金で来るものを、これでまた手当するというようなことがあり得るのかどうか、その辺と、それからもうひとつは、2, 390万円という基金があるわけなんですけれども、じゃあ、22年度ではどういう使い方をしていくのか。先ほどの話だと下水道というようなことがありました。坂都1号線とか下水道だという話がありましたけれども、これを使い切るような形でうまくやっついていかないと、返しなさいよということがありますので大変だろうと思うんですけれども、その辺はどういうふうに考えておいでになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

財政係長（柳澤君） 大変わかりづらい説明で申し訳ございませんでした。

例えば太陽光パネルの補助金の算定といたしますと、安心・安全な学校づくり交付金ということで、2分の1が補助金として参ります。残り2分の1が基本的には町負担というような状況になります。その地方負担の軽減分ということで充てることができるというような仕組みになっている、こういう部分が地方負担がありますので、その部分に充てるというような状況になっています。これが1つ目の部分であります。

もうひとつ、同じく地方負担、下水道事業に関しましては、これもちょっと説明をしていくとわかりづらくなってしまいうんですけれども、法律補助事業ということで位置づけがなされておまして、具体的に申しますと、本年度4億円の事業費ということで2億円が補助金として参ります。残りの地方負担が2億円というような状況になるんですけれども、ここに仕組み的に直接的に充てることはできないと、国の方で説明がありました。充てることのできるのとは何かといいますと、21年度当初予算に計上しております下水の町負担の単独分、ここに充てることはできますよという状況になっております。こういう仕組みで下水道会計の方に繰り出しをして充てていくということを想定しているところであります。

一応、仕組み的にはそのような状況になっておまして、町負担分を軽減する、いわゆる地方債を発行するのを抑えるというような使い方をするんだということで国の方から交付金が交付されるような状況となっております。

それから2点目、22年度以降の使い道という部分であります。

使い道の充て方につきましても、基本的には本年度で充当する事業と同様の充て方をしていく交付金の内容であります。でありますので、先ほど課長の方から下水道会計を想定しておりますということでした。でありますので、22年度当初予算に計上しております下水道事業会計におけます町単独分の地方債、これに充当する中で借入金の方を抑えていきたいと、こういう考え方をしているところでございます。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第9号 坂城町国民健康保険高額療養費、介護保険高額介護サービス費、老人保健高額医療費及び福祉医療費貸付基金の設置及び管理並びに貸付けに関する条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第5「議案第10号 坂城町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第11号 坂城町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第12号 坂城町敬老慶祝事業条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎日程第8「議案第13号 平成22年度坂城町一般会計予算について」

議長（春日君） 直ちに総括質疑を行います。

質疑にあたっては、自己の委員会の所管に関する事項については各委員会においてお願いいたします。また質疑に際しましては、予算書のページ及び科目を示されて質疑されますよう、お願いいたします。

まず、歳入について質疑に入ります。

6番（入日さん） 3ページ、款1町税、項1町民税、目1個人町民税、現年課税分が前年対比マイナス21.3%という算定基準、その算定根拠についてお伺いします。

それから目2の法人税のマイナス31.9%の算定根拠についてもお伺いします。

続きまして、項2の固定資産税、償却資産分が増えているのでマイナス4,400万円という一般質問の中で答弁がありましたが、償却資産分だけで4,400万円にもなってしまうのかということを確認したいと思います。

それから8ページ、款11分担金及び負担金、項1負担金、目1民生費負担金の節2の児童福祉費負担金の中で、保育負担金が前年対比マイナス50万円です。これは児童数が減少していることなのか、兄弟で入っているということで減免のところもあると思いますけれども、どのくらいでマイナス50万円という見積を出したのか。

それから、その下の一時保育負担金が前年対比115万円マイナスになっていますが、そ

の算定の根拠もお願いいたします。

それから款12使用料及び手数料、項1使用料、目3土木使用料の中で、町営住宅使用料が中之条団地のかなり高い団地の家賃が入っているにもかかわらず、前年対比10万7千円、それから下の駐車場使用料が前年対比19万2千円マイナスになっていますが、その根拠というか、算定の根拠をお願いします。

それから目4の教育使用料の中の教員住宅の使用料が前年対比38万8千円のマイナスですが、教員住宅、かなり古くなってきて、もう入れないというか、入るのを嫌がって使われる戸数が少なくなってそうなのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

それから22ページ、款19諸収入、項5雑入の中で、B・Iプラザの共益費がマイナス55万2千円で、一番は社協が出てしまっていてあいているということもありますが、非常に今あそこに入っている店舗も売り上げが伸びないでどうしようかなと悩んでいるというところがあると思いますが、今後あくと思うんですけれども、55万2千円で済めばいいんですが、その辺どう思っているのか。すみません、B・Iプラザは12社入るのが9社ぐらいしか入ってなくて、滞納になっているというところも前回の決済のときにあったんですが、その辺のところは今後の見通しとか、どんなふうに考えているのか。

それから下のインキュベータの共益費、ちょっとさっき言いましたけれども、94万8千円ですか、マイナスしていて、それが今度、この間の答弁では坂高の人たちの商業施設として使わせたいような話もあったんですが、その辺のところを今後の見通しとしてどう考えていらっしゃるのか、お伺いします。

収納対策推進幹（春日君） ただいまの質問にお答えいたします。

3ページ、町税、個人の町民税の算定基礎でございますが、昨年来の大変厳しい経済環境の中で、そこに働く皆さんの収入等も大変減ってきているというような状況の中で、県内賃金の状況を見ますとマイナス11.2%、それから労働者の数につきましてもマイナス2.5%というような数値が出ております。

また総務省の平成22年度の地方税見込額によりますと、平成21年度に比較して個人の住民税につきましても、均等割で99.9%、それから所得割については90.4%であるというような数値も示されております。

当町におきましては、平成21年の1月、前年の10月以降の大変厳しい経済状況の中で製造業が多いということで、特に落ち込みが非常に激しいというようなことを考慮いたしまして、算定にあたりましては、平成21年12月末の個人住民税の調定額の20%減を見込み、そこに収納率を掛けまして6億200万円という数字を算定してございます。

それから同じく目2の法人でございしますが、法人割につきましても、均等割については本年度並みということで3,200万円を見込んでございます。それから所得割につきましても

は、これも総務省の方の見込みでございますが、全国平均で約30%の減を見込んでおります。厳しい経済情勢の中でありまして、しかし、一部には持ち直しという兆しも見えている状況の中で、12月末の調定をもとに算出してございます個々の事業所の積み上げをもとに1億2,800万円の数字を計上させていただきました。

それから同じく固定資産税でございますが、ご質問の償却資産でございますが、やはり景気の悪化から設備投資の減少という状況が顕著にあらわれております。設備投資がない中で減価償却だけ進みますので、こちらにつきましては、土地・家屋につきましては前年並みという数値でございます。償却につきましては10%減の5億2,700万円で見込みをさせていただきました。ちなみに昨年は5億6,100万円ということでありまして、以上でございます。

福祉健康課長（中村さん） 児童福祉費負担金の中の保育負担金でございますが、前年に比べて50万円ほど減額になっているということなんですが、これにつきましては、今年度の状況を勘案しまして計上いたしてございます。

それから一時保育負担金につきましては、利用状況が減ってきております。坂城保育園につきましては、1日平均2.5人の12カ月分、それから南条保育園につきましては、1日平均2人の12カ月分ということで計上あります。以上でございます。

建設課長（村田君） お答え申し上げます。

9ページの町営住宅使用料と駐車場使用料のご質問をいただきました。

町営住宅の使用料でございますが、それぞれ中之条団地も当然入ってはございますが、これにつきましては、中之条団地まで入れまして8団地あるわけでございますが、その中で待機をされた方、また入ってくる方、そういうものの積み上げで若干見積が低くなっておるということでございます。

それと駐車場使用料でございますが、現在、旭ヶ丘と中之条団地等で使用料を徴収しておりますが、これにつきましては、契約の台数分の減ということでございます。以上でございます。

教育次長（塚田君） 教員の住宅使用料についてのご質問ですが、これは教員の人事異動に伴って、その年度ごとに異動があるわけですが、基本的には出る人より入る人が少ないという状況があるわけですね。それからまた、最近では、多少遠くても通える状況であれば通ってくる先生方もいるということで、あく傾向にはあるということですね。またいっぱいになっているときもあるんですが、そのときには民間を利用されますので、民間を利用された後、すぐ教員住宅があいたからといって、そこへ移るわけにもいきませんので、そんな状況であくこともあるということでご理解をいただければと思います。

産業振興課長（宮崎君） 私からは諸収入、雑入のB・Iプラザの共益費に関してのご質問、ま

ずお答えいたします。

B・Iプラザにつきましては、今、11室ということでございまして、昨年より50万円近く落とさせていただいてございますが、これについては入居が8ということで減ってございます。

それともう1点は、滞納関係ということで、昨年から私ども気にかけている件でございますが、やはり創業支援施設ということで、実は、できるだけいろいろお話を聞いたりしてというふうに考えておりますけれども、やはりその辺については、昨年の委員会等から申し上げてきておりますけれども、いろいろな部分の中で、やはりこのままやっていっていいのかどうかという判断についても、またその辺も明確に出して、いろいろな分でお話をさせていただきたいと考えているところでございます。

次の商業インキュベータの共益費でございます。下がっている部分につきましては、ご案内のとおり社協の分が1室あいたという部分もございまして、もう1点は、昨年、景気等の中で入居者の皆さんの総意の中で、当分の間、20%家賃を下げさせていただいてございます。この分で減っているということで、よろしく願いいたします。以上です。

6番(入日さん) B・Iプラザ、10室中入居が8室ということで、せっかく建てたのに、なかなかそういう創業支援に結びつかないし、独立して、この数年間で新たに創業されたという話もなかなか聞かないんですが、そういうところ、せっかく町長が産学官連携していろいろな坂城ブランドを確立しましょうという話も多々あるんですが、そういう中でやはり坂城らしさをアピールするような製品、あるいはそういうものが支援できないかということと、それから商業インキュベータに関しては、こういう不景気の中で当分20%家賃の軽減を図るということですので、もしB・Iプラザの方もそういうことができて入居者が増えればそれにこしたことはないと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

産業振興課長(宮崎君) まずB・Iプラザの関係で家賃を下げるという部分というのは、今後研究してみたいというふうには思います。

それともう1点は、やはり広くB・I創業ということの中で、今いろいろな支援機関等の信州大学等もあるわけでございますけれども、やはりそういうことの中で地域の企業の創業なり、そういう部分にかかわれる、そういう方たちがいるとすれば、今すべてどんな方でも一律の家賃でお願いしてございますので、一律の家賃というか、部屋によってももちろん値段は変わりますけれども、そこらも含めて検討してみたいと思います。以上でございます。

議長(春日君) ほかにございませんか。

これにて歳入の質疑を終結いたします。

次に、歳出の質疑に移ります。

5番(山城君) 28ページ、款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節13002の

職員採用試験でございます。来年度になります、採用は何人を予定されておるでしょうか。
総務課長（宮下君） 職員の退職につきましては、今後3年間は4名から6名程度の定年の退職者が見込まれております。年齢構成の関係からも継続した雇用をする中で、また集中管理の中で人件費、そして職員数の削減というものを図る中では、その年度その年度の中におきまして、どういう職員の計画を立てていくかということで考えていきたいと思っております。

今回ここに載せてありますのは、試験料という形のものでございます。平成22年度は40名分を見込んでおります。21年が受験者数が上級と中級合わせて26名受験をいただきました。そういった中で40名分を確保し、対応をしてみたいというものであります。採用人数につきましては、今後の中で検討させていただくということで、よろしくお願いたします。

5番（山城君） そういうことでございます。職員の採用につきましては、地区ごと、できるだけ平均的とこういう、私ども職員さんが各地区に、自治区におられればいいんですけども、そんな要望というか、希望される受験者の方がやはり偏ってはまずいかなということも考えておるわけですけども、今後できるだけ坂城全町全域に優秀な人材を採用いただければなと、こんなふうに思っております。

それから、ひとつお願いをしたいと思いますけれども、31ページ、款2の総務費、項1総務管理費、目6企画費、節19024町民優待事業負担金ということで、今までは振興公社の方で負担されていたと思うんですけども、これについての予算は町が100円、2分の1負担ですから100円の、これは1万3千円に掛ける100円だと思います。ということで今度計上されました。これについてのお考えをいただければと思います。

それから35ページ、総務費、項1総務管理費、目11防犯対策費の節15001防犯灯設置についてでございます。これは去年は65万円と多かったですけれども、今回13万5千円という、すみません。それは訂正させていただきます。申し訳ないです。

88ページ、款6農林水産業費、項2林業費、目2林業振興費、節19041特用林産振興補助金、今度60万円ということで補助金を出すようになっていますが、この内容、あるいはまた何名で運営されて、どんな内容で今回やられるのか、お話ししたいと思っております。

企画政策課長（片桐君） お答えいたします。

町民優待事業の負担金でございますが、これは今まで湯さん館の方で町民を対象とした優待券をお配りしていたんですが、湯さん館側からいうと、本来、湯さん館の利用している方ということになりますと、町民以外の方も湯さん館の立場としては本来やらなきゃいけないというような考え方も一方ありますので、今回、入湯税等も町の方へ納めていただいておりますので、本来的に町民の福祉という観点から、この優待券の半額は納税をしていただい

おりますので、その還元ということで町民の方の優待についても町の方できちんと支援をしていきたいという考え方で、おおむね半分、年間、大体1,300人ぐらいですか、ご利用いただいておりますので、その分の負担金ということで今年度新たに明確にして、そういった負担をしていこうということで計上させていただきました。

産業振興課長（宮崎君） 88ページの特用林産振興補助金についてご説明申し上げます。

これは21年まで新商品開発補助金ということでもってあったわけでございますけれども、内容的には、今、横坑の外にございます施設を、お〜い原木会で、きのこの培養といいますか、それで使っているわけですが、そこへの補助金というようなことでございます。

お〜い原木会については、きのこの原木の生産、舞茸の生産等携わってきておるわけですが、21年は4,200玉というようなことで、倍増して力もつけておりますので、もうしばらくこんなことで助成していきたいと考えております。以上でございます。

総務課長（宮下君） 先ほど、議員さんの要望ということで町内でバランスよくというお話がございましたが、職員の採用につきましては、住所要件はございません。広く町内外から優秀な人材を集めていきたいというふうに考えております。

また町外者が採用になった場合につきましては、町に住んでいただくというような形の中で人口増も図れるというような考え方も持っておりますので、よろしく願いいたします。

1番（田中君） 何件かご質問をお願いします。

まず初めに、町長にちょっとお聞きしたいんですけども、今回もう再三、ただいまも税金の関係で不景気だ、不景気だ、大変だ、大変だという、今日午前中までの一般質問でも、みんな景気が厳しい、厳しいと言っているんですけども。

議長（春日君） ページを言ってください。

1番（田中君） ページの前に22年度の予算編成にあたりまして、町長、そういう不景気という指摘しているわりには、予算書を見た場合に景気対策的なものがほとんど感じられないんですけども、その辺をどのように考えて予算の編成にあられたのか、あるいは査定にあられたのか。景気対策について、町長は予算編成にあたって、どう考えているかをまずお聞かせいただきたいと思います。

それでは具体的な項目に入りたいと思います。

まず46ページ、民生費でございます。

款3項1目1でございますが、09001の特別旅費と書いてあるんですが、これが去年に比べて77万1千円も増えているんですけども、5倍近く増えているんですが、これはどういう旅費なのか。そして増えた理由、説明をお願いしたいと思います。

それから、その下のページで47ページでございます。

010302の社会福祉協議会事業の関係でございますが、去年も大幅に200万円ほど

減って、また今年も50万円ほど減っているんですけども、社会福祉協議会の補助事業でございしますが、一番心配するのは社協の事業に支障がないのかどうかということでございます。こういう減額が続いているんですけども、減額の理由と支障がないかどうか。

それからもうひとつ、その補助金の上にあります19043のヤングヒューマンネットワーク補助事業8万円、これは今までもずっと8万円なんですけれども、今、少子化対策の、日本の場合は、どうしても結婚した夫婦から生まれる率が高いという、そういう中から見たときに、まず結婚をしてもらおうという、そういう取り組みが町として、地域として必要じゃないかと。これが8万円じゃ、ちょっと少ないんじゃないかと思うんですけども、もっと事業拡大というか、そういうことについてどう考えているかというのをちょっとお聞かせいただきたい、この額の査定にあたって。

については21年度において、どんな成果があったのか、何組結婚に結びついたのかというのをわかったら聞かせてください。

それから49ページでございます。

款3項1目3の関係でございますけれども、ここに繰出金が010317から始まって特別会計への繰出金が幾つか載っているんですが、これらの算出根拠というのは、どういう形でこの金額を計上してきているのか、その説明をお願いしたいと思います。繰出金の金額、そういうことについて、ちょっと聞かせていただきたいと思います。

それから53ページでございます。

3款1項4目の関係でございますけれども、地域支援センターの委託料、前年が239万8千円減って、また今回200万円減っているんですが、こういうことで、どうして減っていくのか。それでまた、この事業運営に支障はないのかどうか。その減少の理由と影響等について聞かせていただきたいと思います。

次のページ、54ページでございます。

款3項1目4でございますが、自立支援事業の関係でございますが、自立支援法の関係の右側の54の説明の上の013041の関係で、2008と2009があるんですが、これが去年の予算項目と全然変わってきちゃって、去年は事業円滑化事業204万円と通所サービス利用促進が300万円となっているんですが、今度法律か何か変わったんだと思うんですけども、自立支援法の。前の事業との継続性とか、あるいはその辺の説明をちょっと、障害者への負担等については変わったのかどうか、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

それから、その下の010344の障害者計画策定事業でございます。これは10年に1回の、来年度までの23年度からの10年計画のようでございますけれども、これの委員はどのような人なのか。あるいは委員を選ぶ選定の方法なりについてはどう考えているか。また公募についてはどう考えているか、そういうことも聞かせていただきたいと思います。

それから61ページでございます。

児童福祉の関係でございますが、款3項2目3でございます。保育園の総務費の関係でございますけれども、非常勤職員が給料は変わっていないんですけれども、下の03051の非常勤職員の手当が、わずかですけれども、2万7千円減っているんですが、これはいわゆるボーナス等の削減の関係でこうなったのかということで、一応心配するのは、この後の方にあるんですが、真ん中に職員の時間外手当が101万6,800円減っているんですね。それで総務費の関係で、私聞きたいのは、時間外手当が減っているのに長時間保育とか、そういう形で子育て支援をしていかなくちやいけない、厚くしていかなくちやいけないのに、そういう時間外手当も減っているけれども、支障はないのかどうかということですね。臨時保育士にその分負担してもらっていくんだかどうか。あるいは、その辺のことをちょっと、少子化の子どもさんをしっかり地域で見るという面からいったときに、こういう時間外手当が116万8千円も減って支障がないのかどうか。それが臨時保育士なんかに負担がかからないのかどうか、その辺が説明をお願いしたいと思います。

それから63ページの関係でございますけれども、すみませんね、63ページから64ページとか65ページとか73ページとか129ページにそれぞれあるんですが、要はひとつ63ページの上の段の14033、AEDの賃借料なんです。これを見ますと、324と6の7の保育園の関係は、みんないずれも8万9千円のリース料なんです。4の1の5の保健センターは10万円、それから129ページの10の4の6の文化センターは126万円なんです。なぜ価格が違うのか。どういう契約をしているのかということをもとに1点。

それから小学校が載っていないだけけれども、小学校は要らないのかどうか。小学校は買い取ってあるのかどうか、その辺の説明。いずれにせよAEDが、なぜこんなに金額が違うかということをお聞かせください。

それから、そこにもあるんですが、63ページの上の段に13005、13006、13007、委託の関係でございますけれども、今さら聞くのもちょっとすみませんけれども、施設整備委託と園舎管理委託と施設設備管理委託とあるんですが、坂城保育園だけはひとつ児童センターの方に入っているんですけれども、これはどう違うのか。委託先はみんなそれぞれ違うのかどうか。それで委託料の算定なんかはどうしているのか。それから消防設備点検というのが入っているところと入っていないところがあるだけけれども、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

それでは71ページでございます。

款4項1目2でございますが、上の段の一番最後、13008、これも委託でございますが、麻疹等予防接種が107万7千円増えているんですけれども、この増えた理由というか、内容というか、あるいはそれが何人分なのかというような、ちょっと説明をお願いしたいと

思います。

それから76ページでございます。

款4項2目2の塵芥処理の経費の関係でございますが、ここに13001の委託のごみ資源ごみ収集委託というのが1,200万円となっているんですが、250万円ほど去年よりも減っているんですが、これはどうして減っているのかということと、それから家庭ごみの有料化と関係があるのかどうかということ。さらに、そこに長野広域連合、またこれも委員会で聞きたいと思ったんですけれども、長野広域連合の負担金が197万9千円増えているわけですね。736万3千円。大分増えているので、これはどうして、しかも2年続けて去年も増えているんですけれども、前年も206万3千円ほど増えているんですが、なぜ増えるのかということと、何の費用で、何の負担なのかということをちょっと説明をお願いしたいと思います。

あと2つほどありますので、ちょっとお願いします。すみませんね。

112ページでございます。

款10項1目2でございますが、町奨学金が31万2千円、19041でございます。補助金の関係の坂城町奨学金ほか60万円になって、これが31万2千円減っているんですけれども、不況なのに、こういう奨学金に対するニーズというか、新聞なんか見ていると、大分奨学金への要望なりがあると聞こえているんですけれども、減っているんだけど、希望に対しては、希望などはどうなのかということをお聞きしたいと思います。

それから、もうちょっと下へおりてきて19048の中国教育交流補助金150万円と書いてあるんですけれども、これがどういうことをやるのかということと、ひとつは今この不景気にこういうことが、150万円こういうところで、なぜ必要なのかということ、しかも教育振興費なんか減らしているんですけれども、そういう中で、これが150万円を新しく出てきたということについて説明をお願いしたいと思います。

それから、その下の011005ですが、私立幼稚園補助事業が、この中身は就園奨励費と坂城幼稚園補助金、いずれも49万円とか25万5千円増えているんですが、これは園児が増えるからなのか。どうしてこの私立保育園のは増えるのかということもちょっと説明をお願いできればと思います。

最後でございます。ごめんなさいね。

最後は133ページでございます。

食育・給食センターの関係でございます。新しくなるということで、多分に予算額、見積りは新しい形で積算をされているかと思うんですが、まずひとつ、消耗品などが65万円、燃料費が113万7千円増えているんですね、去年よりも。新しい設備が大きくなったこともあるんでしょう。だけど、賄材料費が239万2千円も減っているのはなぜなのかというこ

とでございます。給食の内容等はボリュームや質は変わらないと思うんですけども、賄材料費が減るということは設備が新しくなって減るのかどうかということ。それから蒸気ボイラー管理配送車が約100万円、99万4千円ほど減っているんですが、これは配送する先や何か同じだと思うんだけども、今回新しくなることによって、ボイラーなんかは今度は燃料が安くなるのかもしれませんが、ただ燃料費は上がっているんですが。

それと委託の根拠というのが、次のページですけれども、13007調理業務委託1、880万円、これは現在の給食センターの臨時の皆さんを含めて人数的にはどういうふうが増えたり減ったりするのか。あるいはそのときの今の積算する人件費と比べてどうなのかということもわかたら教えていただきたいと思います。以上でございます。いっぱいあつてすみませんが、よろしくをお願いします。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後2時28分～再開 午後2時40分）

議長（春日君） 再開いたします。

福祉健康課長（中村さん） まず最初に、46ページの特別旅費でございますが、これは、民生児童委員さんが今年の11月30日、任期満了になります。それに伴いまして、今年につきましては研修費ということで1人2万円の打ち切りの特別旅費ということで研修費用をここでもらせていただきました。

続きまして、46ページの社会福祉協議会事業の、まずヤングヒューマンネットワーク事業補助金につきましてですが、これにつきましては、結婚相談ということなんですが、事業的には主に相談員さんの謝金で使われているということで、いろいろイベントを催しておりますが、そこに参加していただく場合は参加費をいただいて実施をしていますので、十分とは言えないですが、これで賄っていけるということでやっております。

20年度の状況ですが、イブニングパーティーとかスキルアップ講座、それからクリスマスパーティーとかランチパーティーを開いております。

挙式をされた方ということですが、ここに登録をされている男性の方がお1人、去年結婚をされたということでございます。

それから社会福祉協議会補助金250万円ということで、50万円の減額なんですけど、これにつきましても、町の厳しい財政状況の中で減額をさせていただいたということで、社会福祉協議会もそれで、運営費ということで補助を差し上げていますので、その中でやっていただくということをお願いしております。

続きまして、49ページの特別会計への繰出金の関係ですが、それぞれ法定分、ルールで決まった分を繰り出しをしています。老人保健特別会計につきましては町の負担分を、それから介護保険につきましても町の負担分と事務費分ということです。介護給付に対して

12.5%、それから地域支援事業に対しても12.5%、町の負担ということで支出をしております。

それから後期高齢者医療保険ですが、ここへの繰出金につきましても、保険基盤安定繰出金ということで町の負担分と県の負担が4分の3ありますので、その収入も合わせて特別会計の方へ繰り出しをいたしております。それから事務費分も繰り出しをしております。

それから53ページの地域活動支援センターでございますが、これも社協に委託をしておりますけれども、町のやはり厳しい財政の中で、減額した中で運営の方法等を考えていただく中でやっていただくということで減額をさせていただきました。

それから54ページですが、自立支援特別対策事業ということで、事業の内容が変わっているというお話ですけれども、新しく事業者の運営安定化等の事業が増えました。そこで整理をいたしまして事業者の運営安定の分と、それから個人に対する新法1項等の円滑化事業ということで分けて、ここに載せてあります。主なものにつきましては、今までと同じものもありますし、新たに増えたものがございます。

それと、その下の障害者計画策定事業の関係でございますが、策定委員さんにつきましては、一応15名を予定しております。坂城町障害者計画策定委員会要綱にございますので、一応委員さんにつきましては、民生児童委員さん、障害者団体の代表、福祉行政関係の団体の代表の方、その他町長が必要と認めた方ということでお願いする予定になっております。そういうことでお願いする予定でおります。

71ページの予防費の予防接種事業の麻疹等予防接種の増えた理由ですが、主に65歳以上の方のインフルエンザ、今までの季節性のインフルエンザですが、その予防接種が一応500人増加ということで、今年状況を見まして予算計上させていただいております。以上でございます。

子育て推進室長（中沢君） お答えします。

まず62ページ、南条保育園費の下から2行目の消防施設点検等5万1千円でございますが、この消防施設点検委託料につきましては、3園とも予算計上しております。

それから63ページ、施設整備委託料、一番上でございます。この委託料につきましては、園舎清掃の委託料、それから園庭整備の委託料を計上しております。

13006の園舎管理委託料につきましては、機械警備委託ということで、警備業者と委託しております。

施設設備管理委託8万2千1千円につきましては、電気変圧器保守点検委託料でございます。電気工作物でございます電気変圧器の保守点検を毎月実施させていただいております。それから大型冷蔵庫、厨房にあります大型冷蔵庫等の保守点検委託料、それから自動ドアの保守点検委託料でございます。これは年に1回保守点検が義務づけられておりますので、計上して

おります。それから大きな費目ではプール浄化槽保守点検委託料ということで、52万5千円を計上しております。太陽光発電設備点検委託料、これも2万1千円、これはシステムの点検委託料でございます。

それからAED賃借料8万9千円でございますけれども、新年度導入予定でございますAEDでございますが、フィリップス社製を予定しております。本体及び小児用キー、大人・子どもが使えるように子ども用は小児キーを差して電気ショックを与えるという小児用キーが入っております。それから収納袋、それと壁掛け設置費の見積をいただいております、消耗品、バッテリー、それからパット、これは2年に1度交換しなければいけないんですが、これについては消耗品ということで、この見積の中には計上されておられません。以上です。

住民環境課長（塩澤君） 私からは、まず76ページの資源ごみ収集処理委託でございます。塵芥処理費の中のごみ、資源ごみ収集処理委託でございますけれども、前年と比較しますと250万円ほど当初予算、減額ということでありますが、これにつきましては、さきの12月補正予算で一般廃棄物の収集運搬につきまして債務負担行為ということでお認めをいただきまして、そういった中で22年度の分につきまして入札を行い、その結果として1,200万円ということで、一般廃棄物の収集運搬、これは可燃ごみ、不燃ごみ、プラ容器包装、古紙等がございますけれども、こういったものが入札によりまして額が決定をして、その結果、全部合わせて1,200万円ですべてやってくれるということで、入札以外のものも若干ありますけれども、全部含めて1,200万円の予算ということでお願いをしておるということでございます。

それから同じページの19負担金補助及び交付金の中の長野広域連合の負担金でございますけれども、これは主に環境推進費の負担金と、私どもの塵芥処理費の中では環境推進費負担金ということでご負担をしているわけですが、これは前年と比べて200万円ほど増えております。増えた理由ですが、B施設ということで、いわゆる千曲市に建設が予定されております焼却施設、これの環境アセス調査、環境影響評価、それから、ごみ処理の広域化に関する基本計画の見直し、それから地元説明会等も始まっておりますが、説明会の支援業務というようなもの、こういったものが増えた原因ということで、関係8市町村の負担金の合計額が1億9千万円ほどございまして、これが前年と比較しますと4,600万円ほど増えているわけですが、その中の坂城町の負担分ということで、22年度は736万3千円ということでございます。

教育次長（塚田君） 順次お答えをしていきたいと思いますが、まず112ページの奨学金の関係がございまして、112ページ、坂城町奨学金ほか60万円でございますが、これにつきましては、予算計上につきましては、大学生、高校生8名分で60万円計上してございます。昨年につきましては、定時制への通学者にかかわる奨学金も計上してあったわけですが、奨

学金条例等によりまして授業料相当分という、定時制についてはなっております。ですので、今回、高校授業料無償化というような取り扱いがございますので、特にその点を考慮して、その分を減額させていただいております。ただ、生活困窮等それらにつきましては、またそれらの中で対応をしていくというふうに考えております。

それから同じく112ページの小・中学校の国際交流事業でございますけれども、昨年度はインフルエンザ等で実施をいたしませんでした。通常こういう事業につきましては、継続的な交流を含め、お互いの国の理解を深めるということが目的でありますので、本年度につきましても上海嘉定区の実験小学校児童と坂城町の児童との教育交流を通じまして、国際理解を深め、国際感覚を身につけていくと、そういうような理解のもとに今回、予算を計上させていただきました。

それから、その下の私立幼稚園補助事業でございますけれども、これは国からの補助金で対応しております。私立幼稚園と保育園との平準化を保つというような観点から、給食費、それから振興費について補助が出ておりますが、国からの補助単価が本年度変わっております。幾らかというふうには一概には申し上げられませんが、所得によって算定をさせていただく状況になっておりますので、今回おおむね予算で計上させていただいております。

それから133ページ、食育・給食センターの賄材料費が減額になっているということですが、実際には本年度、人数が昨年と比べまして新年度は20人減少する予定になっております。一番はそれが原因ですが、あとそのほか地産地消の推進とか賄い関係、地元からの購入をするような計画もしておりますので、こういう面の節約も考えているということでございます。

それから次のページの調理業務委託ですが、これも再三お話がございましたように、本年度、坂城町振興公社の方へ委託をするということでございます。現状におきましては10人、8時間の勤務体制をとっておりますが、今回、新しい食育・給食センターの新機械導入等によりまして、調理業務等の一部が緩和される状況もあります。そういうことで、人数的には10人でございますが、中の時間、勤務体制を見直しまして、時間を減額してあります。そんな状況を見る中で、この金額を計上をお願いしてあります。

それからAED、129ページ、文化センターほか小学校のAED関係はどうなっているんだということですが、坂城小学校、文化センターのAEDにつきましては、これはやはり先ほどお話がありましたフィリップス社製というのを使っております。うちの方につきましては多少値段が高いのは、消耗品、いわゆるバッテリー、それからパット等小児用、大人用のパットも消耗品になるんですけれども、それも委託の中に入れて契約してあるということと、一番は玄関の、ご存じかと思うんですが、入口にキャビネットを取り付けて置いてあります。これは体育館、それから校庭、武道館等の施設に対応できるようにということで、あければ

大きな音がして使用している状況がわかるというようなことで、これが少し余計、余計とい
いますか、この金額の違いによることです。

それから各小学校につきましては、使用料及び賃借料の中で、それぞれ8万円計上してご
ざいます。ないということではなくて、各小学校にも備えてあります。ということでござい
ます。以上です。

1番（田中君） すみません、いろいろ長く。大体わかりましたので。

実は、福祉課長、さっきの障害者の計画策定に公募の考えはというのをお願いしておいた
んですけれども、そういうものはもう条例で決まっていれば、もう公募は余地がないのかど
うかということをちょっとお聞きしたいと思います。

それからもうひとつ、福祉課長、59ページですけれども、昨日も一般質問でも出ていた
んですけれども、幼児等の医療給付が1,708万円ですか、計上してあるんですけれども、
3款2項1目の幼児等の医療費、これは、私、単純に考えたら、そんなに増えていないんじ
ゃないかと思ったんです。中学3年生まで延びたわりには。だけども、どういう形でこの金
額を積算したかというか、根拠だけちょっと教えてください。その2点をお願いします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

障害者計画の策定委員さんにつきましては、一応要綱で決まっておりますので、今のとこ
ろ公募ということは考えておりません。

続きまして、福祉医療費の関係ですが、こちらでこの予算を計上させていただいたのは、
小学校1年生から中学3年生までの入院のみ拡大した分というものにつきましては、307
万2千円ということで予算計上をさせていただいています。それ以前の小学校就学前まで
の方の分につきましては、昨日、円尾議員さんからもご指摘いただいたんですが、1レセプト
当たり300円の自己負担金が500円に増えるということで、その関係がありまして、増
額になった分は去年に比べては少なくはなっておりません。ただ、就学前までの方についま
して、一応1,393万6千円ということで、両方合わせまして1,708万円という額で
計上させていただいてあります。以上でございます。

6番（入日さん） 33ページ、款2総務費、項1総務管理費、その中の広報予備費で資料の説
明では映像による情報提供で、上田ケーブルでやるようなことを言っていましたが、具体的
にどんなことをして、町のPRとか、どんな内容なのか。

それから99ページの款8土木費、項4住宅費、目1住宅管理費の中の町営住宅ですが、
旭ヶ丘とか戌久保、かなり古いんですけれども、ここは水洗化ができてはいるんですが、水洗
接続は、接続というか、水洗化は考えているのかということをお伺いします。

それから103ページの款8土木費、項5都市計画費の中の公園管理費で、説明の15005
遊具整備等工事で、これは安心こども基金を使ってやるんですが、説明では6カ所の公園を

考えているとおっしゃいましたが、新設にどんな遊具を考えているとか、あるいは6カ所の公園の場所はどんなふうに考えているのか、その3点をお伺いします。

まちづくり推進室長（塚田君） 私からは映像による広報活動ということでご説明申し上げます。

こちらの方につきましては、今までさかきふれあい大学等でビデオ講座、そういうようなものもやっていらっしゃる町民の方がいらっしゃいます。そういう方にもご協力をいただいて、坂城町で起こった出来事、そういうような形をビデオに撮っていただきまして、それを編集したものを上田ケーブルビジョンさんに協力をいただいて、その番組の中で流していただくと。坂城町のお知らせというような形で紹介をしていきたいというふうに考えております。また各小・中学校にも放送部がございます。そういう子どもたちの協力もいただきながら学校での出来事、そういうようなものも庶民の皆さんにお知らせできたらなというふうに考えております。そんなような関係で事業を進めていきたいというふうに思っております。以上です。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

99ページのご質問でございますが、旭ヶ丘等の団地、水洗化を考えているかということでございますが、現在のところ考えてございません。

それから103ページの遊具整備工事についてご質問をいただきました。

6カ所ということでございますが、まずひとつは、びんぐしの里公園、木製スロープ遊具、それからジャンボ滑り台、ロープ・ネットクライマー等を整備改善ということでございます。

それから、わんぱく広場、これはキリン滑り台、それからシーソー、カニさんブランコの撤去、それからロッキンハッピーのバネの交換というようなことでございます。

それから3つ目として、テクノさかき工業団地、滑り台の補修。

それから4つ目が福沢川の親水公園、これは遊水池等の修繕ということです。

それから南条コミュニティ公園は滑り台、ローラー滑り台、シーソー、ベンチ等の改修ということでございます。

それから最後6カ所目ですが、和平公園、これはローラー滑り台、丸太渡り、壁渡り等の修繕でございます。以上でございます。

6番（入日さん） 今でもケーブルテレビでいろいろな坂城の催し物あるいは学校の取り組みなど放映されているんですが、なかなか1チャンネルとか3チャンネルを見る人は少ないし、私の周りでもお金がないからUCのケーブルはやめましたというような方が結構いるんですよ。お年寄りの方なんです。そういうあまり使われない1チャンネルや3チャンネルのところに流しても効果があるのかなという感じがします。その辺費用対効果でもうちょっと精査されて、たとえ90万円でももったいないような気がするんですが、そんなことであまり坂城町がアピールできるとは思えないので、今後の取り組みとしてちょっと考えてい

ただきたいなと思います。

それから旭ヶ丘や成久保は非常に古いので、水洗化なんかしてもという思いがあるかもしれませんが、あそこを建て直すという計画が全然ないわけですよ。旭ヶ丘なんて特に県住の払い下げで30何年もたっている。非常に古くて、よく住んでいるなとも思うんですが、その辺やはり住みやすい町営住宅というものを今後の計画の中できちっと位置づけてやっていると、町営住宅だから狭くて汚くて当然ですよというのでは通らないと思うんですよ。その辺を今後の、今、予算が本当にないときなので、すぐやれとは言いませんが、今後の計画の中でぜひ考えていただきたいと思います。

それから公園のことですが、わんぱく広場の遊具は撤去されてしまうということですが、結構あそこ、いろいろな小さなお子さんたちが親子連れで来て、非常に楽しんでいるんですよ。どちらかというと町の中で一番遊具を活用されているところがわんぱく広場ではないかと思うんですが、そういう意味で、撤去して、その後、あとありませんよでは、ちょっとかわいそうな気がするんですが、新設ということは考えていらっしやらないんでしょうか。その点お伺いします。

建設課長（村田君） ご答弁申し上げます。

今の遊具の関係ですが、これについては安全第一ということでございまして、撤去させていただきたいなということでございます。よろしく申し上げます。

8番（林さん） 2点ばかりお伺いいたします。

37ページ、款2総務費、項1総務管理費、目13消費生活費、この消費生活費の予算が消費生活指導員の、説明では見直しをするというようなお話がありました。前年度は32万4千円のところを今回大幅な減額になっておりますけれども、こういう見直しに至った経緯などおわかりになったらお聞かせください。

それと76ページです。

目1清掃総務費ですけれども、節19のごみ減量化推進事業補助金30万円、これについても、説明の中では推進グループを支援するというような、説明か、一般質問かちょっと記憶ありませんけれども、何らかのときには、そのような推進グループを支援するというようなお話がありましたけれども、内容としては、どのようなことに使われるのか、お聞かせください。

住民環境課長（塩澤君） お答えを申し上げます。

37ページの消費生活一般経費の関係でございましてけれども、消費生活指導員さんの報酬を見直すということで、前年ですと29名の指導員さんに報酬を申し上げましたけれども、新年度の予算では4万4千円ということで、地区ごとに代表者、地区別の代表者4名ということで、報酬については、そういう形でお支払いをしていくということでございます。消費

生活指導員さん、あるいは消費者の会含める中で、主に消費生活展等での活動、あるいは廃油を使った石鹸づくりというようなことで、そういったところを主に事業ということで、消費者の会あるいは消費生活指導員さんの主な業務ということで、そういったことをやってまいったわけですが、これは事業を縮小するということではありませんけれども、報酬の見直し、体制の見直しということで、そういったことを図りながら活性化をしていきたいということでございます。

それから76ページの、ごみ減量化推進事業補助金ということで、30万円の計上をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、段ボールコンポストによる堆肥化の推進ということで、関係団体あるいは支援グループ、推進グループ、こういった皆さんへの支援とグループの育成ということで、調査研究費的なものも含まれておりますけれども、そういったものを補助金ということで考えておまして、これによって推進グループの育成を図り、段ボールコンポストの全町的な普及を目指して、各区等で説明会等を開く中で全町的な取り組みに広げていきたいということで、新たに補助金という形で計上させていただいております。

8番（林さん） ただいま消費生活の方たちの活動については、活動範囲は収縮するわけではないという、報酬の見直しということで、報酬と活動範囲は比例するものだなとは思いますが、報酬の見直しということになりますと、今までは年間幾らで、今度幾らに変わったのかということをお聞かせください。

それと、ごみのことですが、堆肥化に対しての推進グループの皆さんをいろいろと勉強する、そしてまた、地域に行って説明会をしていただくというための費用というふうに受け止めました。そういうことは大変いいことかと思っておりますけれども、ごみの減量化にあたりまして、やはり今、各区で説明会というお言葉がありましたけれども、先日というか、ちょっと前に減量化に伴う各地区での説明会が行われた際にも、この議会で、前回12月議会では、各区へ説明ぐらいはしてほしいというお話も申し上げましたけれども、そのようなことはなされませんでした。結局あの会場へ行った500名ぐらいの方たちは納得して協力していただけたと思っておりますけれども、そこへ行かれなかった人、またシールを張ることがわからなくて対応ができなくて、例えばシールを張らないままに出したということが多分にあるのではないかと思いますけれども、その辺も絡めてご説明ください。

住民環境課長（塩澤君） お答えいたします。

消費生活指導員さんの報酬ですが、これは年報酬ということで、1万800円でございます。

それから堆肥化の推進ということの中で、各地区へ入ってといいますか、推進グループの育成、支援ということで段ボールコンポストの指導ができる皆さん、そういった皆さんを3

～4人ぐらいをひとつのグループとしまして、全町的ということなのですが、まずは10カ所ぐらいを目標に、区長さん方と、あるいは地区の環境衛生委員さん等もおられますけれども、そういった皆さんと相談をする中で、できるところから出前講座的な形で実際の実演を含めましてご指導といいますか、グループの方を中心にそういった指導をする中で広めていきたいということでございます。

すみません、説明会に500人ということで、8回で分けてやったわけですが、説明会に来られなかった皆さん、大勢いるわけですが、これについては、全戸配布のチラシ、あるいは広報でお知らせをしておりますけれども、どうしてもそういったものも見ていただけなかったり、4月1日からの改正がわからないというような方も出てくるということで、そういった方への対応としましては、収集所に一番の改正点であります旧指定袋を使う場合のシールの添付ということで、これについて各収集所にポスターのようなものをつくって早目に収集所に掲示をしていくということで、3月中、4月始まる前に掲示をしていく中で、実際に出しに来たときに、それを見ていただいて、ご確認をいただくということで、一応外国語のものにつきましても、あわせて用意をして、必要な収集所については、そういったものと一緒に張っていただくということで、そんな対応もしていきたいということで考えております。

8番（林さん） 張られないで出された場合は、どのようにするかということも今お聞きしたつもりです。

住民環境課長（塩澤君） シールが張っていない指定袋については、業者が収集をしていきません。今までも名前を書いていない袋については、一応収集がされないということで残されていたわけなんですけど、業者の方でそういった不備のある、ルール違反だということで専用のシールがあるんですけども、そういったものを張って収集できない理由ということで、そういったシールも張って注意を喚起するということでございます。中には収集所の当番の方が最終的に、最終的にというか、残ったものを片づけておられるというような収集場所もございましてけれども、基本的には、そういったシールを業者が張って対応を促すといいますか、そういったルールで出していただくということで周知をしていくということでございます。

4番（大森君） 6点ほどちょっとお願いいたします。

28ページの款2項1目1の説明が19026非核都市宣言自治体連絡協議会等負担金ですが、これについて加盟数がどれぐらいの自治体が加盟されているのか。そして県内では、どれぐらいの自治体が加盟されているか。できれば近隣ではどうなのかということを知りたいと思います。

それとあわせて国連の方で非核拡散防止条約の見直し、NPTというのが夏にあるわけですが、これに対して何かアピールなどするような、そういう動きがあるかどうか、お

尋ねいたします。

次に78ページ、款5項1目1の説明19043建設国保の事務費補助、これは4万円計上されているわけですが、ここへ加入されている人数、そしてこの数年の間の動向はどういうふうになっているか、お尋ねいたします。

次に78ページの款5項1目1の説明21001勤労者生活資金貸付預託金500万円、これについての何件を見込まれているのか。それと21年度まだ終わっていませんが、この間の実績はどうだったのか、これについてお尋ねいたします。

次に82ページ、款6項1目3、説明19058中山間地域直接支払事業、これについて3年か4年ぐらいの期限付で行われていまして、それがだんだん継続延長されてきていると思うんですが、何年ぐらいこの事業が行われているのか。そして当時と比べましてグループの皆さんの年齢的にもそれだけ年齢が上がってきているわけですね。そういうグループが崩れかかっていないのかどうか、それについて現状どうなっているかについてお尋ねいたします。

99ページの款8項3目2、15001水路しゅんせつ工事、これはどこの水路かについてお聞きしたいと思います。例えば私の近く、前田川、これも結構浅いわけですが、これもすぐいろいろと堆積するということもあるんですが、ここじゃないのかどうか、それについてお尋ねします。

最後ですが、100ページの款8項4目1、13001町営住宅の樹木の手入れがあるんですが、これについて私も町営住宅に入っていらっしゃる方から何回も要望を受けたんですが、中川原ですか、元鉄道跡地の住宅ですが、ここの線路と住宅の間にヒマラヤ杉ですか、でかい杉の木がありまして、それが秋になると針のような葉が落ちて部屋に相当入ったり、あるいは樋、自動車のワイパー等に非常に入って困るということで苦情を受けまして、建設課へも何度も足を運んだわけですが、これについて行われるのかどうか、ご説明願いたいと思います。

総務課長（宮下君） 非核宣言自治体協議会につきましては、これが核兵器の使用が人類と地球の破滅の危機をもたらすということで、全世界のすべての自治体に核兵器の廃絶、平和宣言を呼びかけるということと、そういった協力体制を設けるというものであります。そういった中で国連等に対する宣言等、またこの協議会の中で決定があれば、協議会の一員として当然それとあわせて行動をしていくという形で考えております。

現在この協議会の自治体数としましては、239自治体ということでございます。長野県につきましては、ちょっとどこかと、多くのところが入っておりますので。会員といたしましては、伊那市、松本市、高森町、坂城町、川上村、中川村、以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） 私からは3点についてご答弁申し上げます。

まず最初に、78ページの建設国保の関係でございますけれども、これにつきましては、どのくらいの方が加入しているかという部分でございますが、76名というようなことで、これは建設産業の従事者とその家族ということで、それを守るための保険事業ということでよろしくお願いたします。

それと続きまして勤労者生活資金の貸付預託金500万円にかかわりまして、その利用の状況というようなことでございますが、これにつきましては、融資枠について2.1倍ということで、1,050万円相当が対象になるわけでございます。

貸付期間5年ということでございますが、利用者については、ちょっと手元に数字がございませんが、後で申し上げます。預託については枠的には残っているというようなことでございます。

ただ、これについては融資利率が2.09%で限度額が100万円ということでございまして、余裕あると。ちょっと今、貸している人数については後で申し上げます。

それと82ページ、中山間地域の関係でございますけれども、中山間地については1期5年ということで、ちょうど切れて、これから5年また延びるという状況でございます。今言われましたように、今5地区があるんですけれども、それぞれ高齢化も進んでおられるというようなことで、その枠組みの中から、できないというようなお声もお聞きするわけでございますけれども、やはりこれは地域で取り組んでいる話でございます。それぞれの地域でそれをカバーしながらということでございます。ただ、どうしても抜きたいという方については、本当に現状の中では2～3でございますが、地域の代表の方とご相談して、そこら辺については対応しているというような状況でございます。

それとあと、申し訳ございません、今の融資の関係が今5件ということでございます。よろしくいたします。

建設課長（村田君） 2点質問をいただきました。

まず最初でございますが、99ページ、河川改良費の中の水路しゅんせつ工事でございますが、これにつきましては、坂端のサイホン、それから前田用水の沈砂池、それから駅前の暗渠2カ所、それから中之条と四ツ屋国道沿いの上に電気屋さんがございますが、その脇に暗渠があるということで、以上の計画でございます。

基本的には暗渠と沈砂池ということでございますが、質問にございました前田用水ですか、越水する川でございますので、状況を見てまた予算の範囲内で対応できればなというふうに考えております。

それから100ページ、樹木の手入れ60万円の中で質問をいただきました。

これにつきましては、中河原の多分、改良住宅の付近だと思っておりますが、一応この事業も毎年継続的に横尾団地ですとか上平団地ですとか戌久保団地、旭ヶ丘団地、継続的に計上させて

いただいております。ただいまお話しいただいた件について、費用的なこともございますが、これもまた現地を見させていただいて、予算の範囲内で対応できれば対応してまいりたいということでございます。以上でございます。

議長（春日君） 審議の途中ですが、ここでテーブル交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午後3時40分～再開 午後3時51分）

議長（春日君） 再開いたします。

引き続き、質疑を続けます。

4番（大森君） 1度目のお答えをいただきました。加盟が239で、そして県内でこれだけ、6地区ですか、6地区か7地区ぐらいだと思うんですが、それにしても町がこういうのに加盟しているということでは評価できるんじゃないかということで、そういう意味では平和講座なども、できれば今後、講座を設けてやっていっていただきたいというふうに思うわけですが、その方向性についていかがかということ。

それから建設国保についてですが、人数は76人ですが、世帯数でどうですかというふうにまた聞きたいんですけども、一人親方の大工さん方が入られていると思うんですが、どんどん一人親方の大工さんも少なくなってきたんじゃないかなということで、建設関係の支援をどういうふうにしていくかということまで考えた建設国保を考えていく必要があると思うんですが、それについてお答え願いたいと思います。

勤労者の生活資金の貸し付けですが、5件ということで、枠もあるということですから、これは引き続き、このようにやっていっていただきたいというふうに思います。

中山間地の直接払いですが、5年延長されて10年間ということで、当時始めた方が皆さん高齢になってくると。後継者がいらっしやらないところから見ると、行く行く継続するには本当に大変な状態になって、荒廃農地として、また新たな問題として出てくるのではないかというふうに思います。ですから、その辺の対応に対してどういう対応をされていくのか、お尋ねいたします。

水路しゅんせつ工事についてですが、バイパスもつくっていただいたということで、ひと安心であるわけですけども、予算が余ればということでもありますので、ぜひ余すようにしてお願いしたいというふうに思います。

樹木ですが、これは再三、まだほかに全部で7～8本以前あったんですが、それは切り倒してあるんですね。あと2本残っているんです。これについて早く切り倒してほしいという、すぐ隣の2軒の方が困っていらっしやるということですので、これは早急をお願いしたいということで要望するわけですが、これについて、いつやるのか。予算が余ってからではちょっといけないので、来年度なら来年度というふうに決意を述べていただきたいと思いません。以上です。

議長（春日君） ここで会議時間の延長を申し上げます。

本日の会議時間は本日の議事日程が終了するまで、あらかじめ会議時間を延長します。

総務課長（宮下君） 過去には、ふれあい大学の講座の中でも、そういった講座が開かれたという経過もある中では、今後またそういう担当課の中でできるのかどうか、日程もあると思いますので、そういったことを検討してまいりたいと思います。

また昨年開催されましたシネマフェスタなどでは沖縄基地に関する映画が上映されたり、坂城高校生の平和学習の発表がなされたりというようなことが行われています。そういった面でも、町もこういった宣言都市の協議会の中に一緒に入っているということも、こういうひとつひとつの中に反映しているのではないかというふうに考えます。いろいろな面につきまして、今後検討させていただきたいというふうに思います。

産業振興課長（宮崎君） お答えいたします。

まず建設国保の関係ですけれども、世帯でいうと38世帯というようなことでございます。ただ、これにつきましては、やはり保険の運営事業が主ということでございまして、商工会中心にいろいろ啓発等していただいているわけですけれども、そこら辺普及啓発等また努めてまいりたいと考えているところでございます。

それと中山間地域でございますけれども、今、町内5地区ということで、多い集落で個々のやつだと10人から50人くらいまで大から小まであるわけですけれども、確かに高齢化というのは、これで10年来ていますので、この次どうなるかという問題はありますけれども、ただ、いずれにしても共同作業にも補助金が来るし、個々にもお金が入ることなものですから、やはり地域の中でどうやって取り組んで続けていかれるか、また代表の皆さん等と話し合いを進めたいというふうに思います。以上でございます。

建設課長（村田君） 樹木のご質問でございます。

決意のほどということでございますが、議員さんからもお話ございましたが、再三申請と申しますか、要望してもなかなかということがございます。その状況を私、詳しく存じておりませんので、来年度というふうなお話もありましたが、担当からすると、なかなかすぐ対応できないような状況があらうかと推測されるわけでございます。まず現場の状況を私、よく見まして、大がかりな重機等ということになりますと、なかなか大変なものもございまして、まずは状況を見させていただいて頑張って対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

2番（中嶋君） 委員会審査も残しておきたいんですが、ちょっと今、流行りのようになっちゃって移っちゃって、病気が。

83ページの款6農林水産事業費、目3、この間もちょっと聞いていると思うんですが、説明の010650ふるさと雇用坂城特産品いいもの振興事業、この内容、3事業というよ

うなことを言われたような気がします。それから、どういうところでやるのかということです。

それからあと、ねずみ大根祭り、これは去年も、私、お祭り大好きですので、ばらサミットですとか大根フォーラム、うんとよかったと思っています。景気が悪い、景気が悪いという話ばかりだから、うんと私はつまらなく思っていますので、大いに結構じゃないかと思っています。ましてや町長のお話にあったように、のろしなんか上げるといふから余計いいなと思っておりますので、その辺のところを真丁にひとつご説明をいただきたいなと思っております。今の010654のねずみ大根祭りも。この2点。

それから、もうひとつは88ページの款6農林水産業費の目3林道事業費、塚田議員にちょっと怒られそうだけど、ちょっと、これ、おれ聞かぬかな。説明の010652ですか、緊急雇用林道作業道環境整備事業という部分がありまして、その下の13001の作業等委託があります。今イノシシとかハクビシンとかいろいろなものが出てきて困るなんていうようなお話があるんですが、この間テレビ見ていたら、里山みたいのところ、下草刈りとかそういうふうにならざる整備をすれば人間と動物との棲み分けができるなんていうようなお話を聞きましたが、そんなようなことで、これはお使いになるのかどうかということをお聞きしたいんですが、その3点ひとつお願いをいたします。以上でございます。

産業振興課長（宮崎君） まず83ページのふるさと雇用坂城特産品いいもの振興事業というところからご説明をさせていただきたいと思っております。

これについては、国の緊急雇用対策ということで、特産品の普及宣伝や販路開拓による地域産業の育成、ブランドの確立にということで、振興公社に委託事業として1人お願いしているわけでございます。このふるさと関係については、基本的には3年続けるということで、通して進めていくと。

実際どんなことかという、やはりマーケティングの関係の販売先、それと商品開発、売れる商品をコーディネートしていくというようなことございまして、今年立ち上げて、あと来年、再来年の中でより進めていきたいと。今進めていただいて、特にやっているのは、辛味大根焼酎について取り組んでいただいたり、味ロジの販路拡大に向けてホテルですとか、そういうところへ行っていただいたりというような活動をしていただいております。

次に、同じページのその下のねずみ大根祭りについてでございますけれども、これにつきましては、去年は「全国辛味大根フォーラム」ということで2日間にわたってフォーラム等をしてきたわけですが、ちょっと経費的にも難しいということと、本当はほかの地域で順番で担っていただければいいんですけれども、ほかの地域、もう少し時間が欲しいということもあって、県内がそのうち半分以上占めているということで、県内に回す意味からも県の支援もいただいてやっているわけですから、今年については、それを絶やすことなく、

お祭りの部分だけでも J A ちくまのあそこのびんぐし展のところをやったその部分、あとパワーアップツアー、大根の抜き取りツアー、それもやりますけれども、それだけでも何とかやっていきたいと。それは全国から大根だけ集めて、来ていただけるところは来ていただいて、大根だけあれば地域の中で同じようなことができるので、そんなことでの取り組みができればと。

それと 88 ページの緊急雇用対策の関係でございますけれども、これにつきましては、いろいろなお話を今いただいたんですけれども、これについては草刈りですとか側溝、横断水路の清掃等、どうしても時期的に緊急雇用ということなものですから、4 人の方に 6 月から 8 月の期間ぐらいでお願いして林道等の整備をさせていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

2 番（中嶋君） よくわかりました。ありがとうございます。

私もやはり大根フォーラム、とてもよかったもので、ばらサミットと同じように継続をしていただきたいと思っていたんですが、今の課長のお話を承れば全くそのとおりだと。こういう時代でもあるし。それでもって坂城町でつなぎのようなことをやっておくということは、私はとてもいいことだと思っています。ぜひまたいいお祭りにしていただきたいと思います。

それから、焼酎を 40 度とかというようなお話もありましたし、そういうところもきちっといいものをつくっていただいて、ひとつまた坂城町を有名にさせていただきたいと思いますが、ぜひそれもよろしくお願ひしたいと思います。

それから今私もあれしたんですが、林道の関係でもって雇用の部分で、そっちの方というのは確定されている部分があれば、これはしようがないんですが、さっき私が言いましたように中山間といいますか、さっき言ったようにイノシシと人間の棲み分けみたいところで、もし、またそんなようなことができれば、また課長もアイデアをいろいろ持っている方ありますので、ぜひそんなようなことでもひとつ今後のためにまたお考えいただいていただければ幸いかと思いました。ちょっと私の言ったことは余計なお話だったかもしれませんが、ひとつそういうことで頑張ってくださいたいと思います。以上でございます。

11 番（円尾さん） 端的にお伺いしていきたいと思います。

まず 37 ページ、先ほどの消費生活の中で指導員が 29 人から 4 人になるんだというお話がありました。いきなりこれだけ数が減っていく、やり方を変えていくんだろうなど。今までの生活指導員に入っている人たちが全部指導員という形の位置づけだったかと思いますが、それが 4 人になっていくということで、じゃあ、どういう人たちをどういうふうを選んでいくのかということがひとつ。

それから、これが 4 人になったことで今までやっていた事業が十分消化できていくのかどうか、その辺がちょっと気がかりなんですけれども、それはどういうふうを考えておいでに

なるか、お聞きしたいと思います。

もうひとつは、130ページ、教育費、7目の中の15001遊具整備等工事が1,730万円と大きなお金が計上されています。これは補助金の絡んでのことですけれども、この内容についてちょっともう少し詳しく教えてください。

それからもうひとつ、134ページ、これは食育・給食センターの3目ですね。その中で調理業務委託を振興公社にやっていくので、先ほどの話の中では10人の職員で7時間労働でやっていくんだというお話がありました。それはその中でいいんですけれども、この勤務状態とか、それから、いわゆるそれぞれの人たちが所属するところが違う、栄養士さんは多分兼職だろうしというようなことがあったり、町が管理をしていくんだというようなことがあったりする中で、どうやって連携をきちんと持っていくのか。調理業務に対して支障が出てこないのかどうか、その辺について、どのようにお考えになっているか、お尋ねしておきたいと思います。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

消費生活指導員に係るご質問でありますけれども、消費生活指導員さん、今年度、地区代表という形で4人の方に、それぞれの地区の取りまとめと申しますか、そういった中で代表ということでお願いをしていくということでございます。

今まで消費者の会の皆さんも、先ほど指導員が29人ということでお答えしたんですが、そのほかに消費者の会の皆さん等も40人ほどおいでになりますので、そういった皆さんとの事業の取り組みの関係で何かと明確になっていないというような部分もありまして、今までそういった消費者の会の皆さんも含める中でOBの皆さんが、指導員としてそういった人の中からOBの方の中から指導員という方が選ばれて中心になっているいろいろな事業をしてきたということなんですが、そういったところを、報酬等については見直しをさせていただきますけれども、4人の代表の皆さんを中心に、人数の方も少し出てこれられない方も、名前はあるんだけど、出ていないというような方もおりますので、そういったところを見直しをさせていただいて、4人の方を中心に進めていくということで、今までと同じように消費生活展を中心にと申しますか、そういったところへの取り組み、それから日々の中でのいろいろな消費生活の問題、取り組み等も、石鹼の関係もございまして、そういったところは今までどおり残す中で、より今までの事業の中で主要なものは残す中で取り組んでいくということで考えております。

教育次長（塚田君） 私からは130ページの公園遊具の整備の詳しい内容ということでございますが、これにつきましては、安心子ども基金という国の基金を活用しまして、10分の10の事業で実施するものです。

ご案内のように、5～6年前に遊具の事故があった関係で、当時は企画政策課において全

体の遊園地の状況の整備、また私どもの育成事業において、それらの撤去、それから修理について町で補助金を出して整備した経過がございます。

その後、国の方で今回もう1度遊具の改善事業ということで急遽連絡が参りまして、区長さん初め各区の育成会長さん立会いのもとに全区の、全区といたしますか、遊具のある区の現状を調査し、交換、それから撤去、新設、それら等につきまして地元との協議を重ね、今回、撤去するものは撤去する、交換するものは交換する、新築するものは新築するという形の中で対応してまいりました。申請件数は21件ということでございまして、現在、県の方へ申請を出して対応をしてまいりたいということで進めております。

それから134ページの振興公社への給食センターの委託ですけれども、先ほどもちょっと申しましたが、振興公社の方で今回、職員の待遇改善というような形も含めまして、振興公社の職員として、そちらの方から派遣してもらうような、委託するような形で契約を結んであります。

指導体制、また運営体制に問題はないかということでございますが、その中で現状6名については正職員として採用し、4名についてはパートとしてそのまま現状でお願いをする形をとっております。ですから、職員につきましては、10人体制で進めておる10人については全員同じ方を採用していくということで、現状の状況を移行していくと。多少職名等は変わることもあろうかと思っておりますけれども、現状での移行ということで、運営体制には支障がないというふうに感じております。

それから委託をしていく関係で時間的なものなんです、10人体制の中で6人は7時間、それから4人については6時間というような、そんなような勤務体制も考慮する中で運営を考えております。以上です。

11番（円尾さん） それぞれ答弁いただいてわかりましたけれども、消費生活の方では、いわゆる今まで頑張っていたいただいた方たちも一緒になってということだと思っておりますけれども、その中で、やはり4人の方がリーダー的存在になって、そこをやっていくのかなど。例えば報酬の出る人と出ない人という形になっちゃいますよね。だから、その4人の方が全責任を持ってというふうにとらえてもいいんでしょうかね。それで今まで会員だった人たちに協力してもらおうという形、その辺ですっきりしていくのかどうか、その辺がちょっと気がかりなところもありますし、今までのような活動がそのままできていくのかどうかという点については心配ないというふうに見ていいんでしょうかね。その辺についてどのようにお考えになっているか、お聞きしたいと思います。

それから遊具の関係なんですけれども、先ほど21件から申請があつてということでしたけれども、公園などでは新しいのはつくっていかないよという話でしたけれども、今度のことは新設もするんだし、修理もするんだということなんですね。じゃあ、遊具が坂城の町か

ら全部消えちゃうというわけじゃないんですね。

それと給食センターのことは中身的にはわかったんですけども、ただ、いわゆる調理を業務していくところに指導者というような形で栄養士などが入っていくかと思えますけれども、そういう関係がうまくいくのでしょうか。その辺で問題ないのでしょうかということが一番気がかりなところなんですけれども、いわゆる所属関係が全部違ってきていますので、その辺の連携がちゃんととれていくのかどうか、そのことがちょっと気がかりですので、もう1度その辺答弁いただきたいと思えます。

住民環境課長（塩澤君） お答えをいたします。

消費生活指導員さんにつきましては、今年度、21年度中の役員会等におきまして、そういった体制の見直しというようなことで役員会でも何度か話し合い等を持つ中で、地区会長4人を中心に消費者の会の応援もいただく中で進めていくということで、そういった形で進めてまいります。事業に支障のないように進めていくということでご理解をいただきたいと思えます。

教育次長（塚田君） ひとつは、公園から遊具が全部消えちゃうのではないかという質問なんです。そうではなくて、やはり各地区にある遊具については、今回点検を全部行いまして、危険なものは撤去するものは撤去する、それにかわるべきものとして区の要望で新たにつくりたいものは申請してもらって要望していく、それから修理できて使えるものは修理していくということで、こども基金を活用して、そんな形の中で区の遊具は対応していきたいというふうに考えております。

いずれにしても今回、国のこういう基金を活用しますが、一応現在まで地区において遊具の管理責任はとっていただいております。町の方では、それに対して補助を出して修理等を対応しておりましたが、今回一応全体を見る中で、このような対応をさせていただくということでございます。

それから給食センターの運営の体制ですが、これは給食センターを食育・給食センターという形の中で対応していく中で、今まで職員の管理運営体制についても中でお話をしてまいりました。ですから、所長、栄養士、事務員等もおいでになりますが、体制的には全体的に変わりございません。

ただ、その中で調理責任者という方、これは今までも総班長という形の中でおりまして、職名ですが、そういう形の中で毎日の打ち合わせ等を行っておりましたので、今後も引き続き体制的には同じ体制を、先ほども申しましたが、現行の体制を移行して運営をしていくということですので、議員さんが心配されるような関係での問題はなかろうかと、そういうふうに考えております。以上です。

9番（宮島君） 大変お疲れのところですが、最後になろうかと思えますけれども、3点ほど質

問をさせていただきます。ページはあらかじめ申し上げますが、30ページ、31ページ、33ページにわたっておりますので、ひとつ担当の方はご覧いただきたいと思います。

30ページの方は、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節の08011講師謝礼23万円出ているわけですが、この事業はどういう事業で、どういう支出をされるのか、これが第1点であります。

それから2番目には、31ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6、節の19045太陽光発電システム施設補助金75万円と出ているわけですが、この事業の推進の考え方についてお伺いをさせていただきます。

それから最後に33ページでございますが、果たしてこの項目でお答えができるかどうか。でなかったら、ひとつ関連ということでお許しをいただければ結構なんです。款2総務費、項1総務管理費、目7広報広聴費、節100221広報広聴一般経費として669万7千円ということを出ているわけですが、この中で、ご承知のような内容で、いわゆるサーバーがサイバー攻撃を受けているかという、簡単にいえばアクセスを起こす恐れが非常に危険であるわけであり。また全国各地でも実態ではそのような内容が出ているわけですが、そういった対策について最初にお伺いをさせていただきます。以上です。

企画調整係長（山崎君） それでは最初に30ページの講師等謝礼でございますけれども、これについてご説明申し上げます。

これにつきましては、ひとつが坂城ふるさとサポーターということで、町長の方からも申し上げますけれども、坂城町の発展ですとか、坂城町を応援していただくということで、そういう方を坂城ふるさとサポーターに委嘱していきたいということで考えておまして、その方の謝金と、あと講師の謝礼が若干ということでございます。サポーターさんにつきましては、8名から10名程度ということで考えているものでございます。

それと31ページの太陽光発電システムの設置補助金でございますけれども、この補助金につきましては、本年4月1日以降に、住宅用でございますけれども、住宅用の太陽光発電システムを導入する個人の方に補助金を交付するというものでございます。

補助対象となる方でございますけれども、自ら居住する住宅に太陽光発電システムを設置する方であったり、あるいは町内の住宅を自ら購入するために購入するという方でございます。補助金額といたしましては、システムの出力1kW当たり1万5千円といたしまして、7万5千円、5kWでございますけれども、7万5千円を上限としたいというものでございまして、予算には10件分ということで75万円を計上いたしましたところでございます。

それと33ページの広報広聴一般経費に関してでございますけれども、この経費につきましては、インターネットに接続して電子メールを行ったり、あるいは情報等を収集するというので、その情報系のシステムの経費をもってございます。

その中でいろいろなサイバー攻撃ですとか、そういう情報漏洩ということだと思いますけれども、これにつきましては十分町としても、注意といいますか、漏洩等あってはならないことですので、注意をしております。当然町にはいろいろな町民の方の情報資産といいますか、個人情報等を数多く持っております。これらの情報を守ることは当然、必要不可欠、最優先の課題でございます。

町におきましては、この広報広聴一般経費におきまして、インターネットを接続して情報を収集する情報化のシステム、それとあともうひとつシステムができて、町民の方の、例えば住所ですとか氏名の情報あるいは税に関する情報等を管理する、もうひとつ基幹系のシステムというのがございますので、その情報系のシステムと基幹系のシステムはパソコン端末あるいは端末を介するサーバーも含めまして全く物理的に切り離して、つながっておりません。そういう面で悪意のある、例えば第三者がインターネットを使って、そのような基幹系の個人の名前ですとか税情報等をおさめているシステムに直接アクセスをして町民の皆様様の情報を盗むといったようなことはあり得ない状況になっております。また情報漏洩につながるウイルス被害を防ぐためにもウイルス対策ソフトも常に最新に保っているという状況でございます。

そう言いましても、個人情報の漏洩等につきましては、どのようなケースが起こるかわかりません。町といたしましても、情報セキュリティの基本方針あるいは取り組むべき基準というのを定めまして坂城町情報セキュリティポリシーというものを策定をいたしまして、町民全員で対策に取り組んでいるところでございます。今年度につきましても、昨年8月には全職員対象のセキュリティ研修会も実施したところでございます。個人情報の漏洩等ないように今後も対策に努めていくということでございます。以上でございます。

9番（宮島君） それでは、その3点、順を追って質問させていただきますが、最初に、招集のあいさつで町長から、今年は新しい事業として、ふるさとサポーターという、仮称ですが、そういうものを発足させて町の企業に対していろいろアドバイスをいただくという説明があったわけですが、ただいま金額が23万円ということになりまして、これは町長にお聞きするんですが、東京事務所管内というような話もちよっと、いわゆる東京坂城会と聞いているんですが、どんな人選方法で、例えば東京で会議をやるのか、こっちに出てきてやってもらえるのかということになると、かなり23万円では手当でも及びもつかないわけですが、これらの考え方について簡単に町長の考えをお聞きさせていただきます、最初に。

それから全部時間がありませんが、言ってまいります、太陽光の発電については、今、担当係長にお伺いするわけですが、ご案内のように、国は平成17年に、いわゆる太陽光の国の助成を打ち切っているわけございまして、今回、鳩山内閣になりまして平成21年に復活をしたということでしょうか。いわゆる今年度の補正で復活をしているわけですが、た

だいま内容について5kWで1万5千円とか上限7万5千円というような関連があったわけですが、そういった中での地域の実態を75万円という数字になれば、例えば何基やるとか、どういう方法で進めるかについて具体的に、むしろおわかりになったらひとつお示しをいただきたい。そうでなければ考え方だけでも結構でございますので、ひとつお願いしたい。

それから最後に、今、担当課長からそういう問題は今まで起こさないよというようなことの話があったわけですが、万が一、ただいまいろいろウイルス等の問題がございまして、住民の、いわゆる個人情報漏洩されれば大変大きな問題になるわけですが、このためにもこの中では、いわゆる保守料というようなものが入っているわけですが、そうした会社等の関連も密接にとっていかなければいけないと思うわけでありまして。これは会社も専門であればおわかりだと思いますが、サーバーという複数のコンピュータを接続するネットワークは大変重要なことであるわけですが、それらのデータを、いわゆる集約した共有しているコンピュータは自治体のサーバーにはいろいろあると思うわけですが、例えばメールのサーバーだけであるとか、あるいはまた公式サイトを閲覧するウェブサーバーというようなのもあるかと思いますが、そういったことの状況もつけ加えさせていただきます。以上です。

町長（中沢君） いろいろ行政という対応を考えた場合には、常に外に発信し、また外の知恵をいただきながら進めていくということもまた大事なことであるわけですが。坂城ふるさとサポーターということで、これは東京坂城会の皆さんにいろいろまず頑張ってもらおうと。それとまた、ふるさと納税を自主的にいただいている方がございます。そういった人たちを中心に人選をしていくということですが、できれば坂城のことですから、東京において坂城のことを踏まえながら発信してもらいたいなど、そういったためのいろいろな資料は、特にそういった方には発信していく、お送りしていくと。そしてまた、1年に1回ぐらいは坂城の方へもちょっと来ていただきながら、いろいろとお話を伺い、坂城を全体のPRとともに企業活動などにも、こんな面はこうだよということでアドバイスいただければいいなど、そんな思いでございます。以上でございます。

企画調整係長（山崎君） 最初に、太陽光発電システムの補助金の件についてご説明いたします。

議員さんのおり、国の方でも、この21年から補助制度が復活してまいりました。その関係で町民の皆様からも関心、大変高い状況でございまして、町の方でもそういう補助金はないのかといったようなお問い合わせも何件か今までいただいております。そういう関係もありまして、この補助金やりたいところでございますけれども、また広報等でお知らせをする中で、補助金について周知、広報ですとか有線、周知をする中でご利用を呼びかけていきたいということで、こういうことで少しでも太陽光のシステム設置ということで推進を

していきたいと考えております。

それと次に、サーバーの件でございますけれども、インターネット等につながる情報系のシステム、そのサーバーも当然でございます。それと住民の基本的な情報を使う基幹系の情報のシステムもございます。それもまた別なサーバーがございます。それは当然全く分かれておりますので、そこら辺情報の漏洩等はないというふうに考えておりますので、そこら辺は情報の漏洩等あってはならないこととございますので、そこら辺踏まえながら情報漏洩等ないように十分に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

10番（池田君） 2点ほどお伺いいたしますが、まず51ページ、款3項1目4心身障害者福祉一般経費の中で、下段の19050施設整備補助金200万円、これは社協への補助金ということですが、事業的には非常に時宜を得た事業だということは私は感じておるわけですが、障害者のブラインドサッカーに対応するようなことの説明がございましたが、具体的にどのようなスパークさかきの中を改修するのか、その説明と、それから事業費はどのくらいかかるのか、お願いいたします。

それから59ページ、款3項2目1少子化対策事業、これは今年度、次世代育成支援行動計画調査委託ということで86万円もった中で調査の委託をしてあるわけですが、これを受けて22年度、当然ソフトに重点を入れるということとありますから、何らかの形で調査をして計画に結びつけていくというようなことが上がってきて当然と思って予算書を見ておったわけですが、そこら辺が全く上がってきていないということとあります。この理由をお願いいたします。以上です。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

まず施設整備費補助金200万円のことでございますが、事業規模といたしましては1千万円程度ということで、まず屋内ゲートボール場の施設の修繕ということで、雨漏り、それから扉の修繕、屋根、扉の全面的な改修、それが見積もりしましたところ650万円ぐらい。それからあとブラインドサッカー用のフェンスということで、サイドフェンスということで350万円というような状況でございます。

これは平成6年に屋内ゲートボール場ができましたときに補助金をいただく関係で社会福祉協議会の方でなければ補助金をいただけないということで社協の方でつくっておりますが、社協の方では運営まではできないということで、町でその当時建設はいたしましたけれども、町の方で事業の運営を行っております。

それで今回も、もう10年を過ぎて補修の補助がいただけるということで、もう15年を経過しておりますので、雨漏りがしておりますし、施設の特徴である全面開放の開閉扉も支障をきたすという状況ということで、その修理を兼ねてブラインドサッカーの練習場としても使えるようにということで、今回、社協の方へ補助をして補助金をいただいて事業を行う

というものでございます。

少子化対策事業につきましてでございますが、ここで予算化されているのは出産祝金の関係でございますけれども、少子化対策、次世代育成事業につきましては、それぞれの、例えば経済的な支援ということで子ども手当とか、それから福祉医療費もそうですし、学校の関係、保育園の関係それぞれのところで子育てを支援、次世代育成支援ということで、それぞれの場所で事業を行っていただいております。以上でございます。

10番（池田君） スパークさかきにつきましては、ちょっと私も管理と運営の部分が十二分に承知していない部分もあったわけですが、いわゆる施設の管理は社協で、運営は町がやっているんだということの説明であります。そこらの辺ちょっとまた私もしっかりと確認してみなければいけないんですけれども、社協があそこの構築物をいじくるについて、施設の管理規定というものがあまして、そこらの辺が社協で対応していただけるのかどうかということがちょっと心配だったものですから、今日こうやってお聞きしているわけです。その点ちょっと再度説明をいただきたいと思っております。

それと200万円の財源につきましては、いわゆる国なり県なりの補助が入っておるのかどうか、その点もちょっとお伺いしたいと思っております。

それから少子化対策、これは今、喫緊の課題なんですよ。町長も22年度の少子化対策については、しっかりと手を入れたというようなごあいさつをしているわけですね。せっかく本年度86万円かけて調査を委託して、その結果をちゃんと検証して次年度にしっかりと受け継いで少子化対策をやっていたら全くと少子化対策になっていかないわけですよ。そこらの辺が非常に危惧をしているのであえて質問をさせてもらっているわけなんですよ。今、課長さんの答弁では、いろいろな形でやっていますよということですが、じゃあ、この21年度の、年度末まで来ていて、調査を委託した結果はどんなふうであったのか。そこらの辺をお聞きしないと、やはり次のステップへ踏んでいけないということがございますので、答弁をお願いいたします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

先ほど私、社協で運営で管理ということではなくて、建設は一応補助金をいただくのに社協でなければ補助金をいただけないということで、ただ、その後建てましたけれども、あと社協の方で運営管理をしていくのは、その当時、社協の体制もまだできていない状況でしたので、町が運営をしていくということでやっております。補助金の関係ですが、これは日本財団の方から補助金をいただいて、国、県からの補助金はございません。

それと管理規定等の関係なんですけれども、今後、社協と調整を図る中で運営管理の協定等整備をしてみたいと考えておりますが、よろしくお聞きいたします。

それから少子化対策の関係でございますが、次世代育成行動計画の後期計画が今、策定委

員会がこのごろ2月に開きまして、その結果を受けて行動計画、もうじきでき上がる状況で
ございます。それぞれの項目に分けて、ここの少子化対策事業の部分だけではなくて、それ
ぞれの事業のところでは次世代育成にかかわる担当の職員とも検討会を重ねまして策定をして
おります。今年度、一応策定をしてということでやっております。以上でございます。

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第13号 平成22年度坂城町一般会計予算について」は、各常任委員会に審査を
付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、本案については各常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目
12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生
費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1
保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、
款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款12公債費、款14予備費の各
事項を総務産業常任委員会に、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、
目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項
1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項
1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中
目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項を社会文教常任委員会にそれぞれ審査を付
託いたします。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

(休憩 午後4時50分～再開 午後5時01分)

議長（春日君） 再開いたします。

◎日程第9「議案第14号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(春日君) 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第10「議案第15号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長(春日君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

1番(田中君) ちょっと2点ほど説明をお願いします。

11ページの連合会委託費が約半分近くに落ちているので、11ページの款1項1目1の一般管理費の13002ですが、委託の。これが大分減っているんですけども、なぜ減っているのか、ちょっと説明をお願いします。

それから、その下の連合会負担金でございますけれども、19041の国保連全国標準システム導入分担金、これが新しく出てきていると思うんですけども、これはどういう事業なのか、ちょっと説明をお願いします。

それから13ページ、ここで医療給付費、21年度のとときには、たしか医療費の伸び率が4.99%、約5%弱というような話だったんですけども、この伸び率が最新の形でどのくらい医療費が伸びているか、最新の情報の中で聞かせてもらえればと思います。以上2点、お願いします。

福祉健康課長(中村さん) お答えいたします。

連合会委託料につきましては、保険者事務費で採択ということ、資格確認の委託をしておりますけれども、これにつきましては、単価が下がっております。

それから、11ページの国保連全国標準システム導入分担金ということなんですが、これにつきましては、今、長野県の国保連合会で資格とか給付の関係、委託をしてやっているんですけども、それにつきまして全国で統一したシステムにするということで、その事業の分担金ということでございます。

医療給付費の伸びですが、前年と、このごろお話しした分の医療費、療養給付費の一般につきましては、4.28%の伸びでございます。それで当初予算を組みましたときに診療報酬の伸びということで、平均的な伸びということで0.19%合わせまして今回の予算計上いたしております。

申し訳ないです、前年との伸びが4.09%で0.19%の伸びということで、予算計上が4.28%ということでございます。

1 番（田中君） ありがとうございます。

1 1 ページの各市町村でやっている国保なんですけれども、全国統一システムでやると事務費やそういう関係で安くなることを期待しています。回答はいいですから。

というのは、こういうふうにやると、また全国ネットのパソコンやネットワークのリースや何かが入ってくるんじゃないかと思って心配なんですけれども、その辺はできるだけ、せっかくこういう全国標準システムでやるということで、コストが安くなるように要望なり強く働きかけておいていただきたいと思います。答弁はいいです。

1 1 番（円尾さん） 1 ページの国民健康保険税についてお伺いします。

結局、説明の中で65歳以上の方がかなり増えているんだよというようなお話がありましたし、それから、今、申告の最中ですから、実際にはどれぐらいの保険税が出てくるかわからないんですけれども、ここで前年度よりもマイナスで計上してありますが、その根拠についてお聞きいたします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

国民健康保険税の当初で予算計上しておりますものは、医療給付費、負担する分に係る国庫、県それぞれの交付金をいただいて、残りの分については国民健康保険税で賄っていかなければならないということで、基金も繰り入れる中で、これだけは税で確保していただかないとということで計上をさせていただいてあります。以上でございます。

1 1 番（円尾さん） わかりましたけれども、実際には、今、医療費が伸びているということもありますし、それから、こういう不況の中で滞納が随分増えているというようなことも聞いていますので、そういう中で、じゃあ、21年度の国保の会計の運営状況はどうなんだろうなというのが非常に気がかりなわけなんですけれども、どのように見通しされているかということが1点と、それから22年度で国保税を変えていくというような考えはあるのか、ないのか。もってもらいたくはないんですけれども、その辺についてどう考えておいでになるか、お聞きします。

福祉健康課長（中村さん） お答えいたします。

21年度の会計の見通しということなんですが、インフルエンザ等に流行がありましたので、もう少し医療費が伸びるかなというような心配をしておりましたが、平均的な伸びの状況で、何とか5千万円ほどの基金の取り崩しを行った中で運営できるような状況かというふうには考えております。

ただ、22年度につきましては、今回また当初予算で5千万円から基金を繰り出ししなければ予算が組めないような状況でございます。その中で所得の状況も個人の町民税の状況ともお聞きしますと、大変な状況ということですが、所得が確定した段階で、医療費につきましても国ではもっと伸びているのではないかというような状況の中で、坂城町は町の前年

等の伸び率で予算を見ておりますが、その中で賄えなければ見直しも考えていかなければ収入がございませんので、そういう形では考えております。以上でございます。

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第11「議案第16号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第12「議案第17号 平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第13「議案第18号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、総務産業常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については総務産業常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第14「議案第19号 平成22年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

1番（田中君） 2点ほどちょっと教えてください。

まず歳入の3ページ、第1号被保険者保険料、現年度特別徴収保険料の徴収率はどのくらいになっているかを、ちょっと聞かせてください。

それからもうひとつは、9ページでございますけれども、認定調査等の関係、今現在の2月末ですか、認定の状況を町内の状況を要支援1から2と要介護の5まで、それぞれ聞かせていただいて、お願いしたいと思います。

収納対策推進幹（春日君） 介護保険の特別徴収、現年課税分の収納率でございますが、1月末現在で83.94%でございます。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 2月末現在の要介護等の認定者数でございます。要支援1が41人、要支援2が57人、要介護1が140人、要介護2が108人、要介護3が121人、要介護4が91人、要介護5が92人でございます。

議長（春日君） これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思いを。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については、社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

◎日程第15「議案第20号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（春日君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

これにて総括質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案については、社会文教常任委員会に審査を付託いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、本案については社会文教常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

議長（春日君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第8「議案第13号」から日程第15「議案第20号」までの8件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から3月22日までの10日間は委員会審査等のため休会にいたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、明日13日から3月22日までの10日間は休会とすることに決定いたしました。

次回は3月23日、午前10時から会議を開き、予算案の委員長報告等を行います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後5時19分）

3月23日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名
- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1番議員 | 田中邦義君 | 8番議員 | 林春江君 |
| 2 " | 中嶋登君 | 9 " | 宮島祐夫君 |
| 3 " | 塚田忠君 | 10 " | 池田博武君 |
| 4 " | 大森茂彦君 | 11 " | 円尾美津子君 |
| 5 " | 山城賢一君 | 12 " | 柳沢昌雄君 |
| 6 " | 入日時子君 | 13 " | 柳澤澄君 |
| 7 " | 安島ふみ子君 | 14 " | 春日武君 |
2. 欠席議員 なし
3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者
- | | |
|-----------|--------|
| 町長 | 中沢一君 |
| 副町長 | 柳澤哲君 |
| 教育長 | 長谷川臣君 |
| 会計管理者 | 中村忠比古君 |
| 総務課長 | 宮下和久君 |
| 企画政策課長 | 片桐有君 |
| まちづくり推進室長 | 塚田陽一君 |
| 住民環境課長 | 塩澤健一君 |
| 福祉健康課長 | 中村清子君 |
| 子育て推進室長 | 中沢恵三君 |
| 産業振興課長 | 宮崎義也君 |
| 建設課長 | 村田茂康君 |
| 教育次長 | 塚田好一君 |
| 収納対策推進幹 | 春日英次君 |
| 総務課長補佐 | 青木知之君 |
| 総務係長 | |
| 総務課長補佐 | 柳澤博君 |
| 財政係長 | |
| 企画政策課長補佐 | 山崎金一君 |
| 企画調整係長 | |
4. 職務のため出席した者
- | | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 吾妻忠明君 |
| 議会書記 | 金丸恵子君 |
5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

- 第 1 請願・陳情について
- 第 2 議案第 1 3 号 平成 2 2 年度坂城町一般会計予算について
- 第 3 議案第 1 4 号 平成 2 2 年度坂城町有線放送電話特別会計予算について
- 第 4 議案第 1 5 号 平成 2 2 年度坂城町国民健康保険特別会計予算について
- 第 5 議案第 1 6 号 平成 2 2 年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 6 議案第 1 7 号 平成 2 2 年度坂城町老人保健特別会計予算について
- 第 7 議案第 1 8 号 平成 2 2 年度坂城町下水道事業特別会計予算について
- 第 8 議案第 1 9 号 平成 2 2 年度坂城町介護保険特別会計予算について
- 第 9 議案第 2 0 号 平成 2 2 年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について
- 追加第 1 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度国補公共下水道事業坂城 1 号幹線 1 工区管路工事
変更請負契約の締結について
- 追加第 2 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度安全・安心な学校づくり交付金事業坂城小学校改
修工事変更請負契約の締結について
- 追加第 3 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度坂城町一般会計補正予算（第 9 号）について
- 追加第 4 議案第 2 4 号 平成 2 1 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第 2 号）
について
- 追加第 5 議案第 2 5 号 平成 2 1 年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
について
- 追加第 6 議案第 2 6 号 平成 2 1 年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）に
ついて
- 追加第 7 議案第 2 7 号 平成 2 1 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につ
いて
- 追加第 8 発委第 2 号 保育所給食の外部調理に対し、規制緩和を行わないことを求め
る意見書について
- 追加第 9 発委第 3 号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書につい
て
- 追加第 1 0 発委第 4 号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について
- 追加第 1 1 発委第 5 号 市町村国保の改善を求める意見書について
- 追加第 1 2 発委第 6 号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について
- 追加第 1 3 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（春日君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「請願・陳情について」

議長（春日君） 各常任委員長に審査を付託いたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第1号 保育所給食の外部調理に対し、規制緩和を行わないよう求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第2号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第8号 後期高齢者医療制度の廃止を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手多数により）採択」

「陳情第9号 市町村国保の改善を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第1号 核兵器の廃絶と恒久平和を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（春日君） 次に、日程第2「議案第13号」以下日程第9「議案第20号」までは、いずれも去る3月12日の会議において、各常任委員会に審査を付託した案件であります。

審査結果の報告が各委員長からなされております。

◎日程第2「議案第13号 平成22年度坂城町一般会計予算について」

議長（春日君） 最初に、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推

進費、目6 隣保館運営費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中目10 合併処理浄化槽設置費、款5 労働費、款6 農林水産業費、款7 商工費、款8 土木費、款9 消防費のうち項1 消防費中目4 水防費、款12 公債費、款14 予備費の各事項について、3月15日、16日の2日間にわたり委員全員出席のもと委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、隣保館長、まちづくり推進室長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求めて慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要をご報告申し上げます。

〈歳入〉（総務課）

- 町税の徴収率の見込みは。前年度の予算との比較は。また、いつの時点の徴収率で計上しているのか。
- △ 個人町民税現年課税97%、法人町民税現年99%、固定資産税現年97.5%の徴収率を見込んでいる。平成20年度の実績は個人町民税97.98%、法人町民税99.49%、固定資産税98.08%の徴収率であったが、21年度徴収率はマイナス傾向のため、それを反映させた。予算の積み上げは12月末、1月の状況での徴収率を参考とする。
- 固定資産税について前年度比4,400万円の減であるが、その内容は。
- △ 土地・家屋は、ほぼ横ばいを見込んでいる。償却資産については、1年の減価償却分で7%の減と新規設備投資の減少分を見込み、算出した。
- 法人税について、21年度の収入状況と今後の見通しは。
- △ 平成22年1月末の調定、均等割3,300万円、法人税割1億3,300万円である。
- びんぐし湯さん館の年間の入館者数の見込みは。入湯税680万円の積算根拠は。
- △ 1人につき約300円の入湯税をいただいている。12歳以下の年齢の方などの課税免除者がいるため、年間22万8千人の入館者で積算している。減少傾向である。
- 地方交付税の見込みは。
- △ 景気後退により、21年度実績は例年に比べ、大きな増額であった。地域活性化臨時特例債などの創設もあり、算入需要額の増加、また税収分の減額分は見込まれなければならないため、21年度の8割を見込み、計上した。
- 子ども手当負担金と児童手当負担金の予算計上の内訳は。
- △ 子ども手当では児童手当に比べ、中学生1万3千円、3歳未満3千円、3歳以上8千円、第3子以降について3千円それぞれの増額となる。
- 不動産売払収入の対象物件はどこか。
- △ 県から引き継いだ町営住宅鼠団地の3,590㎡を予定している。
- ふるさと寄付金の実績は。

△ 寄附金という性質であることから、科目存置の対応をしている。20年度決算66万円、21年度は7件、165万円ほどの歳入見込みである。

○ 町では収納推進対策会議を設立したが、県との共同化について22年度の取り組みは。

△ 各課で連携をとりながら行っている。県との連携は21年度より徴収委託も開始され、徴収困難な案件について県に委託し、県が徴収を継続、21年度も33件5名ほどの実績がある。23年には一部の税調整事務が共同化される予定である。

〈歳出〉

○ 賦課徴収一般経費中電算委託料の1,200万円増の理由は。

△ 電子申告制度システムが22年度から導入する自治体が多いが、坂城町も導入予定である。また国税連携システムは紙ベースだった確定申告の電子データを取り組む。23年1月の申告からのスタートである。

○ 補償金免除繰上償還の今後の予定は。

△ 22年度以降についても、地域経済の低迷により継続3カ年、金利が5%以上のものが該当になるかと考えられる。7事業6,200万円ほどが対象となる。

○ 起債残高を71億円ほど見込んでいるが、償還のピークはいつか。

△ 一般会計公債費では平成23年度がピークとなり、以降減少を見込んでいる。

○ 経常収支比率が上がると思われるが、数値的にはどのくらいか。

△ 義務的経費の割合が上がっている中、90%を超えてしまうかと思われる。今後も経常経費を抑えて指標を下げる努力をしたい。

(会計室)

○ 主要事業に関する支出負担行為の確認は、どのように行っているか。

△ 各課から提出された伝票は、地方自治法町財務規則の規定に従い、支払科目、請求金額、内容、支払先を全件点検し、支払いをしている。

○ 消耗品等は、伝票で一括管理の方がコスト削減できないか。

△ 特定財源等の事務費もあるので、すべて1カ所というわけにはいかない。

○ 資産運用については。

△ 金利のいい国債等で運用できればいいが、今は高値なので、100円以下では買えない状況である。21年度の預金利子は前年決算と同様くらいとなる見込みだが、22年度は厳しいと思われる。

(議会事務局)

○ 政務調査費の町民への公開は。

△ 情報公開に対象項目であるので、請求があれば対応する。

○ 議会報告会に関する予算計上は。

- △ 会場使用料が、それにあたる。
- 会議録の業者選定は見直しの余地はないのか。
- △ 昭和61年から同じ業者に随意契約している。昨年の選定委員会でも指摘があったので、指名競争入札にしていく予定である。
(企画政策課)
- 財産管理一般経費、旧南条保育園の跡地利用の計画は何か。
- △ 町横尾区からの要望である。検討を進めるが、一部を区へ、残りを宅地分譲した旧貞明保育園のような形をひとつの目安にする予定である。
- 講師等謝礼について、ふるさとサポーターの目的は何か。また人選の方法は。
- △ 県外で活躍されている町出身者、東京坂城会の会員を中心に委嘱し、町に対するご意見をいただいたり、特産品等のPRや情報発信などを行っていただきたいと考える。
- 太陽光発電システム設置補助金について、対象者の選定は。また事前着工及び国等の補助制度との重複の取り扱いはどうか。
- △ 広報さかき、ホームページ、有線放送などで周知し、4月1日以降にシステムを設置するものを対象に申請順に受け付け、審査を行う予定。また国等の補助制度との重複は可能とする。
- 坂城高校創立100周年記念事業補助金について、近隣市の対応と総事業費はどのくらいか。
- △ 当初予算の段階で千曲市20万円、上田市は0円である。総事業費は約2,500万円と聞く。
- 温泉管理事業について、基金積立金計上額の根拠は。また平成21年度の見込みはどうか。
- △ 湯さん館の経営状況も厳しくなっているが、1千万円を目標に営業努力していくということでの計上としている。平成21年度の積立金は、利子も含め、687万5千円を予定している。
- 入湯税も少なく見込まれているが、集客見込みはどうか。
- △ 食堂メニューの工夫やねずみ大根焼酎のインターネット販売の開始を検討するなど、従業員一丸となって取り組んでおり、入館者の増に努めていきたい。
- びんぐし湯さん館の町民優待事業負担金について、町が負担することになった経過は。また利用についての見込みは。
- △ 湯さん館の運営については、町民福祉という観点で議論をいただいてきており、町民200円割引の半分100円を町が負担することとなった。1世帯当たり5枚、約5,800世帯2万9千人分を配布し、その45%にあたる約1万3千人の利用を見込んでいる。

- 振興公社の業務が湯さん館以外にも広がり、社員も増えていくが、大丈夫なのか。万が一経営が成り立たなくなるということはないのか。
- △ 業務の拡大については、取締役会の中でも説明し、了解を得た上で進めており、町が税金を投入しなくてはならない状況に陥らぬよう努力していく。
- 町長が社長という体制に不透明感がある。役員会等の中では議論されないのか。
- △ 役員会の中では、特にそういった意見は出されない。
- 振興公社従業員数は。
- △ 正社員3名、パート従業員、約30名である。
- 給食業務を受託し、この体制で対応できるのか。また、各々の契約については、誰と誰が締結しているのか。
- △ 給食業務については別途採用を予定している。契約については、町側が副町長、公社が社長との間で締結している。
- 総合計画策定事業について、策定委員は誰を想定しているのか。
- △ 平成21年度から審議会条例に基づき、委嘱している。
- 以前は住民アンケート調査を行っていたが、今回はどのように進めるのか。
- △ まちづくり団体等の長などの有識者を対象に、3月中にアンケート調査を実施予定。また22年度に計画の柱立てができたところで懇談会などを開催したり、ホームページ等を利用し、パブリックコメントを頂いていき、12月議会に上程できればと考える。
- 電算一般経費について、庁内にはリースパソコンと買い取りパソコンはそれぞれ何台あるのか。
- △ 情報系パソコンでは63台すべて買い取り、基幹系パソコン84台中リース52台、買い取り32台である。
- 国勢調査に係る調査員の選定の方法、報酬単価は。
- △ 調査員については、約100名を予定しており、広報、有線放送等により広く募集していきたい。また報酬単価は国の基準に基づく。
- 隣保館運営一般経費について、隣保館の管理運営を指定管理者制度により行えないのか。
- △ 県からの補助金をいただく中で管理運営を行っており、指定管理者制度の導入が可能かどうか検討したい。
- 部落解放同盟町協議会の会員数は。
- △ 現在46名で、そのうち会費会員は19名である。
(産業振興課)
- テクノハート坂城協同組合に対する中小企業人材確保事業費補助金の内容は。
- △ 事業費980万円で実施、3分の2が国庫補助、3分の1がテクノハート負担で、その

うち100万円が町が助成する予定である。

- 更埴職業安定協会負担金が昨年から5万円減額になっているが、理由は。
- △ 千曲市の負担金額や町の財政状況等踏まえ、安定協会と協議し、減額をお願いした。
- 町内企業の今春の新入社員採用状況は。
- △ 4月に開催する新入社員人権同和教育研修会の申し込み状況では、12社45人である。3月15日現在。
- 有害鳥獣駆除に関して、21年度は罟の購入について予算計上されていたが、22年度ではどうしてないのか。
- △ 21年度は国、県からの補助事業等でイノシシ用3基、ハクビシン用5基を購入した。罟がたくさんあっても管理し切れないため、22年度の購入予定はない。
- 味ロジックわくわくさかきの稼働状況はどうか。また純利益は出ているのか。行政支援のあり方の検討は。
- △ 稼働率は上昇している。製造が手作業中心で手間がかかるため、利益はあまり出ていないのが現状である。自立に向けての取り組みも今後の課題である。組織の形態や経営のあり方について、ともに研究を進めていきたい。
- 横坑の利用状況はどうか。通年活用は可能か。
- △ お〜い原木会、明日の農業を考える会が中心となつての利用である。専業農家が多く、農繁期は人的な要因で難しい。農閑期の収入の場として位置づけている。アスパラはトンネルの中でなら1年中栽培できる可能性はあるが、まだ実現はしていない。
- 地域営農の中身を、どのように評価していくのか。
- △ 遊休農地や担い手の確保等が大きな課題で、今後は農業支援センターが柱となつて活動していく。来年度に向けて組織や構成員、活動内容を見直した。
- 農業支援センターの補助金が21年度と同額でもよいのか。
- △ 遊休農地の対策部会をつくることによって補助金が入ることを見込んでいる。
- 県営灌がい排水事業の負担金の積算根拠は。
- △ 事務費を含めた事業費の2分の1が国庫補助、4分の1が県費、千曲市坂城町で8分の1ずつの負担である。
- お〜い原木会の活動状況と採算性はどうか。
- △ 平成17年度設立で会員は16名、接種した原木をトンネル内で培養している。6月から販売し、生産量は4,200玉である。キノコについては湯さん館や別所の旅館等に出荷する予定である。原木については出荷の3分の2程度は大口であり、長野と上田の森林組合からも引き合いがある。採算はまだとれていないが、今後は販路拡大に取り組んでいく。

○ 信州大学繊維学部へのコーディネート委託事業について、これまでの取り組み状況と今後の展開は。

△ 気楽に相談できるよう、セミナーの開催や交流事業等の活動を行い、人脈ネットワークの構築に努めてきた。また中小企業団体中央会が窓口となっている生産開発に係る補助事業、ものづくり中小企業製品開発等支援事業において町内企業が7件採択となった。その際にも信大の先生方にご協力をいただいている。今後も連携を図っていきたい。

○ 信濃村上氏再発見事業の内容は。

△ 鉄の展示館の企画展として、村上水軍関係及び村上義清にまつわる遺品などを展示する予定。町民祭りでは全国的な歴史ブームもあり、村上義清をPRするため甲冑行列等の演出も考えている。

○ 中小企業振興資金貸付預託金3億5千万円について、昨年当初予算と同額であるが、どのような見通しか。

△ 22年2月までの利用状況は、セーフティーネット、5号認定を受けた企業への融資として町の制度資金は32件、1億8,711万円、県の制度資金は92件、13億7,765万円の利用実績である。当初予算は昨年と同額で計上したが、今後の景気動向、利用状況等を見ながら補正予算で対応していきたい。

○ 中小企業対策事業の出店補助金40万円増額された理由は。

△ 昨年、東京ビッグサイトの機械要素技術展に出展し、取り引きにつながる成果をおさめた企業が出た。今年は昨年度より補助金を増額し、より大きな成果が出せるよう出展企業と協力していきたい。

(建設課)

○ 合併処理浄化槽設置補助金が331万円減額となっている。内容と減額の理由は。

△ 小網地区は平成21年度より下水道計画地域の見直しをし、合併浄化槽により整備区域とした。過去に整備いただいた方の取りまとめをいただき、補助金を交付した。小網地区活性化委員会への補助金が減額されたためである。

○ 町単独事業の予算額が昨年と同様1,400万円であるが、増額の要望はしたのか。また申請数と予定している実施箇所数は。

△ 予算規模は平成15年から同額の1,400万円で推移している。22年度の予算編成方針が一般財源2割削減となっている中、地域要望の強い重要な事業のため、現状維持の同額を確保した。なお、21年度国からの臨時交付金により危険箇所等一部対応を進めており、実質的には同額である。申請数110カ所に対し、約40カ所実施予定である。

○ 交通安全事業費が225万円で、前年比25万円減額している。申請数に対しての実施箇所数は。

- △ 21年度は、カーブミラーは申請に対し、すべて対応済み。ガードレール等は延長が長い申請箇所もあるため、延長を区切って継続で対応している。22年度は申請数40カ所申請され、現地調査を進める中で対応を考えたい。
- 道路改良費2,615万円の工事予定は。
- △ 工事実施箇所は町道A015号線で、山金井交差点から北へ延長250mの間である。21年度南条小学校東側の工事を予定しており、22年度には山金井交差点下の道路用壁及び産業道路東側に大木久保住宅団地への歩道を整備する予定である。
- 道路台帳等補修管理業務370万円の内容は。
- △ 道路台帳整備に係る委託で、町道の認定、廃止、改良、舗装等の土木工事が行われた場合に測量調査をし、道路網図、台帳の整備を行うもので、平成21年度に関しては44カ所が該当。
- 通学防犯街灯整備50万円の内容は。
- △ 地域活力基盤創造交付金事業で実施している。通学路に防犯灯20基の設置の予定である。
- 河川愛護会補助金の交付団体は。
- △ 21年度は19団体、22年度は20団体への交付を予定しており、追加は可能なため、今後も普及啓発をしていく。
- 住宅耐震診断の実績と採用方法は。また補助金の内容は。
- △ 21年度の申込数は、簡易診断5戸、精密診断5戸、耐震補強2戸で、申請順で実施している。補償対象限度額は120万円で、最高で限度額の2分の1の60万円が補助金となり、2戸を実施予定である。申請件数が減少しているため、今後もPRに努めていく。
- 都市計画工事街路事業の請負費内容は。
- △ 坂城インター線から谷川までの坂都1号線の道路改良事業で、産業道路西側の旧貞明保育園周辺の用地買収済み箇所の工事及び買収予定箇所の関連工事である。
- ばらの里管理委託事業について、ふるさと雇用、緊急雇用等の形態は。また人数は。
- △ 雇用対策事業として、ふるさと雇用は常勤的勤務形態、緊急雇用は半年以内の雇用形態である。ふるさと雇用、びんぐしの里環境整備事業は指定管理者である振興公社に委託しており、振興公社への常勤的雇用につながればと考える。緊急雇用は、ばら祭りの会場整理など短期的雇用の中で、その都度効果を上げている。雇用数は21年度7人、22年度は14人の予定である。
- 千曲川水辺公園について、堤防の中に野草園のために多額の費用を投資し、台風など影響で千曲川が増水したらどうするのか。堤外地に野草園をつくれぬのか。
- △ 平成19年度に台風の影響により一部被害に遭ったが、国交省千曲川河川事務所の協力

により地盤の嵩上げ、千曲川上流の水制事業など洪水対策も実施された。堤防の中に野草園、堤防の外にバラ公園を配し、調和のとれた環境整備を目指している。

○ 地籍調査の内容は。

△ 四ツ屋地区産業道路から東側が調査対象となり、その調査測量委託料である。

予算審議の中では財政的に厳しい予算編成ではあるが、景気対策、雇用創出に一層重点を置いて取り組んでいただけるよう意見が多く出されましたので、ここで改めて町当局に要望いたします。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について挙手多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて総務産業常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中島君） 私から社会常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算」のうち、歳出の款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、3月15日、16日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査にあたっては、町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育次長、図書館長、子育て推進室長、各保育園長、保健センター所長、地域包括支援センター所長、学校給食センター所長、文化財センター所長及び各担当係長の出席を求め、慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審議された概要についてご報告を申し上げます。

○ 防犯灯について、区の要望に対して何割くらい実施できそうか。

△ 平成21年度は、区の要望に対し、6割ほど実施できた。平成22年度については、現在15区から新設・修繕を含め、56カ所の要望をいただいている。昨年より10件ほど要望が少ないこともあり、6～7割程度は対応可能と考えている。

- 町消費者の会の活動は大切と思うが、会員への意識調査を行うなど、今後どのように取り組んでいくのか。
- △ 消費者の会は会員49名、設立から27年が経過し、諸事情により、なかなか活動に参加できない方もおり、新規会員の確保が課題である。年末に会員の意識調査を実施し、会員の約7割から回答をいただいた。高齢化や諸事情により、なかなか活動に参加できない方が約4割もあった半面、伝統ある会なので、引き続き活動を続けたいという意見も多くいただいた。今後は、これまでの実績をもとに事業を見直す中で活動を続けていきたい。
- 外国人が前年より115人の減だが、国別ではどうか。
- △ 3月1日現在で、ブラジル人145人、中国134人、韓国25人、タイ24人、フィリピン12人ほか、合計376人である。
- 町内企業の従業員の減少状況はどうか。
- △ 外国人は派遣会社からの方もいるので企業ごとの把握は難しいが、ブラジル人を雇用している企業で従業員が減少している。
- 年金相談件数は。
- △ 昨年4月以降、電話によるもの55件、窓口相談422件、役場で行った月1回の年金相談は16件、合計493件である。今年1月以降は役場会場の年金相談がなくなり、直接、長野南年金事務所に相談いただいている。
- 狂犬病予防注射を行わない人がいる。指導を徹底してほしい。
- △ 獣医師会、保健所と協力し、未実施犬の飼い主には注射の実施をするよう指導している。町としても指導機関である保健所に積極的な指導をお願いしている。
- 不法投棄ゼロ作戦事業について、業務委託はどのようにしていくか。
- △ 業務委託はシルバー人材センターにお願いする。週3回2人体制で、主に主要道路、山林等の投棄物の撤去を行う。期間は4月から9月までの6カ月間である。10月から3月については、通常の不法投棄ごみ撤去事業で対応する。
- 不法投棄防止看板について、何カ所に何基設置する予定か。
- △ 設置場所については、不法投棄が多い公共用地に設置している。あとは個人からの要望で設置する。小30枚、大20枚を作成予定である。
- この4月から、ごみ処理費が有料になることにより、どのような変化が期待されるか。
- △ ごみ処理の有料化により約10%のごみ減量、その他生ごみ処理、水切り等で10%の減量、全体で20%の減量を期待している。近隣の事例としては、長野市は昨年10月に約30%の減量が図られ、そのほか有料化を実施した市町村の減量実績は10%から20%である。
- 段ボールコンポストの普及について、各区での活動予定は。

- △ 新年度から推進グループの指導によりモデル地区を10カ所ぐらい設定し、説明会を開催していく。その後は全区へ活動を広げたい。
 - 堆肥化段ボールコンポスト等について、農業委員会や農業従事者との連携をどのように実現していくのか。
 - △ できた肥料の利用活用について、農業関係団体との協議はまだ行っていないが、今後は堆肥の回収方法や利活用も含め、循環型の仕組みを関係団体と協議をしていきたい。
 - 資源物回収奨励金について、その内容は。
 - △ PTA、育成会等の非営利団体に対し、kg当たり3円の奨励金を出している。現在の登録団体は17団体である。
 - 千曲衛生組合への投入量減はどのくらいか。
 - △ 下水道の接続、合併処理浄化槽の普及等により年々投入量は減少している。昨年8,380kL、本年度の実績は7,900kLで、約480kLの減少を見込んでいる。
 - 第3自動車分団新設について、進捗状況は。
 - △ 現在、候補地を第3分団が関係する3区、入横尾、町横尾、泉区の中心である泉区内に2カ所検討している。どちらも共有地であり、面積的にも詰所及び駐車場の確保が可能である。今後3区の同意が得られれば、どちらかに決定をしていきたい。
 - 平成22年度中に土地を選定し、平成23年度に建設着工という考えでよいか。
 - △ 厳しい財政現状下にあるが、そのように進めていきたい。
 - 婦人消防隊の任務は。
 - △ 専門的な消火活動をするのではなく、火災現場に到着した消防団に消火栓の設置を教えたり、家庭から火災を出さない等予防啓発的な活動を心がけてもらいたい。
 - 消防団の定数の見直しは考えているか。また消防団の町内移住、町外移住の割合は。
 - △ 消防団の定数は坂城町消防団設置条例により決められている。平成8年、定数の見直しが図られ、291名から265名となった。現在は消防団員実数も265名であり、当面この定数維持を努めていきたい。消防団の多くは町内移住者であり、町外移住者は少数である。
 - 各自主防災会において災害時の心構え、避難の方法について早急な対応が必要である。町として何か考えているか。
 - △ 消防署、消防団、自主防災アドバイザー等連携し、防火座談会等を実施する中で自主防災会に協力し、啓発に努めていきたい。
- (福祉健康課)
- 社会福祉協議会補助事業のヤングヒューマンネットワーク事業内容は。
 - △ 町の結婚相談は年5回開催し、相談員は5名である。平成21年度は千曲市社会福祉協

議会のほかに上田市社会福祉協議会とも共同パーティーを行っている。またパーティー以外に会員の要望によりスキルアップ講座も開設した。

- 老人クラブ補助金について、老人クラブの現況と補助額の減少は。
 - △ クラブ数は13、前年と変化なし。会員数は平成21年度当初で1,443名、前年より減少、人数の減少により補助金の額は減少している。
- 心身障害者福祉費の施設整備補助金とは。
 - △ びんぐし公園にある屋内ゲートボール場の補修をし、視覚障害者のスポーツであるブラインドサッカーの練習場として活用できるよう整備を進めるためのもの。補助金の申請等は町社会福祉協議会であるが、管理は公園などととも町が一体的に行っている。今後、町社会福祉協議会との調整を図り、管理協定等の整備をしてまいりたい。
- 福祉タクシー委託について、利用者の現状とその要件は何か。
 - △ 重度心身障害者であって町内タクシーの初乗り料金を補助、月4枚まで使用可能で、利用するためには申請が必要。重度心身障害者は341名である。
- 寝たきり老人等介護保険慰労金について、現状は。
 - △ 登録者数は137名、入院等27名で、対象者数は110名で、年9万円を支給する。
- 独り暮らし老人訪問員の活動内容は。
 - △ 安否確認、悩み相談、町と対象者の仲介役、災害救助などが主な活動である。この活動によって得た情報は、必要に応じ、民生委員や町に定期的に連絡をくれることになっている。平成21年度、町に来た連絡件数は127件、うち介護サービスに関することが52件、福祉サービスに関すること29件、その他46件である。

(保育園)

- 栄養士の業務内容は。
 - △ 南条保育園に1名在籍しており、管理栄養士である。業務内容は献立の検討・作成、乳幼児の栄養指導、乳児の献立作成、アレルギー対応食の作成のほか町の健診の手伝いなどである。また他の園の指導、3園の調理指導なども行っている。
- 食育・給食センターとの連携は。
 - △ 給食センター、保健センターと園の栄養士の3名が連携し、食育等について情報を共有するなどしている。
- 保健師について臨時職員が多いが、臨時職員の内容は。
 - △ 臨時職員は常勤的非常勤職員、クラス担当の1年契約の臨時職員、調理員のほか短期契約の課外保育士、一時保育士と延長保育士などである。
- 乳幼児の受け入れについて規制緩和をされたが、現状は。
 - △ 保育に欠けた児童については全員入園しており、町では待機児童はいない。

- ベテラン世代の保育士が抜けた後、経験のある保育士の数が減ってしまうが、どのように考えているか。
- △ 新任については専門養成機関を卒業しており、他の保育士についても保育をしながら経験を積んでいくので問題ないと思う。また計画的な職員採用により若手を育てていきたいと考えている。
- 遊具の点検をし、どのような対応をしたか。
- △ 平成21年度に専門の業者に点検をしてもらったが、安全基準がより厳しくなったことにより基準に適合しないものが幾つかあった。3月補正で修理をする。坂城保育園は滑り台の修理等である。村上保育園はジャングルジム、シーソーの撤去、滑り台を撤去し、新設するなどの予定である。近くのびんぐしの里公園の遊具も利用しながらやっていく。
- 各園の障害児加配対象の人数は。
- △ 南条保育園は3名で、ダウン症、広汎性発達障害等である。坂城保育園は5名で、発達遅滞、多動、発達障害等である。村上保育園は9名で、発達障害、広汎性発達障害、軽度知的障害等である。
- 子育て支援センターでの相談件数と内容は。
- △ 1月現在、142件である。内容は、育児放棄、体罰、育児相談、発達相談などである。また10件以上のケース会議を開いた。家庭児童相談員がコーディネーター役となり、保育園、学校、保健センター、民生委員などを入れてケース会議を開いている。また、さらに困難なケースについては、児童相談所も入れるなど対応している。
- 上田市小児初期救急センターの利用状況は。
- △ 平成21年4月から22年1月末まで坂城町からの利用は延べ72件、センター全体では1,271件である。広報等による周知が広がり、年々利用者が増加しており、広範囲からの利用も増えている。
- 結核レントゲン検診の受診者数は。結核発症者は把握しているのか。
- △ 平成18年度から65歳以上の高齢者を対象に結核レントゲン検診を実施している。今年度の結核レントゲン検診の受診者は1,387名であった。結核発症者は県保健所で把握し、管理している。結核発症者は高齢者に多い状況である。今年度の検診では結核の方はいなかった。
- 平成20年度に保健センター増改築をしたが、機能効率は。
- △ 建物全体が老朽化してきていることは事実。特に事務スペースが狭く、暗く、不便であった。改修後は広く、明るくなり、イメージも変わったと評価を得ている。住民の健康管理の拠点として機能が生かせるためにも、現施設を工夫しながら有効に活用をしていく。
- 歯周疾患検診を新たに実施するが、その概要は。

△ 健康増進法に基づいて実施する検診である。近年、町内歯科医師や町民からの要望が高まっていた。40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の方を対象に実施する。歯周疾患を早期発見・早期治療して健康増進を図る目的の検診である。

(教育文化課)

- 児童館の臨時職員についても厚生員と同じように講習を受けられないか。
- △ 予算もあるが、交代で、できるだけ多くの方が受講できるようにしたい。
- 南条児童館前の町道の幅員の狭さについて、どう考えるか。
- △ 対応として向かいの車両は一方通行や南条小学校への駐車について保護者に協力をいただいている。道路拡幅は困難と考えている。
- 教員住宅は時代に即さないのではないか。民間の賃貸住宅に入居すれば民間の活力にもなると考えるが。
- △ 市町村では民間住宅を斡旋する教育委員会もあるため、今後検討の余地があると考えている。
- 特色ある学校づくりの交付金の成果、実績は。
- △ 小学校各20万円、中学校に40万円を交付している。野菜の栽培、動植物の観察、美山園との交流、福祉ボランティア体験等地域の文化や風習を大切にする事業を中心に、各校で取り組んでいる。
- 中国教育交流事業の概要は。
- △ 7月31日から8月4日まで町内小学校5、6年生12名と各小学校の担当教諭3名、担当校長1名の計16名で上海へ交流で向かい、8月19日から8月21日まで中国側から児童13名、教職員6名の計19名が坂城町に滞在する予定である。
- 文化の館の一室のシルバー人材センターの事務局利用は無償か。
- △ 文化の館の管理を依頼しており、使用料との相殺という位置づけで無償利用である。
- 図書館費が前年比で減額となっているが、その内訳は。
- △ 町財政規模の縮小を受けて図書館費も減額となっている。
- 公園遊具整備等工事の概要は。
- △ 町内各育成会の管理する35公園のうち21公園で、遊具の撤去、修繕、新設がされる。地区の割合では27区うちの18区で実施される。安心子ども基金事業により10分の10の補助金による事業である。
- 食育・給食センターの調理体制は。
- △ 調理については振興公社に業務委託し、午前は調理員10名、午後は8名で業務を行う。常勤は6名で、パートが4名である。
- 太陽光発電により賄える電気料は。また全体の電気料に対する割合は。

△ 年間約30万円の電気を発電する予定である。これは1階事務室及び2階研修室などの電気の利用を充てられる量である。全体の電気使用料の約3%を太陽光発電により賄う試算となる。

○ 生ごみのリサイクルは。

△ ディスポーザーによるリサイクルを行う予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について、挙手多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて社会文教常任委員長報告に対する質疑を終結いたします。

報告の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩いたします。

（休憩 午前10時53分～再開 午前11時04分）

議長（春日君） 再開いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」反対の立場で討論します。

歳入については、個人町民税、現年度分が前年対比マイナス21.3%の6億200万円、法人がマイナス31.9%の1億6千万円という厳しい見通しの中で、繰越金はマイナス48.8%、町債もマイナス52%と投資的事業を控え、緊縮財政に努力した後が見受けられます。

歳出については、私が今まで一般質問で提案した歯周病の節目検診の実施や遊具の安全点検、設置や太陽光発電システム設置補助金がもり込まれました。

ごみの減量化の取り組みも始まります。ごみの減量化は町民一人一人の協力が不可欠です。広域化に向けて町の負担が増えないように町民に理解と協力をしてもらう必要があります。そのためには今後の啓発活動が必要だと思います。

福祉医療費については、入院費は中学3年生まで無料になります。取り組みが遅れていた県内の自治体が22年度から小学3年生まで通院費を無料にします。坂城町だけが取り残されてしまい、非常に残念です。住む市町村によって子どもの医療費負担の差があれば、子育て世代の若い人は坂城町を敬遠し、人口増は望めないと思います。子育て世帯に住んでもら

うためにもレセプト代収入と村上義清イベントをやめれば小学3年生までの通院費無料化ができると思います。

また敬老祝金の減額も私一人が反対しただけで多数決で決まってしまいました。少ない年金でやりくりしているお年寄りにとって本当に残念です。

保育士も正規職員よりも臨時職員の方が多くなってしまい、経験の積み重ねができなく、非常に心配です。児童館の臨時職員も6カ月という短期で交代してしまい、子どもたちの成長にとってよいこととは思われません。町長がいつも言っている坂城町を愛する郷土愛を育てるには、幼少時から少年期にかけてたくさんの楽しい思い出づくりが必要だと思います。人間にとって一番大事な人格形成の時期に保育園や児童館の先生がくるくるかわっては、一人一人の子どもがどのように成長し、変わっていくのか、目配りや気配りができると思いますか。

また解放同盟初め各種団体への補助金が50件近くあり、総額9千万円近くあります。必要不可欠だと思われる部分を除いても3千万円ほどになります。これらの団体への補助金交付に対して予算書や決算書がきちんと提出されているのでしょうか。各団体に占める補助金の割合は何%なのか、把握していますか。そのうち補助金はどのように使われているのか、明確になっていますか。今まで議会にも全く提出されていないことも問題だと思います。今後はきちんと提出をしてほしいと思います。その中で事業仕分けをし、各種団体の補助金の使われ方を町民に明らかにする必要があると思います。

この不況で生活に苦慮している町民が多い中、村上義清イベントのような一過性のものではなく、町民の生活向上が図られる施策を強く望んで私の反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（柳澤君） 議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」賛成の立場から討論をいたします。

国においては、新政権の政策実現に向けて2010年度予算案の審議、子ども手当や公立高校の授業料実質無償化の法案審議など2010年度に向けての準備が進められています。

長引く景気低迷の状況について、長野経済研究所は、県内の景況を3月15日「穏やかな持ち直しの動きが見られるが、雇用面を中心に厳しい状況が続く」と発表しております。が、持ち直しの動きはなかなか実感が持てず、雇用、所得環境について引き続き懸念される所々であります。

地方財政を取り巻く状況は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が引き続き落ち込む一方、少子高齢化が進展する中、社会保障関係費等の増加や公債費が高い水準で推移することなどにより、かつてないほどの大幅な財源不足を生じています。

地方交付税については、地方のニーズに適切に応えられるように、前年度対比で約1兆1

千億円が増額されており、税収見込みが厳しい当町においては財源確保に向けて朗報ではありますが、すべての地方公共団体に配分されることとなるので、実際の配分額については気がかりであります。国においては、地域主義の確立に向けた制度改革へ本格的な取り組みを進めているところですが、真の地方分権の推進、地方の自主性が発揮できる制度になるよう強く望むところであります。

こういった社会経済情勢のもとで、町では将来にわたって個性ある自律のまちを構築するため、行財政改革の継続的な取り組みにより、人件費の抑制、経常経費の削減、定員管理の適正化、行政サービスの向上に努力されている点を評価するものであります。

さて、平成22年度の当初予算は大変厳しい昨今の財政情勢を反映して、前年度対比9.8%減の54億6,300万円の規模となっております。歳入を意識した非常にコンパクトな予算編成であり、やりくりの努力をし、歳入歳出バランスのとれたものと評価いたします。

歳入であります。町税については、個人所得の低下や不安定な雇用情勢等もあって個人住民税がマイナス21.2%、1億6,300万円の減、法人町民税については、企業を取り巻く厳しい状況からマイナス31.9%、7,500万円の減額、固定資産税については、償却資産の減少で3.1%減、町税全体では2億8,700万円、11.2%減の22億7,600万円あまりの計上であります。税収の減額は地方財政計画に沿った妥当な計上であると思われませんが、一方において収納未済額も年々増加傾向にありますので、負担の公平性という観点からも厳選な対応を望むものであります。

国庫支出金、県支出金については、まちづくり交付金事業が終了しましたが、子ども手当や安心子ども基金事業への取り組みで増額計上となっております。

地方債については、事業の選択、臨時財政対策債の発行、また計画的な基金運用によりやりくりを図られている点に対し、評価するとともに、より一層の財源確保を望むものであります。

次に歳出であります。

投資的経費については、平成21年度までの5カ年計画で進めてきたまちづくり交付金事業が終了したことから、大幅に減額となっておりますが、継続事業であるA01号線、坂都1号線などの道路改良事業や住環境の向上を図る下水道整備事業の推進、あるいは学校耐震化などの事業化が図られています。

義務的経費については、子ども手当の支給により扶助費が50.2%と大幅に伸び、公債費も微増ですが、徹底した義務事業等の見直しにより経常的経費の削減に努力されており、人件費についてはマイナス3.0%、補助費についても10.8%の削減を図っており、行財政改革による効果のあらわれとして評価いたします。

ソフト事業につきましては、子どもの医療費負担軽減の対象者の拡大、ものづくり技能表彰やものづくり教育といった産業振興施策の展開、ごみ減量化推進制度の拡充や太陽光発電システム設置補助制度の創設といった新たな取り組みや制度の充実を評価し、期待するところであります。

また地域が主体的に進める地域づくり活動支援事業や歯周疾患検診の取り組みといった健康づくりを進める健康増進事業、小中学の学校支援地域本部事業など継続的な取り組み、あるいは緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別事業といった雇用の拡大にも配慮がうかがえます。

現在の地方自治体を取り巻く厳しい社会経済情勢を受け止め、歳入の確保を図りながら、歳出においては引き続き行財政改革を推し進める中で、行政コストの低減、事務事業の効率化を図り、さらに健全な行財政運営の取り組みを願うものであります。

平成21年度末には、全国の市町村において市の数が786に、町の数757になる予想で、町の数が市の数を下回る状況となりますが、坂城町は早くから自律のまちを選択しています。引き続き町民、企業の皆さんと協働による「安全・安心な住みよいまちづくり」「ものづくりと安らぎのまち」を目指し、さらに前進することを期待し、総合的な評価のもと、私は議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」賛成をいたします。

議長（春日君） 次に、原案の反対の方の発言を許します。

1番（田中君） 私は議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」反対の立場から討論を行います。

本議会に提出されました一般会計予算案は、世界的な景気の低迷が1年半も続いている影響で、町内企業や事業所、商店などが受注や生産活動の落ち込み、消費の低迷が続くなど誠に厳しい経営環境に置かれており、その結果として、町の財政の基盤である町税が前年度予算に比べ、11.2%の減額を見込んでおります。とりわけ工業の町、下請け中小企業の町を象徴する法人町民税は、昨年度予算で47%の減額をして、それに続いて来年度も31.9%もの減額であります。

この法人町民税は2年前の19年度決算においては、納税額が約7億7千万円もありました。この2年前に比べて約5分の1という超大幅に減収を見込まざるを得ない状況に現在この町は置かれております。これだけ大きな減収を見込まざるを得ないほどの町内企業の状況を認めながら、22年度一般会計予算案では財政規律にウエイトを置いたものの、町の産業基盤である中小企業や商店などへの新たな受注開拓対策や冷え込んだ消費をてこ入れするプレミアム付商品券、また小規模事業者の収入や仕事につながる町単工事の増額など、景気に配慮した事業予算がとられておりません。

そこで私は、去る3月16日の総務産業常任委員会での付託されました一般会計予算の採

決に際し、この町内景気の落ち込み対策として、補正予算など早急に景気対策に取り組むよう附帯決議を求め、提案したところでもあります。附帯決議は、ご承知のとおり何ら法的な効力がなく、委員会、ひいては議会としての希望であり、要望であるにもかかわらず、誠に残念で情けなく寂しいことに賛成は私一人のみでありました。否決をされました。

およそ住民の福祉の向上を目指す行政に対して住民の目線でそれをチェックするのが議会であり、住民の目線で政策提案をするのが議会に与えられた、そして議員としての大事な責務であります。私は附帯決議が採択されておれば、この討論をする必要はなかったのですが、これだけ景気が低迷し続けているのに、議員として本予算をこのまま採決にかけるのでは住民の負託に応える議員としてあまりにも忍びないと考えました。

そこで景気対策の面のみについて十分な予算ではないと考え、反対討論をするものであります。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

11番（円尾さん） 議案第13号「平成22年度坂城町一般会計について」私は賛成の立場より討論をいたします。

カナダバンクーバーで2月に行われた冬季オリンピックに続き、日本時間で昨日閉幕した冬季パラリンピックでの選手の活躍に大きな感動を受けました。また厳しい条件の中で想像を超える頑張りに多くを学ぶことができました。

昨年8月の総選挙で政権交代が実現しました。国民の意思で政治を変えていける実感を持ったことは大変な前進だと思います。鳩山内閣が誕生して半年が過ぎ、前政権と変わらず政治と金にはうんざりしているのが実感ではないでしょうか。期待外れが内閣の支持率を引き下げています。政策がなかなか決定しなかったことで予算編成にご苦労されただろうと推察いたします。

世界的な景気後退は一向に回復の見通しに立たず、厳しい経済状況が続いています。企業の町坂城にとって影響をもろに受け、税収の落ち込みが激しく、前年度対比9.8%マイナス、54億6,300万円の予算規模になりました。県下では新年度の予算がマイナスに計上された市町村はあまりありません。

そのことを見ても企業中心のものづくりの町は景気の影響が大きく財政運営を左右することが見て取れます。個人町民税がマイナス21.2%、法人税がマイナス31.9%と、それぞれ前年対比大幅な減額です。特に個人町民税は、かつてない減額であり、気がかりです。21年度は非課税世帯が1,072世帯、18.66%を占めることは今後の財政運営や施策の展開にも大きく影響すると思われます。

また税金や国保税、介護や後期高齢者医療保険料など滞納の増加が予想されます。仕事がない、収入がないと町民の生活の大変さが数字の上によくわかります。地域経済の活性化が

町政の重要課題だと思います。

基金条例の見直しが実現しました。求めてきたものとして大変うれしく思います。長い間活用されていなかったものを含め、見直しされたわけですが、財政の厳しいときです。施策展開に有効に活用されることを期待いたします。

歳出について述べます。

まちづくり交付金事業が終わったこと、継続事業だけの予算化で、普通建設事業費が前年対比マイナス72.6%の大幅な減額になりました。予算全体がハードからソフトへの歳出予算と言えるのではないのでしょうか。

大変気になる福祉や教育の予算はどうなったのか比較してみました。老人福祉費は4億2,121万円、敬老祝金の削減はあったにもかかわらず、前年対比151万円のプラスです。心身障害者福祉は2億6,536万円、前年対比557万円の増です。児童福祉費6億4,729万円は子ども手当が主要因ですが、2億872万円の増です。教育費が2億8,323万円、プラス401万円でした。自然増と考えていい部分もありますが、予算総額が1割近くの減額の中で、福祉や教育費の予算を確保したことは評価できると思います。

少子高齢化対策として、政策として子どもに目が向けられたことは一歩前進なのではないかと思います。人口減少時代に直面して10年、20年後を見据えた施策の展開を望むところでは。

長い間求めてきた子どもの医療費の無料化が入院に限り中学卒業まで拡大されたことは評価するところです。一般質問でも触れましたが、病気にかかりやすい小学校低学年まで通院費を無料にさせていただきたいと思います。それに必要な費用は試算によると546万円だと答弁がありましたが、実現に難しい金額だとは思いません。早い時点での実現を要望します。

新規事業として、太陽光発電システム設置補助金、歯周病疾患検診補助、サンデーリサイクル事業など評価するところです。

同和対策について、解放同盟の補助金180万円は14.3%の減額とありますが、依然として補助金が存在することに大変不満です。自治体が税金を特定の団体に提供することは間違いであります。公正・公平の点からも早い時点で終結すべきです。

家庭ごみが有料化になりました。手数料を取ることで長期のごみの減量化には限界があると思います。根本的な解決として、町自身としての生ごみの堆肥化を進めるなど循環型の取り組みや、いわゆる3Rと言われるものへの積極的な取り組みや啓発にもっと力を入れた施策の展開をすべきだと思います。

臨時職員の任用について、労働基準法や地方公務員法に準じてとありますが、働く人やサービスを受ける側にとってどうなのかの視点を忘れずに、知恵を出し、工夫をしていただきたいと思います。

食育・給食センターの調理業務が振興公社に委託されます。また雇用創出事業として取り組まれるふるさと雇用再生特別基金事業の3年後は振興公社での正職員になることが雇用の条件になっています。振興公社の業務が拡大されていきますが、指定管理者としてのあり方を研究していく必要があると考えます。

第5次長期総合計画、土地利用計画、男女共同参画計画、身障者計画等々本年度は多くの計画が見直しが予定されています。今後の坂城町を展望するために、どれも大切なものです。住民参画と多くの意見を集約し、住民要望に沿えるものを計画されるよう期待します。

緊急雇用対策が取り組まれています。制度の有効活用はもちろんのことですが、独自の雇用創出、町の企業が雇用創出できるような応援策を求めるものです。

遊休荒廃農地への取り組みが農業支援センターを中心に始まります。坂城町の農業の発展やあり方、農業振興条例の見直しなどへも続いていくことを強く望みます。

以上、前進面を評価し、問題点を明らかにし、要望を申し上げ、総合評価として議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」賛成し、討論いたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号「平成22年度坂城町一般会計予算について」原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（春日君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第3「議案第14号 平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 有線放送電話特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第14号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」3月16日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

○ 加入者世帯数とスピーカー加入者数は、それぞれどれくらいか。またスピーカーだけの場合の加入金、使用料は幾らか。

△ 2月末現在、3,424世帯、うちスピーカーのみの加入世帯は66世帯である。スピーカーのみ加入の場合、加入金1万円、宅内工事費、約1万円、使用料については、4月からの引き下げにより月額650円、年額7,800円となる

○ 町内世帯の約6割の加入ということだが、スピーカーのみの加入を普及する取り組みはできないのか。

△ 以前より有線廃止の申し出があった際にもスピーカーのみ残す方法について進めている。

○ 有線を利用したインターネット利用者はどれくらいか。

△ 2月末現在、316件である。

○ 町の広報手段である有線放送について加入者減少が著しいが、何か検討策はあるのか。

△ 関係各課等で有線放送の設備更新についての研究・検討を行っている。平成22年度については、他の市町村等の取り組みについて調査していきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第14号「平成22年度坂城町有線放送電話特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第4「議案第15号 平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中島君） 国民健康保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において、社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第15号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」3月15日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告をいたします。

○ 退職国保税の109万円増に対し、一般国保税は1,058万円減と見積もった根拠は。

△ 平成21年度は法改正による退職制度から一般制度への移行を鑑みて歳出予算を見積もっていたが、平成22年度については、21年12月末の調定額を基準に算定し、予算計上した。

○ 保険料の納付状況はどうか。

△ 平成21年2末日現在の徴収率は74.5%となっている。

○ 町民1人当たりの医療費はどうか。

△ 平成20年度の1人当たり医療費は29万5,422円、前年度比マイナス0.33%となっている。

○ 全国連合会システム導入負担金の機能の内容は。将来的にも負担は続くのか。

△ 国保連合会に委託している医療請求の審査や給付のシステムが全国統一システムへ移行するための導入時のみの負担金である。

○ 国民健康保険団体連合会の委託料は、どのように算出されるか。

△ 委託料は資格管理、第三者行為求償事務、レセプト管理、高額療養費支払事務などの共同事業委託料で、基本額に審査件数等の実績を乗じて請求される。

○ 高額医療費の給付の動向は。また今後の見通しはどうか。

△ 22年度は平成21年の月額平均に約4%増を見込んでいる。平成21年度は20年度比、約5%増の予算を見込んだが、ほぼ実績見込みと合っている。

○ 特定健診の減額の根拠は何か。本年度の状況は。来年度はどう見積もったか。

△ 本年度の状況は、平成21年度2月末現在、集団健診903人、個別健診86人、人間ドック250人で、受診率は39%である。22年度は集団健診1,200人、個別健診100人、人間ドック300人の受診を見込み、対象者の51%の受診を目標としての予算計上とした。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第15号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

4番（大森君） 議案第15号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論を行います。

歳入歳出予算の総額は、それぞれ15億7,910万9千円となっています。歳入のうち保険税の予算額は3億8,590万6千円で、前年対比マイナス948万3千円、2.4%の減となっております。加入世帯数は、3月2日現在、前年対比39世帯と増加していますが、保険税が減少しております。

課税額が下がった要因といたしましては、長期化している経済不況で町民の収入が減って

いることが大きな原因だと思われます。自営業者の営業所得の減少、非正規雇用の労働者や失業した人たちの増加、加えて現役をリタイアした団塊の世代の加入者の増大などが考えられます。

年々国保税の滞納額が増え続けています。国保加入者は3月2日現在、2,376世帯になります。そのうち資格証明書が21世帯、未交付が30世帯、短期保険証が105世帯、合わせて156世帯となっております。加入世帯のペナルティの比率は6.57%であり、これも年々増加しております。町民の健康と命を守る砦の保険制度であります。県下では発行している自治体の方が少なくなっており、資格証明の発行には反対するものであります。

全日本民主医療機関連合会の調査では、2009年の1年間で正規の保険証がなく、受診が遅れた結果、亡くなった人が、長野県の1人を含む17都道府県で33人いたことを明らかにいたしました。皆保険制度の崩壊が危惧されます。特に未交付世帯に対しては十分な配慮をしていただきたいと思います。

国民健康保険の運営状況が困難になっていることは全国で起こっております。その原因は、国の補助率が50%から25%に徐々に減らされたことに大きな原因があります。自治体における国保会計の崩壊を受けて保険制度の運営方法を変えていく動きが出ています。動向を注視していく必要があるのではないのでしょうか。

特定健診が20年度から始まり、受診率は42.59%でしたが、21年度2月末現在、集団検診903人、個別健診86人、人間ドック250人で、受診率は39%でした。今後受診率を上げ、この制度が生かされるよう町民の意識を高めていただきたいと思います。

早期発見のために、人間ドックの受診に対して補助の増額を望むものであります。長い目で見れば医療費の削減につながるのではないのでしょうか。担当職員の日々の努力は評価するところでありますが、滞納の増加や医療費の伸びなどを理由に保険税の引き上げは決してしないでいただきたいと思います。

以上、問題点と要望を申し上げまして議案第15号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」反対討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） 私は議案第15号「平成22年度坂城町国民健康保険特別会計予算について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

国民健康保険は、加入者の医療確保と健康増進という社会保障制度における重要な役割を担い、地域の住民福祉の向上に大きく貢献してきました。

しかしながら、国保被保険者の高齢化は年々進みまして、特に65歳以上の加入者の割合は2月末現在で1,655人と全体の37.5%を占めまして、加入者の高齢者による医療費増加は国保財政に深刻な影響を与えております。また医療費の増加に加えまして、長引く

景気低迷による収納環境の悪化などにより、財政状況は極めて厳しい状況にもございます。

こうした中で収支の均衡を保つため、レセプト点検やジェネリック医薬品使用促進などの医療費の適正化対策の実施や特定健診、保健指導事業の推進による生活の改善と疾病の未然防止は、健康増進と生活の質を向上させ、将来にわたる医療費抑制と健康で生き生きとしたまちづくりにつながるものと期待を申し上げる次第でございます。

保険税の収納につきましては、昼夜を問わずに滞納整理を実施されたり、短期被保険者証の交付による積極的な納税相談の機会の確保など、税の公平な負担をしていただくために努力をされております。保険税の適正徴収は被保険者間の負担の公平化を図り、国保財政の健全な運営を確保するための基本となるものでありますので、今後も引き続き、ご努力をお願いする次第でございます。

必要な財源の確保につきましては、後期高齢者医療制度の廃止にあわせ、新しい高齢者医療制度の創設の方針が示されるなど、大きな変動期にあります。健全な財政運営と保健事業の充実、歳出に応じた適切な保険税の賦課徴収による安定的な制度運営の維持をお願いいたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第5「議案第16号 平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第16号「平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」3月16日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長、担当係長の出席を求め、慎重

に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

○ 返済の状況はどうか。

△ 現年度分は平成21年度は14名、17件である。平成22年度は10名、13件となる予定で、返済が大きく進んでいる。

○ 解決するためには何か方策があるのか。

△ 全国的な問題でもあり、国土交通省において対策基準等についての検討もしていると聞いており、それを受けながら検討していきたい。

○ この問題に関して部落解放同盟町協議会との論議はしているのか。

△ 同盟町協議会会長に対して協力依頼をしている。

○ 償還期限の最終年度はいつか。

△ 平成29年度の予定である。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第16号「平成22年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第6「議案第17号 平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中島君） 老人保健特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第17号「平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について」3月15日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要について報告をいたします。

○ 老人保健特別会計は22年度で終了となるのか。

△ 平成20年3月の診療分までを予算計上とすることとなっている。平成20年3月の制度終了以降3年間は、特別会計を継続して計上する義務がある。23年度以降は支払いの必要等発生した場合に一般会計で対応していく。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第17号「平成22年度坂城町老人保健特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第7「議案第18号 平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算について」

議長（春日君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（安島さん） 下水道事業特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第18号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算について」3月16日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略について報告いたします。

- 下水道受益者負担金が前々年度と前年度を比較すると、約100万円減であるが、前年度と来年度を比較すると、約2,400万円増加しているのはなぜか。
- △ 下水道の供用開始となった地域について、毎年度当初に負担金を賦課している。工事面積戸数、宅地の密集度の状況により負担金の賦課額は増減する。
- 負担金の増加に比べ、使用料の増加が少ないのはなぜか。
- △ 下水道受益者負担金については、供用開始になった区域すべてに賦課するが、接続については台所、トイレ、お風呂等の改築及び接続工事があり、供用開始後3年以内に接続していただくこととなっているので、同じようには増加しない。
- 下水道普及率と接続率の関係は。
- △ 下水道の認可区域のうち、下水道の工事が完了した区域の人口割合が下水道普及率で、これが60%であり、そのうち下水道へ接続している人口割合が下水道接続率で68.5%である。
- 下水道を使用している人口比率は普及率に接続率を乗じたものでよいのか。
- △ よい。41%である。
- 坂城町はマンホールポンプを設置している箇所が多いと聞くが、設置はどのように判断するのか。
- △ これについては低い地域、箇所についての設置の必要がある。下水道の整備計画を立てる際、下水道管を一定区間深く埋設していくコストと下水道管を浅く埋設するコストの比較を行い、設置するか否かを判断する。
- 下水道の工事完了には、あと10年以上かかると思われるが、一般会計からの繰入金はその後も必要なのか。
- △ 工事の事業費に起債をしているので、工事終了後30年間は起債の償還がある。供用開

始区域が増えることにより使用料の増額は見込めるが、老朽化していく本管などの維持補修費も増加し、起債償還まですべては賄えない。繰入金は引き続き必要である。

- 下水道への接続率を上げるための努力は。
- △ 町の広報紙や各戸へ接続依頼の通知などにより推進していく。
- 公債費のピークはいつか。
- △ 平成19年度がピークで、減ってきている状況だが、今後については毎年の事業費がより増えることも予想される。
- 維持管理費の修繕費の内訳は。
- △ マンホールポンプの修繕として160万円、本管等の修繕について50万円を見込んでいる。
- マンホール回りなど舗装が傷んでいる箇所について、定期的に点検するなど早期に対応できないか。
- △ 道路補修のパトロールを定期的実施している。下水道の本管ルートなどについても一緒にパトロールをしていくなど対応していきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第18号「平成22年度坂城町下水道事業特別会計予算について」全員の賛成をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（春日君） 報告の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後12時02分～再開 午後1時30分）

議長（春日君） 再開いたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定いたしました。

◎日程第8「議案第19号 平成22年度坂城町介護保険特別会計予算について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中島君） 介護保険特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第19号「平成22年度坂城町介護保険特別会計予算について」3月15日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。以下その概略について報告をいたします。

○ 特別徴収、普通徴収の収納率の状況はどうか。

△ 平成22年2月末現在で、特別徴収は83.65%、普通徴収は73.99%である。特別徴収について、2月天引き分の入金があるため3月のため収納率が100%となっていない。普通徴収については、通常は月末納期となるため、今年は2月末日が日曜日であったため、口座振替日など納期が3月1日にずれ込んでおり、収納率が昨年より低い数字となっている。

○ ストレッチヨガの利用状況はどうか。

△ 12回を1クールとして年間3クールを実施、平均して約30人の利用があった。施設の規模として30人ぐらいが限界であるため、今後、参加希望者の増加がある場合は、1クールを8回にして総クール数を増やすなど多くの方が利用できるよう検討したい。

○ 配食サービスの利用状況はどうか。

△ 平成21年度の2月までの状況は延べ316人、4,227食。月当たり28.7人、384食であり、月平均で前年からは2名、0.2食の増である。

○ 寝たきり老人等介護者交流事業の実施状況はどうか。

△ 坂城町社会福祉協議会へ事業の委託を行っており、介護教室を年2回、交流会を年3回実施している。

○ 徘徊高齢者検索システムの利用状況はどうか。

△ 町の認知症老人の登録は現在41名。そのうち2名に機器の貸し出しを行っている。今後、希望者の増加等必要があれば機器の購入も検討をしていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第19号「平成22年度坂城町介護保険特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わります。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は議案第19号「平成22年度坂城町介護保険特別会計予算について」反対の立場で討論します。

この制度は、かつての自民政権が福祉予算削減のためにつくった制度です。介護保険ができれば家族介護の負担が減り、施設入所が利用しやすくなると期待した人も多かったと思います。

しかし、今までの措置と違い、応能負担から応益負担になり、お金のない人は施設から追い出されたり、必要なサービスが受けられなくなりました。一方、高額所得者は今まで施設入所に30万円以上かかっていたのが介護保険で3万円台になるという矛盾の多い制度だと思います。サービスも認定審査会で決められ、本人や家族の願いや実態とかけ離れ、必要なサービスも制限される人を多く生み出しました。収入のない人からも保険料を徴収し、滞納者はサービスも受けられないなど国民健康保険よりひどい制度です。

介護保険ができて10年が経過しました。しかし、施設があまりに少なく、入所待ちの人は増える一方です。介護疲れによる虐待や殺人事件さえ起きています。介護施設は仕事に比べ報酬が低く、運営に苦慮しています。職員は低賃金と重労働で働く意欲さえなくし、転職が後を絶ちません。そのため海外からヘルパーを雇うところも出てきました。それでも人手不足で十分な介護やサービスが提供できないという悪循環に陥っています。

年をとれば誰もが介助を必要とするときがあります。そのときに寄り添い、援助できる体制づくりを国の責任ですべきだと思います。憲法25条で保障する生存権をも脅かす介護保険法の廃止や介護保険へ国の負担金を増額することを求めるべきだと思います。その先頭に坂城町が立つことを強く要望して私の反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

5番（山城君） 私は議案第19号「平成22年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出予算について」賛成の立場から討論をさせていただきます。

現在、坂城町の65歳以上の高齢者人口は、2月末現在、4,551人で、人口に占める割合は28.2%となっております。これは1年前と比較すると人口で138名、高齢化率にして1.1ポイントの上昇となっております。

このように急速に進む高齢化社会に対応し、介護を必要とする高齢者などが、できる限り自立して暮らせるよう、平成12年度に創設された介護保険制度も今年度でちょうど10年を迎え、平成21年度からの第4期事業計画に基づく保険料をもとに、平成22年度の予算が今回の議会に上程をされております。

年々介護保険給付が伸びる中で、65歳以上の町民の皆さんが負担される介護保険料については、国の臨時特例交付金に基づく基金や支払事務費基金を取り崩すなどして、高齢者に対する負担につきまして、できる限りの配慮がなされ、県平均月額より489円低く、県内

では9番目に低い金額となっております。

このような状況の中、本町の介護保険特別会計予算は11億1,246万6千円が計上されております。介護サービスの利用増加に伴い、保険給付費は前年度対比4.3%の伸びとなっておりますが、居宅サービス給付や地域密着型サービス給付の伸び率が大きいなど、利用実態を考慮した予算配分に努めておられます。

地域包括支援センターにおきましても、高齢者が支援や介護が必要となった場合に、それ以上状態が悪化しないようケアサポートする介護予防事業を初め、要支援や要介護状態になることをできるだけ防ぐ地域支援事業につきましても、さまざまなメニューによりご尽力をいただいております。

高齢者が増加する中において、ますます介護保険制度が重要となっており、後期高齢者を初めとする医療制度や社会保障制度全般において先行きが不透明な状況ではございますけれども、高齢者の負担へ十分に配慮される中、サービスの充実を図られますようお願いをいたしまして私の賛成討論といたします。

議長（春日君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第9「議案第20号 平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」

議長（春日君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（中島君） 後期高齢者医療特別会計の審査報告を申し上げます。

去る3月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第20号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」3月15日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概略についてご報告をいたします。

○ 保険料の特別徴収、普通徴収の内訳は。

△ 2,473名分の保険料収入について、特別徴収を7割、普通徴収を3割と見込んでいます。

○ 広域連合との役割分担は。

△ 広域連合は、主に保険料の算定と給付の部分を担い、町は窓口業務と収納業務を担っている。

○ 滞納整理はどこが行っているのか。

△ 町で行っている。後期高齢者医療制度の保険料については総務課ではなく、福祉健康課が所管している。

○ 保険料改正の内容は。

△ 保険料は2年に1度見直されることとされているが、このたび平成22年度と平成23年度分の保険料について改正が行われた。均等割については438円増の3万6,225円に見直され、所得割については0.36%増の6.89%に見直された。限度額については50万円のまま据え置きとなっている。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第20号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」賛成多数をもって原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（春日君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

6番（入日さん） 私は議案第20号「平成22年度坂城町後期高齢者医療特別会計予算について」反対の立場で討論します。

昨年の8月の総選挙において、民主党は後期高齢者医療制度を廃止すると公約し、圧勝しました。しかし、政権につくと、すぐの廃止は難しいと先送りし、新しい医療制度をつくろうとしています。

そもそも後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者に負担を負わせ、医療費の抑制を図ろうとしたものです。今まで収入がなく、家族の扶養となっていた人からも保険料を徴収するという過酷な制度です。また2年に1度保険料を見直し、加入者が増えれば保険料が上がる仕組みになっています。

22年度から長野県の保険料も4.9%アップし、年額4万8,023円になります。2002年度から2009年度まで国の医療、福祉等の社会保障費は8兆3,630億円も削減されました。くるくる変わる制度に地方自治体も振り回され、事務の煩雑さなど苦慮し

ていると思います。

民主党が主張している新しい医療制度は、後期高齢者だけでなく、国民健康保険や協会健保も含め、ひとつの統一的な地域医療保険にしようというもので、後期高齢者医療制度の悪い部分が全国民に拡大する恐れがあります。今なら民主党の公約どおり後期高齢者医療制度を廃止し、もとの老人保健に戻すことは可能です。

その際、保険料の負担増にならないように国民健康保険に国庫負担金を増やすこと、75歳以上の窓口負担をなくすことを住民の命と健康を守る立場から坂城町としても国に強く要求すべきだと思います。今議会でも後期高齢者医療制度の廃止を求める陳情が賛成多数で可決されました。町としても真剣に国に要求することを要望して私の反対討論とします。

議長（春日君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（なしの声あり）

議長（春日君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

議長（春日君） 挙手多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長（春日君） 次に追加日程に入ります。

追加日程第1「議案第21号 平成21年度国補公共下水道事業坂城1号幹線1工区管路工事変更請負契約の締結について」から追加日程第12「発委第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について」までの12件を一括議題とし、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（春日君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長（中沢君） 議案の説明をいたします。

議案第21号「平成21年度国補公共下水道事業坂城1号幹線1工区管路工事変更請負契約の締結について」でございます。

本案は、南条地区への坂都1号幹線の管渠布設工事の工期の変更をするものであります。

1級河川谷川の河底横過を含む推進工事が土質の状況により進まない状況にあり、また他工区との通行止めに伴う迂回路確保等の調整、補償物件の移設等に日数を要する次第であります。国の翌債承認をいただき、6月30日まで工期の延長をいたすものであります。

次に、議案第22号「平成21年度安全・安心な学校づくり交付金事業坂城小学校改修工事変更請負契約の締結について」でございます。

今回の変更は、当初工事を進める中で会議室や階段等に新たに改修の必要が生じたため、241万5千円を増額し、あわせて追加工事箇所的设计や学校行事との調整により時間を要するために国の翌債承認をいただき、工期を8月31日まで延長するものであります。

次に、議案第23号「平成21年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,810万1千円を減額し、予算の総額を64億5,381万9千円といたすものであります。

歳入でございますが、町民税及び固定資産税など町税全体で4,010万円の減、地域活性化公共投資臨時交付金などの国庫支出金で1億3,115万8千円の増、特別交付税で6,640万5千円の増額など、これらの歳入の増減に加えて事務事業の精算に伴い、財政調整基金などからの繰り入れを1億4,700万円あまり減額いたすものであります。

歳出でございますが、地域活性化公共投資臨時基金積立で、2,390万円、子ども手当の準備事業で405万2千円、下水道事業繰出金で1億5,010万円をそれぞれ増額いたし、農山漁村活性化支援交付金事業で1,770万円、小学校耐震化事業で6,974万8千円、食育・給食センター建設事業で8,731万4千円をそれぞれ減額するとともに、そのほか歳出全般にあたる事務事業の精算に伴う補正であります。

また繰越明許費として、子ども手当、予防接種事業、A01号線、昭和橋改修事業、道路新設改良一般事業、全国瞬時警報システム設置事業、小学校耐震化事業について事業繰越をいたすものでございます。

議案第24号「平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第2号）について」でございます。

本案は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ29万8千円を減額し、予算の総額を5,926万5千円とするものであります。

歳入の主なものは、移設や修理等に伴う工事負担金、使用料及び手数料であります。

歳出は、設備の維持に係る修繕料、支障移転等の工事請負費、設備基金積立金等でございます。

次に、議案第25号「平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万4千円を追加し、総額をそれぞれ16億1,392万7千円といたすものであります。

歳入ですけれども、基盤安定繰入金、出産育児一時繰入金を増額し、高額医療費共同事業国庫負担金あるいは国調整交付金、高額医療費共同事業県費負担金を減額するものであります。

歳出ですが、出産育児一時金、国庫支出金返還金を増額し、高額医療共同事業拠出金あるいは高額療養費特別給付費等を減額するものであります。

次に、議案第26号「平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第5号）について」でございますが、本予算は歳入歳出予算の総額に、それぞれ2,510万2千円を追加し、予算の総額を12億9,593万6千円とするものであります。

歳入ですが、一般会計繰入金1億5,010万円、下水道使用料が508万2千円、下水道負担金が389万9千円追加し、下水道事業債を1億3,380万円を減額するものであります。

歳出でございますが、公共下水道事業費2,836万8千円を追加し、流域下水道事業費363万8千円を減額するものであります。

次に、議案第27号「平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第3号）について」説明いたします。

本予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ42万7千円を追加し、予算の総額を10億8,664万6千円とするものであります。

介護保険システムの改修及び保険給付費の組み替え等によるものでありまして、歳入では基金繰入金、財産収入を増額し、歳出では総務費、基金積立金を増額するものでございます。

以上よろしくご審議を賜り、適切なお決定をいただきますよう、お願い申し上げます。

2番（中嶋君） 私からは発委第2号以下4件の発委がございますが、一括して行います。

発委第2号「保育所給食の外部調理に対し、規制緩和を行わないことを求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

国は、特区の地域的限定を外した上、私立保育所も含め、3歳児以上の給食の外部調理の規制をなくし、4月からの実施を決めている。

保育所給食は、幼い子どもひとりひとりの発達段階や体調、生活リズムにあわせる必要があり、食の大切さを学ぶ「食育」の役割も果たしている。生活のほとんどを保育所で過ごす子どもたちにとって、給食はみんなで食べる「おいしさ」「たのしさ」を体験し、友達や保育者との絆を一層深める大切なものである。「子どもの健やかな育ち」を保証する保育所給食の役割を果たすことは、外から運び入れるだけの外部搬入方式では困難である。外部調理によって保育所運営の効率化が図られるとして規制緩和を推し進めようとすることは、子どもの

成長や安全より経費節減を優先するものであり、到底認めることはできない。

既に外部調理が行われている特区では営利企業も参入しており、儲け本位で食材費を削り、問題になった例もあり、規制緩和でこうした事例がさらに増えることは目に見えている。また現在置かれている調理室も外部調理が広がれば「なくてもよい」ものとなり、配膳や加熱さえできなくなることも懸念される。子どもの健やかな発達のために規制緩和をしないことを強く要望する。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げます、趣旨説明といたします。

引き続き、発委第3号「子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可され、接種が始まった。子宮頸がんは20歳代の女性では乳がんを抜いて発症率が一番高いがんで、1万5千人以上が発症し、約3,500人が命を落としている。その原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんとされている。

HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10歳代の女性がワクチンの対象となる。皮下注射による3回の接種で4万円から6万円の金額が自己負担となり、公的援助が不可欠である。あわせて自分の体と性について正しい知識を得る機会とするため、この間、後退させられた学校での性教育を強めることが必要と思われる。このことが女性の生涯にわたる「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を保障することにつながる。

既に世界では100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国30カ国で公費助成が行われている。日本でも自治体が独自の助成を開始し、日本産婦人科学会や日本小児学会も11歳から14歳の女子に公費負担で接種するよう求めている。

よって、上記事項を実現することを強く要望する。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明といたします。

発委第4号「後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

2008年4月から実施された後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを切り離して、①これまでの保険料負担のなかった扶養家族を含め、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。②75歳以上を対象にした別建ての診療報酬（医療保険から医療機関に支払われる医療費）を設定し、高齢者を差別する。③後期高齢者人口割合が増えるに従って保険料が上がっていく仕組みがつけられている。④滞納者には、これまで国保では対象か

ら除外されていた資格証明書を発行し、窓口で医療費全額を負担させるというものである。

8月の総選挙では、この後期高齢者医療制度の廃止を公約に掲げた民主党が大きく議席を伸ばし、政権が交代した。国民はその実現を求めている。今後も保険料は2年ごとに上がるが、後期高齢者医療制度は早期に廃止し、老人保健制度に戻すことが必要と考える。

よって、国においては、後期高齢者医療制度の廃止のため、以下の事項の実現を強く要請する。

記

1、後期高齢者医療制度を早期に廃止し、老人保健制度に戻すこと。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明といたします。

発委第5号「市町村国保の改善を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

被用者保険と比較しても、1990年代初めからの被保険者の所得の減少が著しい市町村国保の改善は急務となっている。後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すということは、75歳以上の高齢者の多くが国保に戻ることになる。その際に1995年から行われてきた平準化政策を廃止し、普通調整交付金の充実、国保料・税の上限額の引き上げにより負担能力に応じた国保料・税に改善することが少なくとも必要である。

よって、国においては、市町村国保の改善のために以下の事項の実現を強く要請する。

記

1、市町村国民健康保険につき、以下の改善を行うこと。

①国保料・税の7割、5割、2割の軽減を応益割合の条件をつけずに、すべての市町村国保で実施できるようにすること。また9割軽減も導入すること。

②国保への国の負担を増やし、普通調整交付金を増額すること。普通調整交付金については、収納率の低下、福祉医療などの窓口無料化の減額ペナルティを一切行わないこと。

③国保料・税の上限額を協会健保の保険料上限並みにまで引き上げられるようにすること。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願いを申し上げます、趣旨説明といたします。

7番（安島さん） 発委第6号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ、この訴えは核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びであります。

しかし、核兵器は、いまだに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から今なお人類は解放されていません。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面しています。米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有5カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、そして核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしています。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請いたします。

- 1、政府は国是である非核3原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶を目指す「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
- 2、非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に被核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。特に朝鮮半島と日本を含めた北東アジア被核兵器地帯構想を早急に検討すること。
- 3、核拡散防止条約（NPT）の遵守及び加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条約（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上よろしくご審議の上ご協賛賜りますようお願い申し上げます趣旨説明といたします。

議長（春日君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時22分～再開 午後2時33分）

議長（春日君） 再開いたします。

◎追加日程第1「議案第21号 平成21年度国補公共下水道事業坂城1号幹線1工区管路工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第2「議案第22号 平成21年度安全・安心な学校づくり交付金事業坂城小学校改修工事変更請負契約の締結について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第3「議案第23号 平成21年度坂城町一般会計補正予算（第9号）について」

議長（春日君） これより質疑に入ります。

1 番（田中君） まず歳入についてお伺いします。

ページは初めの補正の1ページでいいかと思えますけれども、固定資産税が予算額に対して3,750万円増えている。どうして増えたか、どういうことなのかということをお伺いし、説明をお願いします。

収納対策推進幹（春日君） お答えします。

固定資産税につきましては、土地・家屋・償却ということで、それぞれ当初予算で計上いたしました。その後、現在の状況でございますが、土地につきましてはマイナス29万円、家屋につきましてはマイナス1千万円、償却資産につきましては2,700万円ということで、それぞれ当初見込みより大分変わってきております。

一番大きな部分につきましては償却資産ということで、償却資産につきましては、当初5億7,900万円で見込みを定めてございますが、6億600万円ということで、20年の10月以降、急激な経済変動が起きたということでありますけれども、新しく21年度の予算をつくったときに、償却資産については、もうちょっと落ちるんじゃないかということで当初、予算を計上したわけなんです。10月、11月、12月と3カ月が特に悪かったということで、21年度につきましては、思ったほど償却資産が落ちなかったということでございます。以上でございます。

1 番（田中君） 今の話だと固定資産の償却資産が当初2,700万円の増ということなんですけれども、家屋が1千万円のマイナスということであれば、3,750万円になるには、ちょっとどういうことか。家屋がプラス1千万円ということでもいいのかどうか、ちょっと確認だけします。

それから6ページでございますが、繰越明許費の関係でございますが、予防接種が280万円繰り越すということ、新型インフルエンザの関係かと思うんですけれども、これは大分下火になっているし、なぜ予防接種が繰り越すのか、ちょっと説明を、どういうことなのかお伺いしたいと思います。以上でございますので、お願いします。

収納対策推進幹（春日君） お答えいたします。

先ほどの私の説明の中でちょっと一部落ちておりましたので訂正させていただきます。

先ほど、土地・家屋・償却ということで、増えた部分を合計いたしますと、議員さんおっしゃるとおり合計になりません。そこに収納率が影響しております、当初予算では97%で見込みでしたが、2月末現在の収納率を参考にいたしまして、それより0.8%増ということで見込みをさせていただきました。以上です。

福祉健康課長（中村さん） 新型インフルエンザに係る軽減措置の分でございますが、これにつきましては、2月1日から健康な成人について予防接種が受けられるようになりました。そ

れに係る国の方の措置で、その方たちについても、非課税世帯の方につきましては軽減措置を講ずるということで、町もそれに合わせまして実施要綱を設置いたしました。それで国、県から補助をいただく関係で22年度に繰り越すものでございます。

1番(田中君) ちょっと1回多くなっちゃうんですけども、14ページの収入の関係でございませうけれども。

議長(春日君) 2回ですが。

1番(田中君) ちょっとさっき、何しろメモを入れておかなかったから、メモというか、ちょっと1回ひとつお願いしたいんですけども。まずいですか。

議長(春日君) 一応決まりでありますので、そのように。

ほかにございますか。

「質疑終結、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第4「議案第24号 平成21年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算(第2号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第5「議案第25号 平成21年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第6「議案第26号 平成21年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第5号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第7「議案第27号 平成21年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第3号)について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第8「発委第2号 保育所給食の外部調理に対し、規制緩和を行わないことを求める意見書について」

「質疑、討論なく(原案賛成、挙手全員により)可決」

◎追加日程第9「発委第3号 子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書につ

いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第10「発委第4号 後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手多数により）可決」

◎追加日程第11「発委第5号 市町村国保の改善を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第12「発委第6号 核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第13「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（春日君） 各委員長から会議規則第75条の規定による閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（春日君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の委員会継続審査調査とすることに決定いたしました。

議長（春日君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（中沢君） 平成22年第1回坂城町議会定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

3月3日に開会されました本定例会は、本日までの21日間の長きにわたり、ご審議をいただきました。提案いたしました条例の制定、一部改正、一般・特別会計予算など、すべての議案に対して原案どおりご決定を賜り、ありがとうございました。

特に22年度一般会計予算につきましては、厳しい財政状況を反映した予算となりましたが、職員と一丸となり、安心・安全のまちづくり、住民サービスの向上に努めてまいりたいと思います。

また議会開会中に、主要地方道長野上田線力石バイパス、国道18号バイパス上田坂城バイパスの開通がございました。道路が開くと地域が一変して見えるというような感じもいたしております。大きな期待と夢を持って鼠橋以北の事業化に向けて、さらに強く要望活動を続けてまいりたいと考えております。

さて、最新の設備を整え、名称も全国初となりました食育・給食センターの竣工式を明後日25日に行います。新学期から体制も新たに子どもたちのための学校給食の提供を進めるとともに食育推進の拠点として活用してまいります。

4月から、ごみ処理手数料の有料化がスタートいたします。町民の皆さんのご協力をいただき、生ごみ堆肥化の推進など、ごみの減量化のさらなる促進に取り組んでまいります。

商工会関係者、企業オーナーから強い要望を受けまして、坂城WAZAパワーアップ事業に取り組めます。子どもたちに、ものづくりへの関心を持ってもらう事業や若者から熟練者までの技術顕彰など経済環境が厳しい今だからこそ取り組んでまいりたいと考え、テクノセンターの指導体制の強化とあわせて事業展開をしてまいります。

4月5日には町内小学校の入学式が行われます。新入児童に町花ばらをお贈りいたします。子どもたち、ご家族に、ばらを知っていただき、興味を持っていただき、開催を予定する第5回ばら祭りにもつなげればと期待しているところでございます。

春は三寒四温と言われております。今年は特に異常な気象となっております。議員各位におかれましては、健康に留意し、新年度をお迎えいただき、今後とも何分のお力添えをお願い申し上げ、閉会のごあいさつといたします。

議長（春日君） これにて平成22年第1回坂城町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（閉会 午後2時53分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

坂城町議会議長

坂城町議会議員

坂城町議会議員

坂城町議会議員

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 公共施設の焼却炉対策は イ. 3小学校の焼却炉は ロ. 速やかに撤去を 2. 少子化対策の根幹について イ. 子宮頸がん予防を ロ. 中学生に集団接種を ハ. 全額町負担を ニ. 中学での性教育を 3. 歩行者対策は イ. 田町～四ツ屋までの国道歩道は	2 番 中 嶋 登	町 長 教 育 長 教 育 次 長 福祉健康課長
2	1. 安全・安心の消防体制は イ. 住民の命を守るために ロ. 消防の広域化について 2. 協働のまちづくり イ. 中電跡地の利用計画は	4 番 大 森 茂 彦	町 長 住民環境課長 教 育 次 長
3	1. 町債残高縮減の取り組みは イ. 縮減への中長期目標の設定と実践は ロ. 繰上げ償還の取り組みと実績は ハ. 縮減へ施策・事業の選択と集中、住民との協働の促進を 2. ものづくりを担う子供達の育成策について イ. 小学生の理科クラブ創設を ロ. 農業小学校の取り組みを 3. 南条地区へ医療機関の誘致を イ. 南条地区へ医療機関誘致の取り組みを	1 番 田 中 邦 義	町 長 教 育 長 総 務 課 長 企画政策課長
4	1. 駅の利便性向上のために イ. 坂城町周辺に駐車場を 2. 22年度予算について イ. 各事業の評価と問題点は	6 番 入 日 時 子	町 長 建 設 課 長 教 育 次 長 福祉健康課長 産業振興課長 住民環境課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
5	1. 上小地域医療再生計画について イ. 協定の概要は ロ. 財政的支援は ハ. 周産期医療体制は 2. 健康増進事業について イ. 女性特有のガン検診について ロ. 受診率をあげるための取り組みについて ハ. 新規事業について ニ. 「すこやか21」見直しについて	7 番 安島ふみ子	町 長 福祉健康課長
6	1. 平成22年度の農林業の振興策について イ. 地域農業の再生対策は ロ. 農業支援策は ハ. 林業活性化への対応は	9 番 宮島祐夫	町 長 副 町 長 産業振興課長
7	1. 平成22年度予算編成について イ. 行政コスト削減の取り組みは ロ. 未収金対策について ハ. 財政調整基金について 2. 雇用対策について イ. 21年度雇用創出等の実績は ロ. 雇用対策事業の成果と評価は ハ. 町内小規模事業所への対応は	8 番 林 春江	町 長 総 務 課 長 産業振興課長
8	1. 町単補助工事について イ. 増え続ける要望箇所に速やかな対応を 2. 千曲川右岸堤防仮設道路について イ. なぜ取り壊さなければならないのか	3 番 塚田 忠	町 長 建 設 課 長
9	1. 人口減少への対応は イ. 加速する人口減少をどう捉えるか ロ. 若い人達への応援を ハ. 政策の転換を 2. 臨時職員の任用について イ. どう研究されたか	11番 円尾美津子	町 長 総 務 課 長 産業振興課長 福祉健康課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
10	1. 任期の総括をふまえて イ. 事業集成の所見は ロ. 第5次計画に寄せるビジョンは 2. ごみ減量化の支援について イ. 資源物回収奨励金の拡充を ロ. 堆肥化のイメージは 3. 坂城・更埴バイパスについて イ. 鼠橋以北の早期事業化の促進を	5 番 山城 賢一	町 長 企画政策課長 住民環境課長
11	1. 国道バイパスと県道の今後は イ. 国・県の考え方をどう認識しているか ロ. バイパスの鼠橋まで開通について ハ. 今後の見通しと対策は ニ. 特別な交付金1億円の行方は 2. 読書が増える教育を イ. 寄贈された図書が生きるために ロ. 読書を阻害しているものは、また対策は 3. 松枯れ対策のその後は イ. どんな検討がされたか ロ. 近隣市町村との接触は行われたか	13番 柳澤 澄	町 長 教 育 長 建 設 課 長 産業振興課長

保育所給食の外部調理に対し、規制緩和を
行わないことを求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

保育所給食の外部調理に対し、規制緩和を
行わないことを求める意見書

国は、特区の地域的限定を外したうえ、私立保育所も含め、3歳児以上の給食の外部調理の規制をなくし、4月からの実施を決めている。

保育所給食は、幼い子ども、1人ひとりの発達段階や体調、生活リズムに合わせる必要があり、食の大切さを学ぶ「食育」の役割も果たしている。生活のほとんどを保育所で過ごす子どもたちにとって、給食はみんなで食べる「おいしさ」「たのしさ」を体験し、友だちや保育者とのきずなをいっそう深める大切なものである。

「子どもの健やかな育ち」を保証する保育所給食の役割を果たすことは、外から運び入れるだけの外部搬入方式では困難である。外部調理によって保育所運営の効率化が図られるとして、規制緩和を推し進めようとすることは、子どもの成長や安全より、経費節減を優先するものであり、どうも認められない。

すでに外部調理が行われている特区では営利企業も参入しており、もうけ本位で食材費を削り問題になった例もあり、規制緩和でこうした事例がさらに増えることは目に見えている。また、現在置かれている調理室も外部調理がひろがれば、「なくてもよい」ものとなり、配膳や加熱さえできなくなることも懸念される。

子どもの健やかな発達のためにも、規制緩和をしないことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月 日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
厚生労働大臣 長妻昭 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を
求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

子宮頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める意見書

子宮頸がんを予防するワクチンが日本でも認可され、接種が始まった。

子宮頸がんは、20歳代の女性では乳がんを抜いて、発症率が一番高いがんで、15000人以上が発症し、約3500人が命を落としている。その原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）の感染によるもので、ワクチンで予防できる唯一のがんとされている。

HPVは性交渉で感染するため、性行動を始める前の10歳代の女性がワクチンの対象となる。皮下注射による3回の接種で4万円～6万円の金額が自己負担となり、公的援助が不可欠である。あわせて、自分の体と性について正しい知識を得る機会とするため、この間、後退させられた学校での性教育をつよめることが必要と思われる。このことが、女性の生涯にわたる「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）を保障することにつながる。

すでに世界では、100カ国以上でこのワクチンが使われ、先進国30カ国で公費助成が行われている。日本でも自治体が独自の助成を開始し、日本産婦人科学会や日本小児科学会も、11歳～14歳の女子に公費負担で接種するよう求めてもいる。

よって、上記事項を実現することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月 日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫
厚生労働大臣 長妻昭 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

後期高齢者医療制度の廃止を求める意見書

2008年4月から実施された後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者だけを切り離して、①これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する、②75歳以上を対象にした別建ての診療報酬（医療保険から医療機関に支払われる医療費）を設定し、高齢者を差別する、③後期高齢者人口割合が増えるにしたがって、保険料が上がっていく仕組みがつくられている、④滞納者には、これまで国保では対象から除外されていた資格証明書を発行し、窓口で医療費全額を負担させる、というものである。

8月の総選挙では、この後期高齢者医療制度の廃止を公約に掲げた民主党が大きく議席を伸ばし、政権が交代した。国民はその実現を求めている。今後も保険料は2年ごとに上がる。後期高齢者医療制度は早期に廃止し、老人保健制度に戻すことが必要と考える。

よって、国においては、後期高齢者医療制度の廃止のために、以下の事項の実現を強く要請する。

記

1. 後期高齢者医療制度を早期に廃止し、老人保健制度に戻すこと。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月 日

衆議院議長	横路孝弘
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	鳩山由紀夫
総務大臣	原口一博 殿
財務大臣	菅直人
厚生労働大臣	長妻昭

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

市町村国保の改善を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

市町村国保の改善を求める意見書

被用者保険と比較しても、1990年代初めからの被保険者の所得の減少が著しい市町村国保の改善は急務となっている。後期高齢者医療制度を廃止し、老人保健制度に戻すということは、75歳以上の高齢者の多くが国保に戻ることになる。その際に、1995年から行われてきた平準化政策を廃止し、普通調整交付金の充実、国保料・税の上限額の引き上げにより負担能力に応じた国保料・税に改善することが少なくとも必要である。

よって、国においては、市町村国保の改善のために、以下の事項の実現を強く要請する。

記

1. 市町村国民健康保険につき、以下の改善を行うこと。

- ① 国保料・税の7割、5割、2割の軽減を応益割合の条件をつけずに、すべての市町村国保で実施できるようにすること。また、9割軽減も導入すること。
- ② 国保への国の負担を増やし、普通調整交付金を増額すること。普通調整交付金については収納率の低下、福祉医療などの窓口無料化での減額ペナルティを一切行わないこと。
- ③ 国保料・税の上限額を協会けんぽの保険料上限並にまで引き上げられるようにすること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月 日

衆議院議長	横路孝弘
参議院議長	江田五月
内閣総理大臣	鳩山由紀夫
総務大臣	原口一博 殿
財務大臣	菅直人
厚生労働大臣	長妻昭

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書

ノーモア・ヒロシマ、ノーモア・ナガサキ、ノーモア・ヒバクシャ。この訴えは、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びである。

しかし、核兵器は未だに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。

2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質合意ができず、核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面している。

米国、ロシア、英国、フランス、中国の核保有五カ国に加え、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらに事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発に繋がるウランを濃縮・拡大するイラン、そして核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしている。

よって、政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請する。

1. 政府は、国是である非核三原則を堅持するとともに、平和市長会議が提唱する2020年までに核兵器の廃絶をめざす「2020ビジョン」を支持し、その実現に向けて取り組むこと。
2. 非核兵器地帯構想が世界平和の維持に重要な意義を有していることに考慮し、暫時、世界各地に非核兵器地帯条約が実現するよう国際的努力を行うこと。とくに、朝鮮半島と日本を含めた北東アジア非核兵器地帯構想を早急に検討すること。
3. 核拡散防止条約（NPT）の遵守および加盟促進、包括的核実験禁止条約（CTBT）の早期発効、核実験モラトリアムの継続、兵器用核分裂性物質生産禁止条例（カットオフ条約）の交渉開始と早期妥結に全力で取り組むこと。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出する。

平成22年3月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 江田五月
内閣総理大臣 鳩山由紀夫 殿
外務大臣 岡田克也

長野県埴科郡

坂城町議会議長 春日 武